

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年5月29日
【発行者名】	ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ (Pictet Asset Management (Europe) S.A.)
【代表者の役職氏名】	会長 セドリック・バーメッセ (Cédric Vermesse) 取締役 ニコラ・チョップ (Nicolas Tschopp)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ、L - 1855 ジェイ・エフ・ケネディ通り15番 (15, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 竹野 康造
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 竹野 康造 弁護士 大西 信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド (Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund)
【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】	100億米ドル(1兆883億円)を上限とする。 (注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、2020年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=108.83円)による。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド (Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund) (以下「ファンド」という。)

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、P分配型受益証券(以下「クラスP受益証券」という。)が日本において販売される。(以下「ファンド証券」または「受益証券」という。)

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド(以下「トラスト」という。)は、2020年3月末日現在、ファンドを含め12本のサブ・ファンドを有するアンブレラ型ファンドである。

ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ) エス・エイ (Pictet Asset Management (Europe) S.A.) (以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ファンド証券は追加型である。

(3)【発行(売出)価額の総額】

100億米ドル(1兆883億円)を上限とする。

(注1) 米ドルの円貨換算は、2020年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=108.83円)による。以下、米ドルの円貨換算は、特にこれと異なる記載がない限り、すべてこれによる。

(注2) ファンドは、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」という。)の法律に基づいて設立されているが、ファンド証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(4)【発行(売出)価格】

各申込みについて適用される取引日(以下に定義される。)の受益証券1口当たり純資産価格発行価格は、下記「(8) 申込取扱場所」に照会することができる。

(5)【申込手数料】

発行価格の3.30%(税抜3%)を上限とする申込手数料(受益証券1口当たり)が課される。

申込手数料は、下記「(8) 申込取扱場所」に照会することができる。

(6)【申込単位】

100口以上100口単位

（ 7 ） 【 申込期間 】

2020年5月30日（土曜日）から2021年5月31日（月曜日）まで

ただし、ルクセンブルグ、日本および英国における銀行営業日でありかつ日本における金融商品取引業者の営業日である日（以下「取引日」という。）に限り、申込みの取扱いが行われる。

日本における申込取扱時間は、原則として、午後3時までとする。

（注）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

（ 8 ） 【 申込取扱場所 】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」または「販売会社」という。）

ホームページ・アドレス <https://www.sc.mufg.jp/>

（ 9 ） 【 払込期日 】

各申込日の発行価額の総額は、当該申込みに適用される取引日後（取引日を算入せずに）4取引日目（以下「払込期日」という。）までに、それぞれ販売会社によって保管受託銀行であるピクテ・アンド・シー（ヨーロッパ）エス・エイのファンド口座に米ドル貨で払込まれる。

（ 10 ） 【 払込取扱場所 】

前記「（8）申込取扱場所」と同じ。

（ 11 ） 【 振替機関に関する事項 】

該当なし。

（ 12 ） 【 その他 】

申込証拠金はない。

引受等の概要

（イ）販売会社は、管理会社との間の日本におけるクラスP受益証券の販売および買戻しに関する2014年5月30日付の契約に基づきクラスP受益証券の募集を行う。

（ロ）販売会社は、直接にまたは他の販売・買戻取扱会社（以下「販売取扱会社」という。なお、日本における販売会社が直接日本の投資家に販売する場合には、販売会社を含むものとする。）を通じて間接に受けた申込注文および買戻請求を管理会社へ取り次ぐ。

（注）販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻し代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

（ハ）管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券を日本における管理会社の代行協会員に指定する。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者または現地の引受会社と契約を締結し、1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等の業務を行う協会員をいう。

申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売会社または販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は原則として円貨または米ドル貨で支払うものとし、米ドル貨と円貨との換算は、各申込日について、受益証券の申込注文の成立を販売取扱会社が確認した日（以下「約定日」という。）における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したもので

あって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。原則として、申込みをした者は、約定日から起算して(約定日を含んで)日本における4営業日目の日までに、販売取扱会社に対して申込金額を支払う。

申込金額は、販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ) エス・エイのファンド口座に米ドル貨で払い込まれる。

クラスP受益証券について、日本国外での募集は行われない。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、アンブレラ・ファンドであるピクテ・グローバル・セレクション・ファンド(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである。

トラストは、2020年3月末日現在、本ファンドを含め12本のサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラ・ファンドとは、その傘(アンブレラ)の下で一または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。

ファンドの投資目的は、主として世界の高配当利回りの公共株に投資することにより、安定した分配金を支払うことである。投資先の公共株には、新興諸国の企業により発行された株式も含まれる。また、第二の目的は、投資元本の長期的な成長を達成することである。投資対象となる公共株には、水道、電力、ガス、電話、通信、運輸、廃棄物処理事業、エネルギー、鉱業および天然資源開発などのセクターが含まれる。

ファンドについて、信託金限度額の定めはない。

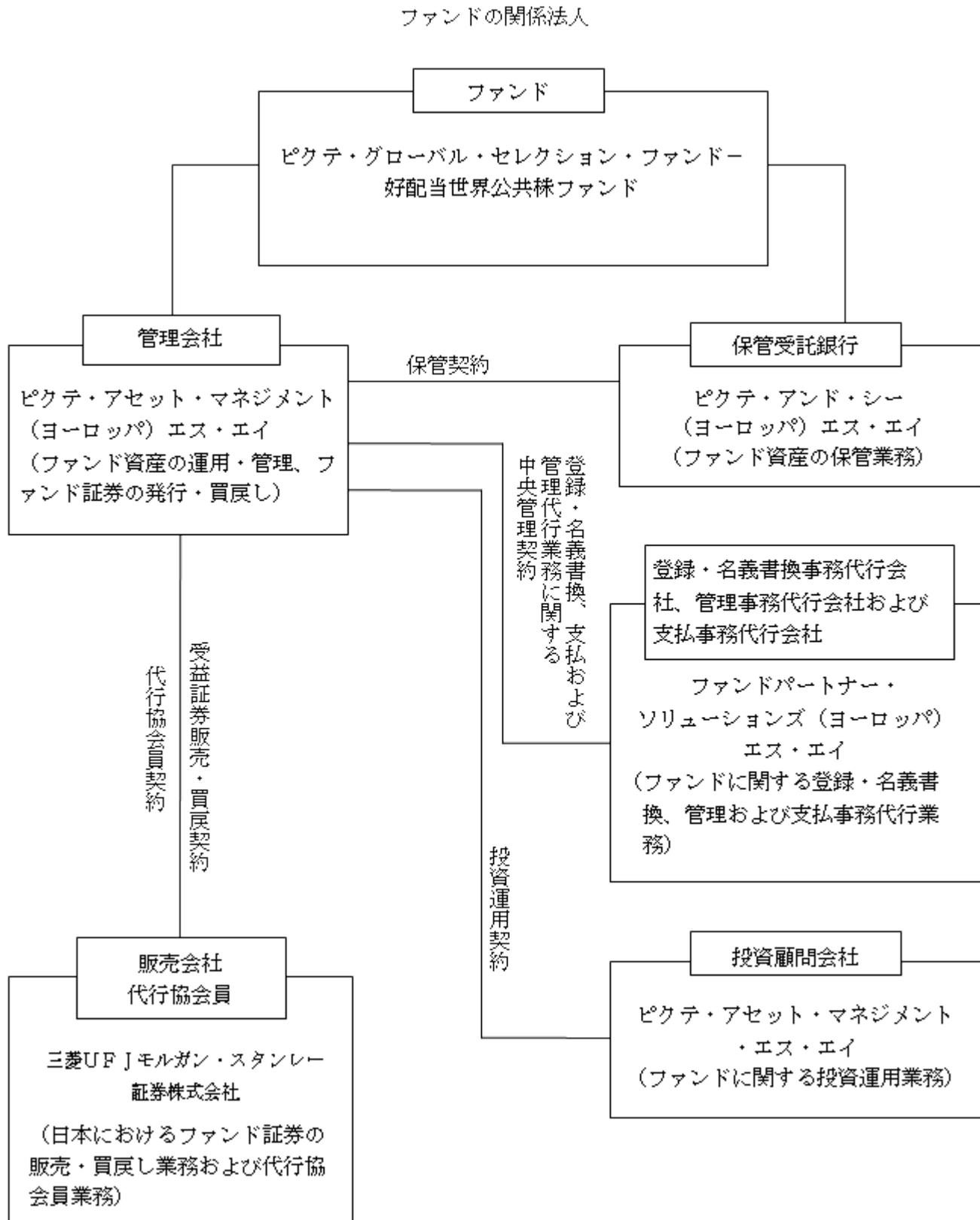
(2)【ファンドの沿革】

1995年6月14日	管理会社の設立
1995年7月13日	ルクセンブルグの「メモリアル・ルクイ・スペシャル・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」(以下「メモリアル」という。)に管理会社の定款公告
1998年10月28日	約款締結
1998年11月21日	メモリアルに約款公告
1999年5月12日	約款変更をメモリアルに公告
2000年1月27日	約款変更をメモリアルに公告
2000年4月6日	約款変更をメモリアルに公告
2000年12月23日	約款変更をメモリアルに公告
2002年6月11日	約款変更をメモリアルに公告
2002年10月10日	約款変更をメモリアルに公告
2002年11月28日	約款変更をメモリアルに公告
2003年1月8日	約款変更をメモリアルに公告
2003年10月4日	約款変更をメモリアルに公告
2003年12月6日	約款変更をメモリアルに公告
2004年6月9日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2004年12月10日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2005年2月11日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2005年3月25日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2005年4月16日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2005年5月4日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2005年6月14日	ファンドの運用開始

2005年10月13日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2005年12月27日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2006年 6 月 8 日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2006年 9 月19日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2006年10月21日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2006年12月15日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2007年 3 月23日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2007年 5 月26日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2008年 2 月21日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2008年 6 月24日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2008年10月15日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2009年 3 月31日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2010年 7 月21日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2010年12月30日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2011年 2 月 9 日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2011年 5 月 6 日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2011年12月23日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2012年 2 月27日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2012年 6 月25日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2012年10月15日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2013年 6 月10日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2013年 7 月 1 日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2013年 9 月23日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告
2014年 5 月17日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に修正約款を預託した旨メモリアルに公告
2014年 5 月30日	管理会社の変更
2015年 5 月29日	ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨メモリアルに公告

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



トラストとファンドの関係法人との名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ピクテ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ （Pictet Asset Management （Europe） S.A. ）	管理会社	ファンド約款において、ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻しを管理会社が行う旨規定されている。
ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ （Pictet Asset Management S.A. ）	投資顧問会社	2014年5月30日付で、管理会社との間で投資運用契約（注1）を締結。同契約はファンド資産に関する投資運用業務について規定している。
ピクテ・アンド・シー （ヨーロッパ）エス・エイ （Pictet & Cie（Europe） S.A. ）	保管受託銀行	2014年5月30日付で、管理会社との間で保管契約（注2）を締結。同契約はファンド資産の保管業務について規定している。
ファンドパートナー・ソリューションズ（ヨーロッパ）エス・エイ （FundPartner Solutions （Europe） S.A. ）	登録・名義書換事務代行会社 管理事務代行会社 支払事務代行会社	2014年11月1日付で、管理会社との間で登録・名義書換、支払および管理代行業務に関する中央管理契約（注3）を締結。同契約は登録・名義書換、管理および支払事務の代行業務について規定している。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	販売会社 代行協会員	2014年5月30日付で、管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注4）を締結。同契約は日本における販売・買戻業務について規定している。 2014年5月30日付で、管理会社との間で代行協会員契約（改訂済）（注5）を締結。同契約は日本における代行協会員業務について規定している。

（注1）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドに関し、投資運用業務を提供することを約する契約である。

（注2）保管契約とは、トラストのために行為する管理会社によって任命された保管受託銀行が、ファンド資産の保管業務を行うことを約する契約である。

（注3）登録・名義書換、支払および管理代行業務に関する中央管理契約とは、管理会社によって任命された登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社および支払事務代行会社が、記録の維持、券面の処分、申込み、買戻しおよび転換の取扱い、純資産価格の計算等を行うことを約する契約である。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表およびファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社に対する交付等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

管理会社の概況

(イ) 設立準拠法

ルクセンブルグ、ジェイ・エフ・ケネディ通り15番(15 Avenue J.F. Kennedy, Luxembourg)に登記上の本社を有する公開有限責任会社(société anonyme)であり、トラストの()管理会社(投資信託を目的とした事業に関する2010年12月17日法(改正済)(以下「ルクセンブルグ投信法」という。))第15章に定義される。)および()オルタナティブ投資ファンド運用者(オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日付のルクセンブルグ法(改正済)(以下「AIFM法」という。))に定める意味に基づく。)として指定されている。

管理会社は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠する公開有限責任会社(société anonyme)として、ピクテ・バランスド・ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイの名称で、存続時間を無期限として1995年6月14日に設立された。同社は、AIFM法に基づき2014年5月30日に認可された。

(ロ) 会社の目的

管理会社の目的は、

()ルクセンブルグ投信法第101条(2)および付属書 に従い、2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009/65/EC(以下「EC指令」という。)に基づき権限を付与されているルクセンブルグ国内外の譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)およびルクセンブルグ国内外の他の投資信託(以下「UCI」という。)を管理し、

()AIFM法第5条(2)および付属書 に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU(以下「AIFMD」という。)の意味におけるルクセンブルグ国内外のオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)に関して、管理、運営および取引ならびにAIFの資産に関するその他の活動を遂行し、

()ルクセンブルグ国内で設立され、AIFMDに定義されたAIFの基準を満たすミューチュアル・ファンド、オープン・エンド型投資会社および固定資本型投資会社に関して、ルクセンブルグ投信法第89条(2)の意味における管理会社の職務を遂行し、

()ルクセンブルグ投信法第101条(3)および/またはAIFM法第5条(4)に特定されるとおり、(a)一任ベースまたは個別ベースでの投資ポートフォリオの管理サービス、(b)投資アドバイスおよび(c)金融商品に関する注文の受領および送信に関するサービスを遂行することである。

管理会社は、居住地サービスおよび管理事務支援を含むサービスの提供先であるUCITS、UCIおよびAIFの子会社に対して、上記の管理、運営および取引サービスも提供する。

管理会社は、申込みおよび買戻しの活動の枠組みの中で、回収金口座の保持、繰延申込費用の融資または同様の活動の遂行を含むサービスの提供先のUCITS、UCIおよびAIFに対して融資または一時的な保証を提供することができる。

管理会社は、サービスの提供および/または支店の設置によりルクセンブルグ国外で承認された活動を運営することができる。管理会社は、通常、ルクセンブルグ投信法、AIFM法およびその他の適用ある法律または規則が認める最大限の範囲で、上記サービスに関連する活動を運営することができる。

管理会社は、目的の実現に直接的または間接的に関連するか、有用と認められるか、または必要な活動を運営することができる。ただし、当該活動は、ルクセンブルグ投信法およびAIFM法が定める制限内とし、これらが認める最大限の範囲とする。

業務提供者に対する受益者の権利

受益者に対する保管受託銀行の責任は、原則として、管理会社を通じてのみ行使されることができる。ただし、受益者からその旨を書面で通知されたにもかかわらず、かかる通知の受領から3か月以内に管理会社に対応しない場合、該当する受益者は、ルクセンブルグ投信法に従い保管受託銀行の責任を直接的に問うことができる。

(ハ) 資本金の額

2020年3月末現在の管理会社の払込資本は11,332,000スイス・フラン（約12億8,290万円）である。

（注）スイス・フランの円貨換算は、2020年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1スイス・フラン＝113.21円）による。以下同じ。

(ニ) 会社の沿革

1995年6月14日設立。

(ホ) 大株主の状況

（2020年3月末日現在）

名称	住所	保有株式数 (割合)
ピクテ・アセット・マネジメント・ホールディング・エス・エイ (Pictet Asset Management Holding S.A.)	スイス、CH-1211、ジュネーブ73、アカシア通り60 (60, route des Acacias, CH-1211 Geneva 73)	8,750株 (77.215%)
ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド (Pictet Asset Management Ltd.)	英国、EC2Y 5ET、ロンドン、ロンドン・ウォール120、ムーア・ハウス 11階 (Moor House, Level 11, 120 London Wall London EC2Y 5ET, The United Kingdom)	2,582株 (22.785%)

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

ファンドの準拠法

トラストは、ルクセンブルグの民法およびルクセンブルグ投信法の規定に基づき、管理会社および保管受託銀行との間の約款に基づく有価証券その他資産に対する非会社型の共同所有権であるオープン・エンド型のアンブレラ・ファンドである。約款の規定に従い、受益証券は管理会社により随時1口当たり純資産価格で発行され、かつ、受益証券所持人（以下「受益者」という。）は、純資産価格で買戻請求を行うことができるという基本的仕組みである。

準拠法の内容

(イ) 民法

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる非会社型の財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは、会社として設立されていないので、個々の投資者には投資会社における株主と同様の権利はなく、その権利は、受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、ルクセンブルグ民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記のルクセンブルグ投信法に従っている。

(ロ) ルクセンブルグ投信法

ルクセンブルグ投信法により、ルクセンブルグは、UCITS指令85/611/EECを改正（および2011年7月1日付で廃止）するEC指令を実施した。この法律は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行された。

ルクセンブルグ投信法は、5つのパートから構成されている。

パート - UCITS

パート - UCI

パート - 外国のUCI

パート - 管理会社

パート - UCITSおよびその他の投資信託に適用される一般規定

ルクセンブルグ投信法は、パート が適用されるUCITSとパート が適用されるその他のUCIを区分して取り扱っている。

(ハ) AIFM法

1. AIFM法は、オルタナティブ投資ファンド運用者(以下「AIFM」という。)を主に規制するが、運用者だけではなく運用者が管理する投資ビークル(AIF)にも影響を及ぼす多くの規定から成る。

AIFM法は、AIFMDを施行し、とりわけ、()ルクセンブルグ投信法、()特別投資ファンド(SIF)に関するルクセンブルグ法および()リスクキャピタル投資会社(SICAR)に関するルクセンブルグ法を修正し、AIFMDから生じるかかる法律の「商品」要件を反映している。

2. AIFM法は、

()投資者の利益のために明確な投資方針に従って投資する目的で、多くの投資家から資金を調達し、

()EC指令に従った承認を要しない(すなわち、UCITSとしての資格を有しない)投資コンパートメントを含む投資信託としてAIFを定義する。

3. AIFM法は、AIFの販売に関する規定も含んでいる。AIFMがAIFM法に基づき権限を付与された場合、当該AIFMは、簡易な規制者間の通知手段を利用し、AIFの株式または受益証券を他の欧州連合(以下「EU」という。)加盟国で販売することができる。

(5) 【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

(イ) 金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、ルクセンブルグ金融監督委員会(Commission for the Supervision of the Financial Sector of Luxembourg、以下「金融監督委員会」という。)への登録およびその承認が要求される。この場合、英文目論見書、年次報告書および半期報告書等を金融監督委員会に提出しなければならない。

さらに、後記「(6) 監督官庁の概要 財務状況、その他の情報に関する監督」に記載するように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、承認された法定監査人により監査され、金融監督委員会に提出されなければならない。トラストの承認された法定監査人は、デロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテ(Deloitte Audit, Société à responsabilité limitée)、ルクセンブルグ事務所である。さらに、ファンドは、金融監督委員会告示15/627に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書を提出することを要求されている。

(ロ) 受益者に対する開示

受益者は、ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した監査済年次報告書および未監査半期報告書を、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において、無料で入手することができる。

約款の写しは管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができる。また、ルクセンブルグの商業および法人登記所において、約款(改訂済)を閲覧することができ、その写しを入手することができる。

受益者宛の通知は、受益者登録簿に記載された住所あてに送付される。受益者に対する通知は、必要と認められる場合または法律が要求する場合には、ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン(以下「RESA」という。)および新聞に公告される。

以下の情報は、添付書類として年次報告書の発行時に開示される。

- ・ 非流動的な性質に起因して特別の管理の対象となるトラスト資産の割合
- ・ トラストの流動性管理のための新しい体制(もしあれば)

- ・ トラストの現時点のリスク・ポートフォリオおよびかかるリスクの管理のためにトラストが用いるリスク管理システム
- ・ トラストが用いるレバレッジの総額

トラストおよびファンドの会計は毎年12月31日に終了する。トラストの監査済財務諸表は、ルクセンブルグG A A Pに従い作成される。

管理会社は、金融監督委員会の事前承認の取得および以下の要件の遵守を条件として、いつでも英文目論見書(該当するファンドの投資戦略または投資方針を含む。)を変更することができる。疑義を避けるために付言すると、一つのファンドまたは一もしくは複数の特定のクラスのみに影響を及ぼす変更の場合、以下に詳述される要件は、該当するファンドおよび/またはクラスのみ適用される。

管理会社は、その完全な裁量により、関係する受益者の同意を要求することなく、英文目論見書に重要でない変更を行うことができる。

また、管理会社は、英文目論見書に重大な変更を行うこともできる。ただし、かかる変更に同意しない受益者に対し、かかる変更の通知から1か月の間に買戻手数料を支払うことなくトラストから脱退する権利を付与することを条件とする。すべての受益者が権利放棄しない限り、重大な変更は、最短でかかる1か月の買戻期間の満了後に効力を生じる。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。))に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」という。))等において、これを開覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。))を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。))を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。))に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、トラストの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面(交付運用報告書)は、日本の知れている受益者に交付される。運用報告書(全体版)は、管理会社のために

代行協会のホームページに掲載される。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付される。

ホームページ アドレス <https://www.sc.mufg.jp/>

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、金融監督委員会の監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

登録の届出の受理

(イ) ルクセンブルグに所在するすべての規制された投資信託は、金融監督委員会の監督に服し、金融監督委員会に登録しなければならない。

(ロ) EU加盟国の監督官庁により認可されているUCITSは、EC指令の要件に適合しなければならない。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づき金融監督委員会に所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができる。UCITS所在国の所轄官庁から金融監督委員会に対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となる。

トラストは、ルクセンブルグ投信法パート に従って設立され、そのファンド証券はEU加盟国で公衆に対し販売されない。ルクセンブルグ投信法第88-1条に基づき、ファンドは、AIFMDおよびその施行規則(以下「AIFM規則」という。)ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則の意味におけるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

(ハ) 外国法に準拠して設立され、運営されているオープン・エンド型の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその投資信託証券を販売するためには、当該投資信託の本国において、投資者の保護を確保するために当該国の法律により設けられた監督機関により行われる恒久的監督に服している場合にのみ可能である。当該投資信託はさらに、金融監督委員会によりルクセンブルグ投信法に記載されるものと同様であるとみなされる監督に服さなければならない。

(ニ) ルクセンブルグの専門投資家に対するEUおよび非EUオルタナティブ投資ファンドの販売は、AIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に加え、AIFM規則に記載される適用ある規定に従って行われるものとする。

登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令、金融監督委員会告示を遵守しない場合、承認された法定監査人を有しない場合またはその承認された法定監査人が受益者に対する報告義務もしくは金融監督委員会に対する開示義務を怠った場合には、登録が拒絶されまたは取り消されることがある。

また、ファンド・マネジャーまたは投資信託もしくは管理会社の取締役が金融監督委員会により要求される義務の履行のための信用および専門的能力についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されることがある。

登録が取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合、投資信託はルクセンブルグの地方裁判所の決定により解散および清算されることがある。

英文目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される英文目論見書または説明書等は、その使用の前に金融監督委員会に提出されなければならない。金融監督委員会は書類が適用ある法律、規則、金融監督委員会告示に従っていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係英文目論見書に査証を付してそれを証明する。

財務状況、その他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者および金融監督委員会に提出された情報の正確性を確保するため、投資信託は、承認された法定監査人の監査を受けなければならない。承認された法定監査人は財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨を金融監

督委員会に直ちに報告する義務を負う。承認された法定監査人は、金融監督委員会が要求するすべての情報(投資信託の会計帳簿その他の記録を含む。)を金融監督委員会に提出しなければならない。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドの投資目的は、主として世界の高配当利回りの公共株に投資することにより、安定した分配金を支払うことである。投資先の公共株には、新興諸国の企業により発行された株式も含まれる。また、第二の目的は、投資元本の長期的な成長を達成することである。投資対象となる公共株には、水道、電力、ガス、電話、通信、運輸、廃棄物処理事業、エネルギー、鉱業および天然資源開発などのセクターが含まれる。

ファンドは、主に電力、ガス、水道の上場公共株および株式関連証券(転換社債、預託証券等)により構成される分散されたポートフォリオを構築する。

ファンドは、()適格国外機関投資家(QFII)割当額、()人民元適格国外機関投資家(以下「RQFII」という。)割当額、()上海・香港ストックコネクト・プログラムおよび/または()深セン・香港ストックコネクト・プログラムおよび/または()ファンドが将来利用可能な同種の認められた証券取引および清算関連プログラムもしくは商品を通じて、中国A株に投資することができる。ファンドはまた、中国A株に関し、金融デリバティブ商品を用いることができる。

さらに、ファンドは、純資産総額の10%を限度として、投資制限の範囲内で、その他の投資信託(後記「投資制限」で特定される。)にも投資することができる。

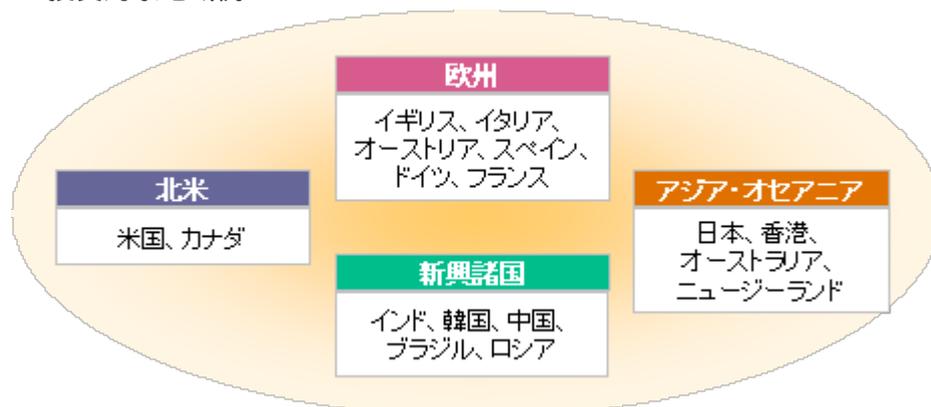
ファンドは、ヘッジ目的およびその他の目的で、金融デリバティブ商品を用いることができる。投資者は、デリバティブ商品の取得には、ファンドの運用成果にマイナスの影響を与え得る一定のリスクが伴うことに留意するべきである。

ファンドは、付随的に、公共株以外の高配当利回りの株式およびOECDの加盟国が発行する債券にも投資するほか、流動的資産、短期金融商品およびマネー・マーケット・ファンドの投資証券または受益証券を保有することができる。

受益者の最善の利益にかなうと投資顧問会社が判断した場合、ファンドは、その純資産額の100%を上限として、流動資産、特に預金、マネー・マーケット・ファンド(前記の10%制限内とする。)および短期金融商品を保有することもできる。

ファンドの参照通貨は、米ドルである。

投資対象地域例



(注) 上記の図は、2020年3月現在において投資がありうる地域を示したものであり、ファンドの実際の投資対象国・地域は、上記の国・地域に限定されるものではなく、また、上記の国・地域の一部については、ファンドによる投資が行われない場合がある。

運用プロセス

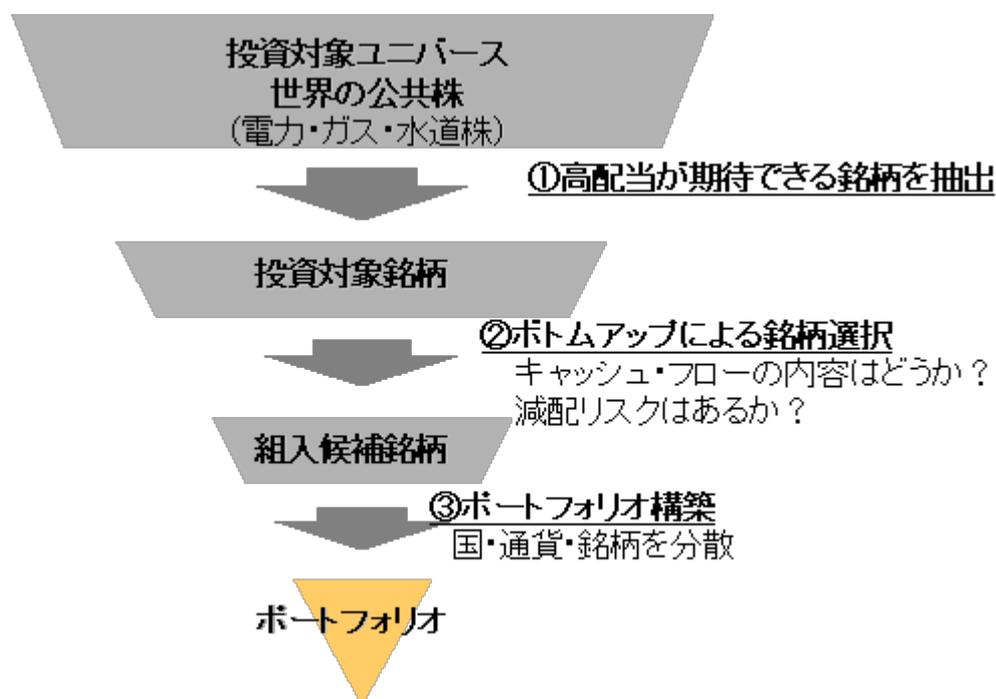
ファンドの投資顧問会社であるピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ（以下「PAM SA」という。）は、永年の経験から確立した投資プロセスを採用している。PAM SAの手法は、様々な市場環境下において実践され、長期にわたり価値を創造してきた。PAM SAは、市場には非効率性が多分に存在しており、規律あるアクティブ運用のみが、市場で過小評価または過大評価された銘柄を恒常的に発見して利益を得ることを可能にすると考えている。PAM SAは、過小評価または過大評価された銘柄の発見を追求する。

ファンドの運用プロセスは、まず、PAM SAのデータベースに登録された銘柄群から高配当利回り銘柄をスクリーニングすることから始まる。

スクリーニングのプロセスと並行して、セクター／地域担当のアナリストがデータベースのスクリーニングおよび企業との直接面談に基づくファンダメンタル分析を行う。

ファンドの銘柄選別の手法は、ボトムアップ型である。

ポートフォリオの構築



(2) 【投資対象】

前記「(1) 投資方針」に記載のとおり。

（３）【運用体制】

管理会社は、その監督と管理の下、ファンドのポートフォリオの日々の運用をジュネーブのPAM SAに委託している。

（Ⅰ）運用体制

ファンドの運用体制：



（2020年3月末日現在）

（ ）運用方針の意思決定プロセス

ファンドの運用方針は、上記に記載の通りである。

ファンドは、強力なボトムアップ手法を追求する。株式を購入するのは、主に、株式が割安に評価されていて絶好の買い時であると判断したことによるのであり、国別またはセクター別エクスポージャーを有するためではない。

投資哲学

長期的には、総投資リターンの半分は配当が占めると考えている。

- ・ 高水準かつ持続的な配当は、規制による保護または新規参入への非常に高い障壁をもたらす競争上の持続的優位性により利益をあげるビジネスモデルによってのみ、保証される。これらのビジネスモデルは公共インフラ事業に見られる。
- ・ 地域間の低い相関性は、リスクリターンを最適化するのに非常に効率的な方法を提供する。そのため、世界規模でアプローチする。
- ・ 配当によるリターンを最大化することを目的に、高配当利回りのインフラへの投資を通じて低いボラティリティで優れた運用実績をあげる投資戦略を構築する。

投資プロセス

ポートフォリオが最終形となるまでには、3つのステップに集約される三段階のプロセスを踏む。

- 1 取得時点の利回りが高利回り投資ユニバースの上位75%に位置する配当があり、かつ時価総額が500百万米ドル以上の企業に焦点を絞った世界的なインフラ企業のユニバースの識別
- 2 ボトム・アップによる株式選別
- 3 ポートフォリオの構築

調査（リサーチ）

PAM SAの社内と外部の両方で、投資調査が実行される。

< 社内調査 >

ファンドのインベストメント・マネジャーは二役を担う投資専門家である。投資運用業務に加え、担当地域の株式の分析および評価についても責務を負う。さらに、投資チームはピクテ・アセット・マネジメント（以下「PAM」という。）の株式調査アナリストおよびロンドンに拠点を置く新興国市場チームならびに債券部門のサポートも期待できる。この手法は、セクターおよび株式に対する国際的観点を産み出す。

< 外部調査 >

PAM SAは、マクロ・専門分野双方について市場における最上のアナリストと、仕事上の密接な関係を築いてきた。ファンダメンタルデータを取得・評価するために、損益計算書、貸借対照表およびキャッシュフロー計算書へのアクセスを可能にする様々な外部企業のデータベースやデータ提供システムを使用すると同時に、一株当たり利益予想をI B E Sに提供している。

PAM SAはまた、株式の評価に関して、複数の独自の分析モデルおよびその他の分析モデルを使用する。かかる定量的ステップは、セクターおよび地域の双方にわたり、リスク調整済みベースで株式を評価することを目標としている。

() 職務および権限

部署または役職がファンドの運用上の意思決定機能を有する運用部門において、各部署または役職の主要な職務および権限は、社内規則に従い以下のように特定される。

ファンドは、PAMのスペシャリスト・エクイティに属し投資の最終判断の責任を持つ3名のインベストメント・マネジャーで構成されるチームにより運用管理されている。投資判断は、週次のチームミーティングにおいて検討され、実行されている。

() 委員会またはその他の社内組織

インベストメント・マネジャーは、公式および非公式に、他の投資チームと互いに交流する。

<公式>

- ・ インベストメント・マネジャーがそれぞれの投資活動を概説し、アナリストが担当株式の最新情報を提供し、新しいアイデアが提示される、週次の投資ミーティング

<非公式>

- ・ 社内のチャット・システムである「スカイプ」を利用して、インベストメント・マネジャーは、即時に各銘柄についての意見交換および情報交換をすることができる。利用者は、このシステムをグループ全体の視野から見るため、アナリストとインベストメント・マネジャーの間のすべての会話を見ることができ、世界規模での情報の共有が推進される。

() ファンド運営上の管理会社の体制

(A) 管理会社が、どのように(a) ファンドの関係当事者(受託会社、保管銀行、管理事務代行会社、ファンド・マネジャー等)の業務を監視しているか、および(b) リスク・コントロール、投資運用の評価および法務を管理しているか。

(a) 管理会社が管理するルクセンブルグ籍ファンドの投資コントロールは、ルクセンブルグに拠点を置くファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ) エス・エイにおけるインベストメント・コントローリング・ユニット(以下「ICユニット」という。)により行われている。ICユニットは、ファンドの投資チーム、運営チームおよび内部管理チームからは独立しており、適用ある法令、目論見書に記載される投資方針および投資目的、および投資ガイドラインの遵守状況を確認する。この確認は、純資産価格の計算または純資産価格の公表が行われる前の段階で実行される。

<主な責務>

ルクセンブルグに拠点を置くICユニットは、その活動を行うにあたり、ファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ) エス・エイの2つのユニットであるサポート・アンド・ディベロップメントとインベストメント・マネジメント・オーバーサイトの各チームのサポートを受ける。

投資コントロール業務の主な責務は以下のとおりである。

- ・ 毎日、ファンドの投資方針および投資制限の確認を、純資産価格の計算または純資産価格の公表が行われる前の段階で実行(ICユニット)
- ・ 顧客へのレポート(取締役会へのパッケージ、月次の報告書等)(ICユニット)

- ・ 投資コントロール用ソフトウェアのメンテナンス(サポート・アンド・ディベロップメント・ユニット)
- ・ 資産の適格性判断サービス(インベストメント・マネジメント・オーバーサイト・ユニット)
- ・ 各ファンドの開始時および目論見書更新時における投資方針および投資制限の見直し(ICユニット/サポート・アンド・ディベロップメント・ユニット/インベストメント・マネジメント・オーバーサイト・ユニット)

<監視プログラム>

投資コントロールは、規制上およびファンドの契約上の投資制限の違反を特定することによって遂行される。特定された違反は、関連する利害関係者(ポートフォリオ・マネジャーやコンプライアンスの各チーム等)、さらに管理会社まで拡大して検証される。投資コントロールの報告書は、毎月作成される。当該報告書は、投資コントロールを実行する過程で管理されるインシデントに関する要約された報告書である。報告書の中では例えば、積極的な違反および受動的な違反といったあらゆる違反が報告される。

ICユニット、サポート・アンド・ディベロップメント・ユニットおよびインベストメント・マネジメント・オーバーサイト・ユニットはそれぞれ、ポートフォリオの運用業務のための指揮命令系統とは異なる系統を有している。投資コントロールのサービスの成果は、管理会社により定期的に見直される。

<独立の指揮命令系統>

ICユニット、サポート・アンド・ディベロップメント・ユニットおよびインベストメント・マネジメント・オーバーサイト・ユニットはそれぞれ、管理会社のコンダクディング・オフィサーらに対して報告を行う。

- (b) PAMは、29名のプロフェッショナルで構成され、ロンドン、ジュネーブ、ルクセンブルグに配置された独立したインベストメント・リスク・アンド・パフォーマンス(IRP)チームを擁している。

IRPチームのビジョンは、投資チームと組むことでPAM内に強固なリスクカルチャーを維持することである。究極の目標は、顧客の利益を保護しながら投資プロセスの向上に資することである。チームのミッションにはポートフォリオ全体について許容できない性質や大きさの損失を回避することが含まれる。これによりIRPチームは顧客の利益とPAMの評判の両方を保護することを目指す。また、シニア・マネジメントやポートフォリオ・マネジャーをサポートすることでそれらがリスク関連の問題点について行う投資提案を向上させることに努める。しかしながらIRPチームは、投資チームからの独立性を保ち、インベストメント部門のトップに直接報告する。また、チーフ・リスク・オフィサーの指揮命令系統下にも置かれる。

IRPチームは関連する、柔軟かつ包括的であるとされるリスクおよびパフォーマンスに関する高度のソリューションを提供する。チームはこれを、各リスク・マネジャーに限定された数の戦略のみに特化させ、これをもって投資チームとの間で密接な協力関係にあるという感覚を醸成することで行う。リスクは、市場、流動性およびESGリスクといった、いくつかの側面から監視される。

パフォーマンスおよびリスク・コントロールはすべての勘定に対して規則的に行われる。これには、日々の確認、ならびに戦略限定、特定の資産運用委託上の指針および制限事項の監視が含まれる。顧客の指針が明確である場合、チームは投資提案が方針の記述と厳密に合致するよう確保する。リスクコントロールは個別のポートフォリオごとに実行される。リスクおよび/またはパフォーマンスのフラグが立てられると問題点が統合される。フラグは、データに関する問題であったり、リスクモデル構築、会社行為またはベンチマークの再バランス化の結果として立てられる。

超過リスクの分析結果は、IRPチームにより保管され監視され、ほとんどは規則的にかつ日々実行される。これらは内部統制を構成するものではないが、これらの指標は予め決められたレベルを超え、ポートフォリオに変更が生じた旨チームに対してアラートを発することがあ

る。これらのアラートは、内部リスクの上限を超えたとは認識されない。これらはIRPチームがすべてのポートフォリオについて行うリスク監視の一部とされる。

すべての投資チームは、年2回、クオリティー・レビュー会議において、最高投資責任者、インベストメント部門のトップおよび最高経営責任者の同席のもとで精査される。

この会議は、直近6か月間において行われた各戦略のパフォーマンス分析およびリスク消費について分析する場とされる。掘り下げた審査は、各ポートフォリオ・マネジャーが行った特定の寄与を含むパフォーマンスおよびリスクに寄与した各要因の詳細な分析とともに、戦略ごとに行われる。

<株式投資リスク管理>

日々のリスクコントロールは、PAMのリスクおよびパフォーマンスに係る全システムから得たデータを統合する、内部で開発したPRISMと称されるリスクおよびパフォーマンスのデータウェアハウスにより可能とされる。

アクティブ株式に関する報告書

リスクの上限	コントロール頻度	リスク指標	コントロール頻度	報告
トラッキング・エラー	日次	ベータ、ボラティリティ	日次	PRISM日次確認 Tableau日次の動き
流動性リスク	週次	流動性プロファイル	週次	Tableauアラート
		出来高、アクティブシェア	月次	月次のダッシュボード

出所：ピクテ・アセット・マネジメント2017年9月

<市場リスク>

PAMはAPTという最先端の統計的およびファンダメンタル的多因子リスクモデルを使用して、予想される(事前の)市場リスクを日々測る。リスクは、ボラティリティといった絶対的基準により、またはベータやトラッキング・エラーといったベンチマークに関連させて測られる。

各インベストメント・マネジャーはトラッキング・エラー、バリュエーション・アット・リスクおよびボラティリティの監視にPAMFolioを利用することができ、注文を実行する前にシミュレーションすることができる。

リスクを保有レベルがリスクに寄与しているところまで分解することができる。極端な例をあげると、アクティブ・リスクバジェットの大半が数種の保有状況に起因するような場合、インベストメント・マネジャーはこれらの集中について、正当であると証明しなくてはならない。

同様に、PAMは、セクター、カントリーおよびスタイルによるエクスポージャーを規定の投資プロセスと合致させることを確保できるようこれらを監視する。IRPチームは、インベストメント・マネジャー、最高投資責任者および/またはインベストメント部門のトップに対して直接懸念を提示する。当該投資プロセスに関連性のない各集中は分散されなければならない。IRPチームは、単一の株式のリスク寄与、セクター/カントリーのリスク寄与・リスク特性、ギリシャ指標による計算(関連する場合)、ベータ分解、およびスタイルベースのパフォーマンス寄与を提供する。

ロング・ポジションのみの株式ポートフォリオについては、週次でストレス・テストが実施され、月次で流動性分析が行われる。ポートフォリオ回転率のレベルおよび効率性は、少なくとも半期に1度測られる。スタイル指標は、月次で測られる。

<資産減少管理(テーマ株)>

PAMは、資産減少リスクは、資産クラスおよび戦略ごとの機能であると考えている。テーマファンドについては、減少を管理するための最初のステップはポートフォリオ管理の段階で行われるものであると考えている。この段階においてPAMはボラティリティが高く流動性が低

い、またはボラティリティが高いか流動性が低い株式についてディスカウントを適用する。PAMは各ポートフォリオについて、シナリオ分析を用いて週次でストレス・テストも実施している。PAMはまた、関連する減少分析を各ファンドの投資ユニバースに対して行っている。

<流動性リスク>

株式の流動性は、PAMが1日の出来高の五分の一以上を占めることはない想定し、ポートフォリオの一定の割合を流動化するのに必要な日数に基づいて行われる。この尺度は、「リクイディティ・デュレーション」として知られている。また、ポートフォリオにおける流動性の経時的な変化も把握している。PAM SAの手法は、厳しい市況が、ポートフォリオの流動性にどのように影響を与えるかを調べるため、ストレス・テストを行うことも可能である。PAMはこの情報に基づいて、特定された時間軸の中で吸収可能な取引の規模をシミュレーションすることができる。また、ポートフォリオにおける流動性の経時的な変化も把握している。

<法務>

PAMは、ゼネラルカウンセルが率いるリーガルを専門に扱う部門を社内に置いている。PAMの社内リーガル部門は、世界中のPAMに関するあらゆる法務問題を、コンプライアンス部門と密接に協働しながら監督している。リーガル部門は、資産管理の様々な分野(例えば投資ファンド、顧客リレーション、トレーディングなど)を専門とする各プラクティスグループの人員で組織化されている。

コンプライアンス部門は、各スタッフに関連する法律上および規制上の義務レベルに応じて継続的なコンプライアンスを行うようスタッフに助言する責任を負い、この義務の遵守状況を定期的に監視する責任を負う。様々な役割を担っている中で、コンプライアンス部門はコンプライアンスに関する問題について、定期的な会合を通じてPAMの経営委員会およびPAMの取締役会に直接報告する役割も担う。

また、コンプライアンス部門はこれとは別に、ピクテ・グループのコンプライアンス部門のトップおよびPAMの責任者であるパートナーに対して報告を行う、独立した指示命令システム下であり、また、内部監査のグループ・ヘッドおよびピクテのマネジング・パートナーらへのアクセス権も有している。

(B) 上記の各内容を監視および管理する具体的な体制

リスク・コントロール・ユニットおよびインベストメント・コントロール・ユニットは投資チームとは独立しており、PAM SAのコンプライアンス部門と密接に連動している。インベストメント・マネジャーが外部および社内の規制に沿っているか査定し、良質な成果を投資家に提供するため、両ユニットによるシニア・インベストメント・マネジャーの積極的かつ継続的監視が行われている。

(注) 「(3) 運用体制」において、PAMとは、ピクテ・グループ内で法人向け資産運用業を営むすべての稼働子会社および部門をいう。

(4) 【分配方針】

管理会社は、毎月、投資による純利益および純実現キャピタル・ゲインから分配を行うことができる。原則として、管理会社は、安定した分配水準を維持することを目指し、また分配の合理的水準を維持するために必要な場合、未実現キャピタル・ゲインおよび資本からも分配を行うことができる。

分配は、毎月一回、その月の5日(5日が取引日でない場合は翌取引日)の営業終了時に、受益者に対して宣言される予定である。クラスP受益証券については通常、当該月の15日(15日が取引日でない場合は翌取引日)に分配金が支払われる。支払通貨の取引が終了している場合、当該支払いは翌通貨営業日に行われる。

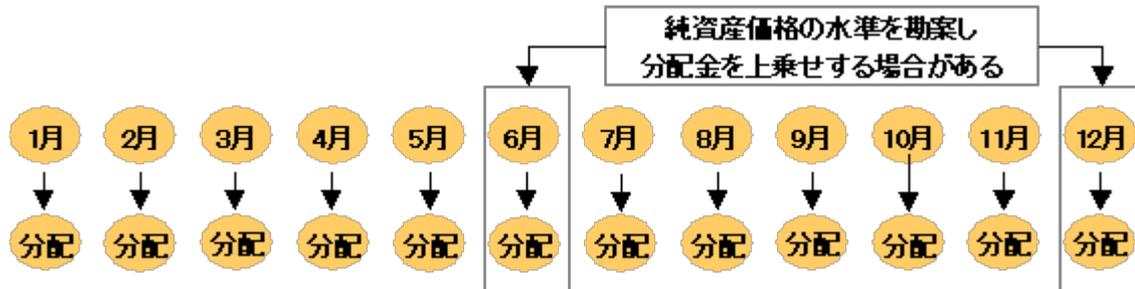
管理会社は、1口当たり純資産価格の水準によっては、毎月の分配に上乘せして、年に二回、6月5日と12月5日(かかる日が取引日でない場合は翌取引日)の営業終了時に、追加の分配を宣言することができる。

分配の水準は、予想純配当利回りを超える場合もある。したがって、投資者は、投資者に対する分配にはある種の資本の払出し的要素が含まれており、かかる要素がファンドのキャピタル・ゲインを上回った場合は、ファンドの純資産価格を低下させることに留意すべきである。

分配の結果、トラストの合計純資産価額がルクセンブルグの法律に定める最低額に満たなくなる場合には、分配は行われない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金は、失効し、ファンドに返戻される。

分配のイメージ



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いについて示唆、保証するものではない。

追加的記載事項

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当り純資産価格は下がる。なお、分配金の有無や金額は確定したものではない。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がある。その場合、分配金落ち日の受益証券1口当り純資産価格は、前回分配金落ち日と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではない。

(注)「分配期間」とはある分配金落ち日から次回の分配金落ち日までの期間をいう。

● 分配金と受益証券1口当り純資産価格の関係（イメージ）



(注) 上記表はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当り純資産価格を示唆するものではないので留意すること。

○ 分配金は、ファンド毎の分配方針に基づいて支払われる。

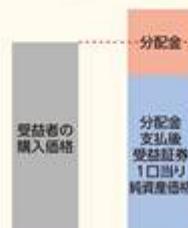
○ 上記のそれぞれのケースにおいて、前回分配金落ち日から今回分配金落ち日まで保有した場合の損益をみると、次の通りとなる。

ケースA：分配金受取額10米ドル+今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当り純資産価格の差 0米ドル = 10米ドル
 ケースB：分配金受取額10米ドル+今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当り純資産価格の差 ▲5米ドル = 5米ドル
 ケースC：分配金受取額10米ドル+今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当り純資産価格の差 ▲20米ドル = ▲10米ドル

➡ A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額であるが、受益証券1口当り純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっている。このように、投資信託の収益については、「分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の受益証券1口当り純資産価格の増減額」の合計額で判断すること。

受益者のファンドの購入価格によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当り純資産価格の値上がりりが小さかった場合も同様である。

● 分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



● 分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



○ 受益者の購入価格にかかわらず、分配金はすべて課税対象となる。

(5) 【投資制限】

ファンド資産の運用にあたり、管理会社またはその代行会社は以下の制限を遵守する。

1. 管理会社は、同一発行体の有価証券のファンドの保有が、ファンドの純資産総額の10%を超える場合は、ファンドのために、当該発行体の発行する有価証券に投資することができない。かかる10%の制限は、EU加盟国、経済協力開発機構(以下「OECD」という。)加盟国もしくはその地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域内か、または世界的規模かを問わない。)が発行または保証する有価証券には適用されない。
2. 管理会社は、ファンドのために、当該購入の結果、トラストがいずれか単一の発行体の発行するクラスの有価証券の10%を超えて所有することとなるような有価証券への投資ができない。この制限は、EU加盟国、OECD加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、またはEUの公的国際機関(地域内か、または世界的規模かを問わない。)が発行または保証する有価証券には適用されない。上記の10%の制限(特定の種類の有価証券または特定のクラスの有価証券として言及される範囲において)は、ファンドが一つの特定の発行体の1銘柄のすべての預託証書またはコマーシャル・ペーパーを購入することを妨げるものではない。
3. 前記に加え、管理会社は、かかる投資の結果として、管理会社により運用される他の投資信託(もしあれば)と合わせて、トラストが1発行会社の議決権の50%を超えて保有する場合には、ファンドのために、当該1発行会社の有価証券への投資を行わない。
4. 管理会社は、支配または経営を行う目的で投資を行うことができない。
5. 管理会社は、オープン・エンド型の投資信託の投資証券または受益証券にファンドの純資産総額の10%を限度として投資することができる。管理会社が直接もしくは委託により運用している、または、共通の経営もしくは管理プロセスまたは重要な直接もしくは間接の利益の共有により管理会社と関係がある会社が運用している他のオープン・エンド型投資信託の受益証券に投資する場合、管理会社および/または上述の管理会社と関係のある会社は、ファンドの当該オープン・エンド型投資信託の受益証券への投資に関連した販売報酬または買戻報酬は請求できない。
6. 管理会社は、ファンドのために、直接不動産に投資してはならない。ただし、管理会社は、ファンドのために、不動産もしくは不動産上の権利を担保としている有価証券、または不動産もしくは不動産上の権利に投資している会社が発行する有価証券を売買することができる。
7. 管理会社は、ファンドのために、直接商品に投資してはならない。ただし、ファンドは、商品に対するエクポージャーを提供する金融デリバティブ商品または商品により担保されている金融デリバティブ商品および商品を取引する会社の有価証券に投資することができる。
8. 管理会社は、直接的に有価証券の空売りを行うことはできない。
9. 管理会社は、ファンドのために、ファンドの純資産総額の10%を限度として一時的に借入れを行うことができる。
10. 管理会社は、ファンドのために、公認の証券取引所または他の規制ある市場で取引されていない有価証券にファンドの純資産総額の10%を超えて投資してはならない。ただし、かかる制限は、EU加盟国、OECD加盟国もしくはその地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域内か、または世界的規模かを問わない。)が発行または保証する有価証券には適用されない。また、かかる制限は短期金融商品には適用されない。
11. ファンドは、ヘッジ目的およびその他いかなる目的のためにも、当該取引を専門とする優良金融機関と契約していることを条件として、規制市場および/または店頭市場において取引されるあらゆる種類の金融デリバティブ商品を使用することができる。具体的には、ファンドは、ファンドの投資方針に沿ったあらゆる原資産(商品(現金決済に限る。))、希少金属、通貨(直物為替先渡取引を含む。))、金利、譲渡性のある証券、譲渡性のある証券のバスケット、インデックス(商品、希少金属またはボラティリティ・インデックスを含むがこれらに限られない。)および投資信託を含むがこれらに限られない。)のワラント、先物、オプション、スワップ(トータル・リターン・スワップ、差金決済取引およびクレジット・デフォルト・スワップを含むがこれらに限られない。)および先渡取引等、いかなる金融デリバティブ商品のポジションも取ることができる。

疑義を避けるため付言するならば、商品に係る金融デリバティブ商品は、現金決済されるもののみ(すなわち実物商品で受け渡しされるものを除く。)に限られる。

管理会社は、上記で定める投資制限比率を、ファンド資産の一部を構成する有価証券に付帯した引受権を行使する場合には遵守する必要はない。

投資制限比率を管理会社の支配が及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、管理会社は、関連するファンドの受益者の利益を十分考慮した上で、関係するファンドのために、かかる投資対象の売却取引を行うことを最優先目的とし、かかる事態を回復しなくてはならない。

管理会社は、ファンドのために、第三者への貸付または第三者のための保証契約をしてはならない。

管理会社は、受益者の利益に反しないかまたは受益者の利益のため、ファンドの受益証券の募集が行われる国の法律および規則に適合するよう、更なる投資制限を随時課することができる。

また、管理会社は、ファンドの管理会社として、ファンドのために以下を遵守する。

- (a) 一つの発行体の株式または投資信託受益証券を、その価値(以下「株式等エクスポージャー」という。)が純資産総額の10%を超えて保有しない(当該株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。)
 - (b) 一つの取引相手方とのデリバティブのポジションまたはデリバティブ取引の原資産である発行体についてのデリバティブのポジションから生じるネット・エクスポージャー(以下「デリバティブ等エクスポージャー」という。)が純資産総額の10%を超えて、デリバティブのポジションを保有しない(当該デリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。)
 - (c) 一つの主体により発行され、組成されまたは引き受けられた、()有価証券(上記(a)に掲げる株式または投資信託受益証券を除く。)、()金銭債権(上記(b)に掲げるデリバティブを除く。)および()匿名組合出資持分を、その価値(以下「債券等エクスポージャー」という。)が純資産総額の10%を超えて保有しない(当該債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。)(注:担保付取引の場合は、担保評価額が控除され、当該主体に対する債務がある場合は、債務額が控除される。)
 - (d) 一つの主体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーについて、総額で純資産総額の20%を超えてポジションを保有しない。
- 管理会社は、投資顧問会社においても上記投資制限が適応されることを確認している。

レバレッジ

各ファンドのレバレッジを計算する目的において、

a) 「コミットメント法」とは、AIFM法に従い、トラストによりレバレッジの計算に用いられるコミットメント法への言及と理解すべきである。コミットメント法とは、ネット取引を勘定に入れることが認められており、すべての現物ポジションおよびすべてのデリバティブ商品の名目上の価値の総額を計算し、かつ、証券の貸付けまたは借入れおよび逆レポ取引により生じるレバレッジを勘定に入れる(ただし、ヘッジ取引で用いられるデリバティブおよび追加レバレッジを生じないデリバティブを除く。)手法をいう。

b) 「グロス法」とは、AIFM法に従い、トラストによりレバレッジの計算に用いられるグロス法への言及と理解すべきである。グロス法とは、ネット取引およびヘッジ取引を勘定に入れず、すべての現物ポジションおよびすべてのデリバティブ商品の名目上の価値の総額を計算し、かつ、証券の貸付けまたは借入れおよび逆レポ取引により生じるレバレッジを勘定に入れる(ただし、ファンドの基準通貨建ての現金および現金等価物を除く。)手法をいう。

本書の日付現在、ファンドについて認められているレバレッジの最大レベルは、コミットメント法においてその純資産額の110%およびグロス法においてその純資産額の110%である。

3【投資リスク】

(1) 主なリスク要因

ファンドは、主に世界の株式に投資するため、ファンドの純資産価格は、組み入れている株式の価格変動等により変動し、下落する場合がある。したがって、投資者の投資元本金額が保証されているものではない。ファンドへの投資にあたっては、以下のようなファンドの運用に関わるリスクに十分留意する必要がある。

以下に列挙するリスクがファンドの主なリスクである。投資者は、随時、下記以外のリスクもファンドに関わる可能性があることに留意すべきである。

中国市場リスク

中国市場に伴うリスクは、下記の「新興国の市場リスク」と同様である。政府が財源の配分に対して大きな影響力を持つ市場に本来的に存在するリスクは、政治的および法的な不確実性、為替変動および送金不能、改革に対する政府支援の不存在または資産の国有化および収用である。かかるリスクは、関連するファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

中国市場は、経済改革を続けているが、このような改革には前例がなく、実験的なものであり、改革の変更がありうるが、かかる変更が、経済のパフォーマンスおよび関連するファンドの証券の価値に常にプラスの結果をもたらすとは限らない可能性がある。

中国経済は、また、輸出主導型経済であり、取引に大きく依拠している。中国の主要な貿易相手国（米国、日本および韓国等）における経済状況の後退は、中国経済および関連するファンドの投資対象に悪影響を及ぼす可能性がある。

国内証券に投資された資金に関して、収益の本国への送金についての制限は現在のところ存在しない。ただし、本国への送金が、現行の規制の変更により、さらに厳しい規則および制限の対象とならない保証はない。制限により、ファンドの流動性および買戻請求に応じるファンドの能力に影響が及ぶ可能性がある。

中国人民元適格国外機関投資家（RQFII）リスク

ファンドは、中華人民共和国の中国証券監督管理委員会によって認可を受けたRQFIIポートフォリオに投資することができる。投資者は、関連するRQFIIのRQFII資格が停止されるか、または、取り消される可能性があること、およびこのような資格の停止または取消しによりファンドはその保有証券を処分するようRQFIIに請求することになり、これによりファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があることに留意するべきである。投資者は、関連するRQFIIが引き続きそのRQFII資格を維持することまたはそのRQFII割当投資枠を提供するという保証はないことに留意するべきである。投資者は、また、ファンドに対する買付け申込のすべてに応じるために十分なRQFII割当投資枠を関連するRQFIIからファンドが割り当てられないことがあること、および関連する法令の不利な変更により、買戻請求が適時に処理されることができないことがあることに留意するべきである。ファンドは、中国国家外貨管理局が関連するRQFIIに付与するRQFII割当投資枠のすべてを排他的に使用することができないことがある。かかる関連するRQFIIは、その裁量により、ファンドに割り当てることができたかもしれないRQFII割当投資枠を、その他の商品に割り当てることがある。かかる制限により、買付け申込が拒否され、かつ、ファンドの取引が停止される可能性がある。極端な状況において、RQFII割当投資枠の不足、ファンドの制限された投資能力、またはRQFIIの投資制限、中国国内証券市場の非流動性および/または取引執行もしくは取引決済の遅延もしくは中断のためファンドの投資目的もしくは投資戦略を十分に実施もしくは遂行することができないことにより、ファンドは、著しい損失を被ることがある。

RQFII割当投資枠は、通常、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド等のRQFIIに付与される。RQFII規制に基づく規則および制限は、通常、RQFII全体に適用され、ファンドによって行われる投資に単に適用されるのではない。中国国家外貨管理局には、RQFIIまたはRQFIIの保管者が、同局が公布する適用ある規則および規制の規定に違反した場合に、規制上の

制裁を課す権限が付与される。違反により、R Q F I I 割当投資枠が取り消されるか、または、その他の規制上の制裁が課される可能性があり、ファンドによる投資に利用可能なR Q F I I 割当投資枠の一部に悪影響が及ぶことがある。

カントリー・リスク

カントリー・リスクとは、ある国において、ファンド資産の価値を減少させる可能性がある投資リターンに影響を及ぼす政治的、経済的または社会的後退が起きる可能性をいう。ある国への投資価値に影響を与える例として、政情不安、景気後退および戦争がある。

保管リスク

ファンドが投資を行う可能性がある一部の国家の市場における現地の保管業務は、より発展した国家の市場における保管業務と同一ではない可能性があるため、かかる市場における取引に伴う取引リスクおよび保管リスクが存在する。

新興国の市場リスク

ファンドは、その資産を新興国の市場の企業の株式に投資することがある。新興国の市場の株式には大きなリスクが伴い、投機的であり変動が大きいと考えられる。新興国の市場のリスクには、以下が含まれる。

- () 強制収用、税制変更、社会基盤の未整備、国有化ならびに社会、政治、規制および経済の不安定性に関するより高いリスク
- () 新興国の市場の発行体の有価証券の市場は現時点では規模が小さく、現時点において取引量が少ないか、または取引がなく、その結果、流動性が不足し、かつ価格が大きく変動し、これによりファンドが取引する株式の決済の不履行または遅延のリスクおよび保管リスクが増大すること
- () 特定の国家の政策によりファンドの投資機会が制限される可能性があること(関係する国家の利益に敏感と考えられる発行体または業界への投資が制限される場合を含む。)
- () 民間投資または外国投資および私有財産を対象とする法制度が未整備であること
- () 先進国の市場に比べて情報開示の基準が限定的であるため、投資判断を下す際に常に十分な情報が得られるとは限らないこと

株式リスク

ファンドは、いつでも、発行体の不履行および大幅な価格の下落を含む株式リスクにさらされている。ファンドが行う上場株式への投資は、株式市場の動向に大きく左右され、実行済の投資を保護する担保はほとんど、または全くない。株式の売却はいつでも可能なわけではなく、よって相当額の割引を行わなければならないこともある。株式保有者の地位は、通常、債務保有者に劣後するため、より高いリスクにさらされている。

ファンドは、世界の株式に投資するため、ファンドの純資産価格は、組み入れている株式の価格変動の影響を受ける。株式の価格は、政治経済情勢、発行会社の業績、市場の需給等を反映して大きく変動することがある。

金融デリバティブ商品リスク

管理および監視

金融デリバティブ商品は、株式および債券に付随するものとは異なる投資技術およびリスク分析が求められる非常に専門的な商品である。デリバティブ技術の活用は、可能性のあるあらゆる市況において金融デリバティブ商品のパフォーマンスが観察できないという場合でも、金融デリバティブ商品の裏付資産のみならず、金融デリバティブ資産そのものを理解することが要求される。特に、金融デリバティブ商品の複雑さを利用するには、締結した取引を監視する適切な管理の維持、金融デリバティブ商品によりファンドに付加されるリスクを精査する能力、および裏付資産の相対価格、金利または為替変動を正しく予想する能力が求められる。特定の予想が正しいか、または金融デリバティブ商品を取り入れた投資戦略が成功するかどうかは保証できない。

相関性

金融デリバティブ商品は、必ずしも追従する裏付資産の価格と完全もしくは高い割合で相関性を有するか、または追従しているとは限らない。よって、ファンドが金融デリバティブ商品技術を活用することが、いつでもファンドの投資目的に沿う有効な手段となるとは限らず、時に逆効果となることもある。

取引相手方リスク(OTCデリバティブ取引)

ファンドは、店頭市場でデリバティブ取引を締結できるが、これにより、ファンドは取引相手方の信用リスクおよび当該契約条項の不履行リスクにさらされることになる。

ファンドは、終了したいときに手仕舞いできないか、またはオープン・ポジション(未決済)に関連するOTC相殺取引を締結できない場合もあり、これが実績に悪影響を与えることもある。OTCデリバティブ取引の手仕舞いは、当該取引の取引相手方が同意した場合にのみ実施できる。

信用リスク

OTCデリバティブ商品のポジションは取引相手方の信用リスクをもたらす。大まかに言えば、信用リスクとは、取引相手が債務を履行できない場合に契約上発生する損失と定義される。

デリバティブ商品の取引で通常要求される証拠金が少ないため、デリバティブ商品の取引ではレバレッジが高いのが一般的である。よって、相対的にはわずかなデリバティブ契約の価格変動が投資者に多大な損失を生じることがある。デリバティブ取引への投資は、投資額を超える損失を生じることがある。

為替リスク

ファンドの投資対象は、主に関連するファンドの参照通貨建てである。ただし、ポートフォリオ・マネジャー(Portfolio Managers)は他通貨に投資できる。現地通貨の交換リスクは、常にヘッジされるわけではなく、関連するファンドが投資する国々の通貨の変動が各ファンドの純資産価額に影響を与えることもある。

通貨デリバティブ取引リスク

ファンドは別の通貨で発行されているクラス受益証券に関連する通貨に関わる通貨先物契約またはその他の商品もしくは戦略(「通貨デリバティブ取引」と総称する。)を締結することができる。

かかるファンドは、関連する通貨に対するエクスポージャーを獲得するために関連するクラスに関わる通貨デリバティブ取引を締結できる。一つのファンドで発行されている異なる受益証券クラス間で負債についての法的な分離がない場合、一定の状況では、通貨デリバティブ取引が当該ファンドのその他の受益証券クラスの純資産価額に影響を及ぼす負債が生じ、当該受益証券クラスに発生したかかる負債をカバーするためにファンドのその他のクラスの資産が使用されるリスクが存在する。

通貨スワップ

通貨スワップとは、ファンドが他の当事者と指定通貨による一連の支払を個別に交渉して交換することをいう。通貨スワップでは、交換期間終了時に、相当額の指定通貨を他の指定通貨と交換することもある。よって、通貨スワップの元本全体が当該スワップの他方相手方が契約上の受渡義務を履行しないというリスクにさらされている。各通貨スワップに関連した権利に関わる関連するファンドの債務の純超過額(もしあれば)は、日々発生するものとする。当該取引において他方当事者による債務不履行が発生した場合、関連するファンドは、当該取引に関連する契約に従い契約上の救済を受ける。

先渡契約リスク

先渡契約は取引所で取引されず、標準化もされていない。先渡「現物」取引は、実質的に規制がなく、一日の値幅制限も投機的ポジション制限も適用されない。先渡市場で取引を行う当事者は、継続して取引通貨または商品の市場形成を行う必要はなく、よって当該市場は流動性のない期間を生じることがあり、それが相当な期間にわたることもある。極めて多額の取引、政治的介入またはその他の理由により取引市場が混乱することもある。市場の流動性欠如または混乱により、損失を被ることがある。

外国為替先物予約

ファンドは、一部の投資者にとって日本円と米ドルの関係が不利な方向に変動するリスクを軽減するために外国為替先物予約を売買することができる。外国為替先物予約は、特定の通貨を将来日付で合意した価格で購入または売却する取決めであり、個別に交渉され相対で取引される。

先物リスク

先物は組織化された市場で取引される標準化された先渡契約である。当初証拠金額が先物契約の金額に比して少額で、取引は「レバレッジ」されている。相対的には小さな市場変動が、かかる投資者に対しては、有利に働く場合も、不利に働く場合も、その影響は比例して大きくなる。損失を一定の額に制限するために特定の注文を実施しても、市況により当該注文を履行できない可能性があるため、有効ではないこともある。

レバレッジ

追加の投資対象を購入するために借入れを行わず、投資戦略の一環として金融デリバティブ商品を利用するファンドであっても、レバレッジされている可能性がある。(ロングおよび合成ショート・ポジションの両者を合計した、総市場エクスポージャーが純資産額を上回っている状態)

レバレッジは、ファンドのトータル・リターンを増やす機会を提供するが、同様に損失を増やす可能性もある。よって、ファンドの投資額に悪影響を及ぼす事象は、ファンドのレバレッジの程度に応じて増幅される。ファンドの投資対象に不利な動きのある市場でファンドがレバレッジを利用した場合の影響が累積すると、ファンドに相当額の損失をもたらす可能性がある。

オプション

オプションは、買い手に、裏付資産を将来の特定時点または期間において、事前に決定した価格(行使価格)で買う(コール)または売る(プット)権利(義務ではない)をプレミアム(オプションの買い手の最大損失を表す)の支払と引換えに付与する契約である。

オプションにより、ポートフォリオ・マネジャーは株式、金融指標等の上昇分をすべて享受できる一方で、下落分は費用に対して効率よく制限できる。オプションのロング・ポジションは、裏付資産の不利な動きに対する保険の役割を持つ。ショート・ポジションは、トータル・リターンの拡大および受領したプレミアムによりファンドに収益をもたらすとみなされる。オプションの売買は、相当なリスクを伴う専門的な行為である。関連するファンドのポートフォリオ・マネジャーが市場価格の変動予想またはオプションが売買される商品もしくは指数とファンドの投資先ポートフォリオの商品の相関性の判断を過った場合、ファンドはそうでなければ生じなかった損失を被ることがある。

スワップ(TRSを含む。)

標準的なスワップ取引では、双方当事者が事前に決定した投資対象または商品につき獲得または実現したリターン(またはリターン率の差額)を交換することに合意する。

ファンドは、特定の有価証券、セクターまたは指数の合成したロング・ポジションとショート・ポジションを実効化することを目的にスワップ取引を実施する。スワップ契約は、個別に交渉し、様々な異なる種類の投資対象または市場要素に対するエクスポージャーを合わせて構成される。構成によって、スワップ契約は、長期または短期金利、通貨価値、法人貸付金利、インフレ率、または単独のエクイティ証券、エクイティ証券または株式指数のバスケット等のその他の要素に対するファンドのエクスポージャーは増減する。スワップ契約は、様々な様式を持ち、いろいろな名称で呼ばれている。

T R Sは、特定の参照資産(例えば株式等)、指数または資産のバスケットのトータル・リターン(売却損益に利息を加えたもの)を受領する権利と固定もしくは変動する支払または別のエクイティ・リターンを支払う権限との交換を定めた契約である。

スワップ契約のパフォーマンスの最も重大な要素は、ファンドに対する未払金、もしくはファンドからの未収金を決定する指定利率、通貨、個別株価、またはその他の要素の変動である。スワップ契約でファンドの支払が要求されている場合、ファンドはかかる支払を期日に行うよう備えなければならない。さらに、取引相手方の信用が下落した場合、当該取引相手方とのスワップ契約の価値が下落し、ファンドの損失につながる可能性がある。

スワップ市場は、近年、大きく発展しており、多数の銀行および投資銀行が当事者および標準化されたスワップ書面を利用する代理人の両者の立場で行為している。その結果、スワップ市場に流動性が生じているが、流動性のある流通市場が特定のスワップに対して特定の時点において存在するという保証はない。

評価リスク

多くの金融デリバティブ商品(特にO T C金融デリバティブ商品)は、複雑で、評価が困難であり主観的に評価されており、その評価は、限られた市場専門家によってのみ行われる。O T Cデリバティブ取引の再取得価額は、当該取引の清算価格とは異なることがあり、ファンドの取引相手方が当該取引に対して提供する評価が、第三者が提供する評価または清算時の価格と異なることもある。取引相手方が、当該商品の一部につき市場形成または相場形成を停止することもある。不正確な評価が、取引相手方への現金支払義務を増加させたり、ファンドに評価損をもたらすことがある。

ボラティリティ

金融デリバティブ商品の価格は、非常に変動が激しい。これは、裏付けとなる証券、指数、金利または通貨の価格のわずかな変動が当該金融デリバティブ商品の価格の大きな変動につながるからである。金融デリバティブ商品への投資は、投資額を上回る損失を招くことがある。

為替リスク

ファンド資産および負債が参照通貨とは異なる通貨で発行されていることがあるため、ファンドは、為替管理規制または参照通貨と他通貨間の為替レートの変動により有利または不利な影響を受けることがある。為替の変動は、ファンド受益証券の価値、獲得した分配金または利息、および実現損益に影響を与えることがある。通貨間の為替レートは、為替市場の需給、国際的な支払収支、政府介入、市場操作ならびにその他経済的および政治的状況により決定される。

証券の発行通貨がファンドの参照通貨に対して上昇している場合、当該証券の価値は上昇する。反対に、当該通貨の為替レートが下落している場合、当該証券の価値に悪影響を及ぼす。

ファンドは、為替リスクに対するヘッジのために為替取引を締結することができるが、かかるヘッジまたはプロテクションが成功するという保証はない。ファンドが保有する当該証券の発行通貨がファンドの参照通貨に対して上昇している場合には、かかる戦略により、ファンドが当該証券のパフォーマンスから得る利益は制限される。ヘッジ付きのクラス(サブ・ファンドの基準通貨とは異なる通貨建てのクラス)では、系統的にこのリスクが該当する。

投資者は、人民元が、市場の需給に基づき通貨バスケットを参照する管理変動相場制に従うという事実留意すべきである。現在、人民元は2つの市場で取引されており、1つは中国本土、もう1つは中国本土外(主に香港)である。中国本土で取引される人民元は自由に交換されるわけではなく、かつ、中国本土の政府による為替管理および一定の要件に服する。一方で、中国本土外で取引される

人民元は自由な取引が可能である。人民元は中国本土外で自由に取引されるが、人民元の直物、先渡外国為替契約および関連商品は、この発展途上の市場の構造的複雑性を反映したものとなっている。したがって、ファンドは、より大きな外国為替リスクにさらされる可能性がある。

ファンドは、投資先の現地通貨と米ドルに対する為替レートの変動の影響を受ける。

流動性リスク、運営リスク

一般的に、新興国の市場は、先進国の市場と比べて時価総額および取引量の規模が小さい。証券取引法、政府規制、会計基準、税法および海外送金の制限等の規制環境ならびに社会基盤は発達しておらず、このことは、ファンドが取引する株式の決済の不履行または遅延のリスクおよび保管リスクを増大させる。また、取引価格は、市場価格と大きく異なる可能性がある。

市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、組み入れた株式を機動的に売買できない場合がある。このような場合には、当該株式の価格の下落により、ファンドの純資産価格に影響を受け損失を被ることがある。

政治的および/または規制上のリスク

ファンドの資産額は、国際政治の変化、政策の変更、税制の変更、外国投資および通貨の本国への送金の制限、通貨変動ならびに投資先の国の法律および規則におけるその他の展開等の不確実性による影響を受ける可能性がある。さらに、投資が行われる可能性がある一定の国における法的基盤ならびに会計基準、監査基準および報告基準は、主要な証券市場において通常適用されるのと同程度の投資者保護または情報を投資者に対し提供しない可能性がある。

大量の買戻しによる影響の可能性

受益者の選択による大量の買戻しにより、投資対象の清算が必要となる可能性がある。かかる清算により、本来は発生しなかった可能性のある損失が発生する可能性がある。

買戻しによるファンドの資金流出に伴い、組み入れ株式等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがある。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によってファンドの純資産価格が大きく下落する可能性がある。

決済リスク

ファンドが投資を行う可能性がある公認の取引所の一部における取引および決済の慣行は、より発展した市場の取引および決済の慣行と同一ではない可能性がある。このことは、決済リスクを増大させ、および/またはファンドにより行われた投資の換金の遅延を招く可能性がある。

上海・香港ストックコネクトおよび深セン・香港ストックコネクトリスク

特定のファンドは、上海・香港ストックコネクトおよび/または深セン・香港ストックコネクト(以下、総称して「ストックコネクト」という。)を通じて、特定の適格中国A株に投資することができ、かつ、当該株式を直接取得することができる。ストックコネクトは、中華人民共和国および香港間の相互の株式市場へのアクセスを達成することを目的として、香港証券取引所、上海証券取引所または深セン証券取引所および中国証券登記結算有限責任公司によって開発された証券取引および清算関連プログラムである。

ストックコネクトは、(中国A株への投資のための)ノースバウンド・トレーディング・リンクで構成され、特定のファンドは、これにより上海証券取引所または深セン証券取引所に上場された適格株式の取引注文を行うことができる。

ストックコネクトにより、海外の投資者(ファンドを含む。)は、随時発行/改正される規則および規制に従って、ノースバウンド・トレーディング・リンクを通じて上海証券取引所または深セン証券取引所に上場された特定の中国A株(以下「上海証券取引所証券」または「深セン証券取引所証券」という。)を取引することを許可されることがある。上海証券取引所証券は、上海証券取引所180指数および上海証券取引所380指数の全構成銘柄ならびにこれらの指数に含まれていないが香港証券取引所に上場されているこれに対応するH株が存在するすべての上海証券取引所上場中国A株を含む。ただし、()人民元で取引されていない上海証券取引所上場株式および()「リスク警告ボード」に含まれる上海証券取引所上場株式を除く。適格証券のリストは、関連する中華人民共和国の取締規制機関による検討および承認に従って随時変更される可能性がある。

深セン証券取引所証券は、時価総額60億元以上の深セン成分指数および深セン中小企業イノベーション指数の全構成銘柄ならびにこれらの指数に含まれていないが香港証券取引所に上場されているこれに対応するH株が存在するすべての深セン証券取引所上場中国A株を含む。ただし、()人民元建てではなく、人民元で取引されていない銘柄、()「リスク警告ボード」に含まれる銘柄、()深セン証券取引所上場廃止となった銘柄、および()上場廃止前期間にある銘柄を除く。適格証券のリストは、関連する中華人民共和国の取締規制機関による検討および承認に従って随時変更される可能性がある。

ストックコネクトに関する更なる情報は、下記のウェブサイトにおいて、オンラインで入手することができる。

http://www.hkex.com.hk/eng/market/sec_tradinfra/chinaconnect/chinaconnect.htm

中国市場に伴うリスクおよび人民元への投資に関連するリスクに加えて、ストックコネクトを通じて行う投資は、追加のリスク(すなわち、割当額制限、取引停止リスク、運営上のリスク、フロント・エンド監視により課される販売制限、A株としての適格性の喪失、清算および決済リスク、中国A株保有における名義人の手配および規制上のリスク)にさらされる。

割当額制限

ストックコネクトは、投資に関する割当額制限に従っており、当該制限により、ファンドがストックコネクトを通じて適時に中国A株に投資する能力が制限されることがあり、また、ファンドが自らの投資方針を効果的に追求することができないことがある。

取引停止リスク

香港証券取引所、上海証券取引所および深セン証券取引所の各取引所は、秩序ある公正な市場の確保および慎重なリスク管理に必要な場合に取引を停止する権利を留保しており、これにより関連するファンドが中華人民共和国市場にアクセスする能力に悪影響が及ぶことがある。

取引日の相違

ストックコネクトは、中華人民共和国市場および香港市場の双方の市場が取引のために開いている日であって双方の市場における銀行が対応する決済日に営業している日にのみ運営される。そのため、中華人民共和国市場では通常の日であっても香港の投資者(ファンド等)が中国A株の取引を行うことができない場合が考えられる。ファンドは、この結果として、ストックコネクトが取引を行わない時期の間、中国A株の価格変動のリスクにさらされることがある。

フロント・エンド監視により課される販売制限

中華人民共和国の規制により、投資者がいずれかの株式を売却する前に、口座に十分な株式があることが要求される。そうでない場合、上海証券取引所または深セン証券取引所は、関係する売り注文を拒否する。香港証券取引所は、適度な売却のないことを確保すべく、その参加者(すなわち、株式ブローカー)の中国A株の売り注文に関する取引前検査を行う。

清算、決済および保管リスク

香港証券取引所の完全子会社である香港中央結算有限公司および中国証券登記結算有限責任会社は、清算体制を確立しており、それぞれが国境を跨いだ取引の清算および決済を容易にする、双方にとっての参加者である。中華人民共和国証券市場に関する中心的な国家機関である取引相手方として、中国証券登記結算有限責任会社は、清算、決済および株式保有に係るインフラの包括的なネットワークを運営する。中国証券登記結算有限責任会社は、中国証券監督管理委員会により承認および監督されるリスク管理の枠組みおよび方法を確立している。中国証券登記結算有限責任会社が不履行に陥る可能性は、極めて稀と考えられる。

中国証券登記結算有限責任会社の不履行という、極めて稀と考えられる事由が仮に生じ、かつ、中国証券登記結算有限責任会社が不履行者として宣言された場合、香港中央結算有限公司は、誠実に、利用可能な法的手段を通して、または中国証券登記結算有限責任会社による清算を通して、発行済株式および金銭を中国証券登記結算有限責任会社から回収するよう努める。この場合、関連するファンドは、この回収過程の遅滞にあうことがあり、または自らの損失を中国証券登記結算有限責任会社から完全に回収することができないことがある。

ストックコネクトを通じて取引される中国A株は、仮株券の様式で発行されるため、関連するファンド等の投資者は、現物の中国A株を一切保有しない。香港およびファンドの様な海外の投資者であってノースバウンド・トレーディングを通じて上海証券取引所証券または深セン証券取引所証券を取得している投資者は、香港証券取引所に上場または取引される証券の清算に関して香港中央結算有限公司が運営する中央清算決済システムを用いて、自らのブローカーまたは保管者の証券口座をもって当該上海証券取引所証券または当該深セン証券取引所証券を保持すべきである。ストックコネクトに係る保管設定に関する詳細情報は、要求に応じて管理会社の登記上の事務所に縦覧可能である。

運営上のリスク

ストックコネクトは、香港の投資家およびファンドの様な海外からの投資者が中国株式市場に直接アクセスするための新たな投資チャネルを提供する。ストックコネクトは、関連する市場参加者の運営システムの機能性をその前提としている。市場参加者は、一定の情報技術の程度、リスク管理ならびに関連する取引所および/または清算機構により指定されるその他の条件を満たすことを条件としてこのプログラムに参加することができる。

香港および上海のそれぞれの証券制度および法制度は著しく異なることが理解されるべきであり、また、市場参加者は、試行段階のプログラムを運営稼働させるため、継続的にかかる相違に起因して生ずる問題点に取り組む必要があることがある。

さらに、ストックコネクトのプログラムにおける「接続性」は、国境を越えた注文の制御システムを要する。これは、香港証券取引所により設定されるべき、取引所参加者による接続を必要とする香港証券取引所および取引所参加者側での新たな情報技術システム(すなわち、新たな注文制御システム(以下「中国ストックコネクト・システム」という。))の開発を要するものである。この香港証券取引所および取引所参加者のシステムが適切に機能し、または双方の市場における変更および開発に継続的に適応していくとの保証はない。関連するシステムが適切に機能しない場合、当該プログラムを通じて双方の市場での取引が中断されることがある。関連するファンドが中国A株式市場にアクセスする(ひいては自らの投資戦略を追求する)能力に悪影響が及ぶことがある。

中国A株保有における名義人の手配

香港中央結算有限公司は、ストックコネクトを通じた海外の投資者(ファンドを含む。)により取得される上海証券取引所証券または深セン証券取引所証券の「名義人保有者」である。中国証券監督管理委員会のストックコネクトに係る規則は、ファンドの様な投資者が適用ある法律に従いストックコネクトを通じて取得した上海証券取引所証券または深セン証券取引所証券に係る権利および利益を享受する旨明確に定めている。しかしながら、中華人民共和国の裁判所が、上海証券取引所証券また

は深セン証券取引所証券の登録保有者である名義人または保管者が上海証券取引所証券または深セン証券取引所証券の完全なる所有権を有すると考え、かつ、中華人民共和国の法律に基づき実質的所有者の概念が確認されたとしても、当該上海証券取引所証券または当該深セン証券取引所証券がかかる法主体の債権者への分配に利用可能な資産プールの一部を構成しうるか、または実質的所有者は当該上海証券取引所証券または当該深セン証券取引所証券に関して何らの権利その他を有することができないと考えることがある。従って、あらゆる状況において、関連するファンドおよび保管受託銀行は、ファンドの当該証券の所有権またはこれへの権原の保証を確保することはできない。

香港証券取引所に上場または取引される証券の清算に関して香港中央結算有限公司が運営する中央清算決済システム規則に基づき、名義人保有者である香港中央結算有限公司は、中華人民共和国または他国における上海証券取引所証券または深セン証券取引所証券に関し、投資者のために権利を実施するための法的措置または裁判所関連の手続を行う義務を何ら有しないものとする。したがって、関連するファンドの所有権は最終的には確認されることがあるものの、これらのファンドは、中国A株に対する自らの権利の実施の際に、困難または遅滞にあうことがある。

香港中央結算有限公司が自らを通じて保有される資産に関して保護預かり機能を履行しているとみなされる範囲において、保管受託銀行および関連ファンドが、香港中央結算有限公司と法律上の関係性を何ら有することはなく、香港中央結算有限公司の履行または支払不能の結果生ずる損失をファンドが被った場合に香港中央結算有限公司に対しいかなる直接的な法律上の遡及権も有しない旨留意されるべきである。

投資者補償

ストックコネクトに基づくノースバウンド・トレーディングを通じた関連ファンドの投資対象は、香港の投資者補償ファンド(Investor Compensation Fund)の補償対象にならない。香港の投資者補償ファンドは、香港における取引所取引の商品に関して免許を与えられた仲介者または認可を受けた金融機関の不履行の結果生ずる金銭上の損失を被るあらゆる国籍の投資者に対して補償金を支払うことを目的として設立されている。

ストックコネクトを経由したノースバウンド・トレーディングにおいて不履行となる事態が香港証券取引所もしくは香港先物取引所に上場または取引される商品を伴わないことから、かかる事態は投資者補償ファンドによる補償対象にならない。他方で、関連するファンドは、中華人民共和国のブローカーではなく香港の証券ブローカーを通じてノースバウンド・トレーディングを行っていることから、中華人民共和国の中国証券投資者保護ファンドによる保護対象にならない。

取引経費

中国A株の取引に関連する取引手数料および印紙税の支払いのほか、関連するファンドは、新たなポートフォリオ報酬、配当税および株式の譲渡に起因する所得に係る税金(これらはまだ関連当局による確定はなされていない)の対象となることがある。

中華人民共和国の税制に関する勘案事項

管理会社は、中華人民共和国の証券への投資を行い、そのために関連するファンドの評価に影響を及ぼす関連するファンドの収益への課税に対する留保金について定める権利を留保する。中華人民共和国の証券に関する一定の収益について課税があるか否かまたはどのような課税がなされるかについての不確実性、中華人民共和国における法律、規制および慣行が変更される可能性ならびに遡及的に適用される税金の可能性をもって、ファンドの管理会社またはポートフォリオ・マネジャーが適用ある場合に定める課税に対する留保金が、中華人民共和国の証券を処分する際に得られる、中華人民共和国における収益への最終的な租税債務を充足するにあたり過多または不十分であることがある。それゆえ、投資者は、()かかる収益に課される税金の最終的な結果、()留保金の度合いならびに()当該投資者が関連するファンドについて/関連するファンドから自らの株式を購入し、および/または売却する時期によって有利または不利になることがある。

2014年11月14日、中華人民共和国財政部、国家税務総局および中国証券監督管理委員会は、財稅[2014]81号に基づくストックコネクトに関する税制規則に係る通達(以下「81号通達」という。)を共同で発布した。81号通達により、2014年11月17日から有効となったストックコネクトを通じて中国A株の取引に係る法人所得税、個人所得税および事業税は、香港および(ファンド等の)海外の投資

者が得た収益に関して一時的に免除される。ただし、香港および(ファンド等の)海外の投資者は、配当および/またはボーナス株に関し、上場会社により関連当局から源泉徴収され、およびこれに対して支払われる10%の税金を支払うことが義務付けられる。

規制上のリスク

中国証券監督管理委員会のストックコネクトに係る規則は、中華人民共和国において法的効力を有する国務院の部の規制である。しかしながら、当該規則の適用は、まだ検査されていないものであり、中華人民共和国の裁判所が、(例えば、中華人民共和国の会社の清算手続において)当該規則を承認するとの保証はない。

ストックコネクトは、その性質として新しいものであり、中華人民共和国および香港の規制当局により公布される規制および中華人民共和国および香港の証券取引所による施行規則の対象となる。さらに、ストックコネクトを利用したクロス・ボーダーの取引に関連する運営およびクロス・ボーダーでの法的執行に関する取締規制機関による新たな規制が随時公布されることがある。

規制は、今までに検査されたことのないものであり、当該規制がどのように適用されるかについての確実性はない。さらに、現行の規制は、変更の対象となるものである。ストックコネクトが今後廃止されないとの保証はない。ストックコネクトを通じて中華人民共和国の市場に投資を行うことがある関連するファンドは、かかる変更の結果悪影響を受けることがある。

株式市場の変動

ファンドの純資産総額は、株式市場の変動性を反映する。株式市場は大きく変動し、発行体、需給、政治、規制、市場および経済の展開に応じて激しく変動する可能性がある。

課税リスク

投資予定者は、ファンドへの投資に伴う課税リスクに留意すべきである。

新興市場諸国の税法および税務慣習は、規制ある市場を有する国々のように整備されていない。よって、税務に関する現在の法律、解釈、ガイダンスまたは慣習は、変更されることがあり、遡及的に実施されることもある。これは、関連するファンドが、税金の追加支払いまたは投資の実行、評価または処分を行った時点では予想できない状況下における課税事由により追加課税または売却手取金が源泉徴収されることもあることを意味する。

特に、クウェートの有価証券への投資により得られる収益およびキャピタル・ゲインに対する課税措置は不確実である。本書の作成時点において、課税される可能性がある税金を明確化する措置は一切取られていない。

投資が課税されることが明らかとなった場合、税金は、純資産総額の計算の一部に含まれる。

(2) リスクの管理体制

1. 管理会社のリスク管理部門

管理会社のリスク管理部門の恒久的な活動の主なものは、以下のとおりである。

- ・ 取締役会により承認されるべきリスク管理方針の作成
- ・ 必要な場合、リスク管理プロセスのアップデート
- ・ 何らかの不備についての取締役会への直接の報告
- ・ リスク管理上の問題についての取締役会への定期的な報告
- ・ ファンドおよび投資家により確認されるリスクのコントロールおよび測定
- ・ 違反の追跡調査
- ・ 投資顧問会社のリスク管理部門により受領されるリスク報告書のチェック
- ・ 制限が違反された場合の軽減措置および管理措置の実施

リスク管理者の職務は、主に以下のとおりである。

- ・ 投資家により確認されるリスクの特定
- ・ ファンドのリスクの特定
- ・ リスク制限の提案

- ・ リスク制限のコントロール
- ・ 違反のコントロール
- ・ 上申プロセス
- ・ 委託先の活動（もしあれば）のコントロール

2. 方針

2.1 リスク管理方針によりカバーされるリスク

管理会社は、リスクの管理、コントロールおよび監視に関してピクテ・グループの方針に従う。

管理会社において、ファンドに固有のリスクがA I F M Dの要件に従って管理されることを確保するために、リスク管理方針が策定される。

リスク管理方針は、以下のサイクルを経る。

2.1.1 リスクの特定

これは、ファンドの管理のために策定されるリスク一覧表（以下を参照のこと）に従い、ファンドの資産管理に固有のすべての重要なリスク原因（市場リスク、信用リスク、流動性リスク、カウンターパーティ・リスク、オペレーショナル・リスクおよび重要とみなされるその他のリスク原因）を特定することから成る。

これを行うにあたり、以下の側面が考慮されなければならない。

- ・ 投資ユニバース
- ・ 投資手法
- ・ 投資プロセス
- ・ プロダクト・マネージャーの想定および予想
- ・ リスクモデル（例：コミットメント、レバレッジその他）
- ・ 運用者の構成
- ・ 法的仕組み（ストラクチャー、ピクテの役割および責任）

この手順の目的は、ポートフォリオのパフォーマンスへの影響が無視できないリスク原因を特定することである。リスク分析はファンドについてされる。

2.1.2 リスク分析

これは、以下を目的とするリスクの量的または質的な限定から成る。

- ・ 関連するリスク要因の特定
- ・ リスク測定に関する想定
- ・ 商品のモデル化
- ・ リスク・エクスポージャーの測定（GRE、事前、事後の測定、カウンターパーティ・リスク、流動性スコア等）
- ・ ストレス・テストの実施
- ・ 得られた結果のバック・テストの実施

以下に関して、異なるリスク指標またはリスク率が考慮されなければならない。

- ・ 規制上および/または内部の制限
- ・ 各サブ・ファンドにおいて合意されたリスク・プロファイルの遵守
- ・ 同業他社の分析（商品特性の定義）
- ・ 時の経過に伴う漸進的变化
- ・ サブ・ファンドの存続期間中に行われる想定

その後、リスク管理部門が了承および意見を確立するために、上記の分析により得られた結果に関する査定が実施される。

査定は質的および量的に実行されなければならない。これは、各商品のすべての特徴を考慮しなければならない。

2.1.3 リスクの取扱い（軽減手法）

上記の手順に基づき、管理会社のリスク管理部門は是正措置を実施する必要があると結論付ける場合がある。

管理会社のリスク管理部門は、必要とみなされる場合、リスクを軽減するために、管理会社の監督部門および/または取締役会に対して勧告を行うものとする。

勧告事項を実施するか否かについての最終決定は、管理会社の取締役会が行う。

2.1.4 監督（監視）

これは、実施される是正措置に関して追跡調査を行うことから成る。

- ・ 特定されたリスクの追跡調査
- ・ 定期的な監視
- ・ SICAVの場合、取締役会により資産管理者に通知される実施措置（取締役会の責任）

2.1.5 報告

報告の目的は、取締役会および実施役員により確認されなければならない情報の上申ならびにリスク管理方針の実施状況に関する定期的な報告である。

2.1.6 情報および連絡

管理会社の各メンバーが各自の責任を遂行することができる形式で、かつ、十分な時間をもって、関連する情報が特定され、管理され、連絡される。

リスクおよびコンプライアンスのレベル：リスク・マネジメント担当役員は、ルクセンブルクの規制の観点から投資を管理する責任を負っており、必要に応じて、ポートフォリオ管理を委託しているPAM SAのコンプライアンス部門と連携する。

ファンドはデリバティブ取引等を行っていない。

(3) トラストのリスク管理および流動性管理

管理会社は、ファンドがさらされている、またはさらされる可能性があるポジションに係るリスクならびにかかるリスクがトラストの全体的なリスク特性に及ぼす影響を常に特定し、測定し、管理し、および監視することを可能にし、かつ、適切なストレス・テスト手順の使用が含まれるリスク管理プロセスを用いる。

管理会社は、ファンドの流動性リスクを監視するための流動性管理プロセス（特に、測定の手段および方法、通常のおよび例外的な流動性状況におけるストレス・テストの使用を含む。）を継続する。

かかる流動性管理のシステムおよび手順により、管理会社は、いつでも買戻請求に適切に応じられる程度に各ファンドのポートフォリオが十分に流動的であることを確保するために必要な様々な手段および措置を利用することができる。通常の場合において、買戻請求は、「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等（イ）海外における買戻し」の記載に従い処理される。

また、買戻請求に対応して、「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（1）資産の評価純資産価格の決定ならびに販売および買戻しの停止」の項に記載する、特定の状況におけるかかる買戻請求の一時停止もしくは延期、または（実施された場合）通常の場合において投資家が享受している買戻権を制限することになる類似の措置の利用を含むその他の措置が用いられることがある。

リスク管理プロセスおよび流動性管理に関する更なる詳細は、管理会社の登記上の事務所において、請求に応じて入手可能である。

(4) リスクに関する参考情報

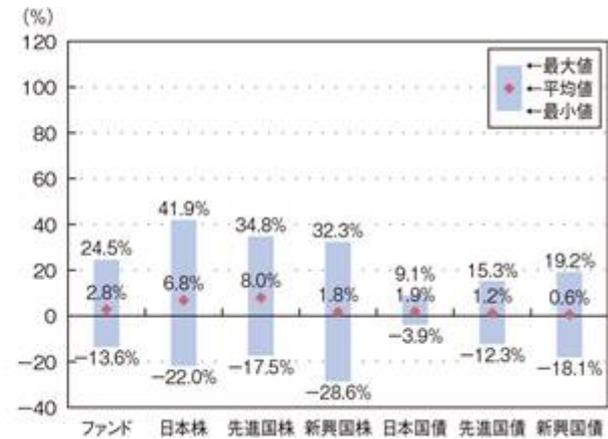
ファンドの課税前分配金再投資換算 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2015年4月～2020年3月の5年間におけるファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。



ファンドと代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものである。



出所：Bloomberg L.P.および

指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所
が作成

課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものである。以下同じ。

ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。

代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。

ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。

ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合がある。

ファンドの年間騰落率は、ファンドの参照通貨である米ドル建てで計算されており、円貨に換算されていない。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となる。

ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

各資産クラスの指数

日本株・・・TOPIX（配当込み）

先進国株・・・FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）

新興国株・・・S&P新興国総合指数

日本国債・・・BBGバークレイズE1年超日本国債指数

先進国債・・・FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）

新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

（注）S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「株東京証券取引所」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有している。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属する。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されている。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負わない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

適用される受益証券の発行価格の3.30%(税抜3%)を上限として課される(受益証券1口当たり)。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、申込時に徴求される。

(2)【買戻し手数料】

なし。

(3)【管理報酬等】

(a) 業務報酬、管理報酬、販売会社報酬および代行協会員報酬

管理会社は、以下の報酬を受ける権利を有する。

a) 管理会社からファンドに提供される業務に対する報酬として、クラスP受益証券の平均純資産価額に基づき計算される年率0.10%の年次業務報酬。かかる報酬により、管理会社は、登録・名義書換事務代行会社、支払事務代行会社および管理事務代行会社としての機能を担うファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ) エス・エイに報酬の支払いを行うことが可能となる。業務報酬は、ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻しならびにファンドに関する登録・名義書換、管理および支払事務代行業務の対価として支払われる。

b) 投資顧問会社に報酬の支払いを行うため、クラスP受益証券に帰属するべき平均純資産額に基づき計算される年率0.70%の年次管理報酬。管理報酬は、ファンド資産に関する投資運用業務の対価として支払われる。

投資顧問会社に対する報酬は、ファンドから支払われる上記管理報酬から、管理会社により支払われる。

販売会社報酬は、口座内でのファンドの管理および事務手続き、運用報告書等各種書類の送付、購入後の情報提供等の対価として販売会社に支払われる。日本における販売会社は、クラスP受益証券の資産から、年率0.50%の報酬を受取る。かかる報酬は四半期ごとに支払われ、関連四半期における当該クラスに帰属するべき平均純資産総額を基準に計算される。

代行協会員報酬は、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等の代行協会員業務の対価として代行協会員に支払われる。代行協会員は、クラスP受益証券の資産から、年率0.20%の報酬を受取る。かかる報酬は四半期ごとに支払われ、関連四半期における当該クラスに帰属するべき平均純資産総額を基準に計算される。

2019年12月31日に終了した会計年度中の業務報酬は26,709.28米ドル、管理報酬(投資顧問報酬を含む。)は186,965.45米ドル、販売会社報酬は133,546.64米ドルおよび代行協会員報酬は53,418.78米ドルだった。

(b) 保管受託報酬

保管受託報酬は、ファンド資産の保管業務の対価として保管受託会社に支払われる。保管受託銀行は、ルクセンブルグの慣習に従い、ファンドの資産から、クラスP受益証券に帰属するべき平均純資産額の年率0.15%の保管受託報酬を受取る権利を有する。かかる報酬は、ファンドの純資産総額に基づく。保管受託銀行が負担した合理的な額の支払金および立替費用(電話、テレックス、電報および郵便料金を含むがこれらに限定されない。)ならびにファンド資産の保管委託先である銀行および金融機関の保管料は、ファンドが負担するものとする。

2019年12月31日に終了した会計年度中の保管受託報酬は40,246.06米ドルだった。

(4)【その他の手数料等】

トラストおよびファンドはそれぞれその他以下の費用を負担する。

- トラスト資産および収益に課せられる一切の税金。

- ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料（当該手数料は取得価額に含まれ、売却価格から差し引かれる。）。
- 登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社および支払事務代行会社への費用
- 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が負担した弁護士費用。
- 約款ならびに届出書、目論見書および説明書等を含むトラストに関するその他一切の書類を作成し、トラストまたはトラストの証券の販売に関し管轄権を有する一切の関係当局（各地の証券業協会を含む。）へ提出する費用
- 上記関係当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、トラストの証券の受益者（実質上の受益者を含む）の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用
- 会計、記帳および毎日の純資産価額計算に要する費用
- 受益者への通知公告を作成しかつ配布する費用
- 弁護士および監査人の報酬
- （トラストの証券が上場される場合）証券取引所への上場費用および上場された受益証券のかかる証券取引所での上場維持費用
- 以上に類似するその他すべての管理費用。管理会社が別段の決定をしない限り、一切の広告宣伝費およびトラストの証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用を含む。

特定のファンドに帰属するものと判断できない費用の場合は、ファンドの純資産額に比例按分してファンド間で分割することができる。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

2019年12月31日に終了した会計年度中のその他の費用は203,436.77米ドルだった。

（5）【課税上の取扱い】

日本

2020年4月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は

20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ルクセンブルグ

トラストは、その課税上の取扱いにつきルクセンブルグ法に従う。ルクセンブルグの現行法および規則の下、各ファンドは、その純資産につき年率0.05%の引受税(四半期毎に計算され、支払われる。)が課税される。かかる税率は、ルクセンブルグ投信法第174(2)条の意味における、かつ、当該条項に規定される機関投資家のみで受益者が構成されるクラスの受益証券に帰属する純資産については、0.01%に減じられる。ルクセンブルグの他の投資信託に投資された部分のファンドの純資産については、引受税は課税されない。現行法の下では、トラストおよび受益者のいずれも、住所、登記上の営業所または恒久的施設をルクセンブルグに有しているか、または特定の限られた状況において正式に有していた個人または会社を除いて、ルクセンブルグの所得税およびキャピタルゲイン税を課税されず、また源泉徴収税および資産税を課税されない。トラストは、ポートフォリオにおける証券から生み出される収益を、関係国の源泉徴収税を控除した上で回収する。

2010年追加雇用対策法の一部である米国外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)は、2010年に米国の法律となった。

FATCAは、米国の租税回避の防止を目的として、外国(米国外)の金融機関に対して、米国人投資家が米国外に保有する金融口座の情報について米国内国歳入庁に報告する義務を課すものである。米国外の金融機関が保有する米国の有価証券がかかるFATCAの報告制度に従わない場合は、2014年7月1日以降、売却代金および所得の総額について30%の米国源泉税を課税されることになる。

ルクセンブルグは、2014年3月28日にアメリカ合衆国と政府間モデル1協定(以下「IGA」という。)およびIGAに関する覚書を締結した。したがって、トラストは、FATCAの施行を定める米国財務省規則を直接遵守するのではなくFATCA規定を遵守するために、FATCAに関連する2015年7月24日法(以下「FATCA法」という。)によりルクセンブルグの法律に導入されるルクセンブルグIGAを遵守しなければならない。FATCA法およびルクセンブルグIGAに基づき、管理会社は、FATCAの目的上、特定米国人であるトラストの直接的および間接的な受益者(以下「FATCA報告対象口座」という。)を特定する目的で情報を収集することを要求されることがある。管理会社に提供されるFATCA報告対象口座に関する一切のかかる情報は、1996年4月3日にルクセンブルグで締結された所得および資本に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のためのアメリカ合衆国政府およびルクセンブルグ大公国政府との間の条約第28条に従い、当該情報をアメリカ合衆国政府との間で自動的に交換するルクセンブルグ税務当局と共有される。トラストを代理して行為する管理会社は、FATCA法およびFATCAを遵守しているとみなされるルクセンブルグIGAの規定を遵守することを企図しており、従って、トラストの米国の実際の投資対象およびみなし投資対象に帰属する支払いの負担額に関して30%の源泉税を課税されない。管理会社は、FATCAおよび特にFATCA法により自らに課される要件の範囲を継続的に評価する。

IGAに基づき、ルクセンブルグの居住者である金融機関がルクセンブルグIGA法の要件を遵守する場合は、FATCAを遵守しているものと取り扱われ、その結果、FATCAに基づく源泉税(以下「FATCA源泉徴収」という。)を課税されない。

トラストによる、上記に従ったFATCA、FATCA法およびルクセンブルグIGAの遵守を確保するため、管理会社は、トラストの管理会社としての資格において、以下を行うことができる。

- (a) W - 8 租税申告、グローバル仲介業者証明番号(該当する場合)または受益者の F A T C A 上の地位を確かめるための、かかる受益者の I R S への F A T C A 登録もしくは対応する免除のその他有効な証拠を含む書類に係る情報を請求すること
- (b) 受益者がトラストに保有する口座が F A T C A 法およびルクセンブルグ I G A に基づき F A T C A 報告対象口座とみなされる場合、受益者およびかかる口座に関する情報をルクセンブルグ税務当局へ報告すること
- (c) 非参加外国金融機関の F A T C A 上の地位を有する受益者に対する支払いに関して、情報をルクセンブルグ税務当局へ報告すること
- (d) F A T C A、F A T C A 法およびルクセンブルグ I G A に従い、トラストにより、もしくは、トラストを代理して受益者に払われた一定の支払いから適用ある米国源泉税を控除すること
- (e) 米国を源泉とする一定の収益の支払いに関し発生する源泉徴収および報告につき要求されることがある個人情報を、かかる収益の直接の支払者に対し通知すること。

管理会社は、トラストを代理して投資家に情報を伝達するものとし、当該情報に従い、() トラストを代理して行為する管理会社は、F A T C A 法に定められる個人データの取扱いに責任を有し、() 個人データは、F A T C A 法の目的においてのみ使用され、() 個人データは、ルクセンブルグ税務当局に伝達されることができ、() F A T C A に関する質問への回答は義務であるがゆえに、回答がない場合に何らかの影響があることが予想され、かつ、() 投資家は、ルクセンブルグ税務当局に伝達されたデータ入手し、これを修正する権利を有する。

外国金融機関であるとみなされるトラストは、F A T C A 源泉税を課税されないよう、「適格集団投資ビークル」(Q C I V) 免除により「みなし遵守」の地位を得よう努める。

かかる F A T C A の地位を選択し、かつ、維持するために、トラストは、() 参加外国金融機関、() みなし遵守外国金融機関、() 非報告 I G A 外国金融機関、() 免除受益者、() 能動的な非金融外国主体(以下「能動的 N F F E」という。)または() 非特定米国人(以上、すべて F A T C A に定義される。)のみを受益者として認める。したがって、投資家は、F A T C A を遵守し、または遵守しているとみなされる金融機関を通じてのみ受益証券に申込み、かつ、これを保有することができる。トラストは、遵守のための措置および/または制限(受益証券の申込注文の拒絶または強制買戻しが含まれる場合がある。詳細は、本書および約款第 7 条および第 12 条に記載される。)を課し、および/または F A T C A に基づく「非協力的口座」もしくは「非参加外国金融機関」に該当することが判明した受益者の口座宛の支払いに対して 30% の源泉徴収税を課す場合がある。

米国納税者は、トラストが米国税法に基づく受動的な外国投資会社(P F I C) に該当し、よって投資家がトラストを適格選択ファンド(いわゆる「Q E F 選択」)として取り扱うことを選択可能にする情報の提供を予定していないことに留意すべきである。

トラストは、すべての F A T C A 義務を遵守するよう試みるが、トラストがかかる義務を履行することができるとの保証はなく、従って、F A T C A 源泉徴収を回避できるとの保証はない。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(資産および地域別の投資状況)

(2020年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	15,648,355.32	67.13
	イギリス	1,654,924.55	7.10
	イタリア	1,410,093.79	6.05
	カナダ	1,140,159.18	4.89
	ドイツ	1,115,940.87	4.79
	スペイン	858,400.07	3.68
	チリ	223,252.18	0.96
	ブラジル	220,991.06	0.95
	ポルトガル	206,121.71	0.88
	オーストラリア	128,561.86	0.55
	ギリシャ	105,795.16	0.45
	フランス	99,781.04	0.43
	小計		22,812,376.79
現金・預金およびその他の資産(負債控除後)		497,074.76	2.13
合計 (純資産総額)		23,309,451.55 (約2,537百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年3月末日現在)

順位	銘柄	国名	業種	保有株数 (株)	取得原価 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1.	NEXTERA ENERGY	アメリカ	エネルギー・水道	4,733	114.51	541,976.38	243.87	1,154,236.71	4.95
2.	NATIONAL GRID	イギリス	エネルギー・水道	91,384	10.60	968,522.11	11.68	1,066,989.09	4.58
3.	EXELON	アメリカ	エネルギー・水道	28,723	38.67	1,110,795.25	36.46	1,047,240.58	4.49
4.	ENEL	イタリア	エネルギー・水道	139,904	5.26	736,083.88	6.99	978,353.38	4.20
5.	SEMPRA ENERGY	アメリカ	エネルギー・水道	8,256	120.90	998,182.59	115.53	953,815.68	4.09
6.	DOMINION ENERGY	アメリカ	エネルギー・水道	12,601	66.33	835,839.17	74.18	934,742.18	4.01
7.	XCEL ENERGY	アメリカ	エネルギー・水道	15,185	43.94	667,250.04	60.85	924,007.25	3.96
8.	AMERICAN ELECTRIC POWER	アメリカ	エネルギー・水道	11,145	62.89	700,940.06	82.27	916,899.15	3.93
9.	FIRSTENERGY	アメリカ	エネルギー・水道	22,887	40.68	931,093.72	39.46	903,121.02	3.87
10.	AMEREN	アメリカ	エネルギー・水道	12,016	62.13	746,579.77	74.47	894,831.52	3.84
11.	CMS ENERGY	アメリカ	エネルギー・水道	14,705	47.25	694,870.84	59.73	878,329.65	3.77
12.	ENTERGY	アメリカ	エネルギー・水道	8,819	90.04	794,057.09	97.69	861,528.11	3.70
13.	SOUTHERN CO	アメリカ	エネルギー・水道	14,221	55.44	788,361.61	55.57	790,260.97	3.39
14.	IBERDROLA	スペイン	エネルギー・水道	80,230	9.01	723,075.88	9.66	775,136.37	3.33
15.	EDISON INTERNATIONAL	アメリカ	エネルギー・水道	12,736	62.67	798,217.44	55.47	706,465.92	3.03
16.	EVERSOURCE ENERGY	アメリカ	エネルギー・水道	8,680	59.54	516,806.81	80.09	695,181.20	2.98
17.	UNION PACIFIC	アメリカ	交通・運送	4,652	159.17	740,446.30	140.20	652,210.40	2.80
18.	RWE	ドイツ	エネルギー・水道	24,127	22.71	547,817.24	26.06	628,739.15	2.70
19.	SSE	イギリス	エネルギー・水道	36,915	17.34	640,141.47	15.93	587,935.46	2.52
20.	DUKE ENERGY	アメリカ	持株・金融会社	6,177	78.33	483,854.43	81.88	505,772.76	2.17
21.	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GROUP	アメリカ	エネルギー・水道	11,249	45.26	509,165.49	44.52	500,805.48	2.15
22.	WEC ENERGY GROUP	アメリカ	エネルギー・水道	5,359	57.30	307,092.08	87.86	470,841.74	2.02
23.	AMERICAN WATER WORKS	アメリカ	エネルギー・水道	3,618	71.55	258,850.96	121.84	440,817.12	1.89
24.	TERNA RETE ELETTRICA NAZIONALE	イタリア	エネルギー・水道	68,546	6.38	437,109.81	6.30	431,740.41	1.85
25.	ALLIANT ENERGY	アメリカ	エネルギー・水道	8,599	39.61	340,597.76	49.60	426,510.40	1.83
26.	ENBRIDGE	カナダ	エネルギー・水道	14,887	34.23	509,583.82	28.31	421,441.11	1.81
27.	E.ON NEMEN	ドイツ	エネルギー・水道	37,232	10.15	378,072.90	10.32	384,103.08	1.65
28.	EMERA	カナダ	エネルギー・水道	8,535	41.53	354,482.90	38.72	330,515.95	1.42
29.	HEALTHCARE TRUST OF AMERICA 'A'	アメリカ	不動産	11,513	28.98	333,677.40	24.26	279,305.38	1.20
30.	DTE ENERGY	アメリカ	エネルギー・水道	2,847	91.75	261,219.10	97.56	277,753.32	1.19

【投資不動産物件】

該当事項なし(2020年3月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2020年3月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2020年3月末日前1年間における各月末および下記各会計年度末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第6会計年度末 (2010年12月31日)	103,415	11,255	8.01	872
第7会計年度末 (2011年12月31日)	75,878	8,258	7.43	809
第8会計年度末 (2012年12月31日)	54,143	5,892	7.06	768
第9会計年度末 (2013年12月31日)	73,875	8,040	7.52	818
第10会計年度末 (2014年12月31日)	52,729	5,738	7.57	824
第11会計年度末 (2015年12月31日)	35,934	3,911	6.43	700
第12会計年度末 (2016年12月31日)	33,145	3,607	6.27	682
第13会計年度末 (2017年12月31日)	30,560	3,326	6.56	714
第14会計年度末 (2018年12月31日)	24,235	2,637	5.91	643
第15会計年度末 (2019年12月31日)	28,873	3,142	6.94	755
2019年4月末日	25,702	2,797	6.47	704
5月末日	25,164	2,739	6.37	693
6月末日	26,389	2,872	6.58	716
7月末日	26,668	2,902	6.58	716
8月末日	27,446	2,987	6.74	734
9月末日	28,711	3,125	6.94	755
10月末日	28,518	3,104	6.86	747
11月末日	28,133	3,062	6.75	735
12月末日	28,873	3,142	6.94	755
2020年1月末日	30,133	3,279	7.36	801
2月末日	27,350	2,977	6.63	722
3月末日	23,309	2,537	5.85	637

< 参考情報 >

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移

(2005年6月10日～2020年3月末日)



(注1) 課税前分配金再投資換算1口当り純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものである。以下同じ。

(注2) ファンドの実績はあくまで過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではない。以下同じ。

【分配の推移】

	1口当たりの分配金	
	米ドル	円
第6会計年度	0.36	39.18
第7会計年度	0.36	39.18
第8会計年度	0.36	39.18
第9会計年度	0.36	39.18
第10会計年度	0.36	39.18
第11会計年度	0.36	39.18
第12会計年度	0.36	39.18
第13会計年度	0.36	39.18
第14会計年度	0.36	39.18
第15会計年度	0.36	39.18
2019年4月	0.03	3.26
5月	0.03	3.26
6月	0.03	3.26
7月	0.03	3.26
8月	0.03	3.26
9月	0.03	3.26
10月	0.03	3.26
11月	0.03	3.26
12月	0.03	3.26
2020年1月	0.03	3.26
2月	0.03	3.26
3月	0.03	3.26

< 参考情報 >

分配の推移

(2020年3月末日現在)
(単位:米ドル、1口当り、課税前)

	分配金
第6会計年度 (2010年1月1日～2010年12月31日)	0.36
第7会計年度 (2011年1月1日～2011年12月31日)	0.36
第8会計年度 (2012年1月1日～2012年12月31日)	0.36
第9会計年度 (2013年1月1日～2013年12月31日)	0.36
第10会計年度 (2014年1月1日～2014年12月31日)	0.36
第11会計年度 (2015年1月1日～2015年12月31日)	0.36
第12会計年度 (2016年1月1日～2016年12月31日)	0.36
第13会計年度 (2017年1月1日～2017年12月31日)	0.36
第14会計年度 (2018年1月1日～2018年12月31日)	0.36
第15会計年度 (2019年1月1日～2019年12月31日)	0.36
2019年11月	0.03
2019年12月	0.03
2020年1月	0.03
2020年2月	0.03
2020年3月	0.03
直近1年間累計	0.36
設定来累計	9.31

【収益率の推移】

計算期間	収益率(注)
第6会計年度	1.82%
第7会計年度	- 2.75%
第8会計年度	- 0.13%
第9会計年度	11.61%
第10会計年度	5.45%
第11会計年度	- 10.30%
第12会計年度	3.11%
第13会計年度	10.37%
第14会計年度	- 4.42%
第15会計年度	23.52%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格

< 参考情報 >

収益率の推移



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各暦年末の課税前分配金再投資換算 1 口当り純資産価格

ただし、2020年については、2020年 3 月末の課税前分配金再投資換算 1 口当り純資産価格

b = 当該各暦年の直前の各暦年末の課税前分配金再投資換算 1 口当り純資産価格

(注2) 2020年は年初から 3 月末日までの収益率となる。

(注3) ベンチマークは設定していない。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりである。

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第6会計年度	780,300 (780,300)	3,722,200 (3,722,200)	12,908,100 (12,908,100)
第7会計年度	1,052,400 (1,052,400)	3,753,800 (3,753,800)	10,206,700 (10,206,700)
第8会計年度	325,800 (325,800)	2,862,900 (2,862,900)	7,669,600 (7,669,600)
第9会計年度	7,814,100 (7,814,100)	5,658,700 (5,658,700)	9,825,000 (9,825,000)
第10会計年度	1,145,000 (1,145,000)	4,004,800 (4,004,800)	6,965,200 (6,965,200)
第11会計年度	591,400 (591,400)	1,969,500 (1,969,500)	5,587,100 (5,587,100)
第12会計年度	425,300 (425,300)	725,900 (725,900)	5,286,500 (5,286,500)
第13会計年度	228,900 (228,900)	854,300 (854,300)	4,661,100 (4,661,100)
第14会計年度	121,200 (121,200)	679,000 (679,000)	4,103,300 (4,103,300)
第15会計年度	440,300 (440,300)	383,800 (383,800)	4,159,800 (4,159,800)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における申込手続

クラスのファンド証券は、管理会社によって、毎日(取引日と定められる日に)発行される。特定の取引日に関するファンド証券の買付申込みは、当該取引日の直前のルクセンブルグの銀行営業日の午前11時(ルクセンブルグ時間)までに管理会社によって受領される必要があり、その後受領された申込みは、翌取引日に関して受領されたものとみなされる。

ファンド証券の購入申込みは、100口以上100口単位で行われなければならない。ファンド証券は、端数なしで発行される。ファンド証券の1口当たり純資産価格は、1米セント単位へ四捨五入される。

証券保有確認書またはファンド証券の券面は(特段要求される場合)、登録・名義書換事務代行会社によって送付されるものとする。ただし、その支払いは、保管受託銀行によって受領されている。

当該クラスのファンド証券1口当たりの発行価格は、適用される取引日に当該クラスに関して決定される、ファンド証券1口当たり純資産価格である。適用される純資産価額に、当該純資産価額の3%(および税金(もしあれば))を上限とする販売手数料が追加されることがある。当該販売手数料は、ファンド証券の販売を行う販売者によって保持されるものとする。

ファンド証券の発行の申込みは、ファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイの事務所で受領される。

決済日に、決済通貨の国の銀行が営業していない場合、決済は、当該銀行が営業している翌取引日に行われる。

ファンド証券の券面(発行された場合)または証券保有確認書は、買付代金の受領日からルクセンブルグの7銀行営業日以内に、投資者またはその代表者に交付される。

買付代金の支払は、保管受託銀行の指図人に対する電信送金により、申込みが受領された日の後(同日を含まない)4取引日以内に米ドル貨で行う。支払通貨の取引が終了している場合は、当該支払いは翌通貨営業日に行われる。

管理会社は、ファンドおよびその販売者が募集活動に際し、受益証券が販売される国の法令に適合する活動をなすことを意図している。

管理会社は、その裁量において、特定の国および地域に居住する個人または設立された法人に対し、いつでもファンド証券の発行を一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、受益者全体およびファンドの保護のために必要な場合には、特定の個人または法人のファンド証券の取得を禁止することができる。

さらに管理会社は、

- (イ) ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、また
- (ロ) ファンド証券の購入または保有を禁止された受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができる。

より厳密にいうと、以下の通りである。

- (イ) 管理会社は、ファンド証券の販売をEUの内部またはその一部において、一般的に宣伝しない。
- (ロ) 管理会社は、その意見において、米国人(以下に定義される。)および/または者、企業もしくは法人によるファンド証券の所有が、トラストまたはその受益者に悪影響を及ぼす可能性があるか、適用ある法令(ルクセンブルグの法令か、外国の法令かを問わない。)に違反することとなるか、または、トラストもしくはその受益者に責任(特に、規制上または税務上の責任および特にFATCA要件またはその違反から生じる可能性があるその他の税務上の責任を含む。)を負わせ、トラストもしくはその受益者が被ることがなかったであろう、またはさらされることがなかったであろうその他の不利益にさらす可能性がある場合、かかるファンド証券の所有を制限または防止することができる。かかる状況において、トラストのファンド証券は、()参加外国金融機関でない

投資家、()みなし遵守外国金融機関でない投資家、()非報告 I G A 外国金融機関でない投資家、()免除受益者でない投資家、()能動的 N F F E でない投資家、または()非特定米国人でない投資家（すべて F A T C A、米国 F A T C A 最終規則および/または F A T C A の実行に関する適用ある政府間協定に定義される。）に募集、販売、譲渡または送付されることができない。投資家は、F A T C A に基づき、関連する税務書類、特に、適用ある規則に従って定期的に更新されなければならない米国内国歳入庁の様式「W- 8 BEN-E」によって自らのステータスの証拠を提供する義務を負う。

かかる者、企業または法人（米国人および/または F A T C A 要件に違反した者を含む。）は、本書において、「禁止された者」という。

ファンド証券はすべて米国1933年証券法（改正を含む。以下「1933年法」という。）のもとで登録されていない。以下の場合を除き、ファンド証券は米国国内において、またはその市民および住人（以下「米国人」という。）に対して、直接・間接を問わず募集、販売、譲渡または送付することは許されない。

禁止された者（かかる用語は、私募によりファンド証券を取得する米国人を含まない。）によるファンド証券の実質的保有を禁止および防止するために、約款（第7条）は、管理会社またはその代理人が以下の事項をなし得ると定めている。

- () ファンド証券の発行または登録簿の名義書換により、禁止された者が証券の実質的保有者となる場合またはそのおそれのある場合において、当該発行または名義書換を拒否すること。
- () 登録簿に記載のあるまたは名義書換をしようとしている者に対して、禁止された者が実質的保有者であるかまたは名義書換の結果禁止された者が実質的保有者になるか否かを判断するために必要と考える情報を、宣誓書とともに提出するよういつでも要求すること。
- () 管理会社の判断のもとで、禁止された者が単独または他の者と共同でファンド証券の実質的保有者となっている場合、管理規則に詳細に定める方法により、当該証券の全部または一部を強制買戻しまたは買戻しさせること。

(2) 日本における申込手続

ファンド証券は、販売会社により日本において非米国人に対してのみ販売され、上記に定義される「米国人」に対しては販売されないことが、合意および承認されている。また、受益者が受益証券の購入後に「米国人」となった場合、管理会社の裁量で、受益証券を口座約款（以下に定義する。）に基づき継続して保有することができるが、販売会社から受益証券を追加的に購入することはできない。

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、(7) 申込期間」に記載される募集期間中の日本における販売取扱会社の営業日である取引日に、同書「第一部 証券情報」に記載される条件に従ってファンド証券の募集が行われる。販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、当該投資者から口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。申込単位は100口以上100口単位である。

ファンド証券1口当たりの発行価格は、当該申込みに適用される取引日（通常、各申込みが行われる取引日の翌取引日。以下同じ。）に決定されるファンド証券1口当たり純資産価格である。ファンド証券1口当たりの発行価格は、販売会社に照会することができる。

発行価格の3.30%（税抜3%）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。

日本における約定日は販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日（通常発注日の日本における翌々営業日）であり、約定日から起算して（同日を含め）日本における4営業日目の日までに口座約款に基づき受渡しを行うものとし、投資者は、当該受渡り期日までに、口座約款に基づき買付代金を支払わなくてはならない。

クラスP受益証券の申込みは、100口以上100口単位で行われなければならない。1口未満のファンド証券は発行されない。

買付代金の支払は、原則として円貨または米ドル貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等協会の「外国証券の取引に関する規則」中に規定される「外国投資信託受益証券の選別基準」

にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

ファンドの取引日として定められた日において、受益者はその保有するファンド証券の買戻しを請求できる。特定の取引日に関するファンド証券の買戻し請求は、買戻し請求を行うファンド証券の口数を明示し、当該取引日の直前のルクセンブルグの銀行営業日の午前11時(ルクセンブルグ時間)までに管理会社によって受領される必要があり、その後受領された請求は、翌取引日に関して受領されたものとみなされる。

買戻し価格は、適用される取引日に決定される関連するファンドの1口当たり純資産価格とする。

買戻し請求は、100口以上100口単位で行われなければならない。

いずれかの取引日における買戻しの合計が、当該取引日におけるファンドの総受益証券の口数の5%を超える場合は、管理会社は、別段の定めがない限り全ての買戻し請求を按分により5%以内となるようにして超過分を繰り延べることができる。当該取引日において繰り延べられた買戻し請求はその後の買戻し請求に優先して受理されるが、5%の制限はする場合も課すことができる。

管理会社は、通常の場合、ファンドの証券の買戻しを受益者の買戻し請求後遅滞なく行うことができるようにするため、各ファンドの流動性を適切な水準に保持することを保証するものとする。

買戻し金額の支払いは、券面が発行されている場合は券面を管理会社が受領することを条件として、買戻し請求が処理された取引日後(同日を含まない)4取引日以内になされる。

支払通貨の取引が終了している場合は、当該支払いは翌通貨営業日に行われる。

クラスP受益証券は、他のクラスまたはサブ・ファンドの受益証券に転換することはできない。

(2) 日本における買戻し

日本における受益者は、販売取扱会社を通じ、管理会社に対して買戻しを請求することができる。ファンド証券の買戻し請求は、買戻されるファンド証券口数が明示され、かつ適用される取引日の前取引日の午後3時(日本時間)前に日本における販売会社により受領されねばならない。買戻し請求は、手数料なしで取引日において行うことができる。日本における約定日は、販売取扱会社が買戻し請求の実行を確認した日(通常、請求後日本における翌々営業日)であり、支払いおよび受渡しは口座約款に従って約定日から起算して(同日を含む)、日本における4営業日目になされるものとする。

買戻しは、100口以上100口単位で行われる。

ファンド証券1口当たりの買戻し価格は、原則として、適用される取引日に決定されるファンド証券の1口当たり純資産価格とする。買戻し代金は、原則として販売取扱会社を通じて円貨または米ドル貨で支払われる。

上記(1)の5%を超える大量買戻しに対する制限は日本における買戻しも含めて適用される。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

ファンドのクラスP受益証券1口当たり純資産価格(以下「純資産価格」という。)は、各取引日において、米ドル貨にて計算される。

クラスP受益証券1口当たり純資産価格は、各取引日において、ファンドの当該クラスの資産価値からそれに帰する債務(管理会社が必要または妥当と考える項目を含む。)を控除した額を、当該クラスの発行済受益証券の数で除した額を、1米セントの位まで四捨五入することにより、管理会社により計算される。投資による収益、未払利息、費用およびその他の債務(運用費用を含む。)は、可能な限り計上される。

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

- (a) 証券取引所に上場され、または他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の取引値により評価される。有価証券が複数の証券取引所に上場され、または他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の取引値が使用される。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、また規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の取引価格によって評価される。
- (c) 取引価格の入手が不可能であるか、または上記(a)および/もしくは(b)で参照される価格が公正な市場価格を反映していない有価証券は、慎重かつ誠実に合理的な予想売却価格で評価される。
- (d) 短期の流動資産は、償却減価法により評価される。
- (e) ファンドまたはクラスの通貨以外の通貨により表示された価格は、当該通貨の入手可能な為替レートで当該通貨に換算される。

取引コストが高い市場での取引を行うファンドは、取引コストを純資産価格の計算に反映させることができる。購入および買戻しのための単一の純資産価格を維持するために、取引日におけるファンド証券数の純変動が純資産価格の計算方法を決定する。購入超過の場合、取引コストが純資産総額に加算され、買戻し超過の場合、取引コストが純資産総額から減じられる。

異常な事態により評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、トラスト資産の公正な評価の遂行のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

各ファンドに帰属する資産および債務を決定するため、各ファンドの資産プール(それぞれ「プール」という。)は以下の方法で設定される。

- (a) 各ファンドの受益証券発行からの手取金は、トラストの帳簿上、当該ファンドのための資産プールに計上され、各ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、本条項に従い当該プールに計上される。

- (b) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、トラストの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加、減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上される。
- (c) 特定のプールの資産に関連して、トラストに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させる。
- (d) トラストの資産や債務が特定のプールに帰属するものと判断されない場合、かかる資産や債務は、関連するファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプールに帰属させる。ただし、どのプールに帰属させるにせよ、すべての債務は、債権者がこれと異なる合意をしない限り、トラスト全体を拘束する。
- (e) 各ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日の翌日に、当該ファンドの受益証券の純資産価格は、当該金額分だけ減少させるものとする。
ファンド内に個別のクラスが存在する場合、前述の配分基準は、必要な変更を加えてかかるクラスに適用する。

純資産価格の決定ならびに販売および買戻しの停止

管理会社は、以下の事由がある場合において一時的に受益証券について純資産価格の決定を停止し、その結果としてその発行および買戻しを停止することができる。

- (イ) ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する一もしくは複数の証券取引所または市場、またはファンドの資産の相当部分の表示通貨を取引する一もしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日閉鎖され、または取引が制限もしくは停止された場合。
- (ロ) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。
- (ハ) ファンドの組入証券の評価のために通常使用されている通信機能が停止した場合、または何らかの理由によりファンドの資産の評価を迅速かつ正確に確定できない場合。

- (ニ) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

かかる停止は、買付けまたは買戻しの申込みをした受益者に対し通知され、必要な場合には、前記「第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (5) 開示制度の概要 ルクセンブルグにおける開示 (ロ) 受益者に対する開示」に述べるように、公告される。

管理会社は、効率的な運用を目的として、かつ、ファンドの投資方針に厳格に従い、特定のファンド(以下「参加ファンド」という。)の資産の一部または全部についてプールを基準として運用することを決定することができる。この場合、異なる参加ファンドの資産は、前記の手法を用いて合同運用される。プールを基準として運用される資産を本項において「プール」という。かかるプールは、内部での運用目的でのみ用いられる。かかるプールは、個別の法主体を構成せず、投資者により直接利用可能とならない。各参加ファンドは、それぞれに配分される自己の資産を保有する。

参加ファンドの資産がかかる手法を用いて運用される場合、各参加ファンドに当初帰属する資産は、当該ファンドのプールへの当初の参加割合に基づき決定される。その後、資産の構成は、当該参加ファンドにより行われる入金または引出しに従い変化する。

かかる配分システムは、プールの各投資ラインに適用される。したがって、参加ファンドのために行われる追加的な投資は、各参加ファンドのそれぞれの権利に基づき各参加ファンドに配分され、一方で、売却された資産も、各参加ファンドに帰属する資産から同様に差し引かれる。

参加ファンドの運営に伴うすべての銀行取引(配当、利息、契約によらない報酬および費用)は、プールに計上され、かかる取引が記録される日に各参加ファンドに比例按分ベースで会計上再配分される(負債引当金、収入および/または支出の銀行記録)。一方、契約上の報酬(保管報酬、管理事務代行報酬および運用報酬等)は、各参加ファンドに直接計上される。

各参加ファンドに帰属する資産および負債は、いつでも特定可能となる。

プール手法は、関係する各参加ファンドの投資方針を遵守する。

（２）【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券の確認書は受益者の責任において保管される。日本の投資者に販売されるファンド証券の確認書は、販売会社名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から取引報告書が交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

ファンドは存続期間を無期限として設立された。

ファンドは、管理会社と保管受託銀行との間の合意により、いつでも解散することができる。

（４）【計算期間】

ファンドの決算日は毎年12月末日である。

（５）【その他】

発行限度額

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

トラストおよびファンドの解散および償還条件

<トラストの解散>

トラストは、管理会社と保管受託銀行との間の合意により、いつでも解散することができる。トラストは、ルクセンブルグ法に基づき要求される場合に解散される。解散の通知は、RESAおよび適切に配布されている2紙以上の新聞（そのうち少なくとも1紙は、ルクセンブルグの新聞とする。）に公告される。トラストが解散した場合、管理会社は、受益者の最善の利益となるようトラストの資産を換金し、保管受託銀行は、管理会社の指示に基づき、受益者に対し、それぞれの持分に応じて清算の純手取金（あらゆる清算費用を控除後）を分配する。ルクセンブルグ法の規定に基づき、払戻しのために引き渡されなかった受益証券に関する清算の手取金は、一定期間が経過するまでルクセンブルグ供託局（Caisse de Consignation）において安全に保管される。トラストを清算状態へ導く状況の発生直後に受益証券は発行不可能となり、発行された場合も無効となる。受益証券の買戻しは引き続き可能となるが、受益者の公平な扱いが確保されることが条件となる。

受益者またはその相続人もしくは実質的な受益者は、トラストまたはファンドの清算を要求することができない。

<ファンドの解散>

管理会社と保管受託銀行との間の合意により、（ ）ファンドをいつでも清算し、当該ファンドの受益者は当該ファンドの資産の売却による純手取金の割当を受けることができ、または（ ）ファンドが募集される法域の適用される法律および規則に従って、ファンドをいつでも清算し、かつ、他のファンドの受益証券を、当該ファンドの資産（監査人の報告書により評価される。）の他のファンドに対する現物出資として清算されるファンドの受益者に対して割り当てることができる。上記（ ）に企図される清算および出資は、清算されるファンドの規模もしくは当該ファンドに影響を及ぼす経済情勢もしくは政治情勢の変動によりかかる清算が正当化される場合にのみ行うことができ、または関係する受益者の最善の利益を確保するために他の一切の理由で行われる。

上記と同一の条件に従い、かつ、適用される法律および規則に従い、ファンドは、ルクセンブルグ投信法のパート もしくはパート の適用を受けるルクセンブルグの集団投資ファンドの他のサブ・ファンドと合併することができる。

上記（ ）に記載される清算の場合、清算の効力発生日は受益者に対し郵送またはファックスにより通知される。

上記（ ）に記載されるファンドの清算および出資の場合、関係するファンドのすべての受益者は、1か月前までにかかる清算の通知を郵送により受領する。

公告または通知には、合併の理由および方法が記載され、かつ、受益者が合併される先のサブ・ファンドに関する情報が含まれる。かかる公告または通知は、合併を実施する前に受益者に対し自己の受益証券の買戻しを請求する機会を無償で提供するため、合併の効力発生日の1か月以上前に行われる。

ファンドの純資産が300万米ドルを下回った場合、管理会社は、ファンドを解散する予定である。

ファンドの清算の効力発生日までの間、受益者は、引き続き自己の受益証券を当該ファンドの清算に起因する費用を満たすための引当金が反映された適用される純資産価格で買い戻すことができる。

約款の変更および変更した場合の開示方法

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができる。変更は、約款変更に関連する書類に別段の規定がある場合を除き、ルクセンブルグの商業および法人登記所に変更を預託した旨RESEAに公告された日に効力を生じるものとする。

変更の内容が重大な約款変更は、日本において、知っている受益者に対し、書面をもって通知される。

関係法人との契約の更改等に関する手続

<投資運用契約>

投資運用契約は、管理会社と投資顧問会社の間で無期限の契約として締結され、各当事者は、相手方当事者に同契約の終了日の3か月以上前に書面による通知を交付または書留郵便で送付することによって同契約を終了させることができる。ただし、一方当事者が同契約のいずれかの条項に違反した場合には、相手方当事者は、書面による10日以上前の通知をした上で同契約を終了させることができる。ただし、かかる期間内にかかる違反が是正された場合はこの限りではない。

同契約のいかなる規定も、同契約の当事者により署名された証書によらない限り、これを変更し、放棄し、適用を免除しまたはこれを廃止することができないものとする。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠して解釈されるものとする。

<保管契約>

各当事者は、相手方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、保管契約を終了することができる。ただし、一方当事者が同契約に関し違反をした場合で、当該違反の是正を要請する書面による通知の送達後30日以内に当該違反を是正しない場合には、相手方当事者は、同契約を解約することができる。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

<登録・名義書換、支払および管理代行業務に関する中央管理契約>

登録・名義書換、支払および管理代行業務に関する中央管理契約は、一方当事者が当該契約の他方当事者に対し、終了が効力を生じる90日前までに、書面による通知を交付し、または書留郵便で発送することにより終了させることができる。

登録・名義書換、支払および管理代行業務に関する中央管理契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、ルクセンブルグ法に従い解釈されるものとする。

<代行協会員契約>

代行協会員契約は、同契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し指定の住所宛、書面により通知することにより終了する。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、管理会社の日本における後任の代行協会員が指定されることを条件とする。

同契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈されるものとする。

<受益証券販売・買戻契約>

受益証券販売・買戻契約は一方の当事者が他の当事者に対し、指定の住所宛に書面による通知を3か月前になすことにより解約できる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとする。

ワラント・新受益証券引受権等の発行

ワラント、引受権、オプションまたは優先証券の発行は禁止されている。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が受益権をトラストに対し直接行使するためには、ファンド証券名義人として受益者名簿に登録されていなければならない。従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、自らトラストに対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

登録上の受益者の有する主な権利は次のとおりである。

(1) 分配金請求権

受益者は、トラストのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じてトラストのために行為する管理会社に請求する権利を有する。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金は、失効し、ファンドに返戻される。

(2) 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

(3) 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はトラストのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(注) 約款には受益者集会に関する規定はない。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3)【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(イ) 管理会社またはファンドに対する、ルクセンブルグおよび日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限、

(ロ) 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、

を委任されている。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 竹野 康造

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4)【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、株式会社三菱UFJ銀行の2020年3月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=108.83円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1【財務諸表】

(1)【2019年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド

純資産計算書

2019年12月31日現在

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券取得原価(注2)	22,547,573.10	2,453,852
投資にかかる未実現純利益/(損失)	6,332,801.59	689,199
投資有価証券時価評価額(注2)	28,880,374.69	3,143,051
オプション契約時価評価額(注2、11)	0.00	0
現金預金(注2)	68,699.28	7,477
銀行預金(注2)	0.00	0
未収利息、純額	0.00	0
為替先渡契約にかかる未実現純利益(注2、13)	0.00	0
その他の資産	0.00	0
	28,949,073.97	3,150,528
負債		
未払管理報酬および投資顧問報酬(注4)	16,873.22	1,836
未払年次税(注3)	3,648.39	397
為替先渡契約にかかる未実現純損失(注2、13)	0.00	0
その他の未払報酬(注7)	55,770.03	6,069
	76,291.64	8,303
2019年12月31日現在純資産合計	28,872,782.33	3,142,225
2018年12月31日現在純資産合計	24,235,448.44	2,637,544
2017年12月31日現在純資産合計	30,560,046.22	3,325,850

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

【損益計算書】

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド

運用計算書および純資産変動計算書

2019年12月31日終了年度

(単位:米ドル)

	米ドル	千円
期首現在純資産価額	24,235,448.44	2,637,544
収益		
配当金、純額(注2)	746,495.99	81,241
債券利息、純額(注2)	0.00	0
預金利息	6,275.03	683
その他の収益	0.00	0
	752,771.02	81,924
費用		
管理報酬および投資顧問報酬(注4)	186,965.45	20,347
保管受託報酬、銀行手数料および利息	83,061.16	9,040
管理事務代行、業務、監査およびその他の費用(注6)	344,575.13	37,500
未払年次税(注3)	13,830.64	1,505
取引手数料(注2)	15,890.60	1,729
	644,322.98	70,122
投資純利益	108,448.04	11,802
投資対象売却にかかる実現純利益/(損失)(注2、15)	764,076.48	83,154
外国為替にかかる実現純利益/(損失)(注2)	(3,531.69)	(384)
オプション契約にかかる実現純利益/(損失)	0.00	0
為替先渡契約にかかる実現純利益/(損失)	0.00	0
先渡契約にかかる実現純利益/(損失)(注2)	0.00	0
実現純利益/(損失)	868,992.83	94,572
以下にかかる未実現純評価利益/(損失)の変動:		
投資(注2、16)	4,829,434.06	525,587
オプション契約	0.00	0
為替先渡契約	0.00	0
運用による純資産の増加:	5,698,426.89	620,160
受益証券発行手取額	2,936,435.00	319,572
受益証券買戻費用	(2,536,975.00)	(276,099)
配当金支払(注2、14)	(1,460,553.00)	(158,952)
再評価差異*	0.00	0
期末現在純資産価額	28,872,782.33	3,142,225

* 上述の差異は、2018年12月31日から2019年12月31日までの間の、サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての投資証券クラスに関する異なる項目を、関連サブ・ファンドの通貨に換算する際に用いられる為替レートの変動によるものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド

発行済受益証券口数および1口当たり純資産価格

(単位:米ドル)

P 分配型受益証券

2019年12月31日現在

発行済受益証券口数: 4,159,800.00口

米ドル

円

2019年12月31日現在

1口当たり純資産価格: 6.94 755

2018年12月31日現在

1口当たり純資産価格: 5.91 643

2017年12月31日現在

1口当たり純資産価格: 6.56 714

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

[次へ](#)

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド

財務書類に対する注記

2019年12月31日現在

注1 - 一般事項

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド(以下「ファンド」という。)は、ルクセンブルグのアンブレラ型の契約型投資信託(Fonds Commun de Placement)である。ファンドは、共同保有者の利益のために運用される有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型投資信託である。

ファンドは、2010年12月17日のルクセンブルグ法律(改訂済)パート(以下「2010年法」という。)の規定により規制される投資信託(以下「UCI」という。)としての資格を有している。さらに、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日付の改訂済み法律(以下「AIFM法」という。)の意義の範囲内で、オルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

2016年5月27日付のルクセンブルグの法律に従い、ファンドは、ルクセンブルグの商業記録簿にK961号として登録されている。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ、L - 1855 ジェイ・エフ・ケネディ通り15番に登録事務所を有する、2010年法の第15章の意義の範囲内における管理会社であるピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ) エス・エイにより管理される。

AIFM法により、ファンドは公認のAIFMにより運用されなければならない。かかる法律の施行に照らして、2014年5月30日付で、ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ) エス・エイがAIFMに任命された。

ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ) エス・エイは、ルクセンブルグの商業記録簿にB51329として登録されている。

サブ・ファンドの活動

2019年12月31日現在、ピクテ・グローバル・セレクション・ファンドには12本の運用中のサブ・ファンドが含まれている。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケット・ファンド、日本円(日本円)建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド、日本円(日本円)建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド、米ドル(米ドル)建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・インカム・ストック・ファンド、日本円(日本円)建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファンド、日本円(日本円)建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド、日本円(日本円)建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - リソース・リッチ・カンTRIES・ソブリン・ファンド、日本円(日本円)建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンダー・ヘッジド・ファンド、米ドル(米ドル)建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ジャパニーズ・エクイティ・オポチュニティーズ、日本円(日本円)建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - エマージング・エクイティ・ロウアー・ボラティリティ・ファンド、日本円(日本円)建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ディバーシファイド・ボンド・ファンド、日本円(日本円)建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド、日本円(日本円)建て

重要な事象および重大な変更

2019年9月、新たな目論見書が効力発生となった。

クラス受益証券：

サブ・ファンド	クラス受益証券	受益証券を他のクラス受益証券に転換することおよびその逆を行うことができる。	年率0.01%の減じられたルクセンブルグ申請税を課される。	販売会社
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケット・ファンド				
	クラスP受益証券	非該当	非該当	S M B C日興証券株式会社(「日本における主たる販売会社」)または管理会社により承認されたその他の販売会社を通じて申込みを行う投資家に対してのみ販売される。
	クラスP A受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド				
	クラスP分配型受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
	クラスP Y分配型受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
	クラスS T分配型受益証券	非該当	該当	日本において新光投信株式会社により販売されるファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
	クラスS A M分配型受益証券	非該当	該当	日本において三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社により販売されるファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド				
	P分配型受益証券	非該当	非該当	三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社を通じて申込みを行う投資家に対してのみ販売される。

サブ・ファンド	クラス受益証券	受益証券を他のクラス受益証券に転換することおよびその逆を行うことができる。	年率0.01%の減じられたルクセンブルグ申込税を課される。	販売会社
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・インカム・ストック・ファンド				
	クラスP分配型受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファンド				
	クラスP分配型受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
	クラスPA分配型受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド				
	米ドル建 毎月分配型クラスM受益証券	非該当	非該当	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を通じて申込みを行う投資家に対してのみ販売される。
	分配型クラスP受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
	分配型クラスPA受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
	分配型クラスSAM受益証券 ⁽¹⁾	非該当	該当	日本において三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社により販売されるファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - リソース・リッチ・カンツリーズ・ソブリン・ファンド				
	クラスP分配型受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。

サブ・ファンド	クラス受益証券	受益証券を他のクラス受益証券に転換することおよびその逆を行うことができる。	年率0.01%の減じられたルクセンブルグ申込税を課される。	販売会社
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド・グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド				
	(HP日本円) 日本円建て分配型受益証券 ⁽²⁾	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売され、かつ管理会社により承認されたファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
	(HPY日本円) 日本円建て分配型受益証券 ⁽²⁾	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売され、かつ管理会社により承認されたファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
	(HP豪ドル) 日本円建て分配型受益証券 ⁽³⁾	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売され、かつ管理会社により承認されたファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
	(HPブラジル・リアル)日本円建て分配型受益証券 ⁽³⁾	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売され、かつ管理会社により承認されたファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
	(HP南アフリカ・ランド)日本円建て分配型受益証券 ⁽³⁾	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売され、かつ管理会社により承認されたファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
	(HPメキシコ・ペソ)日本円建て分配型受益証券 ⁽³⁾	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売され、かつ管理会社により承認されたファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
	(HPトルコ・リラ)日本円建て分配型受益証券 ⁽³⁾	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売され、かつ管理会社により承認されたファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
	(HP米ドル) 日本円建て分配型受益証券 ⁽³⁾	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売され、かつ管理会社により承認されたファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。

サブ・ファンド	クラス受益証券	受益証券を他のクラス受益証券に転換することおよびその逆を行うことができる。	年率0.01%の減じられたルクセンブルグ申込税を課される。	販売会社
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-ジャパニーズ・エクイティ・オポチュニティーズ				
	(HP米ドル)日本円建て受益証券	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
	クラスP日本円建て受益証券	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-エマージング・エクイティ・ロウアー・ボラティリティー・ファンド				
	クラスP分配型受益証券	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売され、かつ管理会社により承認されたファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
	クラスPY分配型受益証券	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売され、かつ管理会社により承認されたファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-グローバル・ディパーシファイド・ボンド・ファンド				
	クラスP分配型受益証券	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売され、かつ管理会社により承認されたファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
	クラスPA分配型受益証券	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売される日本のファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
	クラスPY分配型受益証券	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-ダイナミック・アロケーション・ファンド				
	クラスP受益証券	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。

- (1) ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンドのクラスS A M受益証券は、2019年4月23日に償還した。
- (2) 当該クラスの目的は、当該クラスの通貨に対し、サブ・ファンドの投資有価証券にかかる為替リスクを大幅にヘッジすることである。
- (3) 当該クラスの目的は、括弧内に挿入された日本円以外の通貨で発行された特定の通貨に対し、サブ・ファンドの投資有価証券にかかる為替リスクを大幅にヘッジすることである。

注2 - 重要な会計方針の要約

一般事項

財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められるUCIに関する会計原則および同国において適用される法定の報告要件に従い表示されている。

現行のファンドの目論見書に定められる通り、各クラス受益証券の純資産額は、各取引日に管理会社により決定される。各サブ・ファンドの取引日は以下の通りである。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケット・ファンドについては、ルクセンブルグ、英国および日本における各銀行営業日ならびに日本における金融商品取引業者の営業日が取引日である。

以下のサブ・ファンズについては、ルクセンブルグ、英国および日本における各銀行営業日ならびにニューヨーク証券取引所の営業日が取引日である。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・インカム・ストック・ファンド

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンドについては、ルクセンブルグ、英国および日本における各銀行営業日、ならびに日本における証券会社の営業日が取引日である。

以下のサブ・ファンズについては、ルクセンブルグ、英国および日本における各銀行営業日が取引日である。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファンド

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - リソース・リッチ・カントリーズ・ソブリン・ファンド

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ジャパニーズ・エクイティ・オポチュニティーズ

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - エマージング・エクイティ・ロウアー・ボラティリティ・ファンド

以下のサブ・ファンドについては、ルクセンブルグ、英国、アメリカ合衆国および日本における各銀行営業日が取引日である。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ディバーシファイド・ボンド・ファンド

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド

設立費用

設立費用は、最長5年間にわたり償却されている。

各サブ・ファンドの外国通貨換算

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建てで表示される現金預金、その他の純資産および投資有価証券の時価評価額は、期末日現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの基準通貨に換算される。

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建てで表示される収益および費用は、取引日に適用される為替レートでサブ・ファンドの基準通貨に換算される。

発生する為替損益は、運用計算書および純資産変動計算書に計上される。

ファンドの結合財務書類

ファンドの結合財務書類は、ユーロで表示され、期末現在の実勢為替レートでユーロに換算される各サブ・ファンドの財務書類における項目の合計に等しい。

資産の評価

- (1) 証券取引所に上場されている有価証券または他の規制ある市場で取引されている有価証券は、かかる取引所または市場における入手可能な最終の価格で評価される。有価証券が複数の証券取引所または市場で取引されている場合には、かかる有価証券の主要市場である証券取引所または市場における入手可能な最終の価格により決定される。
- (2) 証券取引所に上場されていない有価証券または他の規制ある市場で取引されていない有価証券は、入手可能な直近の取引値で評価される。
- (3) 取引値が入手できない有価証券または(1)および/または(2)に記載される価格が公正な市場価格を反映していない有価証券は、管理会社の取締役会によって決定される合理的に予想される売却価格に基づき、慎重かつ誠実な立場から評価される。
- (4) 短期流動資産は、償却原価で評価される。
- (5) オープン・エンド型UCIの受益証券/株式は、入手可能な最終の純資産額に基づいて評価される。決定された価格がこれらの純資産の公正価値を反映していない場合には、公平かつ慎重な基準に従い、管理会社の取締役会によって価格が決定される。
- (6) 規制ある市場、EU域外の証券取引所または他の規制ある市場において上場または取引されていない、残存期間が12か月を超えない短期金融商品は、額面に経過利息を加えた額で評価され、その合計評価額は定額法に従って減価償却される。
- (7) クレジット・リンク債(「CLN」)は、CLNの発行日から2019年12月31日までの原債券の価格の推移(利含み価格で評価される)に基づき、CLNの発行日から2019年12月31日までの(原債券の通貨およびCLNの通貨間の)為替レートの推移を考慮して評価される。
- (8) 手元現金または現金預金、要求払債券および手形ならびに未収金、前払費用、宣言されたまたは発生済みであるが未受領の配当金および利息は、額面価額が入手可能でないと考えられる場合を除き、額面価額で構成される。額面価額が入手可能でないと考えられる場合には、かかる評価額は、これらの資産が適切に真価を反映していると管理会社の取締役が判断した金額を控除することにより決定される。

先物契約の評価

先物契約の評価は、入手可能な最終の価格に基づく。

差金決済取引(「CFD」)の評価

CFDは、原資産の評価日と取得日の価格間の差異に基づき、評価される。

先物契約およびCFDの認識

各純資産価額の計算において、先物契約およびCFDにかかる証拠金コールは、相手方の銀行口座による先渡契約関連の実現キャピタル・ゲインおよびロス勘定が直接計上される。

先物契約およびCFDの会計処理

先物契約およびCFDにかかる未実現評価利益および損失は、各未決済先物契約またはCFDの日々の時価評価額の増加/減少相当額の現金受領/支払いを通じて日々決済される。当該現金は、「現金預金」の項目で純資産計算書において計上され、それに対応する数字が「先渡契約にかかる実現純利益および損失」の項目で運用計算書および純資産変動計算書において計上される。

為替先渡契約の会計処理

未決済の為替先渡契約から発生する未実現純損益は、評価日において同日現在適用される先渡為替価格を基準に決定され、純資産計算書に計上される。

投資有価証券の売却にかかる実現純損益

投資有価証券の売却にかかる実現純損益は、売却投資有価証券の加重平均原価に基づき計算される。

投資有価証券の取得原価

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての投資有価証券の取得原価は、取得日に適用される為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算される。

収益

配当金は、落ち日に源泉徴税引後の金額で計上される。利息は、発生基準で純額で計上される。

分配金の支払い

管理会社は、サブ・ファンドまたはクラスに対する全ての当期利益および純実現キャピタル・ゲインから分配を宣言することができ、また、分配の合理的水準を維持するために必要な場合、関連するサブ・ファンドまたはクラスの未実現キャピタル・ゲインまたは資本からも分配を宣言することができる。各サブ・ファンドまたはクラスに適用される分配方針は、英文目論見書の関連別紙に記載される。

分配の水準は、予想投資純利益を超える場合もある。したがって、投資者は、投資者に対する分配にはある種の資本の払出し的要素が含まれており、かかる要素が関連するファンドのキャピタル・ゲインを上回った場合は、関連するサブ・ファンドの純資産価額を低下させることに留意すべきである。

分配の結果、ファンドの純資産価額がルクセンブルグの法律に定める最低額に満たなくなる場合には、分配は行われぬ。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金は、失効し、関連するサブ・ファンドまたはクラスに返戻される。

取引費用

取引費用は、投資有価証券の購入および売却に関連する各サブ・ファンドにより生じた費用を表す。これらの費用は、仲買手数料、銀行手数料、税金、保管受託報酬およびその他の取引費用を含み、2019年12月31日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書に含まれる。

注3 - 年次税

ルクセンブルグで施行されている法規に従い、ファンドは、源泉徴収またはその他の方法で徴収されるいかなるルクセンブルグの所得税またはキャピタル・ゲイン税も課せられない。しかしながら、ファンドの純資産は、各四半期末に支払われ、各四半期末のファンドの純資産に基づいて計算される年率0.05%のルクセンブルグの申込税を課せられる。法律の第174条(2)の意味における、機関投資家のために留保された株式に関連する資産、ならびに短期金融商品および信用機関への預金の集団投資を唯一の目的とするサブ・ファンドについては、この税率は0.01%に引き下げられる。

以下のサブ・ファンドは年次税を免除される：

- その証券が、少なくとも1つの株式市場または定期的取引が行われていて公認かつ公開の他の規制ある市場で上場または取引されている。
- その排他的な目的が、一または複数のインデックスの運用実績を複製することである。

サブ・ファンド内に複数の投資証券クラスが存在する場合、当該免除規定は、上記に規定された条件を満たすクラスにのみ適用される。

さらに、ルクセンブルグにおける他の投資信託の受益証券/株式に投資される純資産部分については、本年次税を免除される。ただし、かかる受益証券/株式が既に本年次税を課せられている場合に限る。

注4 - 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、各サブ・ファンド/クラスに帰属する平均純資産額を基準に以下の比例料率で計算される報酬を受領する権利を有する。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケット・ファンド：

クラスP 受益証券：	年率0.75%
クラスPA 受益証券：	年率0.25%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド：

クラスP 分配型受益証券：	年率0.35%
クラスPY 分配型受益証券：	年率0.35%
クラスST 分配型受益証券：	年率0.70%
クラスSAM 分配型受益証券：	年率0.70%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド：

P分配型受益証券： 年率0.70%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・インカム・ストック・ファンド：

クラスP分配型受益証券： 年率0.35%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファンド：

クラスP分配型受益証券： 年率0.30%

クラスPA分配型受益証券： 年率0.25%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド：

米ドル建 毎月分配型 クラスM受益証券： 年率0.75%

分配型 クラスP受益証券： 年率0.40%

分配型 クラスPA受益証券： 年率0.25%

分配型 クラスSAM受益証券： 年率0.85%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - リソース・リッチ・カンTRIES・ソブリン・ファン
ド：

クラスP分配型受益証券： 年率0.30%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレ
ンシー・ヘッジド・ファンド：

(HP日本円)日本円建て分配型受益証券： 年率0.35%

(HPY日本円)日本円建て分配型受益証券： 年率0.35%

(HP米ドル)日本円建て分配型受益証券： 年率0.35%

(HP豪ドル)日本円建て分配型受益証券： 年率0.35%

(HPブラジル・レアル)日本円建て分配型受益証券： 年率0.35%

(HP南アフリカ・ランド)日本円建て分配型受益証券： 年率0.35%

(HPメキシコ・ペソ)日本円建て分配型受益証券： 年率0.35%

(HPトルコ・リラ)日本円建て分配型受益証券： 年率0.35%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ジャパニーズ・エクイティ・オポチュニティーズ：

(HP米ドル)日本円建て受益証券： 年率0.40%

クラスP日本円建て受益証券： 年率0.40%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - エマージング・エクイティ・ロウアー・ボラティリ
ティー・ファンド：

クラスP分配型受益証券： 年率0.25%

クラスPY分配型受益証券： 年率0.25%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ディバーシファイド・ボンド・ファンド

クラスP分配型受益証券： 年率0.50%

クラスPA分配型受益証券： 年率0.10%

クラスPY分配型受益証券： 年率0.10%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド

クラスP受益証券： 年率0.35%

投資顧問会社への報酬は、管理会社により負担される。

注5 - 販売報酬

日本における主たる販売会社は、後述のサブ・ファンドのそれぞれの資産から、関連四半期中のサブ・
ファンド/クラスに帰属する平均純資産総額を基準に以下の比例料率で計算される四半期毎に支払われる
報酬を受領する権利を有する。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケ
ット・ファンド：

クラスP受益証券： 年率0.65%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド：

P分配型受益証券： 年率0.50%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド

米ドル建 毎月分配型クラスM受益証券： 年率0.70%

注6 - 代行協会員報酬

代行協会員は、以下の比例料率により、かかるクラスに帰属する平均純資産総額を基準に計算される、対応するクラスP受益証券および米ドル建 毎月分配型クラスM受益証券の資産から四半期毎に支払われる報酬を受領する権利を有する。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケット・ファンド：

クラスP受益証券： 年率0.10%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド：

P分配型受益証券： 年率0.20%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド

米ドル建 毎月分配型クラスM受益証券： 年率0.10%

これらは、運用計算書および純資産変動計算書において、「管理事務代行、業務、監査およびその他の費用」の項目に含まれる。

注7 - その他の未払報酬

2019年12月31日現在、その他の未払報酬には、主に保管受託報酬、管理事務代行報酬、販売報酬および代行協会員報酬が含まれている。

注8 - 販売手数料および買戻手数料

販売手数料に加えて、1口当たり純資産価格の3%を上限とする、販売会社に対して支払われる申込手数料(加えて、もしあれば税金)も請求される。

以下については、申込手数料は課せられない。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイ ティ・ファンド	クラスP分配型受益証券 クラスPY分配型受益証券 クラスST分配型受益証券 クラスSAM分配型受益証券
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・インカム・ストック・ファンド	クラスP分配型受益証券
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファ ンド	クラスP分配型受益証券 クラスPA分配型受益証券
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド	分配型 クラスP受益証券 分配型 クラスPA受益証券 分配型 クラスSAM受益証券
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - リソース・リッチ・カントリーズ・ソブリ ン・ファンド	クラスP分配型受益証券

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイ ティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド	すべてのクラスのサブ・ファンド
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ジャパニーズ・エクイティ・オポチュニ ティーズ	すべてのクラスのサブ・ファンド
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - エマージング・エクイティ・ロウアー・ボラ ティリティーズ・ファンド	クラスP分配型受益証券 クラスPY分配型受益証券
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ディバーシファイド・ボンド・ ファンド	クラスP分配型受益証券 クラスPA分配型受益証券 クラスPY分配型受益証券
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド	クラスP受益証券

各サブ・ファンドの受益証券は、1口当たり純資産価格で買戻される。前述の買戻しに際し、買戻手数料は課せられない。

一定の状況下において、管理会社は、現行のファンドの目論見書に定義される「希薄化課金」を課すことができる。

その場合、希薄化課金は、受益証券1口当たり純資産価格の2%を超過してはならない。

注9 - 2019年12月31日現在の為替レート

2019年12月31日現在、以下の為替レートが、結合純資産計算書において、サブ・ファンドの純資産額をユーロに換算するために使用された。

1ユーロ =	122.130890	日本円
1ユーロ =	1.119824	米ドル

米ドル建て以外の通貨建ての投資証券クラスに関連する異なる項目を変換する際に、以下の為替レートが使用された。

1米ドル =	1.601429	豪ドル
1米ドル =	4.519045	ブラジル・リアル
1米ドル =	121.960591	日本円
1米ドル =	21.146851	メキシコ・ペソ
1米ドル =	6.660057	トルコ・リラ
1米ドル =	15.789821	南アフリカ・ランド

注10 - 先渡契約

先物契約

ファンドは、2019年12月31日現在、以下の未決済の先物契約を有していた。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ディバーシファイド・ボンド・ファンド

購入	満期日	通貨	日本円での残高
11.00契約 Germany 2Y Schatz Government Bond	2020/03/06	ユーロ	135,778,633.57

購入	4.00契約	US 2Y Treasury Bond	2020/03/31	米ドル	88,680,497.94
売却	2.00契約	US 10Y Treasury Bond	2020/03/20	米ドル	(21,195,021.09)
売却	2.00契約	US 5Y Treasury Bond	2020/03/31	米ドル	(22,039,799.47)

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド

			満期日	通貨	日本円での残高
購入	1.00契約	DAX Index	2020/03/20	ユーロ	40,405,402.29
購入	71.00契約	Euro Stoxx 50 ESTX 50 EUR	2020/03/20	ユーロ	324,372,153.37
購入	254.00契約	Euro Stoxx Banks	2020/03/20	ユーロ	149,827,351.58
購入	21.00契約	FTSE 100 Index	2020/03/20	英ポンド	228,031,443.17
購入	63.00契約	MSCI Emerging Markets Index	2020/03/20	米ドル	381,577,377.83
購入	16.00契約	NIKKEI 225 Tokyo Index	2020/03/13	日本円	378,505,920.00
購入	15.00契約	TOPIX Index	2020/03/13	日本円	258,204,000.00

差金決済取引(「CFD」)

ファンドは、2019年12月31日現在、未決済のCFDを有していなかった。

注11 - オプション契約

ファンドは、2019年12月31日現在、以下の未決済のオプション契約を有していた。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド

名称	数量	ストライク	満期日	通貨	日本円での コミットメント	日本円での時価
CALL Euro Stoxx 50	239	3750	2020/01/17	ユーロ	725,414,621.62	11,309,650.00
CALL Euro Stoxx 50	118	3800	2020/01/17	ユーロ	120,757,813.49	2,014,789.00

2019年12月31日現在、これらの契約の時価は13,324,439.00円であり、純資産計算書の資産の部に含まれている。

注12 - ワラント

ファンドは、2019年12月31日現在、以下の未決済のワラントを有していた。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - エマージング・エクイティ・ロウアー・ボラティリティー・ファンド

名称	数量	満期日	通貨	日本円での コミットメント
BTS Group	13,720.00	Perp	タイ・バーツ	0.00

注13 - 為替先渡契約

下記の同一の通貨ペアにかかる為替先渡契約は合算されている。満期日までの年限が最長の契約のみが表示されている。

ファンドは、2019年12月31日現在、以下の未決済の為替先渡契約を有していた。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファンド

通貨	購入	通貨	売却	満期日
ブラジル・レアル	2,193,913.00	米ドル	530,965.80	2020/01/03
インドネシア・ルピア	5,400,000,000.00	米ドル	383,740.76	2020/01/10
米ドル	542,264.31	ブラジル・レアル	2,193,913.00	2020/01/03

2019年12月31日現在のこれらの契約にかかる未実現純利益は、1,698,019.00円であり、純資産計算書に含まれている。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - リソース・リッチ・カンTRIES・ソブリン・ファンド

通貨	購入	通貨	売却	満期日
ブラジル・レアル	63,371,584.00	米ドル	15,204,416.13	2020/02/04
チリ・ペソ	794,984,005.00	米ドル	1,029,431.99	2020/02/18
インドネシア・ルピア	106,569,818,387.00	米ドル	7,573,182.09	2020/01/10
メキシコ・ペソ	51,157,395.00	米ドル	2,661,101.22	2020/03/17
ロシア・ルーブル	293,591,220.00	米ドル	4,627,769.06	2020/02/19
米ドル	7,907,520.60	ブラジル・レアル	32,335,792.00	2020/01/02
米ドル	3,544,386.73	メキシコ・ペソ	69,255,743.00	2020/02/26

米ドル	2,316,030.19	ロシア・ルーブル	146,800,000.00	2020/01/16
米ドル	13,652,428.02	タイ・バーツ	412,476,682.00	2020/04/08

2019年12月31日現在のこれらの契約にかかる未実現純利益は、35,163,282.00円であり、純資産計算書に含まれている。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド

通貨	購入	通貨	売却	満期日
豪ドル	8,858,339.19	米ドル	6,174,971.08	2020/01/31
ブラジル・レアル	52,526,133.49	米ドル	12,465,319.66	2020/01/17
日本円	2,333,330.00	豪ドル	30,648.07	2020/01/07
日本円	47,551,846,817.00	米ドル	435,576,089.76	2020/01/31
日本円	2,333,332.00	南アフリカ・ランド	300,590.16	2020/01/07
メキシコ・ペソ	12,418,115.57	米ドル	653,578.15	2020/01/31
トルコ・リラ	1,917,656.55	米ドル	320,036.14	2020/01/31
米ドル	1,563,089.91	豪ドル	2,277,000.00	2020/01/17
米ドル	6,029,265.87	ブラジル・レアル	25,423,108.30	2020/01/17
米ドル	25,344,352.68	カナダ・ドル	33,599,569.00	2020/01/17
米ドル	4,211,706.13	チリ・ペソ	3,385,807,000.00	2020/01/17
米ドル	3,066,978.53	人民元	21,645,000.00	2020/01/17
米ドル	78,734,777.41	ユーロ	70,831,989.00	2020/01/17
米ドル	29,404,075.59	英ポンド	22,601,911.00	2020/01/17
米ドル	5,987,301.88	香港ドル	46,921,000.00	2020/01/17
米ドル	537,742.94	日本円	58,439,000.00	2020/01/17
米ドル	2,094,076.17	マレーシア・リンギット	8,762,000.00	2020/01/17
米ドル	308,819.34	トルコ・リラ	1,793,000.00	2020/01/17
南アフリカ・ランド	11,527,011.21	米ドル	818,563.50	2020/01/31

2019年12月31日現在、これらの契約にかかる未実現純利益は560,585.52米ドルであり、純資産計算書に含まれている。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ジャパニーズ・エクイティ・オポチュニティーズ

通貨	購入	通貨	売却	満期日
米ドル	12,331.48	日本円	1,346,918.00	2020/01/31

2019年12月31日現在のこれらの契約にかかる未実現純損失は、3,365.88円であり、純資産計算書に含まれている。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ディバーシファイド・ボンド・ファンド

通貨	購入	通貨	売却	満期日
日本円	786,000,000.00	ユーロ	6,510,676.44	2020/01/08
日本円	775,000,000.00	米ドル	7,100,694.27	2020/01/08

2019年12月31日現在のこれらの契約にかかる未実現純損失は、5,505,920.00円であり、純資産計算書に含まれている。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド

通貨	購入	通貨	売却	満期日
日本円	199,357,483.00	豪ドル	2,700,000.00	2020/02/07
日本円	28,456,300.00	スイス・フラン	260,000.00	2020/02/07
日本円	109,738,079.00	人民元	7,100,000.00	2020/02/07
日本円	600,928,000.00	ユーロ	5,000,000.00	2020/02/07
日本円	244,889,575.00	英ポンド	1,750,000.00	2020/02/07
日本円	56,821,633.00	香港ドル	4,100,000.00	2020/02/07
日本円	2,178,572,168.00	米ドル	20,060,000.00	2020/02/07

2019年12月31日現在のこれらの契約にかかる未実現純損失は、22,096,723.00円であり、純資産計算書に含まれている。

注14 - 分配金の支払

2019年12月31日に終了した年度中、以下の分配金が支払われた。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド クラスP分配型受益証券：

2019年1月	1口当たり90円
2019年2月	1口当たり90円
2019年3月	1口当たり90円
2019年4月	1口当たり70円
2019年5月	1口当たり70円
2019年6月	1口当たり70円
2019年7月	1口当たり70円
2019年8月	1口当たり70円
2019年9月	1口当たり70円
2019年10月	1口当たり70円
2019年11月	1口当たり70円
2019年12月	1口当たり70円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド クラスS T分配型受益証券：

2019年1月	1口当たり83円
2019年2月	1口当たり83円
2019年3月	1口当たり83円
2019年4月	1口当たり83円
2019年5月	1口当たり83円
2019年6月	1口当たり83円
2019年7月	1口当たり83円

2019年8月	1口当たり83円
2019年9月	1口当たり83円
2019年10月	1口当たり83円
2019年11月	1口当たり83円
2019年12月	1口当たり83円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド クラスSAM分配型受益証券:

2019年1月	1口当たり70円
2019年2月	1口当たり70円
2019年3月	1口当たり70円
2019年4月	1口当たり70円
2019年5月	1口当たり70円
2019年6月	1口当たり70円
2019年7月	1口当たり70円
2019年8月	1口当たり70円
2019年9月	1口当たり70円
2019年10月	1口当たり70円
2019年11月	1口当たり70円
2019年12月	1口当たり70円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド P分配型受益証券:

2019年1月	1口当たり0.03米ドル
2019年2月	1口当たり0.03米ドル
2019年3月	1口当たり0.03米ドル
2019年4月	1口当たり0.03米ドル
2019年5月	1口当たり0.03米ドル
2019年6月	1口当たり0.03米ドル
2019年7月	1口当たり0.03米ドル
2019年8月	1口当たり0.03米ドル
2019年9月	1口当たり0.03米ドル
2019年10月	1口当たり0.03米ドル
2019年11月	1口当たり0.03米ドル
2019年12月	1口当たり0.03米ドル

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・インカム・ストック・ファンド クラスP分配型受益証券:

2019年1月	1口当たり40円
2019年2月	1口当たり40円
2019年3月	1口当たり40円
2019年4月	1口当たり40円
2019年5月	1口当たり40円
2019年6月	1口当たり40円
2019年7月	1口当たり40円
2019年8月	1口当たり40円
2019年9月	1口当たり40円
2019年10月	1口当たり40円
2019年11月	1口当たり40円

2019年12月 1口当たり40円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファンド クラスP 分配型受益証券：

2019年1月	1口当たり30円
2019年2月	1口当たり30円
2019年3月	1口当たり30円
2019年4月	1口当たり30円
2019年5月	1口当たり30円
2019年6月	1口当たり30円
2019年7月	1口当たり30円
2019年8月	1口当たり30円
2019年9月	1口当たり30円
2019年10月	1口当たり30円
2019年11月	1口当たり30円
2019年12月	1口当たり30円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファンド クラスP A 分配型受益証券：

2019年6月	1口当たり70円
2019年7月	1口当たり70円
2019年8月	1口当たり70円
2019年9月	1口当たり70円
2019年10月	1口当たり70円
2019年11月	1口当たり70円
2019年12月	1口当たり70円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド 米ドル建 毎月分配型 クラスM 受益証券：

2019年1月	1口当たり0.10米ドル
2019年2月	1口当たり0.10米ドル
2019年3月	1口当たり0.10米ドル
2019年4月	1口当たり0.10米ドル
2019年5月	1口当たり0.10米ドル
2019年6月	1口当たり0.10米ドル
2019年7月	1口当たり0.10米ドル
2019年8月	1口当たり0.10米ドル
2019年9月	1口当たり0.10米ドル
2019年10月	1口当たり0.10米ドル
2019年11月	1口当たり0.10米ドル
2019年12月	1口当たり0.10米ドル

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド 分配型 クラスP 受益証券：

2019年1月	1口当たり14円
2019年2月	1口当たり14円
2019年3月	1口当たり14円
2019年4月	1口当たり14円

2019年5月	1口当たり14円
2019年6月	1口当たり14円
2019年7月	1口当たり14円
2019年8月	1口当たり14円
2019年9月	1口当たり14円
2019年10月	1口当たり14円
2019年11月	1口当たり14円
2019年12月	1口当たり14円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド 分配型 クラスP

A 受益証券:

2019年1月	1口当たり85円
2019年2月	1口当たり85円
2019年3月	1口当たり85円
2019年4月	1口当たり85円
2019年5月	1口当たり85円
2019年6月	1口当たり85円
2019年7月	1口当たり85円
2019年8月	1口当たり85円
2019年9月	1口当たり85円
2019年10月	1口当たり85円
2019年11月	1口当たり85円
2019年12月	1口当たり85円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド 分配型 クラスS

AM 受益証券:

2019年1月	1口当たり10円
2019年2月	1口当たり10円
2019年3月	1口当たり10円
2019年4月	1口当たり10円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - リソース・リッチ・カンTRIES・ソブリン・ファン

ド クラスP分配型受益証券:

2019年1月	1口当たり16円
2019年2月	1口当たり16円
2019年3月	1口当たり16円
2019年4月	1口当たり16円
2019年5月	1口当たり16円
2019年6月	1口当たり16円
2019年7月	1口当たり16円
2019年8月	1口当たり16円
2019年9月	1口当たり16円
2019年10月	1口当たり16円
2019年11月	1口当たり16円
2019年12月	1口当たり16円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド クラス(HP日本円) 日本円建て分配型受益証券:

2019年1月	1口当たり40円
2019年2月	1口当たり40円
2019年3月	1口当たり40円
2019年4月	1口当たり40円
2019年5月	1口当たり40円
2019年6月	1口当たり40円
2019年7月	1口当たり40円
2019年8月	1口当たり40円
2019年9月	1口当たり40円
2019年10月	1口当たり40円
2019年11月	1口当たり40円
2019年12月	1口当たり40円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド クラス(HP米ドル) 日本円建て分配型受益証券:

2019年1月	1口当たり50円
2019年2月	1口当たり50円
2019年3月	1口当たり50円
2019年4月	1口当たり50円
2019年5月	1口当たり50円
2019年6月	1口当たり50円
2019年7月	1口当たり50円
2019年8月	1口当たり50円
2019年9月	1口当たり50円
2019年10月	1口当たり50円
2019年11月	1口当たり50円
2019年12月	1口当たり50円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド クラス(HP豪ドル) 日本円建て分配型受益証券:

2019年1月	1口当たり30円
2019年2月	1口当たり30円
2019年3月	1口当たり30円
2019年4月	1口当たり30円
2019年5月	1口当たり30円
2019年6月	1口当たり30円
2019年7月	1口当たり30円
2019年8月	1口当たり30円
2019年9月	1口当たり30円
2019年10月	1口当たり30円
2019年11月	1口当たり30円
2019年12月	1口当たり30円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド クラス(HPブラジル・リアル) 日本円建て分配型受益証券:

2019年1月	1口当たり10円
2019年2月	1口当たり10円
2019年3月	1口当たり10円
2019年4月	1口当たり10円
2019年5月	1口当たり10円
2019年6月	1口当たり10円
2019年7月	1口当たり10円
2019年8月	1口当たり10円
2019年9月	1口当たり10円
2019年10月	1口当たり10円
2019年11月	1口当たり10円
2019年12月	1口当たり10円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド クラス(HP南アフリカ・ランド) 日本円建て分配型受益証券:

2019年1月	1口当たり20円
2019年2月	1口当たり20円
2019年3月	1口当たり20円
2019年4月	1口当たり20円
2019年5月	1口当たり20円
2019年6月	1口当たり20円
2019年7月	1口当たり20円
2019年8月	1口当たり20円
2019年9月	1口当たり20円
2019年10月	1口当たり20円
2019年11月	1口当たり20円
2019年12月	1口当たり20円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド クラス(HPメキシコ・ペソ) 日本円建て分配型受益証券:

2019年1月	1口当たり60円
2019年2月	1口当たり60円
2019年3月	1口当たり60円
2019年4月	1口当たり60円
2019年5月	1口当たり60円
2019年6月	1口当たり60円
2019年7月	1口当たり60円
2019年8月	1口当たり60円
2019年9月	1口当たり60円
2019年10月	1口当たり60円
2019年11月	1口当たり60円
2019年12月	1口当たり60円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド クラス(HPトルコ・リラ) 日本円建て分配型受益証券:

2019年1月	1口当たり50円
2019年2月	1口当たり50円
2019年3月	1口当たり50円
2019年4月	1口当たり50円
2019年5月	1口当たり50円
2019年6月	1口当たり50円
2019年7月	1口当たり50円
2019年8月	1口当たり50円
2019年9月	1口当たり50円
2019年10月	1口当たり50円
2019年11月	1口当たり50円
2019年12月	1口当たり50円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - エマージング・エクイティ・ロウアー・ボラティリティー・ファンド クラスP 分配型受益証券:

2019年1月	1口当たり50円
2019年2月	1口当たり50円
2019年3月	1口当たり50円
2019年4月	1口当たり50円
2019年5月	1口当たり50円
2019年6月	1口当たり50円
2019年7月	1口当たり50円
2019年8月	1口当たり50円
2019年9月	1口当たり50円
2019年10月	1口当たり50円
2019年11月	1口当たり50円
2019年12月	1口当たり50円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ディバーシファイド・ボンド・ファン

ド クラスP分配型受益証券：

2019年1月	1口当たり50円
2019年2月	1口当たり50円
2019年3月	1口当たり50円
2019年4月	1口当たり50円
2019年5月	1口当たり50円
2019年6月	1口当たり50円
2019年7月	1口当たり50円
2019年8月	1口当たり50円
2019年9月	1口当たり50円
2019年10月	1口当たり8円
2019年11月	1口当たり8円
2019年12月	1口当たり8円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ディバーシファイド・ボンド・ファンド ク

ラスPA分配型受益証券：

2019年1月	1口当たり8円
2019年2月	1口当たり8円
2019年3月	1口当たり8円
2019年4月	1口当たり8円
2019年5月	1口当たり8円
2019年6月	1口当たり8円
2019年7月	1口当たり8円
2019年8月	1口当たり8円
2019年9月	1口当たり8円
2019年10月	1口当たり8円
2019年11月	1口当たり8円
2019年12月	1口当たり8円

注15 - 投資対象売却にかかる実現純利益 / (損失) の詳細

2019年12月31日に終了した年度中の投資対象売却にかかる実現純利益 / (損失) の詳細については、以下の通りであった。

		実現利益	実現(損失)	実現純利益 / (損失)
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケット・ファンド	日本円	248,458,307.00	(429,528,874.00)	(181,070,567.00)
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド	日本円	15,972,309,134.00	(16,818,377,296.00)	(846,068,162.00)
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド	米ドル	1,485,344.38	(721,267.90)	764,076.48
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・インカム・ストック・ファンド	日本円	559,444,488.00	(359,156,243.00)	200,288,245.00

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファンド	日本円	96,895,842.00	(496,048,186.00)	(399,152,344.00)
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド	日本円	19,053,243,950.00	(7,868,441,050.25)	11,184,802,899.75
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - リソース・リッチ・カンTRIES・ソブリン・ファンド	日本円	567,534,978.00	(1,502,761,487.00)	(935,226,509.00)
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド	米ドル	5,370,063.11	(2,284,323.66)	3,085,739.45
ピクテ・グローバル・セレクション・ファン - ジャパニーズ・エクイティ・オポチュニティーズ	日本円	22,627,540.35	(28,884,595.35)	(6,257,055.00)
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - エマージング・エクイティ・ロウアー・ボラティリティー・ファンド	日本円	15,922,948.00	(34,568,153.00)	(18,645,205.00)
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ディバースファイド・ボンド・ファンド	日本円	49,912,429.00	(102,610,016.00)	(52,697,587.00)
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド	日本円	376,353,516.00	(282,994,771.00)	93,358,745.00

注16 - 投資対象にかかる未実現純評価利益 / (損失) の変動の詳細

2019年12月31日に終了した年度中の投資対象にかかる未実現純評価利益 / (損失) の変動の詳細については、以下の通りである。

		未実現評価利益の変動:	未実現評価(損失)の純変動:	未実現純評価利益 / (損失) の変動:
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケット・ファンド	日本円	305,072,144.00	(81,823,787.00)	223,248,357.00
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド	日本円	153,473,719,097.00	(8,338,693,378.00)	145,135,025,719.00
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド	米ドル	5,202,124.87	(372,690.81)	4,829,434.06
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・インカム・ストック・ファンド	日本円	955,407,635.00	(272,478,261.00)	682,929,374.00
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファンド	日本円	634,942,181.00	(27,220,939.00)	607,721,242.00
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド	日本円	28,875,974,763.00	(5,774,253,308.75)	23,101,721,454.25
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - リソース・リッチ・カンTRIES・ソブリン・ファンド	日本円	2,691,498,199.00	(45,375,586.00)	2,646,122,613.00
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド	米ドル	31,500,345.97	(2,084,953.04)	29,415,392.93

ビクテ・グローバル・セレクション・ファン - ジャパニーズ・エクイティ・オポチュニティーズ	日本円	109,371,117.00	(9,242,353.00)	100,128,764.00
ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド - エマージング・エクイティ・ロウアー・ボラティリティー・ファンド	日本円	88,862,722.00	(44,081,367.00)	44,781,355.00
ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ディバーシファイド・ボンド・ファンド	日本円	89,388,015.00	(15,094,371.00)	74,293,644.00
ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド	日本円	465,832,741.00	(64,410,635.00)	401,422,106.00

注17 - 後発事象

管理会社の取締役会は、世界規模でのCOVID-19(新型コロナウイルス)のアウトブレイクがファンドの年度末以降の事象であると認識している。

当該事象による、2019年12月末現在の状況に基づく財務書類への調整は求められていない。

管理会社の取締役会は、世界経済および世界の金融市場がこのアウトブレイクにより影響を受ける可能性があることを認識しており、現段階において、管理会社の取締役会は、ファンドへの影響を正確に評価する立場にない。

ファンドは、投資戦略および目論見書に準拠して通常の業務を継続しており、公表された未監査のサブ・ファンドの純資産価額については、<https://www.fundsquare.net>において入手可能である。

【投資有価証券明細表等】

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド
 投資有価証券およびその他の純資産明細表
 2019年12月31日現在
 (単位：米ドル)

銘柄	通貨	数量	時価 (注2)	純資産 に対する 比率%
公認の証券取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券 受益証券				
オーストラリア				
APA GROUP -STAPLED SECURITIES-	豪ドル	15,664.00	124,844.53	0.43
			124,844.53	0.43
ブラジル				
CEMIG MINAS GERAIS PFD	ブラジル・リアル	18,487.00	63,171.29	0.22
ENGIE BRASIL	ブラジル・リアル	7,647.00	96,879.32	0.34
NEOENERGIA	ブラジル・リアル	29,100.00	180,616.71	0.63
SABESP	ブラジル・リアル	6,300.00	95,795.87	0.33
			436,463.19	1.52
カナダ				
ALGONQUIN POWER & UTILITIES	カナダ・ドル	20,712.00	290,826.91	1.01
BCE	カナダ・ドル	3,009.00	139,041.58	0.48
EMERA	カナダ・ドル	6,525.00	276,260.24	0.96
ENBRIDGE	カナダ・ドル	11,156.00	440,933.20	1.53
FORTIS INC	カナダ・ドル	3,446.00	142,156.92	0.49
TC ENERGY	カナダ・ドル	3,849.00	203,172.37	0.70
			1,492,391.22	5.17
ケイマン諸島				
ENN ENERGY HOLDINGS	香港ドル	6,400.00	70,146.97	0.24
			70,146.97	0.24
チリ				
ENEL AMERICAS	チリ・ペソ	1,721,535.00	381,481.72	1.32
			381,481.72	1.32
中国				
CHINA YANGTZE POWER 'A'	人民元	93,900.00	247,065.94	0.86
			247,065.94	0.86
フランス				
ELECTRICITE DE FRANCE	ユーロ	5,650.00	63,693.78	0.22
ENGIE	ユーロ	27,465.00	448,424.96	1.55
			512,118.74	1.77
ドイツ				
E.ON	ユーロ	36,144.00	385,750.26	1.34
R.W.E.	ユーロ	31,754.00	973,209.61	3.37
TELEFONI CANADA・ドル HOLDING DEUTSCHLAND	ユーロ	44,414.00	128,606.53	0.45
			1,487,566.40	5.16

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド

投資有価証券およびその他の純資産明細表

2019年12月31日現在

(単位:米ドル)

銘柄	通貨	数量	時価 (注2)	純資産 に対する 比率%
ギリシャ HELLENIC TELECOMMUNICATION ORGANIZATIONS	ユーロ	4,704.00	74,588.93	0.26
			74,588.93	0.26
香港 CLP HOLDINGS	香港ドル	35,500.00	377,471.42	1.31
			377,471.42	1.31
イタリア ATLANTIA	ユーロ	23,342.00	546,682.24	1.89
ENEL	ユーロ	138,032.00	1,099,455.91	3.81
TERNA RETE ELETTRICA NAZIONALE	ユーロ	63,533.00	425,319.40	1.47
			2,071,457.55	7.17
マレーシア TENAGA NASIONAL	マレーシア・ リンギット	65,800.00	216,956.53	0.75
			216,956.53	0.75
オランダ KONINKLIJKE KPN	ユーロ	90,703.00	267,419.52	0.93
			267,419.52	0.93
ポルトガル EDP - ENERGIAS DE PORTUGAL	ユーロ	60,794.00	263,646.68	0.91
			263,646.68	0.91
スペイン IBERDROLA	ユーロ	48,498.00	505,534.49	1.75
			505,534.49	1.75
イギリス NATIONAL GRID	英ポンド	95,001.00	1,192,127.35	4.13
SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	英ポンド	36,378.00	697,385.32	2.42
			1,889,512.67	6.55
アメリカ合衆国 AES	米ドル	9,161.00	183,220.00	0.63
ALLETE	米ドル	835.00	67,159.05	0.23
ALLIANT ENERGY	米ドル	7,400.00	401,450.00	1.39
AMEREN CORPORATION	米ドル	11,724.00	895,244.64	3.10
AMERICAN ELECTRIC POWER	米ドル	12,017.00	1,130,198.85	3.91
AMERICAN WATER WORKS	米ドル	3,495.00	429,745.20	1.49
CENTERPOINT ENERGY	米ドル	10,340.00	277,112.00	0.96
CMS ENERGY	米ドル	15,024.00	937,798.08	3.25
DOMINION ENERGY	米ドル	12,875.00	1,054,848.75	3.65
DTE ENERGY	米ドル	4,300.00	553,539.00	1.92
DUKE ENERGY	米ドル	6,216.00	564,785.76	1.96
EDISON INTERNATIONAL	米ドル	10,298.00	765,347.36	2.65

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド

投資有価証券およびその他の純資産明細表

2019年12月31日現在

(単位:米ドル)

銘柄	通貨	数量	時価 (注2)	純資産 に対する 比率%
ENERGY	米ドル	8,400.00	1,001,700.00	3.47
EVERSOURCE ENERGY	米ドル	9,752.00	820,435.76	2.84
EXELON	米ドル	21,056.00	959,732.48	3.32
FIRSTENERGY	米ドル	14,964.00	724,257.60	2.51
HEALTHCARE TRUST OF AMERICA 'A'	米ドル	9,873.00	297,374.76	1.03
KINDER MORGAN 'P'	米ドル	7,075.00	149,317.88	0.52
NEXTERA ENERGY	米ドル	5,894.00	1,423,518.88	4.93
NISOURCE	米ドル	5,230.00	142,935.90	0.50
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GROUP	米ドル	14,968.00	876,226.72	3.03
SEMPRA ENERGY	米ドル	7,979.00	1,204,589.63	4.17
SOUTHERN COMPANY	米ドル	13,870.00	876,861.40	3.04
UNION PACIFIC	米ドル	3,736.00	676,328.08	2.34
VISTRA ENERGY	米ドル	2,779.00	63,388.99	0.22
WEC ENERGY GROUP	米ドル	7,006.00	644,762.18	2.23
WILLIAMS COMPANIES	米ドル	11,206.00	263,789.24	0.91
XCEL ENERGY	米ドル	17,080.00	1,076,040.00	3.73
			18,461,708.19	63.93
投資有価証券合計			28,880,374.69	100.03
現金預金			68,699.28	0.24
その他の純負債			(76,291.64)	(0.27)
純資産合計			28,872,782.33	100.00

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド

投資有価証券の地域別分類および業種別分類

2019年12月31日現在

(純資産に対する比率%)

地 域 別 分 類		業 種 別 分 類	
アメリカ合衆国	63.93	公益事業	78.46
イタリア	7.17	持株および金融会社	9.09
イギリス	6.55	交通および運送	4.23
カナダ	5.17	石油およびガス	3.14
ドイツ	5.16	通信	2.12
フランス	1.77	不動産関連銘柄	1.03
スペイン	1.75	その他の業種	1.01
ブラジル	1.52	石油	0.95
チリ	1.32		<u>100.03</u>
香港	1.31		
オランダ	0.93		
ポルトガル	0.91		
中国	0.86		
マレーシア	0.75		
オーストラリア	0.43		
ギリシャ	0.26		
ケイマン諸島	0.24		
	<u>100.03</u>		

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

[次へ](#)

Statement of net assets as at December 31, 2019

	COMBINED	PICTET GLOBAL SELECTION FUND -GLOBAL GROWING MARKET FUND	PICTET GLOBAL SELECTION FUND - GLOBAL UTILITIES EQUITY FUND
	EUR	JPY	JPY
ASSETS			
Investments in securities at acquisition cost (note 2)	8,983,562,601.49	2,224,675,103.00	868,400,511,098.00
Net unrealised gain/(loss) on investments	1,703,238,880.03	123,862,896.00	178,698,131,450.00
Investments in securities at market value (note 2)	10,686,801,481.52	2,348,537,999.00	1,047,098,642,548.00
Options contracts at market value (notes 2, 11)	109,100.51	0.00	0.00
Cash at banks (note 2)	191,019,521.41	113,477,967.00	15,059,467,452.00
Bank deposits (note 2)	130,239,388.56	0.00	14,887,000,000.00
Interest receivable, net	2,090,255.57	0.00	(20,676.00)
Net unrealised gain on forward foreign exchange contracts (notes 2, 13)	802,422.08	0.00	0.00
Other assets	2,012,272.84	0.00	0.00
	11,013,074,442.49	2,462,015,966.00	1,077,045,089,324.00
LIABILITIES			
Management and investment advisory fees payable (note 4)	3,218,423.04	1,280,217.00	307,417,940.00
"Taxe d'abonnement" payable (note 3)	284,705.74	248,873.00	27,276,827.00
Net unrealised loss on forward foreign exchange contracts (notes 2, 13)	226,038.00	0.00	0.00
Other fees payable (note 7)	2,451,490.26	5,571,642.00	215,771,308.00
	6,180,657.04	7,100,732.00	550,466,075.00
TOTAL NET ASSETS AS AT DECEMBER 31, 2019	11,006,893,785.45	2,454,915,234.00	1,076,494,623,249.00
TOTAL NET ASSETS AS AT DECEMBER 31, 2018	6,529,767,345.01	2,427,490,351.00	565,426,600,065.00
TOTAL NET ASSETS AS AT DECEMBER 31, 2017	7,788,269,856.23	3,052,933,614.00	645,577,509,300.00

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Statement of net assets as at December 31, 2019 (continued)

	PICTET GLOBAL SELECTION FUND -GLOBAL HIGH YIELD UTILITIES EQUITY FUND	PICTET GLOBAL SELECTION FUND -GLOBAL INCOME STOCK FUND	PICTET GLOBAL SELECTION FUND -GLOBAL EMERGING SOVEREIGN FUND
	USD	JPY	JPY
ASSETS			
Investments in securities at acquisition cost (note 2)	22,547,573.10	4,300,123,702.00	3,327,319,435.00
Net unrealised gain/(loss) on investments	6,332,801.59	886,758,917.00	(125,720,489.00)
Investments in securities at market value (note 2)	28,880,374.69	5,186,882,619.00	3,201,598,946.00
Options contracts at market value (notes 2, 11)	0.00	0.00	0.00
Cash at banks (note 2)	68,699.28	38,492,868.00	36,197,308.00
Bank deposits (note 2)	0.00	0.00	0.00
Interest receivable, net	0.00	0.00	42,687,670.00
Net unrealised gain on forward foreign exchange contracts (notes 2, 13)	0.00	0.00	1,698,019.00
Other assets	0.00	0.00	0.00
	28,949,073.97	5,225,375,487.00	3,282,181,943.00
LIABILITIES			
Management and investment advisory fees payable (note 4)	16,873.22	1,546,531.00	807,520.00
"Taxe d'abonnement" payable (note 3)	3,648.39	131,709.00	82,729.00
Net unrealised loss on forward foreign exchange contracts (notes 2, 13)	0.00	0.00	0.00
Other fees payable (note 7)	55,770.03	1,075,947.00	946,798.00
	76,291.64	2,754,187.00	1,837,047.00
TOTAL NET ASSETS AS AT DECEMBER 31, 2019	28,872,782.33	5,222,621,300.00	3,280,344,896.00
TOTAL NET ASSETS AS AT DECEMBER 31, 2018	24,235,448.44	5,365,394,236.00	3,063,607,298.00
TOTAL NET ASSETS AS AT DECEMBER 31, 2017	30,560,046.22	7,748,010,434.00	4,238,020,873.00

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Statement of net assets as at December 31, 2019 (continued)

	PICTET GLOBAL SELECTION FUND - GLOBAL HIGH YIELD EMERGING EQUITIES FUND	PICTET GLOBAL SELECTION FUND - RESOURCE-RICH COUNTRIES SOVEREIGN FUND	PICTET GLOBAL SELECTION FUND - GLOBAL UTILITIES EQUITY CURRENCY HEDGED FUND
	JPY	JPY	USD
ASSETS			
Investments in securities at acquisition cost (note 2)	139,463,404,240.00	25,067,022,841.00	420,440,668.27
Net unrealised gain/(loss) on investments	25,158,661,320.00	(866,168,324.00)	30,209,043.81
Investments in securities at market value (note 2)	164,622,065,560.00	24,200,854,517.00	450,649,712.08
Options contracts at market value (notes 2, 11)	0.00	0.00	0.00
Cash at banks (note 2)	4,224,455,838.00	286,029,792.00	16,207,445.95
Bank deposits (note 2)	0.00	0.00	0.00
Interest receivable, net	0.00	194,304,032.00	0.00
Net unrealised gain on forward foreign exchange contracts (notes 2, 13)	0.00	35,163,282.00	560,585.52
Other assets	244,400,601.00	0.00	0.00
	169,090,921,999.00	24,716,351,623.00	467,417,743.55
LIABILITIES			
Management and investment advisory fees payable (note 4)	57,069,386.00	6,267,305.00	130,882.58
"Taxe d'abonnement" payable (note 3)	4,495,114.00	622,992.00	11,795.51
Net unrealised loss on forward foreign exchange contracts (notes 2, 13)	0.00	0.00	0.00
Other fees payable (note 7)	52,631,866.00	6,106,432.00	93,164.92
	114,196,366.00	12,996,729.00	235,843.01
TOTAL NET ASSETS AS AT DECEMBER 31, 2019	168,976,725,633.00	24,703,354,894.00	467,181,900.54
TOTAL NET ASSETS AS AT DECEMBER 31, 2018	193,891,195,578.00	29,343,540,914.00	53,618,813.53
TOTAL NET ASSETS AS AT DECEMBER 31, 2017	318,032,378,370.00	44,479,636,823.00	62,018,875.46

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2019

	COMBINED	PICTET GLOBAL SELECTION FUND -GLOBAL GROWING MARKET FUND	PICTET GLOBAL SELECTION FUND - GLOBAL UTILITIES EQUITY FUND
	EUR	JPY	JPY
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	6,529,767,345.01	2,427,490,351.00	565,426,600,065.00
INCOME			
Dividends, net (note 2)	245,275,519.96	92,290,616.00	20,497,511,719.00
Interest on bonds, net (note 2)	14,326,607.53	0.00	0.00
Bank interest	672,459.93	659,428.00	1,406,329.00
Other income	295.75	36,120.00	0.00
	260,274,883.17	92,986,164.00	20,498,918,048.00
EXPENSES			
Management and investment advisory fees (note 4)	29,994,167.79	15,489,665.00	2,675,265,898.00
Depository fees, bank charges and interest	14,613,656.77	9,540,790.00	1,165,046,878.00
Administration, service, audit and other expenses (note 6)	10,153,421.72	26,521,127.00	845,142,428.00
"Taxe d'abonnement" (note 3)	919,006.26	998,313.00	83,712,190.00
Transaction fees (note 2)	6,762,166.38	8,102,011.00	561,954,195.00
	62,442,418.92	60,651,906.00	5,331,121,589.00
NET INVESTMENT INCOME	197,832,464.25	32,334,258.00	15,167,796,459.00
Net realised gain/(loss):			
- on sales of investments (notes 2, 15)	77,451,932.11	(181,070,567.00)	(846,068,162.00)
- on foreign exchange (note 2)	(6,609,615.37)	433,036.00	(276,531,274.00)
- on options contracts	(724,261.66)	0.00	0.00
- on forward foreign exchange contracts	(5,252,016.92)	0.00	(108,363.00)
- on forward contracts (note 2)	786,624.83	0.00	0.00
NET REALISED GAIN/(LOSS)	263,485,127.24	(148,303,273.00)	14,045,088,660.00
Change in net unrealised appreciation/ (depreciation):			
- on investments (notes 2, 16)	1,447,246,989.23	223,248,357.00	145,135,025,719.00
- on options contracts	66,099.17	0.00	0.00
- on forward foreign exchange contracts	(1,393,840.50)	0.00	0.00
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	1,709,404,375.14	74,945,084.00	159,180,114,379.00
Proceeds from subscriptions of units	4,501,731,581.13	85,640,000.00	490,392,970,005.00
Cost of units redeemed	(608,554,840.92)	(133,160,201.00)	(5,330,741,882.00)
Dividend distributed (notes 2, 14)	(1,300,923,063.99)	0.00	(133,174,319,318.00)
Revaluation difference*	(195,523.48)	0.00	0.00
Revaluation difference on the net assets at the beginning of the year**	175,663,912.56	0.00	0.00
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	11,006,893,785.45	2,454,915,234.00	1,076,494,623,249.00

* The difference mentioned above is the result of fluctuations in the exchange rates used to convert the different items related to share classes denominated in a currency other than the currency of the sub-funds into the currency of the related sub-funds between December 31, 2018 and December 31, 2019.

** The difference mentioned above results from the conversion of the net assets at the beginning of the year (for the sub-funds denominated in currencies other than Euro) at exchange rates applicable on December 31, 2018 and exchange rates applicable on December 31, 2019.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2019 (continued)

	PICTET GLOBAL SELECTION FUND -GLOBAL HIGH YIELD UTILITIES EQUITY FUND USD	PICTET GLOBAL SELECTION FUND - GLOBAL INCOME STOCK FUND JPY	PICTET GLOBAL SELECTION FUND -GLOBAL EMERGING SOVEREIGN FUND JPY
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	24,235,448.44	5,365,394,236.00	3,063,607,298.00
INCOME			
Dividends, net (note 2)	746,495.99	201,982,591.00	0.00
Interest on bonds, net (note 2)	0.00	0.00	281,116,061.00
Bank interest	6,275.03	13,466.00	3,926,158.00
Other income	0.00	0.00	0.00
	752,771.02	201,996,057.00	285,042,219.00
EXPENSES			
Management and investment advisory fees (note 4)	186,965.45	18,792,920.00	10,432,623.00
Depository fees, bank charges and interest	83,061.16	10,132,887.00	9,684,682.00
Administration, service, audit and other expenses (note 6)	344,575.13	7,078,709.00	5,989,756.00
"Taxe d'abonnement" (note 3)	13,830.64	540,990.00	360,743.00
Transaction fees (note 2)	15,890.60	4,755,605.00	0.00
	644,322.98	41,301,111.00	26,467,804.00
NET INVESTMENT INCOME	108,448.04	160,694,946.00	258,574,415.00
Net realised gain/(loss):			
- on sales of investments (notes 2, 15)	764,076.48	200,288,245.00	(399,152,344.00)
- on foreign exchange (note 2)	(3,531.69)	(5,233,527.00)	(14,411,734.00)
- on options contracts	0.00	0.00	0.00
- on forward foreign exchange contracts	0.00	0.00	4,289,934.00
- on forward contracts (note 2)	0.00	0.00	0.00
NET REALISED GAIN/(LOSS)	868,992.83	355,749,664.00	(150,699,729.00)
Change in net unrealised appreciation/ (depreciation):			
- on investments (notes 2, 16)	4,829,434.06	682,929,374.00	607,721,242.00
- on options contracts	0.00	0.00	0.00
- on forward foreign exchange contracts	0.00	0.00	(5,027,698.00)
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	5,698,426.89	1,038,679,038.00	451,993,815.00
Proceeds from subscriptions of units	2,936,435.00	422,610,000.00	2,662,959,999.00
Cost of units redeemed	(2,536,975.00)	(817,063,000.00)	(2,494,400,000.00)
Dividend distributed (notes 2, 14)	(1,460,553.00)	(786,998,974.00)	(403,816,216.00)
Revaluation difference*	0.00	0.00	0.00
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	28,872,782.33	5,222,621,300.00	3,280,344,896.00

* The difference mentioned above is the result of fluctuations in the exchange rates used to convert the different items related to share classes denominated in a currency other than the currency of the sub-funds into the currency of the related sub-funds between December 31, 2018 and December 31, 2019.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Pictet Global Selection Fund
31.12.2019
Annual report

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2019 (continued)

	PICTET GLOBAL SELECTION FUND - GLOBAL HIGH YIELD EMERGING EQUITIES FUND	PICTET GLOBAL SELECTION FUND - RESOURCE-RICH COUNTRIES SOVEREIGN FUND	PICTET GLOBAL SELECTION FUND - GLOBAL UTILITIES EQUITY CURRENCY HEDGED FUND
	JPY	JPY	USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	193,891,195,578.00	29,343,540,914.00	53,618,813.53
INCOME			
Dividends, net (note 2)	8,543,505,948.00	0.00	4,381,089.45
Interest on bonds, net (note 2)	0.00	1,371,199,890.00	0.00
Bank interest	42,565,070.00	12,210,685.00	9,754.68
Other income	0.00	0.00	0.00
	8,586,071,018.00	1,383,410,575.00	4,390,844.13
EXPENSES			
Management and investment advisory fees (note 4)	737,826,006.00	82,271,246.00	626,633.75
Depository fees, bank charges and interest	466,815,364.00	56,084,528.00	418,729.23
Administration, service, audit and other expenses (note 6)	243,431,617.00	33,057,611.00	206,269.60
"Taxe d'abonnement" (note 3)	19,046,909.00	2,692,073.00	23,302.33
Transaction fees (note 2)	211,033,469.00	2.00	299,374.46
	1,678,153,365.00	174,105,460.00	1,574,309.37
NET INVESTMENT INCOME	6,907,917,653.00	1,209,305,115.00	2,816,534.76
Net realised gain/(loss):			
- on sales of investments (notes 2, 15)	11,184,802,899.75	(935,226,509.00)	3,085,739.45
- on foreign exchange (note 2)	(546,083,360.00)	13,893,278.00	294,397.39
- on options contracts	0.00	0.00	0.00
- on forward foreign exchange contracts	35,558,140.00	(105,970,607.00)	(7,260,165.88)
- on forward contracts (note 2)	0.00	0.00	0.00
NET REALISED GAIN/(LOSS)	17,582,195,332.75	182,001,277.00	(1,063,494.28)
Change in net unrealised appreciation/ (depreciation):			
- on investments (notes 2, 16)	23,101,721,454.25	2,646,122,613.00	29,415,392.93
- on options contracts	0.00	0.00	0.00
- on forward foreign exchange contracts	0.00	41,395,357.00	322,558.92
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	40,683,916,787.00	2,869,519,247.00	28,674,457.57
Proceeds from subscriptions of units	7,334,058,370.00	1,561,910,000.00	423,254,001.16
Cost of units redeemed	(51,979,963,832.00)	(7,057,575,294.00)	(26,408,527.31)
Dividend distributed (notes 2, 14)	(20,952,481,270.00)	(2,014,039,973.00)	(11,738,014.73)
Revaluation difference*	0.00	0.00	(218,829.68)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	168,976,725,633.00	24,703,354,894.00	467,181,900.54

* The difference mentioned above is the result of fluctuations in the exchange rates used to convert the different items related to share classes denominated in a currency other than the currency of the sub-funds into the currency of the related sub-funds between December 31, 2018 and December 31, 2019.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Number of units outstanding and net asset value per unit

SUB-FUND	CLASS	CURRENCY	NUMBER OF UNITS	NET ASSET VALUE	NET ASSET VALUE	NET ASSET VALUE
			OUTSTANDING	PER UNIT	PER UNIT	PER UNIT
			31.12.2019	31.12.2019	31.12.2018	31.12.2017
Pictet Global Selection Fund - Global Growing Market Fund						
	P	JPY	108,146.00	17,082.00	16,657.00	20,058.00
	PA	JPY	61,095.16	9,945.00	9,573.00	11,381.00
Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Fund						
	P (Dist.)	JPY	211,378,858.03	4,826.00	4,680.00	6,029.00
	PY (Dist.)	JPY	2,360,596.70	21,831.00	17,533.00	18,343.00
	ST (Dist.)	JPY	640,000.00	5,470.00	5,292.00	6,593.00
	SAM (Dist.)	JPY	257,582.00	5,163.00	4,906.00	6,026.00
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund						
	P (Dist.)	USD	4,159,800.00	6.94	5.91	6.56
Pictet Global Selection Fund - Global Income Stock Fund						
	P (Dist.)	JPY	1,569,806.20	3,327.00	3,180.00	4,129.00
Pictet Global Selection Fund - Global Emerging Sovereign Fund						
	P (Dist.)	JPY	951,259.17	2,980.00	2,919.00	3,742.00
	PA (Dist.)	JPY	42,294.31	10,526.00	-	-
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund						
	M (Dist. -Month)-USD	USD	1,231,441.00	16.43	14.25	19.24
	P (Dist.)	JPY	105,145,863.18	1,586.00	1,421.00	1,919.00
	PA (Dist.)	JPY	11,029.91	5,608.00	5,409.00	7,406.00
	SAM (Dist.)	JPY	-	-	1,144.00	1,569.00
Pictet Global Selection Fund - Resource-Rich Countries Sovereign Fund						
	P (Dist.)	JPY	9,280,161.70	2,662.00	2,580.00	3,060.00
Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund						
	(HP JPY)-JPY (Dist.)	JPY	6,666,603.20	5,513.00	4,924.00	5,700.00
	(HPY JPY)-JPY (Dist.)	JPY	964,095.53	11,913.00	9,722.00	9,954.00
	(HP USD)-JPY (Dist.)	JPY	42,605.57	7,934.00	6,894.00	7,892.00
	(HP AUD)-JPY (Dist.)	JPY	165,990.03	4,104.00	3,680.00	4,704.00
	(HP BRL)-JPY (Dist.)	JPY	738,714.37	1,881.00	1,642.00	2,161.00
	(HP ZAR)-JPY (Dist.)	JPY	28,095.04	3,159.00	2,583.00	3,250.00
	(HP MXN)-JPY (Dist.)	JPY	11,325.20	6,334.00	5,234.00	5,798.00
	(HP TRY)-JPY (Dist.)	JPY	10,174.94	3,446.00	3,094.00	4,831.00
Pictet Global Selection Fund - Japanese Equity Opportunities						
	(HP USD)-JPY	JPY	69.79	19,203.00	15,688.00	19,809.00
	P JPY	JPY	28,478.38	16,795.00	13,926.00	17,525.00

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Pictet Global Selection Fund
31.12.2019
Annual report

Number of units outstanding and net asset value per unit (continued)

SUB-FUND	CLASS	CURRENCY	NUMBER OF UNITS	NET ASSET VALUE	NET ASSET VALUE	NET ASSET VALUE
			OUTSTANDING	PER UNIT	PER UNIT	PER UNIT
			31.12.2019	31.12.2019	31.12.2018	31.12.2017
Pictet Global Selection Fund - Emerging Equity Lower Volatility Fund						
	P (Dist.)	JPY	99,838.99	4,746.00	5,017.00	6,650.00
	PY (Dist.)	JPY	21,171.52	8,759.00	8,178.00	9,310.00
Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund						
	P (Dist.)	JPY	85,022.93	8,230.00	8,438.00	9,271.00
	PA (Dist.)	JPY	26,098.34	9,911.00	9,657.00	9,972.00
	PY (Dist.)	JPY	66,895.48	10,139.00	9,783.00	10,004.00
Pictet Global Selection Fund - Dynamic Allocation Fund						
	P	JPY	637,724.50	9,820.00	9,160.00	-

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019

1. General

Pictet Global Selection Fund (the "Fund") is a Luxembourg mutual investment umbrella fund (Fonds Commun de Placement). The Fund is an unincorporated co proprietorship of securities and other assets managed in the interest of the co-owners.

The Fund qualifies as an Undertaking for Collective Investment ("UCI") regulated by the provisions of Part II of the Luxembourg amended law of December 17, 2010 (the "2010 Law") on UCIs. It further qualifies as an Alternative Investment Fund within the meaning of the amended law of July 12, 2013 on Alternative Investment Fund Managers (the "AIFM Act").

In accordance with the Luxembourg law of May 27, 2016, the Fund is registered at the Trade and Companies Register of Luxembourg under the number K961.

The Fund is managed by Pictet Asset Management (Europe) S.A., société anonyme (public limited company) with its registered office at 15, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg. It is a management company within the meaning of Chapter 15 of the 2010 Law.

In the context of the implementation of the AIFM Act requiring the Fund to be managed by an authorised AIFM, Pictet Asset Management (Europe) S.A. was appointed as AIFM with effect as of May 30, 2014.

Pictet Asset Management (Europe) S.A. is registered in the Luxembourg Trade and Companies Register under N° B51329.

Sub-funds in activity

As at December 31, 2019, Pictet Global Selection Fund includes twelve active sub funds:

Pictet Global Selection Fund - Global Growing Market Fund	denominated in Japanese Yen (JPY)
Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Fund	denominated in Japanese Yen (JPY)
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund	denominated in U.S. Dollar (USD)
Pictet Global Selection Fund - Global Income Stock Fund	denominated in Japanese Yen (JPY)
Pictet Global Selection Fund - Global Emerging Sovereign Fund	denominated in Japanese Yen (JPY)
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund	denominated in Japanese Yen (JPY)
Pictet Global Selection Fund - Resource-Rich Countries Sovereign Fund	denominated in Japanese Yen (JPY)
Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund	denominated in U.S. Dollar (USD)
Pictet Global Selection Fund - Japanese Equity Opportunities	denominated in Japanese Yen (JPY)
Pictet Global Selection Fund - Emerging Equity Lower Volatility Fund	denominated in Japanese Yen (JPY)
Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund	denominated in Japanese Yen (JPY)
Pictet Global Selection Fund - Dynamic Allocation Fund	denominated in Japanese Yen (JPY)

Significant events and material changes

A new Prospectus came into force in September 2019.

Pictet Global Selection Fund
31.12.2019
Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

Classes of Units				
SUB-FUND	UNITS CLASS	UNITS MAY BE CONVERTED INTO UNITS OF ANY OTHER CLASS AND VICE VERSA	SUBJECT TO THE REDUCED LUXEMBOURG SUBSCRIPTION TAX AT THE ANNUAL RATE OF 0.01%	DISTRIBUTORS
Pictet Global Selection Fund - Global Growing Market Fund	P	No	No	only available to investors subscribing through SMBC Nikko Securities Inc. (the "Principal Distributor in Japan") or through any other distributor approved by the Management Company
	PA	No	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company
Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Fund	P (Dist.)	No	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company
	PY (Dist.)	No	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company
	ST (Dist.)	No	Yes	only available to funds of funds promoted by Shinko Asset Management Co. Ltd in Japan
	SAM (Dist.)	No	Yes	only available to funds of funds promoted by Sumitomo Mitsui Trust Asset Management Co., Ltd in Japan
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund	P (Dist.)	No	No	only available to investors subscribing through Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd
Pictet Global Selection Fund - Global Income Stock Fund	P (Dist.)	No	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company
Pictet Global Selection Fund - Global Emerging Sovereign Fund	P (Dist.)	No	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company
	PA (Dist)	No	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company
Pictet Global Selection Fund -Global High Yield Emerging Equities Fund	M (Dist.-Month)-USD	No	No	only available to investors subscribing through Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

Classes of Units (continued)				
SUB-FUND	UNITS CLASS	UNITS MAY BE CONVERTED INTO UNITS OF ANY OTHER CLASS AND VICE VERSA	SUBJECT TO THE REDUCED LUXEMBOURG SUBSCRIPTION TAX AT THE ANNUAL RATE OF 0.01%	DISTRIBUTORS
Pictet Global Selection Fund -Global High Yield Emerging Equities Fund (continued)	P (Dist.)	No	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company
	PA (Dist.)	No	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company
	SAM (Dist.) (1)	No	Yes	only available to funds of funds promoted by Sumitomo Mitsui Trust Asset Management Co., Ltd in Japan
Pictet Global Selection Fund - Resource-Rich Countries Sovereign Fund	P (Dist.)	No	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company
Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund	(HP JPY)- JPY (Dist.) (2)	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan and to fund of funds approved by the Management Company
	(HPY JPY)- JPY (Dist.) (2)	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan and to fund of funds approved by the Management Company
	(HP AUD)- JPY (Dist.) (3)	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan and to fund of funds approved by the Management Company
	(HP BRL)- JPY (Dist.) (3)	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan and to fund of funds approved by the Management Company
	(HP ZAR)- JPY (Dist.) (3)	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan and to fund of funds approved by the Management Company
	(HP MXN)- JPY (Dist.) (3)	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan and to fund of funds approved by the Management Company
	(HP TRY)- JPY (Dist.) (3)	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan and to fund of funds approved by the Management Company
	(HP USD)- JPY (Dist.) (3)	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan and to fund of funds approved by the Management Company

- (1) The Class SAM of Pictet Global Selection Fund – Global High Yield Emerging Equities has been liquidated on April 23, 2019.
- (2) The Class's aim is to hedge to a large extent the exchange risk of the currencies of the investments of the sub-fund against the currency of the Class.
- (3) The Class's aim is to hedge to a large extent the exchange risk of the currencies of the investments of the sub-fund against the specific currency inserted into the brackets, and are issued in another currency being JPY.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

Classes of Units (continued)				
SUB-FUND	UNITS CLASS	UNITS MAY BE CONVERTED INTO UNITS OF ANY OTHER CLASS AND VICE VERSA	SUBJECT TO THE REDUCED LUXEMBOURG SUBSCRIPTION TAX AT THE ANNUAL RATE OF 0.01%	DISTRIBUTORS
Pictet Global Selection Fund - Japanese Equity Opportunities	(HP USD)- JPY	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company
	P JPY	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company
Pictet Global Selection Fund - Emerging Equity Lower Volatility Fund	P (Dist.)	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan and to fund of funds approved by the Management Company
	PY (Dist.)	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan and to fund of funds approved by the Management Company
Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund	P (Dist.)	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan and to fund of funds approved by the Management Company
	PA (Dist.)	Yes	Yes	only available to a Japanese fund of funds promoted by Pictet Group in Japan
	PY (Dist.)	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company
Pictet Global Selection Fund - Dynamic Allocation Fund	P	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company

2. Summary of significant accounting principles

General

The financial statements are presented in accordance with the generally accepted accounting principles and legal reporting requirements applicable in Luxembourg relating to UCIs.

As stipulated in the current prospectus of the Fund, the net asset value of units of each Class is determined by the Management Company on each Dealing Day. The Dealing Day for each sub-fund is listed below:

Each day which is a bank business day in Luxembourg, United Kingdom and Japan, and a business day for financial instruments business operators in Japan for Pictet Global Selection Fund - Global Growing Market Fund.

Pictet Global Selection Fund
31.12.2019
Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

Each day which is a bank business day in Luxembourg, United Kingdom and Japan, and on which the New York Stock Exchange is open for the following sub-funds:

- Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Fund
- Pictet Global Selection Fund - Global Income Stock Fund
- Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund

Each day which is a bank business day in Luxembourg, United Kingdom and Japan, and a business day for brokerage houses in Japan for Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund.

Each day which is a bank business day in Luxembourg, United Kingdom and Japan for the following sub-funds:

- Pictet Global Selection Fund - Global Emerging Sovereign Fund
- Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund
- Pictet Global Selection Fund - Resource-Rich Countries Sovereign Fund
- Pictet Global Selection Fund - Japanese Equity Opportunities
- Pictet Global Selection Fund - Emerging Equity Lower Volatility Fund

Each day which is a bank business day in Luxembourg, United Kingdom, United States of America and Japan for the following sub-funds:

- Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund
- Pictet Global Selection Fund - Dynamic Allocation Fund

Formation expenses

Formation expenses have been amortised over a maximum period of five years.

Conversion of foreign currencies for each sub-fund

Cash at banks, other net assets and the market value of the investment portfolio expressed in currencies other than the base currency of the sub-fund are converted into the currency of the sub-fund at the exchange rate prevailing at the closing date.

Income and expenses expressed in currencies other than the base currency of the sub-fund are converted into the currency of the sub-fund at the exchange rate applicable on the transaction date.

Resulting foreign exchange gains and losses are recorded in the statement of operations and changes in net assets.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

Combined financial statements of the Fund

The combined financial statements of the Fund are expressed in Euro and correspond to the sum of items in the financial statements of each sub-fund, converted into Euro at the exchange rate prevailing at the closing date.

Valuation of assets of each sub-fund

1. Securities listed on a Stock Exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available price on such Exchange or market. If a security is listed on several Stock Exchanges or markets, the last available price at the Stock Exchange or market which constitutes the main market for such securities, is determining.
2. Securities not listed on any Stock Exchange or traded on any regulated market are valued at their last available transaction price.
3. Securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in (1) and/or (2) is not representative of the fair market value, are valued prudently, and in good faith on the basis of their reasonable foreseeable sales prices as determined by the Board of Directors of the Management Company.
4. Short term liquid assets are valued at their amortised cost.
5. Units/Shares of open-ended UCIs are valued on the basis of the last net asset value available; if the price determined is not representative of the fair value of these assets, the price is determined by the Board of Directors of the Management Company according to equitable and prudent criteria.
6. Money market instruments not listed or traded on a regulated market, a stock exchange in a country which is not part of the EU or any other regulated market and whose residual maturity does not exceed twelve months shall be valued at their nominal value, plus any accrued interest, the total value being amortised according to a linear method.
7. The Credit-Linked Notes ("CLN") are valued based on the price evolution of the underlying bond (valued on dirty price) between the date of issue of the CLN and December 31, 2019, taking into account the evolution of the exchange rate (between the currency of the underlying bond and the currency of the CLN) between the date of issue of the CLN and December 31, 2019.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

8. The value of cash in hand or at bank, notes and bills payable at sight and accounts receivable, prepaid expenses, dividends and interest declared or due but not yet received, consists of the nominal value of these assets, unless it appears unlikely that this value will not be received; in the latter case, the value is determined by deducting an amount the Board of Directors of the Management Company deems appropriate to reflect the real value of those assets.

Valuation of futures contracts

The valuation of futures contracts is based on the latest price available.

Valuation of contracts for difference ("CFD")

CFD are valued on the basis of the difference between the price of their underlying on the valuation date and on the acquisition date.

Recognition of futures contracts and CFD

At the time of each NAV calculation, the margin call on futures contracts and CFD is recorded directly in the realised capital gains and losses account relating to forward contracts by the bank account counterparty.

Accounting of futures contracts and CFD

Unrealised appreciations and depreciations on futures contracts and CFD are settled daily through the reception/payment of a cash amount corresponding to the daily increase/decrease of the market value of each opened futures contracts or CFD. Such cash amount is recorded under the caption "Cash at banks" in the statement of net assets and the corresponding amount is recorded under the caption "net realised gain and loss on forward contracts" in the statement of operations and changes in net assets.

Accounting of forward foreign exchange contracts

The net unrealised gains or losses resulting from outstanding forward foreign exchange contracts are determined on the valuation day on the basis of the forward exchange prices applicable on this date and are recorded in the statement of net assets.

Net realised gain or loss on sales of investments

The net realised gain/loss on sales of investments is calculated on the basis of the average cost of the weighted investments sold.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

Acquisition cost of investment securities

Cost of investment securities denominated in currencies other than the base currency of the sub-fund is converted into the currency of the sub-fund at the exchange rate applicable on the acquisition date.

Income

Dividends are recorded net of withholding tax at the ex-dividend date. Interest is recorded net on an accrual basis.

Dividend distribution

The Management Company may declare dividends, out of all current income and net realised capital gains for a sub-fund or class and, if it considers necessary in order to maintain a reasonable level of dividend distributions, may also declare distributions out of the unrealised capital gains or capital of the relevant sub-fund or class. The distribution policy applicable to each sub-fund or class is described in the relevant Appendix of the current Prospectus.

The level of distribution may exceed the expected net investment income. Therefore, investors should note that distributions to investors may include a certain element of capital which, to the extent that this element is higher than the capital appreciation of the relevant sub-fund, will reduce the net asset value of the relevant sub-fund.

No distribution may be made as a result of which the net assets of the Fund would become less than the minimum as prescribed by Luxembourg law.

Distributions not collected within five years from their due date will lapse and will revert to the relevant sub-fund or class.

Transaction fees

Transaction fees represent the costs incurred by each sub-fund in relation to the purchases and sales of investments. They include brokerage fees, bank charges, taxes, deposit fees and other transaction costs and are included in the statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2019.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

3. "Taxe d'abonnement"

In accordance with the legislation in force in Luxembourg, the Fund is not subject to any Luxembourg income tax or capital gains tax, withheld at source or otherwise. Nevertheless, the net assets of the Fund are subject in Luxembourg to the subscription tax at an annual rate of 0.05%, payable at the end of each quarter and calculated on the basis of the Fund's net assets at the end of each quarter. This tax is reduced to 0.01% for assets relating to shares reserved for institutional investors with the meaning of Articles 174 (2) of the Law and for the sub-funds whose sole objective is collective investment in money market instruments and deposits in credit institutions.

Are exempt from the tax d'abonnement sub-funds:

- whose securities are listed or traded on at least one stock market or another regulated market that operates regularly, is recognised and open to the public; and
- whose exclusive object is to replicate the performance of one or more indexes.

If there are several share classes within the sub-fund, the exemption only applies to classes that comply with the condition set out in above.

Furthermore, the portion of the net assets invested in units/shares of other Luxembourg undertakings for collective investment is exempt from the tax d'abonnement, provided that such units/shares have already been subject to this tax.

4. Management and investment advisory fee

The Management Company is entitled to a fee out of the assets of each sub-fund, calculated on the basis of the average net assets attributable to each sub-fund/class at the following prorata rates:

SUB-FUND	CLASS	RATE
Pictet Global Selection Fund - Global Growing Market Fund	P	0.75% p.a.
	PA	0.25% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Fund	P (Dist.)	0.35% p.a.
	PY (Dist.)	0.35% p.a.
	ST (Dist.)	0.70% p.a.
	SAM (Dist.)	0.70% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund	P (Dist.)	0.70% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Global Income Stock Fund	P (Dist.)	0.35% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Global Emerging Sovereign Fund	P (Dist.)	0.30% p.a.
	PA (Dist)	0.25% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund	M (Dist-Month)-USD	0.75% p.a.
	P (Dist.)	0.40% p.a.
	PA (Dist.)	0.25% p.a.
	SAM (Dist.)	0.85% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Resource-Rich Countries Sovereign Fund	P (Dist)	0.30% p.a.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

SUB-FUND	CLASS	RATE
Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund	(HP JPY)-JPY (Dist.)	0.35% p.a.
	(HPY JPY)-JPY (Dist.)	0.35% p.a.
	(HP USD)-JPY (Dist.)	0.35% p.a.
	(HP AUD)-JPY (Dist.)	0.35% p.a.
	(HP BRL)-JPY (Dist.)	0.35% p.a.
	(HP ZAR)-JPY (Dist.)	0.35% p.a.
	(HP MXN)-JPY (Dist.)	0.35% p.a.
	(HP TRY)-JPY (Dist.)	0.35% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Japanese Equity Opportunities	(HP USD)-JPY	0.40% p.a.
	P JPY	0.40% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Emerging Equity Lower Volatility Fund	P (Dist.)	0.25% p.a.
	PY (Dist.)	0.25% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund	P (Dist.)	0.50% p.a.
	PA (Dist.)	0.10% p.a.
	PY (Dist.)	0.10% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Dynamic Allocation Fund	P	0.35% p.a.

The remuneration of the investment advisors is borne by the Management Company.

5. Distribution fees

The principal distributor in Japan is entitled to fees payable quarterly, out of the respective assets of the sub-funds mentioned below, calculated on the basis of the average net assets attributable to the sub-funds/classes during the relevant quarter at the following prorata rates:

SUB-FUND	CLASS	RATE
Pictet Global Selection Fund - Global Growing Market Fund	P	0.65% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund	P (Dist.)	0.50% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund	M (Dist-Month)-USD	0.70% p.a.

6. Agent member fee

The agent members of the Management Company are entitled to a quarterly fee out of the respective assets of class "P" Units and class "M (Dist.-Month)-USD" Units, calculated on the basis of the total average net assets attributable to such class at the following prorata rates:

SUB-FUND	CLASS	RATE
Pictet Global Selection Fund - Global Growing Market Fund	P	0.10% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund	P (Dist.)	0.20% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund	M (Dist-Month)-USD	0.10% p.a.

They are included in the statement of operations and changes in net assets in the caption "Administration, service, audit and other expenses".

7. Other fees payable

As at December 31, 2019, other fees payable mainly include depositary, administration, distribution and agent member fees.

Pictet Global Selection Fund
31.12.2019
Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

8. Subscription and redemption fee

A sales charge over subscription fees in favour of the distributors of up to 3% (plus tax, if any) of the net asset value per Unit can also be charged.

No sales charge can be charged for:

- Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Fund sub-fund Class P (Dist.) Units, Class PY (Dist.) Units, Class ST (Dist.) Units and Class SAM (Dist.) Units;
- Pictet Global Selection Fund - Global Income Stock Fund sub-fund Class P (Dist.) Units;
- Pictet Global Selection Fund - Global Emerging Sovereign Fund sub-fund Class P (Dist.) Units and Class PA (Dist.) Units;
- Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund sub-fund Class P (Dist.) Units, Class PA (Dist.) Units and Class SAM (Dist.) Units;
- Pictet Global Selection Fund - Resource-Rich Countries Sovereign Fund sub-fund Class P (Dist.) Units.
- Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund sub-fund for all classes
- Pictet Global Selection Fund - Japanese Equity Opportunities sub-fund for all classes
- Pictet Global Selection Fund - Emerging Equity Lower Volatility Fund sub-fund Class P (Dist.) Units, and Class PY (Dist.) Units.
- Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund sub-fund Class P (Dist.) Units, Class PA (Dist.) Units and Class PY (Dist.) Units.
- Pictet Global Selection Fund - Dynamic Allocation Fund sub-fund Class P Units.

The Units of the different sub-funds are redeemed at their net asset value per Unit. No repurchase fee above redemption is charged.

Under certain circumstances, the Management Company is authorised to charge a "Dilution Levy" as defined in the current prospectus of the Fund.

In any case, the dilution levy shall not exceed 2% of the net asset value per Unit.

9. Exchange rates as at December 31, 2019

The following exchange rates were used for the conversion of the net assets of the sub-funds into EUR in the combined statement of net assets as at December 31, 2019:

1 EUR =	122.130890	JPY
1 EUR =	1.119824	USD

Pictet Global Selection Fund
31.12.2019
Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

The following exchange rates were used to convert the different items related to unit classes denominated in a currency other than the USD:

1 USD =	1.601429	AUD
1 USD =	4.519045	BRL
1 USD =	121.960591	JPY
1 USD =	21.146851	MXN
1 USD =	6.660057	TRY
1 USD =	15.789821	ZAR

10. Forward contracts

Futures contracts

The Fund had the following futures contracts outstanding as at December 31, 2019:

Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund

	MATURITY DATE	CURRENCY	COMMITMENT IN JPY
Purchase of 11.00 Germany 2Y Schatz Government Bond	06/03/2020	EUR	135,778,633.57
Purchase of 4.00 US 2Y Treasury Bond	31/03/2020	USD	88,680,497.94
Sale of 2.00 US 10Y Treasury Bond	20/03/2020	USD	-21,195,021.09
Sale of 2.00 US 5Y Treasury Bond	31/03/2020	USD	-22,039,799.47

Pictet Global Selection Fund - Dynamic Allocation Fund

	MATURITY DATE	CURRENCY	COMMITMENT IN JPY
Purchase of 1.00 DAX Index	20/03/2020	EUR	40,405,402.29
Purchase of 71.00 Euro Stoxx 50 ESTX 50 EUR	20/03/2020	EUR	324,372,153.37
Purchase of 254.00 Euro Stoxx Banks	20/03/2020	EUR	149,827,351.58
Purchase of 21.00 FTSE 100 Index	20/03/2020	GBP	228,031,443.17
Purchase of 63.00 MSCI Emerging Markets Index	20/03/2020	USD	381,577,377.83
Purchase of 16.00 NIKKEI 225 Tokyo Index	13/03/2020	JPY	378,505,920.00
Purchase of 15.00 TOPIX Index	13/03/2020	JPY	258,204,000.00

Contracts for difference ("CFD")

The Fund had no CFD outstanding as at December 31, 2019.

11. Options contracts

The Fund had the following options contracts outstanding as at December 31, 2019:

Pictet Global Selection Fund - Dynamic Allocation Fund

NAME	QUANTITY	STRIKE	MATURITY DATE	CURRENCY	COMMITMENT IN JPY	MARKET VALUE IN JPY
CALL Euro Stoxx 50	239	3750	17/01/2020	EUR	725,414,621.62	11,309,650.00
CALL Euro Stoxx 50	118	3800	17/01/2020	EUR	120,757,813.49	2,014,789.00

The market value on these contracts as at December 31, 2019 was JPY 13,324,439.00 and is included in the assets part of the statement of net assets.

12. Warrants

The Fund had the following warrants outstanding as at December 31, 2019:

Pictet Global Selection Fund
31.12.2019
Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

Pictet Global Selection Fund - Emerging Equity Lower Volatility Fund

NAME	QUANTITY	MATURITY DATE	CURRENCY	COMMITMENT IN JPY
BTS Group	13,720.00	Perp	THB	0.00

13. Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts on identical currency pairs listed below are aggregated. Only the longest maturity date is shown.

The Fund had the following forward foreign exchange contracts outstanding as at December 31, 2019:

Pictet Global Selection Fund - Global Emerging Sovereign Fund

CURRENCY	PURCHASE	CURRENCY	SALE	MATURITY DATE
BRL	2,193,913.00	USD	530,965.80	03/01/2020
IDR	5,400,000,000.00	USD	383,740.76	10/01/2020
USD	542,264.31	BRL	2,193,913.00	03/01/2020

The net unrealised gain on these contracts as at December 31, 2019 was JPY 1,698,019.00 and is included in the statement of net assets.

Pictet Global Selection Fund - Resource-Rich Countries Sovereign Fund

CURRENCY	PURCHASE	CURRENCY	SALE	MATURITY DATE
BRL	63,371,584.00	USD	15,204,416.13	04/02/2020
CLP	794,984,005.00	USD	1,029,431.99	18/02/2020
IDR	106,569,818,387.00	USD	7,573,182.09	10/01/2020
MXN	51,157,395.00	USD	2,661,101.22	17/03/2020
RUB	293,591,220.00	USD	4,627,769.06	19/02/2020
USD	7,907,520.60	BRL	32,335,792.00	02/01/2020
USD	3,544,386.73	MXN	69,255,743.00	26/02/2020
USD	2,316,030.19	RUB	146,800,000.00	16/01/2020
USD	13,652,428.02	THB	412,476,682.00	08/04/2020

The net unrealised gain on these contracts as at December 31, 2019 was JPY 35,163,282.00 and is included in the statement of net assets.

Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund

CURRENCY	PURCHASE	CURRENCY	SALE	MATURITY DATE
AUD	8,858,339.19	USD	6,174,971.08	31/01/2020
BRL	52,526,133.49	USD	12,465,319.66	17/01/2020
JPY	2,333,330.00	AUD	30,648.07	07/01/2020
JPY	47,551,846,817.00	USD	435,576,089.76	31/01/2020
JPY	2,333,332.00	ZAR	300,590.16	07/01/2020
MXN	12,418,115.57	USD	653,578.15	31/01/2020
TRY	1,917,656.55	USD	320,036.14	31/01/2020
USD	1,563,089.91	AUD	2,277,000.00	17/01/2020
USD	6,029,265.87	BRL	25,423,108.30	17/01/2020

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund (continued)

CURRENCY	PURCHASE	CURRENCY	SALE	MATURITY DATE
USD	25,344,352.68	CAD	33,599,569.00	17/01/2020
USD	4,211,706.13	CLP	3,385,807,000.00	17/01/2020
USD	3,066,978.53	CNY	21,645,000.00	17/01/2020
USD	78,734,777.41	EUR	70,831,989.00	17/01/2020
USD	29,404,075.59	GBP	22,601,911.00	17/01/2020
USD	5,987,301.88	HKD	46,921,000.00	17/01/2020
USD	537,742.94	JPY	58,439,000.00	17/01/2020
USD	2,094,076.17	MYR	8,762,000.00	17/01/2020
USD	308,819.34	TRY	1,793,000.00	17/01/2020
ZAR	11,527,011.21	USD	818,563.50	31/01/2020

The net unrealised gain on these contracts as at December 31, 2019 was USD 560,585.52 and is included in the statement of net assets.

Pictet Global Selection Fund - Japanese Equity Opportunities

CURRENCY	PURCHASE	CURRENCY	SALE	MATURITY DATE
USD	12,331.48	JPY	1,346,918.00	31/01/2020

The net unrealised loss on this contract as at December 31, 2019 was JPY 3,365.88 and is included in the statement of net assets.

Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund

CURRENCY	PURCHASE	CURRENCY	SALE	MATURITY DATE
JPY	786,000,000.00	EUR	6,510,676.44	08/01/2020
JPY	775,000,000.00	USD	7,100,694.27	08/01/2020

The net unrealised loss on these contracts as at December 31, 2019 was JPY 5,505,920.00 and is included in the statement of net assets.

Pictet Global Selection Fund - Dynamic Allocation Fund

CURRENCY	PURCHASE	CURRENCY	SALE	MATURITY DATE
JPY	199,357,483.00	AUD	2,700,000.00	07/02/2020
JPY	28,456,300.00	CHF	260,000.00	07/02/2020
JPY	109,738,079.00	CNY	7,100,000.00	07/02/2020
JPY	600,928,000.00	EUR	5,000,000.00	07/02/2020
JPY	244,889,575.00	GBP	1,750,000.00	07/02/2020
JPY	56,821,633.00	HKD	4,100,000.00	07/02/2020
JPY	2,178,572,168.00	USD	20,060,000.00	07/02/2020

The net unrealised loss on these contracts as at December 31, 2019 was JPY 22,096,723.00 and is included in the statement of net assets.

Pictet Global Selection Fund
31.12.2019
Annual report

[次へ](#)

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

14. Payments of dividends

The following dividends were paid during the year ended December 31, 2019:

Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Fund Class P (Dist.) Units:

January 2019	JPY	90	per Unit
February 2019	JPY	90	per Unit
March 2019	JPY	90	per Unit
April 2019	JPY	70	per Unit
May 2019	JPY	70	per Unit
June 2019	JPY	70	per Unit
July 2019	JPY	70	per Unit
August 2019	JPY	70	per Unit
September 2019	JPY	70	per Unit
October 2019	JPY	70	per Unit
November 2019	JPY	70	per Unit
December 2019	JPY	70	per Unit

Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Fund Class ST (Dist.) Units:

January 2019	JPY	83	per Unit
February 2019	JPY	83	per Unit
March 2019	JPY	83	per Unit
April 2019	JPY	83	per Unit
May 2019	JPY	83	per Unit
June 2019	JPY	83	per Unit
July 2019	JPY	83	per Unit
August 2019	JPY	83	per Unit
September 2019	JPY	83	per Unit
October 2019	JPY	83	per Unit
November 2019	JPY	83	per Unit
December 2019	JPY	83	per Unit

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Fund Class SAM (Dist.) Units:

January 2019	JPY	70	per Unit
February 2019	JPY	70	per Unit
March 2019	JPY	70	per Unit
April 2019	JPY	70	per Unit
May 2019	JPY	70	per Unit
June 2019	JPY	70	per Unit
July 2019	JPY	70	per Unit
August 2019	JPY	70	per Unit
September 2019	JPY	70	per Unit
October 2019	JPY	70	per Unit
November 2019	JPY	70	per Unit
December 2019	JPY	70	per Unit

Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund Class P
(Dist.) Units:

January 2019	USD	0.03	per Unit
February 2019	USD	0.03	per Unit
March 2019	USD	0.03	per Unit
April 2019	USD	0.03	per Unit
May 2019	USD	0.03	per Unit
June 2019	USD	0.03	per Unit
July 2019	USD	0.03	per Unit
August 2019	USD	0.03	per Unit
September 2019	USD	0.03	per Unit
October 2019	USD	0.03	per Unit
November 2019	USD	0.03	per Unit
December 2019	USD	0.03	per Unit

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

Pictet Global Selection Fund - Global Income Stock Fund Class P (Dist.) Units:

January 2019	JPY	40	per Unit
February 2019	JPY	40	per Unit
March 2019	JPY	40	per Unit
April 2019	JPY	40	per Unit
May 2019	JPY	40	per Unit
June 2019	JPY	40	per Unit
July 2019	JPY	40	per Unit
August 2019	JPY	40	per Unit
September 2019	JPY	40	per Unit
October 2019	JPY	40	per Unit
November 2019	JPY	40	per Unit
December 2019	JPY	40	per Unit

Pictet Global Selection Fund - Global Emerging Sovereign Fund Class P (Dist.) Units:

January 2019	JPY	30	per Unit
February 2019	JPY	30	per Unit
March 2019	JPY	30	per Unit
April 2019	JPY	30	per Unit
May 2019	JPY	30	per Unit
June 2019	JPY	30	per Unit
July 2019	JPY	30	per Unit
August 2019	JPY	30	per Unit
September 2019	JPY	30	per Unit
October 2019	JPY	30	per Unit
November 2019	JPY	30	per Unit
December 2019	JPY	30	per Unit

Pictet Global Selection Fund
31.12.2019
Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

Pictet Global Selection Fund - Global Emerging Sovereign Fund Class PA (Dist.)

Units:

June 2019	JPY	70	per Unit
July 2019	JPY	70	per Unit
August 2019	JPY	70	per Unit
September 2019	JPY	70	per Unit
October 2019	JPY	70	per Unit
November 2019	JPY	70	per Unit
December 2019	JPY	70	per Unit

Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund Class M
(Dist.-Month)-USD Units:

January 2019	USD	0.10	per Unit
February 2019	USD	0.10	per Unit
March 2019	USD	0.10	per Unit
April 2019	USD	0.10	per Unit
May 2019	USD	0.10	per Unit
June 2019	USD	0.10	per Unit
July 2019	USD	0.10	per Unit
August 2019	USD	0.10	per Unit
September 2019	USD	0.10	per Unit
October 2019	USD	0.10	per Unit
November 2019	USD	0.10	per Unit
December 2019	USD	0.10	per Unit

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund Class
P (Dist.) Units:

January 2019	JPY	14	per Unit
February 2019	JPY	14	per Unit
March 2019	JPY	14	per Unit
April 2019	JPY	14	per Unit
May 2019	JPY	14	per Unit
June 2019	JPY	14	per Unit
July 2019	JPY	14	per Unit
August 2019	JPY	14	per Unit
September 2019	JPY	14	per Unit
October 2019	JPY	14	per Unit
November 2019	JPY	14	per Unit
December 2019	JPY	14	per Unit

Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund Class PA
(Dist.) Units:

January 2019	JPY	85	per Unit
February 2019	JPY	85	per Unit
March 2019	JPY	85	per Unit
April 2019	JPY	85	per Unit
May 2019	JPY	85	per Unit
June 2019	JPY	85	per Unit
July 2019	JPY	85	per Unit
August 2019	JPY	85	per Unit
September 2019	JPY	85	per Unit
October 2019	JPY	85	per Unit
November 2019	JPY	85	per Unit
December 2019	JPY	85	per Unit

Pictet Global Selection Fund
31.12.2019
Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund Class SAM
(Dist.) Units:

January 2019	JPY	10	per Unit
February 2019	JPY	10	per Unit
March 2019	JPY	10	per Unit
April 2019	JPY	10	per Unit

Pictet Global Selection Fund - Resource-Rich Countries Sovereign Fund Class P
(Dist.) Units:

January 2019	JPY	16	per Unit
February 2019	JPY	16	per Unit
March 2019	JPY	16	per Unit
April 2019	JPY	16	per Unit
May 2019	JPY	16	per Unit
June 2019	JPY	16	per Unit
July 2019	JPY	16	per Unit
August 2019	JPY	16	per Unit
September 2019	JPY	16	per Unit
October 2019	JPY	16	per Unit
November 2019	JPY	16	per Unit
December 2019	JPY	16	per Unit

Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund Class
(HP JPY)-JPY (Dist.) Units:

January 2019	JPY	40	per Unit
February 2019	JPY	40	per Unit
March 2019	JPY	40	per Unit
April 2019	JPY	40	per Unit
May 2019	JPY	40	per Unit
June 2019	JPY	40	per Unit
July 2019	JPY	40	per Unit
August 2019	JPY	40	per Unit
September 2019	JPY	40	per Unit
October 2019	JPY	40	per Unit
November 2019	JPY	40	per Unit
December 2019	JPY	40	per Unit

Pictet Global Selection Fund
31.12.2019
Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund Class
(HP USD)-JPY (Dist.) Units:

January 2019	JPY	50	per Unit
February 2019	JPY	50	per Unit
March 2019	JPY	50	per Unit
April 2019	JPY	50	per Unit
May 2019	JPY	50	per Unit
June 2019	JPY	50	per Unit
July 2019	JPY	50	per Unit
August 2019	JPY	50	per Unit
September 2019	JPY	50	per Unit
October 2019	JPY	50	per Unit
November 2019	JPY	50	per Unit
December 2019	JPY	50	per Unit

Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund Class
(HP AUD)-JPY (Dist.) Units:

January 2019	JPY	30	per Unit
February 2019	JPY	30	per Unit
March 2019	JPY	30	per Unit
April 2019	JPY	30	per Unit
May 2019	JPY	30	per Unit
June 2019	JPY	30	per Unit
July 2019	JPY	30	per Unit
August 2019	JPY	30	per Unit
September 2019	JPY	30	per Unit
October 2019	JPY	30	per Unit
November 2019	JPY	30	per Unit
December 2019	JPY	30	per Unit

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund Class
(HP BRL)-JPY (Dist.) Units:

January 2019	JPY	10	per Unit
February 2019	JPY	10	per Unit
March 2019	JPY	10	per Unit
April 2019	JPY	10	per Unit
May 2019	JPY	10	per Unit
June 2019	JPY	10	per Unit
July 2019	JPY	10	per Unit
August 2019	JPY	10	per Unit
September 2019	JPY	10	per Unit
October 2019	JPY	10	per Unit
November 2019	JPY	10	per Unit
December 2019	JPY	10	per Unit

Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund Class
(HP ZAR)-JPY (Dist.) Units:

January 2019	JPY	20	per Unit
February 2019	JPY	20	per Unit
March 2019	JPY	20	per Unit
April 2019	JPY	20	per Unit
May 2019	JPY	20	per Unit
June 2019	JPY	20	per Unit
July 2019	JPY	20	per Unit
August 2019	JPY	20	per Unit
September 2019	JPY	20	per Unit
October 2019	JPY	20	per Unit
November 2019	JPY	20	per Unit
December 2019	JPY	20	per Unit

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund Class
(HP MXN)-JPY (Dist.) Units:

January 2019	JPY	60	per Unit
February 2019	JPY	60	per Unit
March 2019	JPY	60	per Unit
April 2019	JPY	60	per Unit
May 2019	JPY	60	per Unit
June 2019	JPY	60	per Unit
July 2019	JPY	60	per Unit
August 2019	JPY	60	per Unit
September 2019	JPY	60	per Unit
October 2019	JPY	60	per Unit
November 2019	JPY	60	per Unit
December 2019	JPY	60	per Unit

Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund Class
(HP TRY)-JPY (Dist.) Units:

January 2019	JPY	50	per Unit
February 2019	JPY	50	per Unit
March 2019	JPY	50	per Unit
April 2019	JPY	50	per Unit
May 2019	JPY	50	per Unit
June 2019	JPY	50	per Unit
July 2019	JPY	50	per Unit
August 2019	JPY	50	per Unit
September 2019	JPY	50	per Unit
October 2019	JPY	50	per Unit
November 2019	JPY	50	per Unit
December 2019	JPY	50	per Unit

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

Pictet Global Selection Fund - Emerging Equity Lower Volatility Fund Class P (Dist.)

Units:

January 2019	JPY	50	per Unit
February 2019	JPY	50	per Unit
March 2019	JPY	50	per Unit
April 2019	JPY	50	per Unit
May 2019	JPY	50	per Unit
June 2019	JPY	50	per Unit
July 2019	JPY	50	per Unit
August 2019	JPY	50	per Unit
September 2019	JPY	50	per Unit
October 2019	JPY	50	per Unit
November 2019	JPY	50	per Unit
December 2019	JPY	50	per Unit

Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund Class P (Dist.) Units:

January 2019	JPY	50	per Unit
February 2019	JPY	50	per Unit
March 2019	JPY	50	per Unit
April 2019	JPY	50	per Unit
May 2019	JPY	50	per Unit
June 2019	JPY	50	per Unit
July 2019	JPY	50	per Unit
August 2019	JPY	50	per Unit
September 2019	JPY	50	per Unit
October 2019	JPY	8	per Unit
November 2019	JPY	8	per Unit
December 2019	JPY	8	per Unit

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund Class PA (Dist.) Units:

January 2019	JPY	8	per Unit
February 2019	JPY	8	per Unit
March 2019	JPY	8	per Unit
April 2019	JPY	8	per Unit
May 2019	JPY	8	per Unit
June 2019	JPY	8	per Unit
July 2019	JPY	8	per Unit
August 2019	JPY	8	per Unit
September 2019	JPY	8	per Unit
October 2019	JPY	8	per Unit
November 2019	JPY	8	per Unit
December 2019	JPY	8	per Unit

15. Details of net realised gain/(loss) on sales of investments

The details of net realised gain/(loss) on sales of investments during the year ended December 31, 2019 were the following:

		REALISED GAIN	REALISED (LOSS)	NET REALISED GAIN/ (LOSS)
Pictet Global Selection Fund - Global Growing Market Fund	JPY	248,458,307.00	(429,528,874.00)	(181,070,567.00)
Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Fund	JPY	15,972,309,134.00	(16,818,377,296.00)	(846,068,162.00)
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund	USD	1,485,344.38	(721,267.90)	764,076.48
Pictet Global Selection Fund - Global Income Stock Fund	JPY	559,444,488.00	(359,156,243.00)	200,288,245.00
Pictet Global Selection Fund - Global Emerging Sovereign Fund	JPY	96,895,842.00	(496,048,186.00)	(399,152,344.00)
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund	JPY	19,053,243,950.00	(7,868,441,050.25)	11,184,802,899.75
Pictet Global Selection Fund - Resource-Rich Countries Sovereign Fund	JPY	567,534,978.00	(1,502,761,487.00)	(935,226,509.00)
Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund	USD	5,370,063.11	(2,284,323.66)	3,085,739.45
Pictet Global Selection Fund - Japanese Equity Opportunities	JPY	22,627,540.35	(28,884,595.35)	(6,257,055.00)
Pictet Global Selection Fund - Emerging Equity Lower Volatility Fund	JPY	15,922,948.00	(34,568,153.00)	(18,645,205.00)
Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund	JPY	49,912,429.00	(102,610,016.00)	(52,697,587.00)
Pictet Global Selection Fund - Dynamic Allocation Fund	JPY	376,353,516.00	(282,994,771.00)	93,358,745.00

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

16. Details of change in net unrealised appreciation/(depreciation) on investments

Details of change in the net unrealised appreciation/(depreciation) on investments during the year ended December 31, 2019 are as follows:

		CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION	CHANGE IN UNREALISED (DEPRECIATION)	CHANGE IN NET UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION)
Pictet Global Selection Fund - Global Growing Market Fund	JPY	305,072,144.00	(81,823,787.00)	223,248,357.00
Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Fund	JPY	153,473,719,097.00	(8,338,693,378.00)	145,135,025,719.00
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund	USD	5,202,124.87	(372,690.81)	4,829,434.06
Pictet Global Selection Fund - Global Income Stock Fund	JPY	955,407,635.00	(272,478,261.00)	682,929,374.00
Pictet Global Selection Fund - Global Emerging Sovereign Fund	JPY	634,942,181.00	(27,220,939.00)	607,721,242.00
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund	JPY	28,875,974,763.00	(5,774,253,308.75)	23,101,721,454.25
Pictet Global Selection Fund - Resource-Rich Countries Sovereign Fund	JPY	2,691,498,199.00	(45,375,586.00)	2,646,122,613.00
Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund	USD	31,500,345.97	(2,084,953.04)	29,415,392.93
Pictet Global Selection Fund - Japanese Equity Opportunities	JPY	109,371,117.00	(9,242,353.00)	100,128,764.00
Pictet Global Selection Fund - Emerging Equity Lower Volatility Fund	JPY	88,862,722.00	(44,081,367.00)	44,781,355.00
Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund	JPY	89,388,015.00	(15,094,371.00)	74,293,644.00
Pictet Global Selection Fund - Dynamic Allocation Fund	JPY	465,832,741.00	(64,410,635.00)	401,422,106.00

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2019 (continued)

17. Subsequent events

The Board of Directors of the Management Company acknowledges that the worldwide COVID-19 outbreak is an event post year end of the Fund.

This event does not require a Financial Statement adjustment which is based on the situation as at end of December 2019.

The Board of Directors of the Management Company acknowledges that the global economy and financial markets worldwide might be affected by this outbreak, and at this stage the Board of Directors of the Management Company is not in position to assess accurately the consequences on the Fund.

The Fund has been continuing its usual operations in accordance with its investment strategy and prospectus, and the published unaudited sub-funds' net assets values are available on <https://www.fundsquare.net>

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Statement of investments and other net assets as at December 31, 2019 (expressed in USD) Pictet
Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund

DESCRIPTION	CURRENCY	QUANTITY	MARKET VALUE (NOTE 2)	% OF NET ASSETS
Transferable securities admitted to an official stock exchange listing or dealt in on another regulated market				
Shares				
Australia				
APA GROUP -STAPLED SECURITIES-	AUD	15,664.00	124,844.53	0.43
			124,844.53	0.43
Brazil				
CEMIG MINAS GERAIS PFD	BRL	18,487.00	63,171.29	0.22
ENGIE BRASIL	BRL	7,647.00	96,879.32	0.34
NEOENERGIA	BRL	29,100.00	180,616.71	0.63
SABESP	BRL	6,300.00	95,795.87	0.33
			436,463.19	1.52
Canada				
ALGONQUIN POWER & UTILITIES	CAD	20,712.00	290,826.91	1.01
BCE	CAD	3,009.00	139,041.58	0.48
EMERA	CAD	6,525.00	276,260.24	0.96
ENBRIDGE	CAD	11,156.00	440,933.20	1.53
FORTIS INC	CAD	3,446.00	142,156.92	0.49
TC ENERGY	CAD	3,849.00	203,172.37	0.70
			1,492,391.22	5.17
Cayman Islands				
ENN ENERGY HOLDINGS	HKD	6,400.00	70,146.97	0.24
			70,146.97	0.24
Chile				
ENEL AMERICAS	CLP	1,721,535.00	381,481.72	1.32
			381,481.72	1.32
China				
CHINA YANGTZE POWER 'A'	CNY	93,900.00	247,065.94	0.86
			247,065.94	0.86
France				
ELECTRICITE DE FRANCE	EUR	5,650.00	63,693.78	0.22
ENGIE	EUR	27,465.00	448,424.96	1.55
			512,118.74	1.77
Germany				
E.ON	EUR	36,144.00	385,750.26	1.34
R.W.E.	EUR	31,754.00	973,209.61	3.37
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDING	EUR	44,414.00	128,606.53	0.45
			1,487,566.40	5.16
Greece				
HELLENIC TELECOMMUNICATION ORGANIZATIONS	EUR	4,704.00	74,588.93	0.26
			74,588.93	0.26

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Statement of investments and other net assets as at December 31, 2019 (expressed in USD) Pictet
Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund (continued)

DESCRIPTION	CURRENCY	QUANTITY	MARKET VALUE (NOTE 2)	% OF NET ASSETS
Hong Kong				
CLP HOLDINGS	HKD	35,500.00	377,471.42	1.31
			377,471.42	1.31
Italy				
ATLANTIA	EUR	23,342.00	546,682.24	1.89
ENEL	EUR	138,032.00	1,099,455.91	3.81
TERNA RETE ELETTRICA NAZIONALE	EUR	63,533.00	425,319.40	1.47
			2,071,457.55	7.17
Malaysia				
TENAGA NASIONAL	MYR	65,800.00	216,956.53	0.75
			216,956.53	0.75
Netherlands				
KONINKLIJKE KPN	EUR	90,703.00	267,419.52	0.93
			267,419.52	0.93
Portugal				
EDP - ENERGIAS DE PORTUGAL	EUR	60,794.00	263,646.68	0.91
			263,646.68	0.91
Spain				
IBERDROLA	EUR	48,498.00	505,534.49	1.75
			505,534.49	1.75
United Kingdom				
NATIONAL GRID	GBP	95,001.00	1,192,127.35	4.13
SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	GBP	36,378.00	697,385.32	2.42
			1,889,512.67	6.55
United States				
AES	USD	9,161.00	183,220.00	0.63
ALLETE	USD	835.00	67,159.05	0.23
ALLIANT ENERGY	USD	7,400.00	401,450.00	1.39
AMEREN CORPORATION	USD	11,724.00	895,244.64	3.10
AMERICAN ELECTRIC POWER	USD	12,017.00	1,130,198.85	3.91
AMERICAN WATER WORKS	USD	3,495.00	429,745.20	1.49
CENTERPOINT ENERGY	USD	10,340.00	277,112.00	0.96
CMS ENERGY	USD	15,024.00	937,798.08	3.25
DOMINION ENERGY	USD	12,875.00	1,054,848.75	3.65
DTE ENERGY	USD	4,300.00	553,539.00	1.92
DUKE ENERGY	USD	6,216.00	564,785.76	1.96
EDISON INTERNATIONAL	USD	10,298.00	765,347.36	2.65
ENTERGY	USD	8,400.00	1,001,700.00	3.47
EVERSOURCE ENERGY	USD	9,752.00	820,435.76	2.84
EXELON	USD	21,056.00	959,732.48	3.32
FIRSTENERGY	USD	14,964.00	724,257.60	2.51
HEALTHCARE TRUST OF AMERICA 'A'	USD	9,873.00	297,374.76	1.03
KINDER MORGAN 'P'	USD	7,075.00	149,317.88	0.52
NEXTERA ENERGY	USD	5,894.00	1,423,518.88	4.93
NISOURCE	USD	5,230.00	142,935.90	0.50

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Pictet Global Selection Fund
31.12.2019
Annual report

Statement of investments and other net assets as at December 31, 2019 (expressed in USD) Pictet
Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund (continued)

DESCRIPTION	CURRENCY	QUANTITY	MARKET VALUE (NOTE 2)	% OF NET ASSETS
United States (continued)				
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GROUP	USD	14,968.00	876,226.72	3.03
SEMPRA ENERGY	USD	7,979.00	1,204,589.63	4.17
SOUTHERN COMPANY	USD	13,870.00	876,861.40	3.04
UNION PACIFIC	USD	3,736.00	676,328.08	2.34
VISTRA ENERGY	USD	2,779.00	63,388.99	0.22
WEC ENERGY GROUP	USD	7,006.00	644,762.18	2.23
WILLIAMS COMPANIES	USD	11,206.00	263,789.24	0.91
XCEL ENERGY	USD	17,080.00	1,076,040.00	3.73
			18,461,708.19	63.93
Total investments			28,880,374.69	100.03
Cash at banks			68,699.28	0.24
Other net liabilities			(76,291.64)	(0.27)
Total net assets			28,872,782.33	100.00

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

Geographical and industrial classification of investments as at December 31, 2019

Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund

GEOGRAPHICAL CLASSIFICATION (IN % OF NET ASSETS)		INDUSTRIAL CLASSIFICATION (IN % OF NET ASSETS)	
United States	63.93	Public utilities	78.46
Italy	7.17	Holding and finance companies	9.09
United Kingdom	6.55	Transport and freight	4.23
Canada	5.17	Oil and gas	3.14
Germany	5.16	Communications	2.12
France	1.77	Real Estate Shares	1.03
Spain	1.75	Miscellaneous	1.01
Brazil	1.52	Oil	0.95
Chile	1.32		100.03
Hong Kong	1.31		
Netherlands	0.93		
Portugal	0.91		
China	0.86		
Malaysia	0.75		
Australia	0.43		
Greece	0.26		
Cayman Islands	0.24		
	100.03		

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2019

Annual report

(2) 【2018年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド

純資産計算書

2018年12月31日現在

(単位:米ドル)

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券取得原価(注2)	22,358,936.32	2,433,323
投資にかかる未実現純利益/(損失)	1,503,367.53	163,611
投資有価証券時価評価額(注2)	23,862,303.85	2,596,935
オプション契約時価評価額(注2、11)	0.00	0
現金預金(注2)	221,180.46	24,071
銀行預金(注2)	220,000.00	23,943
未収利息、純額	0.00	0
為替先渡契約にかかる未実現純利益(注2、13)	0.00	0
その他の資産	0.00	0
	24,303,484.31	2,644,948
負債		
未払管理報酬および投資顧問報酬(注4)	14,959.50	1,628
未払年次税(注3)	3,062.91	333
為替先渡契約にかかる未実現純損失(注2、13)	0.00	0
その他の未払報酬(注7)	50,013.46	5,443
	68,035.87	7,404
2018年12月31日現在純資産合計	24,235,448.44	2,637,544
2017年12月31日現在純資産合計	30,560,046.22	3,325,850
2016年12月31日現在純資産合計	33,145,310.52	3,607,204

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

【損益計算書】

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド

運用計算書および純資産変動計算書

2018年12月31日終了年度

(単位:米ドル)

	米ドル	千円
期首現在純資産価額	30,560,046.22	3,325,850
収益		
配当金、純額(注2)	1,033,112.03	112,434
債券利息、純額(注2)	257.57	28
預金利息	5,033.44	548
その他の収益	2,206.44	240
	1,040,609.48	113,250
費用		
管理報酬および投資顧問報酬(注4)	187,289.89	20,383
保管受託報酬、銀行手数料および利息	345,066.63	37,554
管理事務代行、業務、監査およびその他の費用(注6)	298,583.95	32,495
未払年次税(注3)	13,080.55	1,424
取引手数料(注2)	28,794.36	3,134
	872,815.38	94,988
投資純利益/(損失)	167,794.10	18,261
投資対象売却にかかる実現純利益/(損失)(注2、15)	570,167.60	62,051
外国為替にかかる実現純利益/(損失)(注2)	(27,765.10)	(3,022)
オプション契約にかかる実現純利益/(損失)	0.00	0
為替先渡契約にかかる実現純利益/(損失)	0.00	0
先渡契約にかかる実現純利益/(損失)(注2)	0.00	0
実現純利益/(損失)	710,196.60	77,291
以下にかかる未実現純評価利益/(損失)の変動:		
投資(注2、16)	(2,016,927.38)	(219,502)
オプション契約	0.00	0
為替先渡契約	0.00	0
運用による純資産の減少:	(1,306,730.78)	(142,212)
受益証券発行手取額	747,938.00	81,398
受益証券買戻費用	(4,198,623.00)	(456,936)
配当金支払(注2、14)	(1,567,182.00)	(170,556)
再評価差異*	0.00	0
期末現在純資産価額	24,235,448.44	2,637,544

* 上述の差異は、2017年12月31日から2018年12月31日までの間の、サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての投資証券クラスに関する異なる項目を、関連サブ・ファンドの通貨に換算する際に用いられる為替レートの変動によるものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド

発行済受益証券口数および1口当たり純資産価格

(単位:米ドル)

P 分配型受益証券

2018年12月31日現在

発行済受益証券口数: 4,103,300.00口

米ドル

円

2018年12月31日現在

1口当たり純資産価格: 5.91 643

2017年12月31日現在

1口当たり純資産価格: 6.56 714

2016年12月31日現在

1口当たり純資産価格: 6.27 682

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

[次へ](#)

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド

財務書類に対する注記

2018年12月31日現在

注1 - 一般事項

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド(以下「ファンド」という。)は、ルクセンブルグのアンブレラ型の契約型投資信託(Fonds Commun de Placement)である。ファンドは、共同保有者の利益のために運用される有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型投資信託である。

ファンドは、2010年12月17日のルクセンブルグ法律(改訂済)パート(以下「2010年法」という。)の規定により規制される投資信託(以下「UCI」という。)としての資格を有している。さらに、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日付の改訂済み法律(以下「AIFM法」という。)の意義の範囲内で、オルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

2016年5月27日付のルクセンブルグの法律に従い、ファンドは、ルクセンブルグの商業記録簿にK961号として登録されている。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ、L - 1855 ジェイ・エフ・ケネディ通り15番に登録事務所を有する、2010年法の第15章の意義の範囲内における管理会社であるピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイにより管理される。

AIFM法により、ファンドは公認のAIFMにより運用されなければならない。かかる法律の施行に照らして、2014年5月30日付で、ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイがAIFMに任命された。

ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイは、ルクセンブルグの商業記録簿にB51329として登録されている。

サブ・ファンドの活動

2018年12月31日現在、ピクテ・グローバル・セレクション・ファンドには12本の運用中のサブ・ファンドが含まれている。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケット・ファンド、日本円(日本円)建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド、日本円(日本円)建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド、米ドル(米ドル)建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・インカム・ストック・ファンド、日本円(日本円)建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファンド、日本円(日本円)建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド、日本円(日本円)建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - リソース・リッチ・カンTRIES・ソブリン・ファンド、日本円(日本円)建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンダー・ヘッジド・ファンド、米ドル(米ドル)建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ジャパニーズ・エクイティ・オポチュニティーズ、日本円(日本円)建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - エマージング・エクイティ・ロウアー・ボラティリティ・ファンド、日本円(日本円)建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ディバーシファイド・ボンド・ファンド、日本円(日本円)建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド、日本円(日本円)建て(2018年4月25日に設立)

重要な事象

2018年8月、新たな目論見書が効力発生となった。

2018年8月24付で、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド(英国、ロンドン EC2Y 5ET、ロンドン・ウォール通り120、モールハウス 11階)、ピクテ・アセット・マネジメント(香港)リミテッド(香港、コンノート・ロード・セントラル8、チャーターハウス8-9階)およびピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ(スイス、CH-1211、ジュネーブ73、アカシア通り60)は、ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-ダイナミック・アロケーション・ファンドの投資顧問会社に任命された。

クラス受益証券：

サブ・ファンド	クラス受益証券	受益証券を他のクラス受益証券に転換することおよびその逆を行うことができる。	年率0.01%の減じられたルクセンブルグ申込税を課される。	販売会社
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケット・ファンド				
	クラスP 受益証券	非該当	非該当	S M B C 日興証券株式会社(「日本における主たる販売会社」)または管理会社により承認されたその他の販売会社を通じて申込みを行う投資家に対してのみ販売される。
	クラスP A 受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド				
	クラスP 分配型 受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
	クラスP Y 分配型 受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
	クラスS T 分配型 受益証券	非該当	該当	日本において新光投信株式会社により販売されるファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。

サブ・ファンド	クラス受益証券	受益証券を他のクラス受益証券に転換することおよびその逆を行うことができる。	年率0.01%の減じられたルクセンブルグ申込税を課される。	販売会社
	クラスSAM分配型受益証券	非該当	該当	日本において三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社により販売されるファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド				
	P分配型受益証券	非該当	非該当	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を通じて申込みを行う投資家に対してのみ販売される。
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・インカム・ストック・ファンド				
	クラスP分配型受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファンド				
	クラスP分配型受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド				
	米ドル建 毎月分配型クラスM受益証券	非該当	非該当	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を通じて申込みを行う投資家に対してのみ販売される。
	分配型クラスP受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
	分配型クラスPA受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
	分配型クラスSAM受益証券	非該当	該当	日本において三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社により販売されるファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。

サブ・ファンド	クラス受益証券	受益証券を他のクラス受益証券に転換することおよびその逆を行うことができる。	年率0.01%の減じられたルクセンブルグ申込税を課される。	販売会社
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-リソース・リッチ・カントリーズ・ソブリン・ファンド				
	クラスP分配型受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド				
	(HP日本円) 日本円建て分配型受益証券 ⁽¹⁾	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売され、かつ管理会社により承認されたファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
	(HP豪ドル) 日本円建て分配型受益証券 ⁽²⁾	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売され、かつ管理会社により承認されたファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
	(HPブラジル・リアル) 日本円建て分配型受益証券 ⁽²⁾	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売され、かつ管理会社により承認されたファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
	(HP南アフリカ・ランド) 日本円建て分配型受益証券 ⁽²⁾	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売され、かつ管理会社により承認されたファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
	(HPメキシコ・ペソ) 日本円建て分配型受益証券 ⁽²⁾	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売され、かつ管理会社により承認されたファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
	(HPトルコ・リラ) 日本円建て分配型受益証券 ⁽²⁾	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売され、かつ管理会社により承認されたファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
	(HP米ドル) 日本円建て分配型受益証券 ⁽²⁾	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売され、かつ管理会社により承認されたファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。

サブ・ファンド	クラス受益証券	受益証券を他のクラス受益証券に転換することおよびその逆を行うことができる。	年率0.01%の減じられたルクセンブルグ申込税を課される。	販売会社
	(HPY日本円) 日本円建て分配型受益証券 ⁽¹⁾	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売され、かつ管理会社により承認されたファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ジャパニーズ・エクイティ・オポチュニティーズ				
	(HP米ドル)日本円建て受益証券	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
	クラスP日本円建て受益証券	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - エマージング・エクイティ・ロウアー・ボラティリティー・ファンド				
	クラスP分配型受益証券	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売され、かつ管理会社により承認されたファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
	クラスPY分配型受益証券	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売され、かつ管理会社により承認されたファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ディバーシファイド・ボンド・ファンド				
	クラスP分配型受益証券	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売され、かつ管理会社により承認されたファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
	クラスPA分配型受益証券	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売される日本のファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
	クラスPY分配型受益証券	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。

サブ・ファンド	クラス受益証券	受益証券を他のクラス受益証券に転換することおよびその逆を行うことができる。	年率0.01%の減じられたルクセンブルグ資本税を課される。	販売会社
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド				
	クラスP 受益証券	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。

- (1) 当該クラスの目的は、当該クラスの通貨に対し、サブ・ファンドの投資有価証券にかかる為替リスクを大幅にヘッジすることである。
- (2) 当該クラスの目的は、括弧内に挿入された日本円以外の通貨で発行された特定の通貨に対し、サブ・ファンドの投資有価証券にかかる為替リスクを大幅にヘッジすることである。

注2 - 重要な会計方針の要約

一般事項

財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められるUCIに関する会計原則および同国において適用される法定の報告要件に従い表示されている。

現行のファンドの目論見書に定められる通り、各クラス受益証券の純資産額は、各取引日に管理会社により決定される。各サブ・ファンドの取引日は以下の通りである。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケット・ファンドについては、ルクセンブルグ、日本および英国における各銀行営業日、ニューヨーク証券取引所の営業日ならびに日本における金融商品取引業者の営業日が取引日である。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンドについては、ルクセンブルグ、日本および英国における各銀行営業日、ならびに日本における証券会社の営業日が取引日である。

以下のサブ・ファンズについては、ルクセンブルグ、英国および日本における各銀行営業日が取引日である。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・インカム・ストック・ファンド

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファンド

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - リソース・リッチ・カンTRIES・ソブリン・ファンド

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ジャパニーズ・エクイティ・オポチュニティーズ

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - エマージング・エクイティ・ロウアー・ボラティリティ・ファンド

以下のサブ・ファンドについては、日本、ルクセンブルグ、英国およびアメリカ合衆国における各銀行営業日が取引日である。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ディバーシファイド・ボンド・ファンド

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド

設立費用

設立費用は、最長5年間にわたり償却されている。

各サブ・ファンドの外国通貨換算

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建てで表示される現金預金、その他の純資産および投資有価証券の時価評価額は、期末日現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの基準通貨に換算される。

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建てで表示される収益および費用は、取引日に適用される為替レートでサブ・ファンドの基準通貨に換算される。

発生する為替損益は、運用計算書および純資産変動計算書に計上される。

ファンドの結合財務書類

ファンドの結合財務書類は、ユーロで表示され、期末現在の実勢為替レートでユーロに換算される各サブ・ファンドの財務書類における項目の合計に等しい。

資産の評価

- (1) 証券取引所に上場されている有価証券または他の規制ある市場で取引されている有価証券は、かかる取引所または市場における入手可能な最終の価格で評価される。有価証券が複数の証券取引所または市場で取引されている場合には、かかる有価証券の主要市場である証券取引所または市場における入手可能な最終の価格により決定される。
- (2) 証券取引所に上場されていない有価証券または他の規制ある市場で取引されていない有価証券は、入手可能な直近の取引値で評価される。
- (3) 取引値が入手できない有価証券または(1)および/または(2)に記載される価格が公正な市場価格を反映していない有価証券は、管理会社の取締役会によって決定される合理的に予想される売却価格に基づき、慎重かつ誠実な立場から評価される。
- (4) 短期流動資産は、償却原価で評価される。
- (5) オープン・エンド型UCIの受益証券/株式は、入手可能な最終の純資産額に基づいて評価される。決定された価格がこれらの純資産の公正価値を反映していない場合には、公平かつ慎重な基準に従い、管理会社の取締役会によって価格が決定される。
- (6) 規制ある市場、EU域外の証券取引所または他の規制ある市場において上場または取引されていない、残存期間が12か月を超えない短期金融商品は、額面に経過利息を加えた額で評価され、その合計評価額は定額法に従って減価償却される。
- (7) クレジット・リンク債(「CLN」)は、CLNの発行日から2018年12月31日までの原債券の価格の推移(利含み価格で評価される)に基づき、CLNの発行日から2018年12月31日までの(原債券の通貨およびCLNの通貨間の)為替レートの推移を考慮して評価される。
- (8) 手元現金または現金預金、要求払債券および手形ならびに未収金、前払費用、宣言されたまたは発生済みであるが未受領の配当金および利息は、額面価額が入手可能でないと考えられる場合を除き、額面価額で構成される。額面価額が入手可能でないと考えられる場合には、かかる評価額は、これらの資産が適切に真価を反映していると管理会社の取締役が判断した金額を控除することにより決定される。

先物契約の評価

先物契約の評価は、入手可能な最終の価格に基づく。

差金決済取引(「CFD」)の評価

CFDは、原資産の評価日と取得日の価格間の差異に基づき、評価される。

先物契約およびCFDの認識

各純資産価額の計算において、先物契約およびCFDにかかる証拠金コールは、相手方の銀行口座による先渡契約関連の実現純損益勘定が直接計上される。

先物契約およびCFDの会計処理

先物契約およびCFDにかかる未実現評価利益および損失は、各未決済先物契約またはCFDの日々の時価評価額の増加/減少相当額の現金受領/支払いを通じて日々決済される。当該現金は、「現金預金」の項目で純資産計算書において計上され、それに対応する数字が「先渡契約にかかる実現純利益および損失」の項目で運用計算書および純資産変動計算書において計上される。

為替先渡契約の会計処理

未決済の為替先渡契約から発生する未実現純損益は、評価日において同日現在適用される先渡為替価格を基準に決定され、純資産計算書に計上される。

投資有価証券の売却にかかる実現純損益

投資有価証券の売却にかかる実現純損益は、売却投資有価証券の加重平均原価に基づき計算される。

投資有価証券の取得原価

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての投資有価証券の取得原価は、取得日に適用される為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算される。

収益

配当金は、落ち日に源泉徴税引後の金額で計上される。利息は、発生基準で純額で計上される。

分配金の支払い

管理会社は、サブ・ファンドまたはクラスに対する全ての当期利益および純実現キャピタル・ゲインから分配を宣言することができ、また、分配の合理的水準を維持するために必要な場合、関連するサブ・ファンドまたはクラスの未実現キャピタル・ゲインまたは資本からも分配を宣言することができる。各サブ・ファンドまたはクラスに適用される分配方針は、英文目論見書の関連別紙に記載される。

分配の水準は、予想投資純利益を超える場合もある。したがって、投資者は、投資者に対する分配にはある種の資本の払出し的要素が含まれており、かかる要素が関連するファンドのキャピタル・ゲインを上回った場合は、関連するサブ・ファンドの純資産価額を低下させることに留意すべきである。

分配の結果、ファンドの純資産価額がルクセンブルグの法律に定める最低額に満たなくなる場合には、分配は行われぬ。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金は、失効し、関連するサブ・ファンドまたはクラスに返戻される。

取引費用

取引費用は、投資有価証券の購入および売却に関連する各サブ・ファンドにより生じた費用を表す。これらの費用は、仲買手数料、銀行手数料、税金、保管受託報酬およびその他の取引費用を含み、2018年12月31日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書に含まれる。

注3 - 年次税

ルクセンブルグにおける現行法規に従い、ファンドは、いかなる所得税も課せられない。ファンドは、その純資産に対して、四半期毎に支払われ、各四半期末現在の純資産に基づいて計算される年次税(年率0.05%)を課せられる。かかる税金は、機関投資家に受益者が限定されるクラス受益証券に帰属する純資産に関し、0.01%の料率まで減じられる。ルクセンブルグにおける他のUCIの受益証券/株式に投資される純資産額については、本年次税を免除される。ただし、かかる受益証券/株式が既に本年次税を課せられている場合に限る。

注4 - 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、各サブ・ファンド/クラスに帰属する平均純資産額を基準に以下の比例料率で計算される報酬を受領する権利を有する。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケット・ファンド:

クラスP受益証券: 年率0.75%

クラスPA受益証券: 年率0.25%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド:

クラスP分配型受益証券: 年率0.35%

クラスPY分配型受益証券: 年率0.35%

クラスST分配型受益証券: 年率0.70%

クラスSAM分配型受益証券: 年率0.70%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド:

P分配型受益証券: 年率0.70%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・インカム・ストック・ファンド:

クラスP分配型受益証券：	年率0.35%
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファンド：	
クラスP分配型受益証券：	年率0.30%
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド：	
米ドル建 毎月分配型 クラスM受益証券：	年率0.75%
分配型 クラスP受益証券：	年率0.40%
分配型 クラスP A受益証券：	年率0.25%
分配型 クラスS A M受益証券：	年率0.85%
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - リソース・リッチ・カンTRIES・ソブリン・ファン ド：	
クラスP分配型受益証券：	年率0.30%
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレ ンシー・ヘッジド・ファンド：	
(HP日本円)日本円建て分配型受益証券：	年率0.35%
(HP豪ドル)日本円建て分配型受益証券：	年率0.35%
(HP米ドル)日本円建て分配型受益証券：	年率0.35%
(HPブラジル・レアル)日本円建て分配型受益証券：	年率0.35%
(HP南アフリカ・ランド)日本円建て分配型受益証券：	年率0.35%
(HPメキシコ・ペソ)日本円建て分配型受益証券：	年率0.35%
(HPトルコ・リラ)日本円建て分配型受益証券：	年率0.35%
(HP日本円)日本円建て分配型受益証券：	年率0.35%
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ジャパニーズ・エクイティ・オポチュニティーズ： (HP米ドル)日本円建て受益証券：	年率0.40%
クラスP日本円建て受益証券：	年率0.40%
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - エマージング・エクイティ・ロウアー・ボラティリ ティー・ファンド：	
クラスP分配型受益証券：	年率0.25%
クラスPY分配型受益証券：	年率0.25%
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ディバーシファイド・ボンド・ファンド	
クラスP分配型受益証券：	年率0.50%
クラスP A分配型受益証券：	年率0.10%
クラスPY分配型受益証券：	年率0.10%
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド	
クラスP受益証券：	年率0.35%

投資顧問会社への報酬は、管理会社により負担される。

注5 - 販売報酬

日本における主たる販売会社は、後述のサブ・ファンドのそれぞれの資産から、関連四半期中のサブ・ファンド/クラスに帰属する平均純資産総額を基準に以下の比例料率で計算される四半期毎に支払われる報酬を受領する権利を有する。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケ ット・ファンド：	
クラスP受益証券：	年率0.65%
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド：	
P分配型受益証券：	年率0.50%
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド	
米ドル建 毎月分配型クラスM受益証券：	年率0.70%

注6 - 代行協会員報酬

代行協会員は、以下の比例料率により、かかるクラスに帰属する平均純資産総額を基準に計算される、対応するクラスP受益証券および米ドル建 毎月分配型クラスM受益証券の資産から四半期毎に支払われる報酬を受領する権利を有する。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケット・ファンド：

クラスP受益証券： 年率0.10%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド：

P分配型受益証券： 年率0.20%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド

米ドル建 毎月分配型クラスM受益証券： 年率0.10%

これらは、運用計算書および純資産変動計算書において、「管理事務代行、業務、監査およびその他の費用」の項目に含まれる。

注7 - その他の未払報酬

2018年12月31日現在、その他の未払報酬には、主に保管受託報酬、管理事務代行報酬、販売報酬および代行協会員報酬が含まれている。

注8 - 販売手数料および買戻手数料

販売手数料に加えて、1口当たり純資産価格の3%を上限とする、販売会社に対して支払われる申込手数料(加えて、もしあれば税金)も請求される。

以下については、申込手数料は課せられない。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイ ティ・ファンド	クラスP分配型受益証券 クラスPY分配型受益証券 クラスST分配型受益証券 クラスSAM分配型受益証券
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・インカム・ストック・ファンド	クラスP分配型受益証券
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファ ンド	クラスP分配型受益証券
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド	分配型 クラスP受益証券 分配型 クラスPA受益証券 分配型 クラスSAM受益証券
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - リソース・リッチ・カントリーズ・ソブリ ン・ファンド	クラスP分配型受益証券
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイ ティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド	すべてのクラスのサブ・ファンド

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ジャパニーズ・エクイティ・オポチュニ ティーズ	すべてのクラスのサブ・ファンド
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - エマージング・エクイティ・ロウアー・ボラ ティリティー・ファンド	クラスP分配型受益証券 クラスPY分配型受益証券
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ディバーシファイド・ボンド・ ファンド	クラスP分配型受益証券 クラスPA分配型受益証券 クラスPY分配型受益証券
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド	クラスP受益証券

各サブ・ファンドの受益証券は、1口当たり純資産価格で買戻される。前述の買戻しに際し、買戻手数料は課せられない。

一定の状況下において、管理会社は、現行のファンドの目論見書に定義される「希薄化課金」を課すことができる。

その場合、希薄化課金は、受益証券1口当たり純資産価格の2%を超過してはならない。

注9 - 2018年12月31日現在の為替レート

2018年12月31日現在、以下の為替レートが、結合純資産計算書において、サブ・ファンドの純資産額をユーロに換算するために使用された。

1ユーロ =	125.420641	日本円
1ユーロ =	1.143150	米ドル

米ドル建て以外の通貨建ての投資証券クラスに関連する異なる項目を変換する際に、以下の為替レートが使用された。

1米ドル =	1.417435	豪ドル
1米ドル =	3.875750	ブラジル・リアル
1米ドル =	110.034960	日本円
1米ドル =	19.647499	メキシコ・ペソ
1米ドル =	5.292963	トルコ・リラ
1米ドル =	14.380000	南アフリカ・ランド

注10 - 先渡契約

先物契約

ファンドは、2018年12月31日現在、以下の未決済の先物契約を有していた。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド

			満期日	通貨	日本円での残高
購入	92.00契約	DJ Euro Stoxx 50 DVP	2020/12/21	ユーロ	144,949,207.27
購入	13.00契約	DJ Industrial Average Index	2019/03/15	米ドル	165,525,763.52
購入	79.00契約	MSCI Emerging Markets Index	2019/03/15	米ドル	418,495,211.88
購入	10.00契約	TOPIX Index	2019/03/08	日本円	149,409,000.00
売却	76.00契約	Euro Stoxx 50 ESTX 50 EUR	2019/03/18	ユーロ	(286,094,555.15)

差金決済取引(「CFD」)

ファンドは、2018年12月31日現在、以下の未決済のCFDを有していた。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ジャパニーズ・エクイティ・オポチュニティーズ

銘柄	数量 / 額面価額	通貨	日本円での残高
サイバーエージェント	(700)	日本円	(2,971,500.00)
三菱UFJフィナンシャル・グループ	33,300	日本円	17,912,070.00
小田急電鉄	(1,500)	日本円	(3,625,500.00)
大阪ガス	(2,100)	日本円	(4,218,900.00)
東邦ガス	(900)	日本円	(4,171,500.00)

注11 - オプション契約

ファンドは、2018年12月31日現在、以下の未決済のオプション契約を有していた。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド

名称	数量	ストライク	満期日	通貨	日本円での コミットメント	日本円での時価
CALL S&P 500	96	3100	2018/12/31	米ドル	686,497.46	26,408.00

2018年12月31日現在、この契約の時価は26,408.00円であり、純資産計算書の資産の部に含まれている。

注12 - ワラント

ファンドは、2018年12月31日現在、以下の未決済のワラントを有していた。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - エマージング・エクイティ・ロウアー・ボラティリティー・ファンド

名称	数量	満期日	通貨	日本円での コミットメント
BTS Group Holdings	19,300.00	2019/11/29	タイ・バーツ	621,072.49

注13 - 為替先渡契約

下記の同一の通貨ペアにかかる為替先渡契約は合算されている。満期日までの年限が最長の契約のみが表示されている。

ファンドは、2018年12月31日現在、以下の未決済の為替先渡契約を有していた。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファンド

通貨	購入	通貨	売却	満期日
トルコ・リラ	9,100,000.00	米ドル	1,661,107.13	2019/01/18
アルゼンチン・ペソ	59,670,000.00	米ドル	1,430,951.66	2019/04/08

2018年12月31日現在のこれらの契約にかかる未実現純利益は、6,725,717.00円であり、純資産計算書に含まれている。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - リソース・リッチ・カンTRIES・ソブリン・ファンド

通貨	購入	通貨	売却	満期日
ブラジル・レアル	42,385,215.00	米ドル	10,863,708.96	2019/02/04
チリ・ペソ	962,000,001.00	米ドル	1,409,631.34	2019/03/14
インドネシア・ルピア	124,183,383,793.00	米ドル	8,479,284.08	2019/01/23
日本円	129,850,000.00	米ドル	1,174,884.02	2019/01/08
メキシコ・ペソ	37,006,102.00	米ドル	1,820,129.12	2019/03/19
ロシア・ルーブル	101,991,220.00	米ドル	1,519,436.33	2019/01/14
米ドル	491,103.32	ブラジル・レアル	1,920,000.00	2019/02/04
米ドル	287,169.37	チリ・ペソ	197,000,000.00	2019/01/24
米ドル	4,125,772.14	メキシコ・ペソ	83,900,000.00	2019/01/22

米ドル	1,442,789.88	マレーシア・リングgit	6,040,000.00	2019/02/25
米ドル	16,167,910.17	タイ・バーツ	527,279,802.00	2019/04/05

2018年12月31日現在のこれらの契約にかかる未実現純損失は、6,232,075.00円であり、純資産計算書に含まれている。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド

通貨	購入	通貨	売却	満期日
豪ドル	8,425,625.05	米ドル	5,944,278.47	2019/01/31
ブラジル・レアル	54,662,024.19	米ドル	13,999,453.25	2019/01/25
日本円	1,333,334.00	豪ドル	17,112.14	2019/01/08
日本円	3,472,834,459.00	米ドル	31,442,028.02	2019/01/31
日本円	1,333,332.00	南アフリカ・ランド	174,830.17	2019/01/08
メキシコ・ペソ	8,335,250.66	米ドル	417,848.94	2019/01/31
トルコ・リラ	1,408,909.48	米ドル	262,171.47	2019/01/31
米ドル	265,012.95	豪ドル	368,000.00	2019/01/25
米ドル	2,155,738.56	ブラジル・レアル	8,407,914.65	2019/01/25
米ドル	3,356,226.38	カナダ・ドル	4,495,000.00	2019/01/25
米ドル	352,827.58	チリ・ペソ	243,059,000.00	2019/01/25
米ドル	11,594,800.12	ユーロ	10,153,000.00	2019/01/25
米ドル	2,924,279.23	英ポンド	2,309,000.00	2019/01/25
米ドル	1,895,662.74	香港ドル	14,829,000.00	2019/01/25
米ドル	568,144.96	インドネシア・ルピア	8,274,784,000.00	2019/01/25
米ドル	526,364.91	イスラエル・シェケル	1,974,000.00	2019/01/28
米ドル	1,537,397.46	日本円	169,958,000.00	2019/01/31
米ドル	600,221.50	マレーシア・リングgit	2,499,000.00	2019/01/25
米ドル	243,282.12	トルコ・リラ	1,327,000.00	2019/01/25
南アフリカ・ランド	11,688,340.39	米ドル	803,626.14	2019/01/31

2018年12月31日現在、これらの契約にかかる未実現純利益は238,026.60米ドルであり、純資産計算書に含まれている。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ジャパニーズ・エクイティ・オポチュニティーズ

通貨	購入	通貨	売却	満期日
日本円	1,270,001.00	米ドル	11,519.59	2019/01/09
米ドル	26,374.36	日本円	2,914,233.00	2019/01/31

2018年12月31日現在のこれらの契約にかかる未実現純損失は、15,718.49円であり、純資産計算書に含まれている。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ディバースファイド・ボンド・ファンド

通貨	購入	通貨	売却	満期日
ユーロ	156,284.94	日本円	20,000,000.00	2019/01/07
日本円	1,235,000,000.00	ユーロ	9,581,937.88	2019/01/07
日本円	1,235,000,000.00	米ドル	10,947,207.72	2019/01/07

2018年12月31日現在のこれらの契約にかかる未実現純利益は、58,803.596.00円であり、純資産計算書に含まれている。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド

通貨	購入	通貨	売却	満期日
日本円	1,532,071,816.00	豪ドル	18,700,000.00	2019/01/25
日本円	71,759,017.00	人民元	4,420,000.00	2019/01/18
日本円	347,205,096.00	ユーロ	2,700,000.00	2019/01/18
日本円	209,411,175.00	英ポンド	1,450,000.00	2019/01/18
日本円	2,462,053,433.00	米ドル	21,885,000.00	2019/01/18
米ドル	580,000.00	カナダ・ドル	777,427.36	2019/01/18

2018年12月31日現在のこれらの契約にかかる未実現純利益は、155,382,294.00円であり、純資産計算書に含まれている。

注14 - 分配金の支払

2018年12月31日に終了した年度中、以下の分配金が支払われた。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド クラスP分配型受益証券：

2018年1月	1口当たり100円
2018年2月	1口当たり90円
2018年3月	1口当たり90円
2018年4月	1口当たり90円
2018年5月	1口当たり90円
2018年6月	1口当たり90円
2018年7月	1口当たり90円
2018年8月	1口当たり90円
2018年9月	1口当たり90円
2018年10月	1口当たり90円
2018年11月	1口当たり90円
2018年12月	1口当たり90円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド クラスS T分配型受益証券：

2018年1月	1口当たり83円
2018年2月	1口当たり83円
2018年3月	1口当たり83円
2018年4月	1口当たり83円
2018年5月	1口当たり83円
2018年6月	1口当たり83円
2018年7月	1口当たり83円
2018年8月	1口当たり83円
2018年9月	1口当たり83円
2018年10月	1口当たり83円
2018年11月	1口当たり83円
2018年12月	1口当たり83円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド クラスSAM分配型受益証券:

2018年1月	1口当たり70円
2018年2月	1口当たり70円
2018年3月	1口当たり70円
2018年4月	1口当たり70円
2018年5月	1口当たり70円
2018年6月	1口当たり70円
2018年7月	1口当たり70円
2018年8月	1口当たり70円
2018年9月	1口当たり70円
2018年10月	1口当たり70円
2018年11月	1口当たり70円
2018年12月	1口当たり70円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド P分配型受益証券:

2018年1月	1口当たり0.03米ドル
2018年2月	1口当たり0.03米ドル
2018年3月	1口当たり0.03米ドル
2018年4月	1口当たり0.03米ドル
2018年5月	1口当たり0.03米ドル
2018年6月	1口当たり0.03米ドル
2018年7月	1口当たり0.03米ドル
2018年8月	1口当たり0.03米ドル
2018年9月	1口当たり0.03米ドル
2018年10月	1口当たり0.03米ドル
2018年11月	1口当たり0.03米ドル
2018年12月	1口当たり0.03米ドル

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・インカム・ストック・ファンド クラスP分配型受益証券:

2018年1月	1口当たり40円
2018年2月	1口当たり40円
2018年3月	1口当たり40円
2018年4月	1口当たり40円
2018年5月	1口当たり40円
2018年6月	1口当たり40円
2018年7月	1口当たり40円
2018年8月	1口当たり40円
2018年9月	1口当たり40円
2018年10月	1口当たり40円
2018年11月	1口当たり40円
2018年12月	1口当たり40円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファンド ク

ラスP分配型受益証券：

2018年1月	1口当たり63円
2018年2月	1口当たり30円
2018年3月	1口当たり30円
2018年4月	1口当たり30円
2018年5月	1口当たり30円
2018年6月	1口当たり30円
2018年7月	1口当たり30円
2018年8月	1口当たり30円
2018年9月	1口当たり30円
2018年10月	1口当たり30円
2018年11月	1口当たり30円
2018年12月	1口当たり30円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド 米ドル建 毎月分

配型 クラスM受益証券：

2018年1月	1口当たり0.30米ドル
2018年2月	1口当たり0.30米ドル
2018年3月	1口当たり0.30米ドル
2018年4月	1口当たり0.30米ドル
2018年5月	1口当たり0.30米ドル
2018年6月	1口当たり0.30米ドル
2018年7月	1口当たり0.15米ドル
2018年8月	1口当たり0.15米ドル
2018年9月	1口当たり0.15米ドル
2018年10月	1口当たり0.15米ドル
2018年11月	1口当たり0.10米ドル
2018年12月	1口当たり0.10米ドル

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド 分配型 クラスP

受益証券：

2018年1月	1口当たり27円
2018年2月	1口当たり27円
2018年3月	1口当たり27円
2018年4月	1口当たり27円
2018年5月	1口当たり27円
2018年6月	1口当たり18円
2018年7月	1口当たり18円
2018年8月	1口当たり18円
2018年9月	1口当たり14円
2018年10月	1口当たり14円
2018年11月	1口当たり14円
2018年12月	1口当たり14円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド 分配型 クラスP

A 受益証券:

2018年1月	1口当たり85円
2018年2月	1口当たり85円
2018年3月	1口当たり85円
2018年4月	1口当たり85円
2018年5月	1口当たり85円
2018年6月	1口当たり85円
2018年7月	1口当たり85円
2018年8月	1口当たり85円
2018年9月	1口当たり85円
2018年10月	1口当たり85円
2018年11月	1口当たり85円
2018年12月	1口当たり85円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド 分配型 クラスS

AM 受益証券:

2018年1月	1口当たり22円
2018年2月	1口当たり22円
2018年3月	1口当たり22円
2018年4月	1口当たり22円
2018年5月	1口当たり22円
2018年6月	1口当たり22円
2018年7月	1口当たり15円
2018年8月	1口当たり15円
2018年9月	1口当たり15円
2018年10月	1口当たり15円
2018年11月	1口当たり10円
2018年12月	1口当たり10円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - リソース・リッチ・カンTRIES・ソブリン・ファンド クラスP 分配型受益証券:

2018年1月	1口当たり32円
2018年2月	1口当たり32円
2018年3月	1口当たり32円
2018年4月	1口当たり32円
2018年5月	1口当たり32円
2018年6月	1口当たり32円
2018年7月	1口当たり32円
2018年8月	1口当たり32円
2018年9月	1口当たり16円
2018年10月	1口当たり16円
2018年11月	1口当たり16円
2018年12月	1口当たり16円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンダー・ヘッジド・ファンド クラス(HP日本円) 日本円建て分配型受益証券:

2018年1月	1口当たり80円
2018年2月	1口当たり80円
2018年3月	1口当たり80円
2018年4月	1口当たり80円
2018年5月	1口当たり40円
2018年6月	1口当たり40円
2018年7月	1口当たり40円
2018年8月	1口当たり40円
2018年9月	1口当たり40円
2018年10月	1口当たり40円
2018年11月	1口当たり40円
2018年12月	1口当たり40円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンダー・ヘッジド・ファンド クラス(HP米ドル) 日本円建て分配型受益証券:

2018年1月	1口当たり100円
2018年2月	1口当たり100円
2018年3月	1口当たり100円
2018年4月	1口当たり100円
2018年5月	1口当たり50円
2018年6月	1口当たり50円
2018年7月	1口当たり50円
2018年8月	1口当たり50円
2018年9月	1口当たり50円
2018年10月	1口当たり50円
2018年11月	1口当たり50円
2018年12月	1口当たり50円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンダー・ヘッジド・ファンド クラス(HP豪ドル) 日本円建て分配型受益証券:

2018年1月	1口当たり60円
2018年2月	1口当たり60円
2018年3月	1口当たり60円
2018年4月	1口当たり60円
2018年5月	1口当たり30円
2018年6月	1口当たり30円
2018年7月	1口当たり30円
2018年8月	1口当たり30円
2018年9月	1口当たり30円
2018年10月	1口当たり30円
2018年11月	1口当たり30円
2018年12月	1口当たり30円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド クラス(HPブラジル・リアル) 日本円建て分配型受益証券:

2018年1月	1口当たり30円
2018年2月	1口当たり30円
2018年3月	1口当たり30円
2018年4月	1口当たり30円
2018年5月	1口当たり15円
2018年6月	1口当たり15円
2018年7月	1口当たり15円
2018年8月	1口当たり15円
2018年9月	1口当たり15円
2018年10月	1口当たり15円
2018年11月	1口当たり10円
2018年12月	1口当たり10円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド クラス(HP南アフリカ・ランド) 日本円建て分配型受益証券:

2018年1月	1口当たり30円
2018年2月	1口当たり30円
2018年3月	1口当たり30円
2018年4月	1口当たり30円
2018年5月	1口当たり20円
2018年6月	1口当たり20円
2018年7月	1口当たり20円
2018年8月	1口当たり20円
2018年9月	1口当たり20円
2018年10月	1口当たり20円
2018年11月	1口当たり20円
2018年12月	1口当たり20円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド クラス(HPメキシコ・ペソ) 日本円建て分配型受益証券:

2018年1月	1口当たり70円
2018年2月	1口当たり70円
2018年3月	1口当たり70円
2018年4月	1口当たり70円
2018年5月	1口当たり60円
2018年6月	1口当たり60円
2018年7月	1口当たり60円
2018年8月	1口当たり60円
2018年9月	1口当たり60円
2018年10月	1口当たり60円
2018年11月	1口当たり60円
2018年12月	1口当たり60円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド クラス(H Pトルコ・リラ) 日本円建て分配型受益証券:

2018年1月	1口当たり70円
2018年2月	1口当たり70円
2018年3月	1口当たり70円
2018年4月	1口当たり70円
2018年5月	1口当たり70円
2018年6月	1口当たり70円
2018年7月	1口当たり70円
2018年8月	1口当たり70円
2018年9月	1口当たり70円
2018年10月	1口当たり70円
2018年11月	1口当たり50円
2018年12月	1口当たり50円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - エマージング・エクイティ・ロウアー・ボラティリティー・ファンド クラスP分配型受益証券:

2018年1月	1口当たり80円
2018年2月	1口当たり80円
2018年3月	1口当たり80円
2018年4月	1口当たり80円
2018年5月	1口当たり80円
2018年6月	1口当たり80円
2018年7月	1口当たり80円
2018年8月	1口当たり80円
2018年9月	1口当たり80円
2018年10月	1口当たり50円
2018年11月	1口当たり50円
2018年12月	1口当たり50円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ディバーシファイド・ボンド・ファンド クラスP分配型受益証券:

2018年1月	1口当たり50円
2018年2月	1口当たり50円
2018年3月	1口当たり50円
2018年4月	1口当たり50円
2018年5月	1口当たり50円
2018年6月	1口当たり50円
2018年7月	1口当たり50円
2018年8月	1口当たり50円
2018年9月	1口当たり50円
2018年10月	1口当たり50円
2018年11月	1口当たり50円
2018年12月	1口当たり50円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ディバーシファイド・ボンド・ファンド ク

ラスPA分配型受益証券:

2018年1月	1口当たり8円
2018年2月	1口当たり8円
2018年3月	1口当たり8円
2018年4月	1口当たり8円
2018年5月	1口当たり8円
2018年6月	1口当たり8円
2018年7月	1口当たり8円
2018年8月	1口当たり8円
2018年9月	1口当たり8円
2018年10月	1口当たり8円
2018年11月	1口当たり8円
2018年12月	1口当たり8円

注15 - 投資対象売却にかかる実現純利益 / (損失) の詳細

2018年12月31日に終了した年度中の投資対象売却にかかる実現純利益 / (損失) の詳細については、以下の通りであった。

		実現利益	実現(損失)	実現純利益 / (損失)
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケット・ファンド	日本円	544,775,312.00	(629,967,568.00)	(85,192,256.00)
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド	日本円	38,320,426,235.00	(31,207,379,091.00)	7,113,047,144.00
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド	米ドル	1,998,848.68	(1,428,681.08)	570,167.60
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・インカム・ストック・ファンド	日本円	412,670,505.00	(287,218,420.00)	125,452,085.00
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファンド	日本円	37,750,877.00	(1,039,848,134.00)	(1,002,097,257.00)
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド	日本円	28,534,436,391.00	(20,481,977,701.00)	8,052,458,690.00
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - リソース・リッチ・カンTRIES・ソブリン・ファンド	日本円	863,485,957.00	(2,502,356,803.00)	(1,638,870,846.00)
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド	米ドル	5,763,141.80	(3,676,736.92)	2,086,404.88
ピクテ・グローバル・セレクション・ファン - ジャパニーズ・エクイティ・オポチュニティーズ	日本円	75,326,771.62	(35,470,085.99)	39,856,685.63
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - エマージング・エクイティ・ロウアー・ボラティリティ・ファンド	日本円	116,250,726.00	(59,794,222.00)	56,456,504.00
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ディバシファイド・ボンド・ファンド	日本円	396,049,514.00	(864,779,367.00)	(468,729,853.00)
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド	日本円	54,811,628.00	(127,990,207.00)	(73,178,579.00)

注16 - 投資対象にかかる未実現純評価利益 / (損失) の変動の詳細

2018年12月31日に終了した年度中の投資対象にかかる未実現純評価利益 / (損失) の変動の詳細については、以下の通りである。

		未実現評価利益の 変動：	未実現評価（損失）の 純変動：	未実現純評価利益 / （損失）の変動：
ビクテ・グローバル・セレクション・ ファンド - 日興ビクテ・グローバル・ グローイング・マーケット・ファンド	日本円	79,767,581.00	(482,990,486.00)	(403,222,905.00)
ビクテ・グローバル・セレクション・ ファンド - グローバル・ユーティリ ティーズ・エクイティ・ファンド	日本円	19,258,049,543.22	(71,413,584,746.22)	(52,155,535,203.00)
ビクテ・グローバル・セレクション・ ファンド - 好配当世界公共株ファンド	米ドル	933,917.73	(2,950,845.11)	(2,016,927.38)
ビクテ・グローバル・セレクション・ ファンド - グローバル・インカム・ス トック・ファンド	日本円	160,173,696.00	(1,387,611,459.00)	(1,227,437,763.00)
ビクテ・グローバル・セレクション・ ファンド - グローバル・エマージン グ・ソブリン・ファンド	日本円	699,729,663.00	(458,666,517.00)	241,063,146.00
ビクテ・グローバル・セレクション・ ファンド - 新興国ハイインカム株式 ファンド	日本円	8,508,778,709.00	(63,410,198,803.00)	(54,901,420,094.00)
ビクテ・グローバル・セレクション・ ファンド - リソース・リッチ・カント リーズ・ソブリン・ファンド	日本円	994,398,137.00	(3,097,731,142.00)	(2,103,333,005.00)
ビクテ・グローバル・セレクション・ ファンド - グローバル・ユーティリ ティーズ・エクイティ・カレン シー・ヘッジド・ファンド	米ドル	2,403,930.41	(4,440,039.67)	(2,036,109.26)
ビクテ・グローバル・セレクション・ ファン - ジャパニーズ・エクイティ・ オポチュニティーズ	日本円	4,710,794.00	(169,708,352.00)	(164,997,558.00)
ビクテ・グローバル・セレクション・ ファンド - エマージング・エクイ ティ・ロウアー・ボラティリティー・ ファンド	日本円	39,812,460.00	(243,590,381.00)	(203,777,921.00)
ビクテ・グローバル・セレクション・ ファンド - グローバル・ディバーシ ファイド・ボンド・ファンド	日本円	63,260,795.00	(652,853,444.00)	(589,592,649.00)
ビクテ・グローバル・セレクション・ ファンド - ダイナミック・アロケー ション・ファンド	日本円	24,789,475.00	(250,935,443.00)	(226,145,968.00)

注17 - 後発事象

年度末以降の事象はなかった。

[次へ](#)

Statement of net assets as at December 31, 2018

	COMBINED	PICTET GLOBAL SELECTION FUND -GLOBAL GROWING MARKET FUND	PICTET GLOBAL SELECTION FUND -GLOBAL UTILITIES EQUITY FUND
	EUR	JPY	JPY
ASSETS			
Investments in securities at acquisition cost (note 2)	6,025,666,062.98	2,459,928,734.00	504,319,664,730.00
Net unrealised gain/(loss) on investments	249,186,515.62	(99,385,461.00)	33,563,105,731.00
Investments in securities at market value (note 2)	6,274,852,578.60	2,360,543,273.00	537,882,770,461.00
Options contracts at market value (notes 2, 11)	210.55	0.00	0.00
Cash at banks (note 2)	48,114,407.62	73,040,102.00	3,861,377,483.00
Bank deposits (note 2)	203,240,841.72	0.00	23,999,000,000.00
Interest receivable, net	2,692,388.84	0.00	(99,996.00)
Net unrealised gain on forward foreign exchange contracts (notes 2, 13)	1,969,548.20	0.00	0.00
Other assets	2,908,183.97	0.00	0.00
	6,533,778,159.50	2,433,583,375.00	565,743,047,948.00
LIABILITIES			
Management and investment advisory fees payable (note 4)	2,111,772.89	1,345,773.00	177,676,647.00
"Taxe d'abonnement" payable (note 3)	170,279.91	250,981.00	14,326,316.00
Net unrealised loss on forward foreign exchange contracts (notes 2, 13)	49,813.66	0.00	0.00
Other fees payable (note 7)	1,678,948.03	4,496,270.00	124,444,920.00
	4,010,814.49	6,093,024.00	316,447,883.00
TOTAL NET ASSETS AS AT DECEMBER 31, 2018	6,529,767,345.01	2,427,490,351.00	565,426,600,065.00
TOTAL NET ASSETS AS AT DECEMBER 31, 2017	7,788,269,856.23	3,052,933,614.00	645,577,509,300.00
TOTAL NET ASSETS AS AT DECEMBER 31, 2016	9,379,482,611.86	2,480,021,876.00	742,005,320,962.00

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Statement of net assets as at December 31, 2018 (continued)

	PICTET GLOBAL SELECTION FUND -GLOBAL HIGH YIELD UTILITIES EQUITY FUND	PICTET GLOBAL SELECTION FUND -GLOBAL INCOME STOCK FUND	PICTET GLOBAL SELECTION FUND -GLOBAL EMERGING SOVEREIGN FUND
	USD	JPY	JPY
ASSETS			
Investments in securities at acquisition cost (note 2)	22,358,936.32	5,008,491,126.00	3,570,711,249.00
Net unrealised gain/(loss) on investments	1,503,367.53	203,829,543.00	(749,035,953.00)
Investments in securities at market value (note 2)	23,862,303.85	5,212,320,669.00	2,821,675,296.00
Options contracts at market value (notes 2, 11)	0.00	0.00	0.00
Cash at banks (note 2)	221,180.46	35,076,777.00	195,584,528.00
Bank deposits (note 2)	220,000.00	121,000,000.00	0.00
Interest receivable, net	0.00	(504.00)	41,423,870.00
Net unrealised gain on forward foreign exchange contracts (notes 2, 13)	0.00	0.00	6,725,717.00
Other assets	0.00	0.00	0.00
	24,303,484.31	5,368,396,942.00	3,065,409,411.00
LIABILITIES			
Management and investment advisory fees payable (note 4)	14,959.50	1,681,598.00	799,998.00
"Taxe d'abonnement" payable (note 3)	3,062.91	135,313.00	77,265.00
Net unrealised loss on forward foreign exchange contracts (notes 2, 13)	0.00	0.00	0.00
Other fees payable (note 7)	50,013.46	1,185,795.00	924,850.00
	68,035.87	3,002,706.00	1,802,113.00
TOTAL NET ASSETS AS AT DECEMBER 31, 2018	24,235,448.44	5,365,394,236.00	3,063,607,298.00
TOTAL NET ASSETS AS AT DECEMBER 31, 2017	30,560,046.22	7,748,010,434.00	4,238,020,873.00
TOTAL NET ASSETS AS AT DECEMBER 31, 2016	33,145,310.52	9,070,599,936.00	4,989,070,558.00

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Statement of net assets as at December 31, 2018 (continued)

	PICTET GLOBAL SELECTION FUND -GLOBAL HIGH YIELD EMERGING EQUITIES FUND	PICTET GLOBAL SELECTION FUND - RESOURCE-RICH COUNTRIES SOVEREIGN FUND	PICTET GLOBAL SELECTION FUND -GLOBAL UTILITIES EQUITY CURRENCY HEDGED FUND
	JPY	JPY	USD
ASSETS			
Investments in securities at acquisition cost (note 2)	190,680,809,946.25	32,319,442,293.00	50,485,176.48
Net unrealised gain/(loss) on investments	2,056,939,865.75	(3,508,674,996.00)	793,650.88
Investments in securities at market value (note 2)	192,737,749,812.00	28,810,767,297.00	51,278,827.36
Options contracts at market value (notes 2, 11)	0.00	0.00	0.00
Cash at banks (note 2)	928,567,488.00	296,560,688.00	2,131,326.47
Bank deposits (note 2)	0.00	0.00	0.00
Interest receivable, net	0.00	258,246,331.00	0.00
Net unrealised gain on forward foreign exchange contracts (notes 2, 13)	0.00	0.00	238,026.60
Other assets	363,246,314.00	0.00	0.00
	194,029,563,614.00	29,365,574,316.00	53,648,180.43
LIABILITIES			
Management and investment advisory fees payable (note 4)	69,314,027.00	7,575,675.00	16,421.93
"Taxe d'abonnement" payable (note 3)	5,067,123.00	740,019.00	1,356.46
Net unrealised loss on forward foreign exchange contracts (notes 2, 13)	0.00	6,232,075.00	0.00
Other fees payable (note 7)	63,986,886.00	7,485,633.00	11,588.51
	138,368,036.00	22,033,402.00	29,366.90
TOTAL NET ASSETS AS AT DECEMBER 31, 2018	193,891,195,578.00	29,343,540,914.00	53,618,813.53
TOTAL NET ASSETS AS AT DECEMBER 31, 2017	318,032,378,370.00	44,479,636,823.00	62,018,875.46
TOTAL NET ASSETS AS AT DECEMBER 31, 2016	315,369,259,036.00	53,470,265,305.00	77,034,186.59

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Statement of operations and changes in net assets for the year/period ended December 31, 2018

	COMBINED	PICTET GLOBAL SELECTION FUND -GLOBAL GROWING MARKET FUND	PICTET GLOBAL SELECTION FUND -GLOBAL UTILITIES EQUITY FUND
	EUR	JPY	JPY
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR/PERIOD	7,788,269,856.23	3,052,933,614.00	645,577,509,300.00
INCOME			
Dividends, net (note 2)	265,725,210.93	89,143,237.00	21,072,239,604.00
Interest on bonds, net (note 2)	18,326,261.35	0.00	5,471,770.00
Bank interest	444,422.43	664,413.00	(38,058.00)
Other income	434,637.15	0.00	46,580,554.00
	284,930,531.86	89,807,650.00	21,124,253,870.00
EXPENSES			
Management and investment advisory fees (note 4)	27,176,737.58	17,800,554.00	2,087,774,750.00
Depository fees, bank charges and interest	14,671,738.10	21,148,635.00	917,324,006.00
Administration, service, audit and other expenses (note 6)	9,396,222.37	33,042,890.00	683,018,574.00
"Taxe d'abonnement" (note 3)	742,682.66	1,101,386.00	58,590,639.00
Transaction fees (note 2)	8,468,526.17	11,359,586.00	602,954,094.00
	60,455,906.88	84,453,051.00	4,349,662,063.00
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	224,474,624.98	5,354,599.00	16,774,591,807.00
Net realised gain/(loss):			
- on sales of investments (notes 2, 15)	98,950,305.93	(85,192,256.00)	7,113,047,144.00
- on foreign exchange (note 2)	(8,913,046.27)	(18,553,702.00)	(647,978,582.00)
- on options contracts	6,555.58	0.00	0.00
- on forward foreign exchange contracts	(1,421,556.33)	10.00	263,179.00
- on forward contracts (note 2)	(2,522,345.33)	0.00	0.00
NET REALISED GAIN/(LOSS)	310,574,538.56	(98,391,349.00)	23,239,923,548.00
Change in net unrealised appreciation/(depreciation):			
- on investments (notes 2, 16)	(894,403,869.74)	(403,222,905.00)	(52,155,535,203.00)
- on options contracts	(54,039.10)	0.00	0.00
- on forward foreign exchange contracts	5,197,388.39	0.00	0.00
DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(578,685,981.89)	(501,614,254.00)	(28,915,611,655.00)
Proceeds from subscriptions of units	809,357,660.29	143,584,801.00	74,111,209,992.00
Cost of units redeemed	(768,268,257.77)	(267,413,810.00)	(4,833,745,620.00)
Dividend distributed (notes 2, 14)	(1,326,895,210.72)	0.00	(120,512,761,952.00)
Revaluation difference*	(2,860,281.32)	0.00	0.00
Revaluation difference on the net assets at the beginning of the year**	608,849,560.19		
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR/PERIOD	6,529,767,345.01	2,427,490,351.00	565,426,600,065.00

* The difference mentioned above is the result of fluctuations in the exchange rates used to convert the different items related to share classes denominated in a currency other than the currency of the sub-funds into the currency of the related sub-funds between December 31, 2017 and December 31, 2018.

** The difference mentioned above results from the conversion of the net assets at the beginning of the year (for the sub-funds denominated in currencies other than Euro) at exchange rates applicable on December 31, 2017 and exchange rates applicable on December 31, 2018.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Statement of operations and changes in net assets for the year/period ended December 31, 2018

(continued)

	PICTET GLOBAL SELECTION FUND -GLOBAL HIGH YIELD UTILITIES EQUITY FUND	PICTET GLOBAL SELECTION FUND -GLOBAL INCOME STOCK FUND	PICTET GLOBAL SELECTION FUND -GLOBAL EMERGING SOVEREIGN FUND
	USD	JPY	JPY
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR/PERIOD	30,560,046.22	7,748,010,434.00	4,238,020,873.00
INCOME			
Dividends, net (note 2)	1,033,112.03	312,318,794.00	0.00
Interest on bonds, net (note 2)	257.57	66,188.00	264,463,438.00
Bank interest	5,033.44	(48.00)	4,076,106.00
Other income	2,206.44	0.00	0.00
	1,040,609.48	312,384,934.00	268,539,544.00
EXPENSES			
Management and investment advisory fees (note 4)	187,289.89	22,849,554.00	10,710,783.00
Depository fees, bank charges and interest	345,066.63	17,966,405.00	9,573,582.00
Administration, service, audit and other expenses (note 6)	298,583.95	8,695,823.00	4,806,970.00
"Taxe d'abonnement" (note 3)	13,080.55	627,052.00	346,920.00
Transaction fees (note 2)	28,794.36	6,128,978.00	0.00
	872,815.38	56,267,812.00	25,438,255.00
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	167,794.10	256,117,122.00	243,101,289.00
Net realised gain/(loss):			
- on sales of investments (notes 2, 15)	570,167.60	125,452,085.00	(1,002,097,257.00)
- on foreign exchange (note 2)	(27,765.10)	(5,042,285.00)	(278,651.00)
- on options contracts	0.00	0.00	0.00
- on forward foreign exchange contracts	0.00	0.00	54,244,186.00
- on forward contracts (note 2)	0.00	0.00	0.00
NET REALISED GAIN/(LOSS)	710,196.60	376,526,922.00	(705,030,433.00)
Change in net unrealised appreciation/ (depreciation):			
- on investments (notes 2, 16)	(2,016,927.38)	(1,227,437,763.00)	241,063,146.00
- on options contracts	0.00	0.00	0.00
- on forward foreign exchange contracts	0.00	0.00	6,725,717.00
DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(1,306,730.78)	(850,910,841.00)	(457,241,570.00)
Proceeds from subscriptions of units	747,938.00	482,510,000.00	466,520,000.00
Cost of units redeemed	(4,198,623.00)	(1,134,030,000.00)	(754,340,000.00)
Dividend distributed (notes 2, 14)	(1,567,182.00)	(880,185,357.00)	(429,352,005.00)
Revaluation difference*	0.00	0.00	0.00
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR/PERIOD	24,235,448.44	5,365,394,236.00	3,063,607,298.00

* The difference mentioned above is the result of fluctuations in the exchange rates used to convert the different items related to share classes denominated in a currency other than the currency of the sub-funds into the currency of the related sub-funds between December 31, 2017 and December 31, 2018.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Statement of operations and changes in net assets for the year/period ended December 31, 2018

(continued)

	PICTET GLOBAL SELECTION FUND -GLOBAL HIGH YIELD EMERGING EQUITIES FUND	PICTET GLOBAL SELECTION FUND - RESOURCE-RICH COUNTRIES SOVEREIGN FUND	PICTET GLOBAL SELECTION FUND -GLOBAL UTILITIES EQUITY CURRENCY HEDGED FUND
	JPY	JPY	USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR/PERIOD	318,032,378,370.00	44,479,636,823.00	62,018,875.46
INCOME			
Dividends, net (note 2)	11,484,687,939.00	0.00	1,866,006.46
Interest on bonds, net (note 2)	0.00	1,742,647,941.00	498.29
Bank interest	24,364,288.00	22,797,256.00	7,837.55
Other income	7,024,297.00	0.00	5,374.80
	11,516,076,524.00	1,765,445,197.00	1,879,717.10
EXPENSES			
Management and investment advisory fees (note 4)	1,063,950,731.00	107,147,595.00	195,174.01
Depository fees, bank charges and interest	690,863,061.00	77,361,139.00	406,919.58
Administration, service, audit and other expenses (note 6)	346,571,943.00	42,184,066.00	73,691.16
"Taxe d'abonnement" (note 3)	25,761,413.00	3,388,691.00	5,541.28
Transaction fees (note 2)	425,287,200.00	143.00	64,951.94
	2,552,434,348.00	230,081,634.00	746,277.97
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	8,963,642,176.00	1,535,363,563.00	1,133,439.13
Net realised gain/(loss):			
- on sales of investments (notes 2, 15)	8,052,458,690.00	(1,638,870,846.00)	2,086,404.88
- on foreign exchange (note 2)	(363,193,502.00)	(84,771,350.00)	249,514.90
- on options contracts	0.00	0.00	0.00
- on forward foreign exchange contracts	(63,974,129.00)	(58,514,501.00)	(2,252,109.62)
- on forward contracts (note 2)	0.00	(4,713.00)	0.00
NET REALISED GAIN/(LOSS)	16,588,933,235.00	(246,797,847.00)	1,217,249.29
Change in net unrealised appreciation/ (depreciation):			
- on investments (notes 2, 16)	(54,901,420,094.00)	(2,103,333,005.00)	(2,036,109.26)
- on options contracts	0.00	0.00	0.00
- on forward foreign exchange contracts	0.00	95,380,017.00	574,057.69
DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(38,312,486,859.00)	(2,254,750,835.00)	(244,802.28)
Proceeds from subscriptions of units	7,275,177,710.00	4,763,676,000.00	18,204,822.16
Cost of units redeemed	(54,207,220,295.00)	(13,435,472,666.00)	(16,881,316.27)
Dividend distributed (notes 2, 14)	(38,896,653,348.00)	(4,209,548,408.00)	(6,209,771.18)
Revaluation difference*	0.00	0.00	(3,268,994.36)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR/PERIOD	193,891,195,578.00	29,343,540,914.00	53,618,813.53

* The difference mentioned above is the result of fluctuations in the exchange rates used to convert the different items related to share classes denominated in a currency other than the currency of the sub-funds into the currency of the related sub-funds between December 31, 2017 and December 31, 2018.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Pictet Global Selection Fund
31.12.2018
Annual report

Number of units outstanding and net asset value per unit

SUB-FUND	CLASS	CURRENCY	NUMBER OF UNITS	NET ASSET VALUE	NET ASSET VALUE	NET ASSET VALUE
			OUTSTANDING	PER UNIT	PER UNIT	PER UNIT
			31.12.2018	31.12.2018	31.12.2017	31.12.2016
Pictet Global Selection Fund - Global Growing Market Fund						
	P	JPY	114,014.00	16,657.00	20,058.00	17,065.00
	PA	JPY	55,194.12	9,573.00	11,381.00	-
Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Fund						
	P (Dist.)	JPY	117,415,398.91	4,680.00	6,029.00	6,675.00
	PY (Dist.)	JPY	595,424.51	17,533.00	18,343.00	16,838.00
	ST (Dist.)	JPY	780,000.00	5,292.00	6,593.00	7,023.00
	SAM (Dist.)	JPY	274,512.00	4,906.00	6,026.00	6,352.00
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund						
	P (Dist.)	USD	4,103,300.00	5.91	6.56	6.27
Pictet Global Selection Fund - Global Income Stock Fund						
	P (Dist.)	JPY	1,687,174.07	3,180.00	4,129.00	4,238.00
Pictet Global Selection Fund - Global Emerging Sovereign Fund						
	P (Dist.)	JPY	1,049,719.09	2,919.00	3,742.00	4,153.00
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund						
	M (Dist.-Month)-USD	USD	1,251,600.00	14.25	19.24	18.40
	P (Dist.)	JPY	134,623,103.50	1,421.00	1,919.00	1,850.00
	PA (Dist.)	JPY	64,340.51	5,409.00	7,406.00	6,921.00
	SAM (Dist.)	JPY	206,219.00	1,144.00	1,569.00	1,518.00
Pictet Global Selection Fund - Resource-Rich Countries Sovereign Fund						
	P (Dist)	JPY	11,374,046.38	2,580.00	3,060.00	3,413.00
Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund						
	(HP JPY)-JPY (Dist.)	JPY	561,932.96	4,924.00	5,700.00	6,244.00
	(HP USD)-JPY (Dist.)	JPY	53,858.28	6,894.00	7,892.00	8,701.00
	(HP AUD)-JPY (Dist.)	JPY	172,134.19	3,680.00	4,704.00	4,791.00
	(HP BRL)-JPY (Dist.)	JPY	875,210.71	1,642.00	2,161.00	2,291.00
	(HP ZAR)-JPY (Dist.)	JPY	33,045.29	2,583.00	3,250.00	2,957.00
	(HP MXN)-JPY (Dist.)	JPY	8,709.63	5,234.00	5,798.00	5,713.00
	(HP TRY)-JPY (Dist.)	JPY	9,120.39	3,094.00	4,831.00	5,311.00
	(HPY JPY)-JPY (Dist.)	JPY	54,673.43	9,722.00	9,954.00	9,324.00
Pictet Global Selection Fund - Japanese Equity Opportunities						
	(HP USD)-JPY	JPY	104.35	15,688.00	19,809.00	16,274.00
	P JPY	JPY	38,019.08	13,926.00	17,525.00	14,021.00

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Pictet Global Selection Fund
31.12.2018
Annual report

Number of units outstanding and net asset value per unit (continued)

SUB-FUND	CLASS	CURRENCY	NUMBER OF UNITS	NET ASSET VALUE	NET ASSET VALUE	NET ASSET VALUE
			OUTSTANDING	PER UNIT	PER UNIT	PER UNIT
			31.12.2018	31.12.2018	31.12.2017	31.12.2016
Pictet Global Selection Fund - Emerging Equity Lower Volatility Fund						
	P (Dist.)	JPY	90,705.92	5,017.00	6,650.00	6,789.00
	PY (Dist.)	JPY	34,798.27	8,178.00	9,310.00	8,229.00
Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund						
	P (Dist.)	JPY	106,494.96	8,438.00	9,271.00	9,749.00
	PA (Dist.)	JPY	45,170.60	9,657.00	9,972.00	-
	PY (Dist.)	JPY	113,142.64	9,783.00	10,004.00	-
Pictet Global Selection Fund - Dynamic Allocation Fund (note 1)						
	P	JPY	787,395.34	9,160.00	-	-

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018

1. General

Pictet Global Selection Fund (the "Fund") is a Luxembourg mutual investment umbrella fund (Fonds Commun de Placement). The Fund is an unincorporated co proprietorship of securities and other assets managed in the interest of the co-owners.

The Fund qualifies as an Undertaking for Collective Investment ("UCI") regulated by the provisions of Part II of the Luxembourg amended law of December 17, 2010 (the "2010 Law") on UCIs. It further qualifies as an Alternative Investment Fund within the meaning of the amended law of July 12, 2013 on Alternative Investment Fund Managers (the "AIFM Act").

In accordance with the Luxembourg law of May 27, 2016, the Fund is registered at the Trade and Companies Register of Luxembourg under the number K961.

The Fund is managed by Pictet Asset Management (Europe) S.A., société anonyme (public limited company) with its registered office at 15, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg. It is a management company within the meaning of Chapter 15 of the 2010 Law.

In the context of the implementation of the AIFM Act requiring the Fund to be managed by an authorised AIFM, Pictet Asset Management (Europe) S.A. was appointed as AIFM with effect as of May 30, 2014.

Pictet Asset Management (Europe) S.A. is registered in the Luxembourg Trade and Companies Register under N° B51329.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

Sub-funds in activity

As at December 31, 2018, Pictet Global Selection Fund includes twelve active sub-funds:

Pictet Global Selection Fund - Global Growing Market Fund	denominated in Japanese Yen (JPY)
Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Fund	denominated in Japanese Yen (JPY)
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund	denominated in U.S. Dollar (USD)
Pictet Global Selection Fund - Global Income Stock Fund	denominated in Japanese Yen (JPY)
Pictet Global Selection Fund - Global Emerging Sovereign Fund	denominated in Japanese Yen (JPY)
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund	denominated in Japanese Yen (JPY)
Pictet Global Selection Fund - Resource-Rich Countries Sovereign Fund	denominated in Japanese Yen (JPY)
Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund	denominated in U.S. Dollar (USD)
Pictet Global Selection Fund - Japanese Equity Opportunities	denominated in Japanese Yen (JPY)
Pictet Global Selection Fund - Emerging Equity Lower Volatility Fund	denominated in Japanese Yen (JPY)
Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund	denominated in Japanese Yen (JPY)
Pictet Global Selection Fund - Dynamic Allocation Fund (launched on April 25, 2018)	denominated in Japanese Yen (JPY)

Significant events

A new prospectus came into force in August 2018.

On August 24, 2018, Pictet Asset Management Limited, Moor House, Level 11, 120 London Wall, UK - London EC2Y 5ET, United Kingdom; and Pictet Asset Management (Hong Kong) Limited, 8-9/F Chater House, 8 Connaught Road Central, Hong Kong and Pictet Asset Management SA, 60 rue des Acacias, CH-1211 Geneva 73, Switzerland, were appointed as Investment Advisors of Pictet Global Selection Fund - Dynamic Allocation Fund.

Pictet Global Selection Fund
31.12.2018
Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

Classes of Units				
SUB-FUND	UNITS CLASS	UNITS MAY BE CONVERTED INTO UNITS OF ANY OTHER CLASS AND VICE VERSA	SUBJECT TO THE REDUCED LUXEMBOURG SUBSCRIPTION TAX AT THE ANNUAL RATE OF 0.01%	DISTRIBUTORS
Pictet Global Selection Fund - Global Growing Market Fund	P	No	No	only available to investors subscribing through SMBC Nikko Securities Inc. (the "Principal Distributor in Japan") or through any other distributor approved by the Management Company
	PA	No	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company
Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Fund	P (Dist.)	No	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company
	PY (Dist.)	No	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company
	ST (Dist.)	No	Yes	only available to funds of funds promoted by Shinko Asset Management Co. Ltd in Japan
	SAM (Dist.)	No	Yes	only available to funds of funds promoted by Sumitomo Mitsui Trust Asset Management Co., Ltd in Japan
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund	P (Dist.)	No	No	only available to investors subscribing through Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd
Pictet Global Selection Fund - Global Income Stock Fund	P (Dist.)	No	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company
Pictet Global Selection Fund - Global Emerging Sovereign Fund	P (Dist.)	No	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund	M (Dist.-Month)-USD	No	No	only available to investors subscribing through Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd
	P (Dist.)	No	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company
	PA (Dist.)	No	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company
	SAM (Dist.)	No	Yes	only available to funds of funds promoted by Sumitomo Mitsui Trust Asset Management Co., Ltd in Japan
Pictet Global Selection Fund - Resource-Rich Countries Sovereign Fund	P (Dist.)	No	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

Classes of Units (continued)

SUB-FUND	UNITS CLASS	UNITS MAY BE CONVERTED INTO UNITS OF ANY OTHER CLASS AND VICE VERSA	SUBJECT TO THE REDUCED LUXEMBOURG SUBSCRIPTION TAX AT THE ANNUAL RATE OF 0.01%	DISTRIBUTORS
Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund	(HP JPY)- JPY (Dist.) (1)	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan and to fund of funds approved by the Management Company
	(HP AUD)- JPY (Dist.) (2)	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan and to fund of funds approved by the Management Company
	(HP BRL)- JPY (Dist.) (2)	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan and to fund of funds approved by the Management Company
	(HP ZAR)- JPY (Dist.) (2)	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan and to fund of funds approved by the Management Company
	(HP MXN)- JPY (Dist.) (2)	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan and to fund of funds approved by the Management Company
	(HP TRY)- JPY (Dist.) (2)	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan and to fund of funds approved by the Management Company
	(HP USD)- JPY (Dist.) (2)	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan and to fund of funds approved by the Management Company
	(HPY JPY)- JPY (Dist.) (1)	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan and to fund of funds approved by the Management Company

(1) The Class's aim is to hedge to a large extent the exchange risk of the currencies of the investments of the sub-fund against the currency of the Class.

(2) The Class's aim is to hedge to a large extent the exchange risk of the currencies of the investments of the sub-fund against the specific currency inserted into the brackets, and are issued in another currency being JPY.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

Classes of Units (continued)				
SUB-FUND	UNITS CLASS	UNITS MAY BE CONVERTED INTO UNITS OF ANY OTHER CLASS AND VICE VERSA	SUBJECT TO THE REDUCED LUXEMBOURG SUBSCRIPTION TAX AT THE ANNUAL RATE OF 0.01%	DISTRIBUTORS
Pictet Global Selection Fund - Japanese Equity Opportunities	(HP USD)- JPY	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company
	P JPY	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company
Pictet Global Selection Fund - Emerging Equity Lower Volatility Fund	P (Dist.)	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan and to fund of funds approved by the Management Company
	PY (Dist.)	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan and to fund of funds approved by the Management Company
Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund	P (Dist.)	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan and to fund of funds approved by the Management Company
	PA (Dist.)	Yes	Yes	only available to a Japanese fund of funds promoted by Pictet Group in Japan
	PY (Dist.)	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company
Pictet Global Selection Fund - Dynamic Allocation Fund	P	Yes	Yes	only available to funds of funds promoted by the Pictet Group in Japan or institutional investors approved by the Management Company

2. Summary of significant accounting principles

General

The financial statements are presented in accordance with the generally accepted accounting principles and legal reporting requirements applicable in Luxembourg relating to UCIs.

As stipulated in the current prospectus of the Fund, the net asset value of units of each Class is determined by the Management Company on each Dealing Day. The Dealing Day for each sub-fund is listed below:

Each day which is a bank business day in Luxembourg, Japan, the United Kingdom and on which the New York Stock Exchange is open, and a business day for financial instruments business operators in Japan for Pictet Global Selection Fund - Global Growing Market Fund.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

Each day which is a bank business day in Luxembourg, Japan and the United Kingdom, and a business day for brokerage houses in Japan for Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund.

Each day which is a bank business day in Luxembourg, the United Kingdom and Japan for the following sub-funds:

- Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Fund
- Pictet Global Selection Fund - Global Income Stock Fund
- Pictet Global Selection Fund - Global Emerging Sovereign Fund
- Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund
- Pictet Global Selection Fund - Resource-Rich Countries Sovereign Fund
- Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund
- Pictet Global Selection Fund - Japanese Equity Opportunities
- Pictet Global Selection Fund - Emerging Equity Lower Volatility Fund

Each day which is a bank business day in Japan, Luxembourg, United Kingdom and United States of America for the following sub-funds:

- Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund
- Pictet Global Selection Fund - Dynamic Allocation Fund

Formation expenses

Formation expenses have been amortised over a maximum period of five years.

Conversion of foreign currencies for each sub-fund

Cash at banks, other net assets and the market value of the investment portfolio expressed in currencies other than the base currency of the sub-fund are converted into the currency of the sub-fund at the exchange rate prevailing at the closing date.

Income and expenses expressed in currencies other than the base currency of the sub-fund are converted into the currency of the sub-fund at the exchange rate applicable on the transaction date.

Resulting foreign exchange gains and losses are recorded in the statement of operations and changes in net assets.

Pictet Global Selection Fund
31.12.2018
Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

Combined financial statements of the Fund

The combined financial statements of the Fund are expressed in Euro and correspond to the sum of items in the financial statements of each sub-fund, converted into Euro at the exchange rate prevailing at the closing date.

Valuation of assets of each sub-fund

1. Securities listed on a Stock Exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available price on such Exchange or market. If a security is listed on several Stock Exchanges or markets, the last available price at the Stock Exchange or market which constitutes the main market for such securities, is determining.
2. Securities not listed on any Stock Exchange or traded on any regulated market are valued at their last available transaction price.
3. Securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in (1) and/or (2) is not representative of the fair market value, are valued prudently, and in good faith on the basis of their reasonable foreseeable sales prices as determined by the Board of Directors of the Management Company.
4. Short term liquid assets are valued at their amortised cost.
5. Units/Shares of open-ended UCIs are valued on the basis of the last net asset value available; if the price determined is not representative of the fair value of these assets, the price is determined by the Board of Directors of the Management Company according to equitable and prudent criteria.
6. Money market instruments not listed or traded on a regulated market, a stock exchange in a country which is not part of the EU or any other regulated market and whose residual maturity does not exceed twelve months shall be valued at their nominal value, plus any accrued interest, the total value being amortised according to a linear method.
7. The Credit-Linked Notes ("CLN") are valued based on the price evolution of the underlying bond (valued on dirty price) between the date of issue of the CLN and December 31, 2018, taking into account the evolution of the exchange rate (between the currency of the underlying bond and the currency of the CLN) between the date of issue of the CLN and December 31, 2018.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

8. The value of cash in hand or at bank, notes and bills payable at sight and accounts receivable, prepaid expenses, dividends and interest declared or due but not yet received, consists of the nominal value of these assets, unless it appears unlikely that this value will not be received; in the latter case, the value is determined by deducting an amount the Board of Directors of the Management Company deems appropriate to reflect the real value of those assets.

Valuation of futures contracts

The valuation of futures contracts is based on the latest price available.

Valuation of contracts for difference ("CFD")

CFD are valued on the basis of the difference between the price of their underlying on the valuation date and on the acquisition date.

Recognition of futures contracts and CFD

At the time of each NAV calculation, the margin call on futures contracts and CFD is recorded directly in the net realised gain/(loss) account relating to forward contracts by the bank account counterparty.

Accounting of futures contracts and CFD

Unrealised appreciations and depreciations on futures contracts and CFD are settled daily through the reception/payment of a cash amount corresponding to the daily increase/decrease of the market value of each opened futures contracts or CFD. Such cash amount is recorded under the caption "Cash at banks" in the statement of net assets and the corresponding amount is recorded under the caption "net realised gain and loss on forward contracts" in the statement of operations and changes in net assets.

Accounting of forward foreign exchange contracts

The net unrealised gain/(loss) resulting from outstanding forward foreign exchange contracts are determined on the valuation day on the basis of the forward exchange prices applicable on this date and are recorded in the statement of net assets.

Net realised gain/(loss) on sales of investments

The net realised gain/(loss) on sales of investments is calculated on the basis of the average cost of the weighted investments sold.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

Acquisition cost of investment securities

Cost of investment securities denominated in currencies other than the base currency of the sub-fund is converted into the currency of the sub-fund at the exchange rate applicable on the acquisition date.

Income

Dividends are recorded net of withholding tax at the ex-dividend date. Interest is recorded net on an accrual basis.

Dividend distribution

The Management Company may declare dividends, out of all current income and net realised capital gains for a sub-fund or class and, if it considers necessary in order to maintain a reasonable level of dividend distributions, may also declare distributions out of the unrealised capital gains or capital of the relevant sub-fund or class. The distribution policy applicable to each sub-fund or class is described in the relevant Appendix of the current Prospectus.

The level of distribution may exceed the expected net investment income. Therefore, investors should note that distributions to investors may include a certain element of capital which, to the extent that this element is higher than the capital appreciation of the relevant sub-fund, will reduce the net asset value of the relevant sub-fund.

No distribution may be made as a result of which the net assets of the Fund would become less than the minimum as prescribed by Luxembourg law.

Distributions not collected within five years from their due date will lapse and will revert to the relevant sub-fund or class.

Transaction fees

Transaction fees represent the costs incurred by each sub-fund in relation to the purchases and sales of investments. They include brokerage fees, bank charges, taxes, deposit fees and other transaction costs and are included in the statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2018.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

3. "Taxe d'abonnement"

Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is not subject to any income tax. The Fund is subject to a "taxe d'abonnement" on its net assets (0.05% per annum), payable quarterly and calculated on the basis of net assets at the end of each quarter. Such tax rate is reduced to a rate of 0.01% in respect of the net assets attributable to such classes of units the unitholders of which are exclusively institutional investors. The value of net assets invested in Units/Shares of other Luxembourg UCIs is exempt from the "taxe d'abonnement", provided such Units/Shares have already been subject to this tax.

4. Management and investment advisory fee

The Management Company is entitled to a fee out of the assets of each sub-fund, calculated on the basis of the average net assets attributable to each sub-fund/class at the following prorata rates:

SUB-FUND	CLASS	RATE
Pictet Global Selection Fund - Global Growing Market Fund	P	0.75% p.a.
	PA	0.25% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Fund	P (Dist.)	0.35% p.a.
	PY (Dist.)	0.35% p.a.
	ST (Dist.)	0.70% p.a.
	SAM (Dist.)	0.70% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund	P (Dist.)	0.70% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Global Income Stock Fund	P (Dist.)	0.35% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Global Emerging Sovereign Fund	P (Dist.)	0.30% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund	M (Dist-Month)-USD	0.75% p.a.
	P (Dist.)	0.40% p.a.
	PA (Dist.)	0.25% p.a.
	SAM (Dist.)	0.85% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Resource-Rich Countries Sovereign Fund	P (Dist)	0.30% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund	(HP JPY)-JPY (Dist.)	0.35% p.a.
	(HP USD)-JPY (Dist.)	0.35% p.a.
	(HP AUD)-JPY (Dist.)	0.35% p.a.
	(HP BRL)-JPY (Dist.)	0.35% p.a.
	(HP ZAR)-JPY (Dist.)	0.35% p.a.
	(HP MXN)-JPY (Dist.)	0.35% p.a.
	(HP TRY)-JPY (Dist.)	0.35% p.a.
	(HPY JPY)-JPY (Dist.)	0.35% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Japanese Equity Opportunities	(HP USD)-JPY	0.40% p.a.
	P JPY	0.40% p.a.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

SUB-FUND	CLASS	RATE
Pictet Global Selection Fund - Emerging Equity Lower Volatility Fund	P (Dist.)	0.25% p.a.
	PY (Dist.)	0.25% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund	P (Dist.)	0.50% p.a.
	PA (Dist.)	0.10% p.a.
	PY (Dist.)	0.10% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Dynamic Allocation Fund	P	0.35% p.a.

The remuneration of the investment advisors is borne by the Management Company.

5. Distribution fees

The principal distributor in Japan is entitled to fees payable quarterly, out of the respective assets of the sub-funds mentioned below, calculated on the basis of the average net assets attributable to the sub-funds/classes during the relevant quarter at the following prorata rates:

SUB-FUND	CLASS	RATE
Pictet Global Selection Fund - Global Growing Market Fund	P	0.65% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund	P (Dist.)	0.50% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund	M (Dist-Month)-USD	0.70% p.a.

6. Agent member fee

The agent members of the Management Company are entitled to a quarterly fee out of the respective assets of class "P" Units and class "M (Dist.-Month)-USD" Units, calculated on the basis of the total average net assets attributable to such class at the following prorata rates:

SUB-FUND	CLASS	RATE
Pictet Global Selection Fund - Global Growing Market Fund	P	0.10% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund	P (Dist.)	0.20% p.a.
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund	M (Dist-Month)-USD	0.10% p.a.

They are included in the statement of operations and changes in net assets in the caption "Administration, service, audit and other expenses".

7. Other fees payable

As at December 31, 2018, other fees payable mainly include depositary, administration, distribution and agent member fees.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

8. Subscription and redemption fee

A sales charge over subscription fees in favour of the distributors of up to 3% (plus tax, if any) of the net asset value per Unit can also be charged.

No sales charge can be charged for:

- Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Fund sub-fund Class P (Dist.) Units, Class PY (Dist.) Units, Class ST (Dist.) Units and Class SAM (Dist.) Units;
- Pictet Global Selection Fund - Global Income Stock Fund sub-fund Class P (Dist.) Units;
- Pictet Global Selection Fund - Global Emerging Sovereign Fund sub-fund Class P (Dist.) Units;
- Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund sub-fund Class P (Dist.) Units, Class PA (Dist.) Units and Class SAM (Dist.) Units;
- Pictet Global Selection Fund - Resource-Rich Countries Sovereign Fund sub-fund Class P (Dist.) Units.
- Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund sub-fund for all classes
- Pictet Global Selection Fund - Japanese Equity Opportunities sub-fund for all classes
- Pictet Global Selection Fund - Emerging Equity Lower Volatility Fund sub-fund Class P (Dist.) Units, and Class PY (Dist.) Units.
- Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund sub-fund Class P (Dist.) Units, Class PA (Dist.) Units and Class PY (Dist.) Units.
- Pictet Global Selection Fund - Dynamic Allocation Fund sub-fund Class P Units.

The Units of the different sub-funds are redeemed at their net asset value per Unit. No repurchase fee above redemption is charged.

Under certain circumstances, the Management Company is authorised to charge a "Dilution Levy" as defined in the current prospectus of the Fund.

In any case, the dilution levy shall not exceed 2% of the net asset value per Unit.

9. Exchange rates as at December 31, 2018

The following exchange rates were used for the conversion of the net assets of the sub-funds into EUR in the combined statement of net assets as at December 31, 2018:

Pictet Global Selection Fund
31.12.2018
Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

1 EUR =	125.420641	JPY
1 EUR =	1.143150	USD

The following exchange rates were used to convert the different items related to unit classes denominated in a currency other than the USD:

1 USD =	1.417435	AUD
1 USD =	3.875750	BRL
1 USD =	110.034960	JPY
1 USD =	19.647499	MXN
1 USD =	5.292963	TRY
1 USD =	14.380000	ZAR

10. Forward contracts

Futures contracts

The Fund had the following futures contracts outstanding as at December 31, 2018:

Pictet Global Selection Fund - Dynamic Allocation Fund

	MATURITY DATE	CURRENCY	COMMITMENT IN JPY
Purchase of 92.00 DJ Euro Stoxx 50 DVP	21/12/2020	EUR	144,949,207.27
Purchase of 13.00 DJ Industrial Average Index	15/03/2019	USD	165,525,763.52
Purchase of 79.00 MSCI Emerging Markets Index	15/03/2019	USD	418,495,211.88
Purchase of 10.00 TOPIX Index	08/03/2019	JPY	149,409,000.00
Sale of 76.00 Euro Stoxx 50 ESTX 50 EUR	18/03/2019	EUR	-286,094,555.15

Contracts for difference ("CFD")

The Fund had the following CFD outstanding as at December 31, 2018:

Pictet Global Selection Fund - Japanese Equity Opportunities

DESCRIPTION	QUANTITY	CURRENCY	COMMITMENT IN JPY
Cyberagent	-700	JPY	-2,971,500.00
Mitsubishi UFJ Financial Group	33,300	JPY	17,912,070.00
Odakyu Electric Railway	-1,500	JPY	-3,625,500.00
Osaka Gas	-2,100	JPY	-4,218,900.00
Toho Gas	-900	JPY	-4,171,500.00

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

11. Options contracts

The Fund had the following options contracts outstanding as at December 31, 2018:

Pictet Global Selection Fund - Dynamic Allocation Fund

NAME	QUANTITY	STRIKE	MATURITY DATE	CURRENCY	COMMITMENT IN JPY	MARKET VALUE IN JPY
CALL S&P 500	96	3100	31/12/2018	USD	686,497.46	26,408.00

The market value on this contract as at December 31, 2018 was JPY 26,408.00 and is included in the assets part of the statement of net assets.

12. Warrants

The Fund had the following warrants outstanding as at December 31, 2018:

Pictet Global Selection Fund - Emerging Equity Lower Volatility Fund

NAME	QUANTITY	MATURITY DATE	CURRENCY	COMMITMENT IN JPY
BTS Group Holdings	19,300.00	29/11/2019	THB	621,072.49

13. Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts on identical currency pairs listed below are aggregated. Only the longest maturity date is shown.

The Fund had the following forward foreign exchange contracts outstanding as at December 31, 2018:

Pictet Global Selection Fund - Global Emerging Sovereign Fund

CURRENCY	PURCHASE	CURRENCY	SALE	MATURITY DATE
TRY	9,100,000.00	USD	1,661,107.13	18/01/2019
ARS	59,670,000.00	USD	1,430,951.66	08/04/2019

The net unrealised gain on these contracts as at December 31, 2018 was JPY 6,725,717.00 and is included in the statement of net assets.

Pictet Global Selection Fund
31.12.2018
Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

Pictet Global Selection Fund - Resource-Rich Countries Sovereign Fund

CURRENCY	PURCHASE	CURRENCY	SALE	MATURITY DATE
BRL	42,385,215.00	USD	10,863,708.96	04/02/2019
CLP	962,000,001.00	USD	1,409,631.34	14/03/2019
IDR	124,183,383,793.00	USD	8,479,284.08	23/01/2019
JPY	129,850,000.00	USD	1,174,884.02	08/01/2019
MXN	37,006,102.00	USD	1,820,129.12	19/03/2019
RUB	101,991,220.00	USD	1,519,436.33	14/01/2019
USD	491,103.32	BRL	1,920,000.00	04/02/2019
USD	287,169.37	CLP	197,000,000.00	24/01/2019
USD	4,125,772.14	MXN	83,900,000.00	22/01/2019
USD	1,442,789.88	MYR	6,040,000.00	25/02/2019
USD	16,167,910.17	THB	527,279,802.00	05/04/2019

The net unrealised loss on these contracts as at December 31, 2018 was JPY 6,232,075.00 and is included in the statement of net assets.

Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund

CURRENCY	PURCHASE	CURRENCY	SALE	MATURITY DATE
AUD	8,425,625.05	USD	5,944,278.47	31/01/2019
BRL	54,662,024.19	USD	13,999,453.25	25/01/2019
JPY	1,333,334.00	AUD	17,112.14	08/01/2019
JPY	3,472,834,459.00	USD	31,442,028.02	31/01/2019
JPY	1,333,332.00	ZAR	174,830.17	08/01/2019
MXN	8,335,250.66	USD	417,848.94	31/01/2019
TRY	1,408,909.48	USD	262,171.47	31/01/2019
USD	265,012.95	AUD	368,000.00	25/01/2019
USD	2,155,738.56	BRL	8,407,914.65	25/01/2019
USD	3,356,226.38	CAD	4,495,000.00	25/01/2019
USD	352,827.58	CLP	243,059,000.00	25/01/2019
USD	11,594,800.12	EUR	10,153,000.00	25/01/2019
USD	2,924,279.23	GBP	2,309,000.00	25/01/2019
USD	1,895,662.74	HKD	14,829,000.00	25/01/2019
USD	568,144.96	IDR	8,274,784,000.00	25/01/2019
USD	526,364.91	ILS	1,974,000.00	28/01/2019
USD	1,537,397.46	JPY	169,958,000.00	31/01/2019
USD	600,221.50	MYR	2,499,000.00	25/01/2019
USD	243,282.12	TRY	1,327,000.00	25/01/2019
ZAR	11,688,340.39	USD	803,626.14	31/01/2019

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

The net unrealised gain on these contracts as at December 31, 2018 was USD 238,026.60 and is included in the statement of net assets.

Pictet Global Selection Fund - Japanese Equity Opportunities

CURRENCY	PURCHASE	CURRENCY	SALE	MATURITY DATE
JPY	1,270,001.00	USD	11,519.59	09/01/2019
USD	26,374.36	JPY	2,914,233.00	31/01/2019

The net unrealised loss on these contracts as at December 31, 2018 was JPY 15,718.49 and is included in the statement of net assets.

Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund

CURRENCY	PURCHASE	CURRENCY	SALE	MATURITY DATE
EUR	156,284.94	JPY	20,000,000.00	07/01/2019
JPY	1,235,000,000.00	EUR	9,581,937.88	07/01/2019
JPY	1,235,000,000.00	USD	10,947,207.72	07/01/2019

The net unrealised gain on these contracts as at December 31, 2018 was JPY 58,803,596.00 and is included in the statement of net assets.

Pictet Global Selection Fund - Dynamic Allocation Fund

CURRENCY	PURCHASE	CURRENCY	SALE	MATURITY DATE
JPY	1,532,071,816.00	AUD	18,700,000.00	25/01/2019
JPY	71,759,017.00	CNY	4,420,000.00	18/01/2019
JPY	347,205,096.00	EUR	2,700,000.00	18/01/2019
JPY	209,411,175.00	GBP	1,450,000.00	18/01/2019
JPY	2,462,053,433.00	USD	21,885,000.00	18/01/2019
USD	580,000.00	CAD	777,427.36	18/01/2019

The net unrealised gain on these contracts as at December 31, 2018 was JPY 155,382,294.00 and is included in the statement of net assets.

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

14. Payments of dividends

The following dividends were paid during the year ended December 31, 2018:

Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Fund Class P (Dist.) Units:

January 2018	JPY	100	per Unit
February 2018	JPY	90	per Unit
March 2018	JPY	90	per Unit
April 2018	JPY	90	per Unit
May 2018	JPY	90	per Unit
June 2018	JPY	90	per Unit
July 2018	JPY	90	per Unit
August 2018	JPY	90	per Unit
September 2018	JPY	90	per Unit
October 2018	JPY	90	per Unit
November 2018	JPY	90	per Unit
December 2018	JPY	90	per Unit

Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Fund Class ST (Dist.) Units:

January 2018	JPY	83	per Unit
February 2018	JPY	83	per Unit
March 2018	JPY	83	per Unit
April 2018	JPY	83	per Unit
May 2018	JPY	83	per Unit
June 2018	JPY	83	per Unit
July 2018	JPY	83	per Unit
August 2018	JPY	83	per Unit
September 2018	JPY	83	per Unit
October 2018	JPY	83	per Unit
November 2018	JPY	83	per Unit
December 2018	JPY	83	per Unit

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Fund Class SAM (Dist.) Units:

January 2018	JPY	70	per Unit
February 2018	JPY	70	per Unit
March 2018	JPY	70	per Unit
April 2018	JPY	70	per Unit
May 2018	JPY	70	per Unit
June 2018	JPY	70	per Unit
July 2018	JPY	70	per Unit
August 2018	JPY	70	per Unit
September 2018	JPY	70	per Unit
October 2018	JPY	70	per Unit
November 2018	JPY	70	per Unit
December 2018	JPY	70	per Unit

Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund Class P
(Dist.) Units:

January 2018	USD	0.03	per Unit
February 2018	USD	0.03	per Unit
March 2018	USD	0.03	per Unit
April 2018	USD	0.03	per Unit
May 2018	USD	0.03	per Unit
June 2018	USD	0.03	per Unit
July 2018	USD	0.03	per Unit
August 2018	USD	0.03	per Unit
September 2018	USD	0.03	per Unit
October 2018	USD	0.03	per Unit
November 2018	USD	0.03	per Unit
December 2018	USD	0.03	per Unit

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

Pictet Global Selection Fund - Global Income Stock Fund Class P (Dist.) Units:

January 2018	JPY	40	per Unit
February 2018	JPY	40	per Unit
March 2018	JPY	40	per Unit
April 2018	JPY	40	per Unit
May 2018	JPY	40	per Unit
June 2018	JPY	40	per Unit
July 2018	JPY	40	per Unit
August 2018	JPY	40	per Unit
September 2018	JPY	40	per Unit
October 2018	JPY	40	per Unit
November 2018	JPY	40	per Unit
December 2018	JPY	40	per Unit

Pictet Global Selection Fund - Global Emerging Sovereign Fund Class P (Dist.) Units:

January 2018	JPY	63	per Unit
February 2018	JPY	30	per Unit
March 2018	JPY	30	per Unit
April 2018	JPY	30	per Unit
May 2018	JPY	30	per Unit
June 2018	JPY	30	per Unit
July 2018	JPY	30	per Unit
August 2018	JPY	30	per Unit
September 2018	JPY	30	per Unit
October 2018	JPY	30	per Unit
November 2018	JPY	30	per Unit
December 2018	JPY	30	per Unit

Pictet Global Selection Fund
31.12.2018
Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund Class M
(Dist.-Month)-USD Units:

January 2018	USD	0.30	per Unit
February 2018	USD	0.30	per Unit
March 2018	USD	0.30	per Unit
April 2018	USD	0.30	per Unit
May 2018	USD	0.30	per Unit
June 2018	USD	0.30	per Unit
July 2018	USD	0.15	per Unit
August 2018	USD	0.15	per Unit
September 2018	USD	0.15	per Unit
October 2018	USD	0.15	per Unit
November 2018	USD	0.10	per Unit
December 2018	USD	0.10	per Unit

Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund Class P
(Dist.) Units:

January 2018	JPY	27	per Unit
February 2018	JPY	27	per Unit
March 2018	JPY	27	per Unit
April 2018	JPY	27	per Unit
May 2018	JPY	27	per Unit
June 2018	JPY	18	per Unit
July 2018	JPY	18	per Unit
August 2018	JPY	18	per Unit
September 2018	JPY	14	per Unit
October 2018	JPY	14	per Unit
November 2018	JPY	14	per Unit
December 2018	JPY	14	per Unit

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund Class PA
(Dist.) Units:

January 2018	JPY	85	per Unit
February 2018	JPY	85	per Unit
March 2018	JPY	85	per Unit
April 2018	JPY	85	per Unit
May 2018	JPY	85	per Unit
June 2018	JPY	85	per Unit
July 2018	JPY	85	per Unit
August 2018	JPY	85	per Unit
September 2018	JPY	85	per Unit
October 2018	JPY	85	per Unit
November 2018	JPY	85	per Unit
December 2018	JPY	85	per Unit

Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund Class SAM
(Dist.) Units:

January 2018	JPY	22	per Unit
February 2018	JPY	22	per Unit
March 2018	JPY	22	per Unit
April 2018	JPY	22	per Unit
May 2018	JPY	22	per Unit
June 2018	JPY	22	per Unit
July 2018	JPY	15	per Unit
August 2018	JPY	15	per Unit
September 2018	JPY	15	per Unit
October 2018	JPY	15	per Unit
November 2018	JPY	10	per Unit
December 2018	JPY	10	per Unit

Pictet Global Selection Fund
31.12.2018
Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

Pictet Global Selection Fund - Resource-Rich Countries Sovereign Fund Class P
(Dist.) Units:

January 2018	JPY	32	per Unit
February 2018	JPY	32	per Unit
March 2018	JPY	32	per Unit
April 2018	JPY	32	per Unit
May 2018	JPY	32	per Unit
June 2018	JPY	32	per Unit
July 2018	JPY	32	per Unit
August 2018	JPY	32	per Unit
September 2018	JPY	16	per Unit
October 2018	JPY	16	per Unit
November 2018	JPY	16	per Unit
December 2018	JPY	16	per Unit

Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund Class
(HP JPY)-JPY (Dist.) Units:

January 2018	JPY	80	per Unit
February 2018	JPY	80	per Unit
March 2018	JPY	80	per Unit
April 2018	JPY	80	per Unit
May 2018	JPY	40	per Unit
June 2018	JPY	40	per Unit
July 2018	JPY	40	per Unit
August 2018	JPY	40	per Unit
September 2018	JPY	40	per Unit
October 2018	JPY	40	per Unit
November 2018	JPY	40	per Unit
December 2018	JPY	40	per Unit

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund Class
(HP USD)-JPY (Dist.) Units:

January 2018	JPY	100	per Unit
February 2018	JPY	100	per Unit
March 2018	JPY	100	per Unit
April 2018	JPY	100	per Unit
May 2018	JPY	50	per Unit
June 2018	JPY	50	per Unit
July 2018	JPY	50	per Unit
August 2018	JPY	50	per Unit
September 2018	JPY	50	per Unit
October 2018	JPY	50	per Unit
November 2018	JPY	50	per Unit
December 2018	JPY	50	per Unit

Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund Class
(HP AUD)-JPY (Dist.) Units:

January 2018	JPY	60	per Unit
February 2018	JPY	60	per Unit
March 2018	JPY	60	per Unit
April 2018	JPY	60	per Unit
May 2018	JPY	30	per Unit
June 2018	JPY	30	per Unit
July 2018	JPY	30	per Unit
August 2018	JPY	30	per Unit
September 2018	JPY	30	per Unit
October 2018	JPY	30	per Unit
November 2018	JPY	30	per Unit
December 2018	JPY	30	per Unit

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund Class
(HP BRL)-JPY (Dist.) Units:

January 2018	JPY	30	per Unit
February 2018	JPY	30	per Unit
March 2018	JPY	30	per Unit
April 2018	JPY	30	per Unit
May 2018	JPY	15	per Unit
June 2018	JPY	15	per Unit
July 2018	JPY	15	per Unit
August 2018	JPY	15	per Unit
September 2018	JPY	15	per Unit
October 2018	JPY	15	per Unit
November 2018	JPY	10	per Unit
December 2018	JPY	10	per Unit

Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund Class
(HP ZAR)-JPY (Dist.) Units:

January 2018	JPY	30	per Unit
February 2018	JPY	30	per Unit
March 2018	JPY	30	per Unit
April 2018	JPY	30	per Unit
May 2018	JPY	20	per Unit
June 2018	JPY	20	per Unit
July 2018	JPY	20	per Unit
August 2018	JPY	20	per Unit
September 2018	JPY	20	per Unit
October 2018	JPY	20	per Unit
November 2018	JPY	20	per Unit
December 2018	JPY	20	per Unit

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund Class
(HP MXN)-JPY (Dist.) Units:

January 2018	JPY	70	per Unit
February 2018	JPY	70	per Unit
March 2018	JPY	70	per Unit
April 2018	JPY	70	per Unit
May 2018	JPY	60	per Unit
June 2018	JPY	60	per Unit
July 2018	JPY	60	per Unit
August 2018	JPY	60	per Unit
September 2018	JPY	60	per Unit
October 2018	JPY	60	per Unit
November 2018	JPY	60	per Unit
December 2018	JPY	60	per Unit

Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund Class
(HP TRY)-JPY (Dist.) Units:

January 2018	JPY	70	per Unit
February 2018	JPY	70	per Unit
March 2018	JPY	70	per Unit
April 2018	JPY	70	per Unit
May 2018	JPY	70	per Unit
June 2018	JPY	70	per Unit
July 2018	JPY	70	per Unit
August 2018	JPY	70	per Unit
September 2018	JPY	70	per Unit
October 2018	JPY	70	per Unit
November 2018	JPY	50	per Unit
December 2018	JPY	50	per Unit

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

Pictet Global Selection Fund - Emerging Equity Lower Volatility Fund Class P (Dist.)

Units:

January 2018	JPY	80	per Unit
February 2018	JPY	80	per Unit
March 2018	JPY	80	per Unit
April 2018	JPY	80	per Unit
May 2018	JPY	80	per Unit
June 2018	JPY	80	per Unit
July 2018	JPY	80	per Unit
August 2018	JPY	80	per Unit
September 2018	JPY	80	per Unit
October 2018	JPY	50	per Unit
November 2018	JPY	50	per Unit
December 2018	JPY	50	per Unit

Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund Class P (Dist.) Units:

January 2018	JPY	50	per Unit
February 2018	JPY	50	per Unit
March 2018	JPY	50	per Unit
April 2018	JPY	50	per Unit
May 2018	JPY	50	per Unit
June 2018	JPY	50	per Unit
July 2018	JPY	50	per Unit
August 2018	JPY	50	per Unit
September 2018	JPY	50	per Unit
October 2018	JPY	50	per Unit
November 2018	JPY	50	per Unit
December 2018	JPY	50	per Unit

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund Class PA (Dist.) Units:

January 2018	JPY	8	per Unit
February 2018	JPY	8	per Unit
March 2018	JPY	8	per Unit
April 2018	JPY	8	per Unit
May 2018	JPY	8	per Unit
June 2018	JPY	8	per Unit
July 2018	JPY	8	per Unit
August 2018	JPY	8	per Unit
September 2018	JPY	8	per Unit
October 2018	JPY	8	per Unit
November 2018	JPY	8	per Unit
December 2018	JPY	8	per Unit

15. Details of net realised gain/(loss) on sales of investments

The details of net realised gain/(loss) on sales of investments during the year ended December 31, 2018 were the following:

		REALISED GAIN	REALISED (LOSS)	NET REALISED GAIN/ (LOSS)
Pictet Global Selection Fund - Global Growing Market Fund	JPY	544,775,312.00	(629,967,568.00)	(85,192,256.00)
Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Fund	JPY	38,320,426,235.00	(31,207,379,091.00)	7,113,047,144.00
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund	USD	1,998,848.68	(1,428,681.08)	570,167.60
Pictet Global Selection Fund - Global Income Stock Fund	JPY	412,670,505.00	(287,218,420.00)	125,452,085.00
Pictet Global Selection Fund - Global Emerging Sovereign Fund	JPY	37,750,877.00	(1,039,848,134.00)	(1,002,097,257.00)
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund	JPY	28,534,436,391.00	(20,481,977,701.00)	8,052,458,690.00
Pictet Global Selection Fund - Resource-Rich Countries Sovereign Fund	JPY	863,485,957.00	(2,502,356,803.00)	(1,638,870,846.00)
Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund	USD	5,763,141.80	(3,676,736.92)	2,086,404.88
Pictet Global Selection Fund - Japanese Equity Opportunities	JPY	75,326,771.62	(35,470,085.99)	39,856,685.63
Pictet Global Selection Fund - Emerging Equity Lower Volatility Fund	JPY	116,250,726.00	(59,794,222.00)	56,456,504.00
Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund	JPY	396,049,514.00	(864,779,367.00)	(468,729,853.00)
Pictet Global Selection Fund - Dynamic Allocation Fund	JPY	54,811,628.00	(127,990,207.00)	(73,178,579.00)

Pictet Global Selection Fund

31.12.2018

Annual report

Notes to the financial statements as at December 31, 2018 (continued)

16. Details of change in net unrealised appreciation/(depreciation) on investments

Details of change in the net unrealised appreciation/(depreciation) on investments during the year ended December 31, 2018 are as follows:

		CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION	CHANGE IN UNREALISED (DEPRECIATION)	CHANGE IN NET UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION)
Pictet Global Selection Fund - Global Growing Market Fund	JPY	79,767,581.00	(482,990,486.00)	(403,222,905.00)
Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Fund	JPY	19,258,049,543.22	(71,413,584,746.22)	(52,155,535,203.00)
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund	USD	933,917.73	(2,950,845.11)	(2,016,927.38)
Pictet Global Selection Fund - Global Income Stock Fund	JPY	160,173,696.00	(1,387,611,459.00)	(1,227,437,763.00)
Pictet Global Selection Fund - Global Emerging Sovereign Fund	JPY	699,729,663.00	(458,666,517.00)	241,063,146.00
Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund	JPY	8,508,778,709.00	(63,410,198,803.00)	(54,901,420,094.00)
Pictet Global Selection Fund - Resource-Rich Countries Sovereign Fund	JPY	994,398,137.00	(3,097,731,142.00)	(2,103,333,005.00)
Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund	USD	2,403,930.41	(4,440,039.67)	(2,036,109.26)
Pictet Global Selection Fund - Japanese Equity Opportunities	JPY	4,710,794.00	(169,708,352.00)	(164,997,558.00)
Pictet Global Selection Fund - Emerging Equity Lower Volatility Fund	JPY	39,812,460.00	(243,590,381.00)	(203,777,921.00)
Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund	JPY	63,260,795.00	(652,853,444.00)	(589,592,649.00)
Pictet Global Selection Fund - Dynamic Allocation Fund	JPY	24,789,475.00	(250,935,443.00)	(226,145,968.00)

17. Subsequent events

No events after the year-end.

Pictet Global Selection Fund
31.12.2018
Annual report

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2020年3月末日現在)

		米ドル (を除く)	千円 (および を除く)
.	資産総額	23,380,536.46	2,544,504
.	負債総額	71,084.91	7,736
.	純資産総額 (-)	23,309,451.55	2,536,768
.	発行済口数	3,985,100口	
.	1口当たり純資産価格 (/)	5.85	637円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ファンドパートナー・ソリューションズ（ヨーロッパ）エス・エイ

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ、L - 1855 ジェイ・エフ・ケネディ通り15番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

（ロ）受益者集会

受益者集会は開催されない。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は米国人をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

資本金の額

2020年3月末現在の管理会社の払込資本は11,332,000スイス・フラン（約12億8,290万円）である。
最近5年間における資本の額の増減は以下のとおりである。

2015年3月末日現在	8,750,000スイス・フラン
2019年1月1日現在	11,332,000スイス・フラン

会社の機構

管理会社は、定款に基づき、3名以上の構成員（管理会社の株主であることを要しない。）から成る取締役会により運営される。

取締役は年次株主総会において管理会社の株主によって選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までとし、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるものとする。ただし、管理会社の株主が採択した決議により、理由の有無を問わずいつでも取締役を解任し、および/または交替させることができる。

取締役会は、互選により、議長を選出するものとし、互選により一または複数の副議長を選出することができる。取締役会は、随時、役員（ジェネラル・マネジャー1名、マネージング・ディレクター1名、秘書役、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐1名または複数名および管理会社の円滑な運営および管理に必要とみなされるその他の役員を含む。）を任命することができる。

取締役は、書面、ケーブル、電報、ファックスまたはテレックスにより、他の取締役を代理人に指名することにより代理人を任命することができる。取締役会は、取締役の少なくとも過半数が自ら出席または代理人を通じて出席している場合に限り、審議を行いまたは有効に行為することができる。取締役会の決定は、自ら出席または代理人を通じて出席している取締役の過半数の議決により行われるものとする。

取締役会は、管理会社の基本方針のほか、管理会社の管理および運営の計画および実行を決定する権利を有するものとする。

役員及び従業員の状況

(2020年3月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式 (株)
セドリック・バーメッセ (Cédric Vermesse)	会長	チーフ・フィナンシャル・オフィサー、ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ、ジュネーブ	0
ロルフ・バンズ (Rolf Banz)	取締役	社外取締役	0
ルカ・ディ・パトリツイ (Luca Di Patrizi)	取締役	ヘッド・オブ・インターメディアリーズ、ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ、ジュネーブ	0
ニコラ・チョップ (Nicolas Tschopp)	取締役	ジェネラル・カウンセラー、ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ、ジュネーブ	0
ブノワ・ベスバルド (Benoît Beisbardt)	コンダク ティン グ・オ フィサー	ヘッド・オブ・マンコー・オーバーサイト・アンド・サービシズ、ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ、ルクセンブルグ	0
ローラン・マウサー (Laurent Mouser)	コンダク ティン グ・オ フィサー	コンダクティンク・オフィサー・コンプライアンス & MLRO、ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ、ルクセンブルグ	0
エマニュエル・ギュトン (Emmanuel Gutton)	コンダク ティン グ・オ フィサー	ヘッド・オブ・リーガル、ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ、ルクセンブルグ	0
リアド・コドリ (Riadh Khodri)	コンダク ティン グ・オ フィサー	ヘッド・オブ・リスク・マネジメント、ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ、ルクセンブルグ	0
スザンヌ・バーグ (Suzanne Berg)	コンダク ティン グ・オ フィサー	ヘッド・オブ・マンコー・オーバーサイト、ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ、ルクセンブルグ	0

(注) 2020年3月末日現在、管理会社の従業員数は24名である。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の目的は、

- () ルクセンブルグ投信法第101条(2)および付属書 に従い、EC指令に基づき権限を付与されているルクセンブルグ国内外のUCITSおよびルクセンブルグ国内外のUCIを管理し、
- () AIFM法第5条(2)および付属書 に従い、AIFMDの意味におけるルクセンブルグ国内外のAIFに関して、管理、運営および取引ならびにAIFの資産に関するその他の活動を遂行し、
- () ルクセンブルグ国内で設立され、AIFMDに定義されたAIFの基準を満たすミューチュアル・ファンド、オープン・エンド型投資会社および固定資本型投資会社に関して、ルクセンブルグ投信法第89条(2)の意味における管理会社の職務を遂行し、
- () ルクセンブルグ投信法第101条(3)および/またはAIFM法第5条(4)に特定されるとおり、(a)一任ベースまたは個別ベースでの投資ポートフォリオの管理サービス、(b)投資アドバイスおよび(c)金融商品に関する注文の受領および送信に関するサービスを遂行することである。

管理会社は、居住地サービスおよび管理事務支援を含むサービスの提供先であるUCITS、UCIおよびAIFの子会社に対して、上記の管理、運営および取引サービスも提供する。

管理会社は、申込みおよび買戻しの活動の枠組みの中で、回収金口座の保持、繰延申込費用の融資または同様の活動の遂行を含むサービスの提供先のUCITS、UCIおよびAIFに対して融資または一時的な保証を提供することができる。

管理会社は、サービスの提供および/または支店の設置によりルクセンブルグ国外で承認された活動を運営することができる。管理会社は、通常、ルクセンブルグ投信法、AIFM法およびその他の適用ある法律または規則が認める最大限の範囲で、上記サービスに関連する活動を運営することができる。

管理会社は、目的の実現に直接的または間接的に関連するか、有用と認められるか、または必要な活動を運営することができる。ただし、当該活動は、ルクセンブルグ投信法およびAIFM法が定める制限内とし、これらが認める最大限の範囲とする。

管理会社の業務

管理会社は、以下を行う義務を負う。

- a) ファンドに関する投資運用機能(ポートフォリオ運用およびリスク管理を含む。)
- b) 以下を含む、ファンドの一般管理事務
 - () 法務業務およびファンド運用会計業務、() 顧客照会への対応、() ファンドの資産の評価および価格設定(納税申告を含む。)、() 規制コンプライアンスの監視、() 受益者名簿の維持、() 収益の分配、() ファンド証券の発行および償還、() 契約の決済(証明書の発送を含む。)、および() 記録保持
- c) 市場機能

委託

管理会社または管理会社が任命した投資顧問会社は、管理会社、投資顧問会社に、トラストに関する投資機会について助言を行うため、各ファンドにつき一または複数のその他の投資顧問またはコンサルタントを任命する可能性がある。かかるサービスは、AIFMD第20条の意味における機能、業務または義務の委託を構成しないこと、かつ、管理会社および/または投資顧問会社は、かかる外部の顧問またはコンサルタントから得た助言に拘束されないことが確認されている。

管理会社はさらに、トラストの管理事務業務をファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイに委託している。

管理会社は、自らが機能を委託した第三者の活動を、継続して監視するものとする。

専門責任リスク

管理会社は、AIFM法の意味の範囲内における適切な追加の「自己資金」を保有することによって、専門責任から生じる潜在的責任リスクをカバーする。

2020年3月末日現在、管理会社が管理する契約型投資信託の純資産総額は、99,705,302,963.53スイス・フランである。

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定を適用して管理会社によって作成された財務書類の原文を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。
- b．管理会社の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類はスイス・フランで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、株式会社三菱UFJ銀行の2020年3月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値(1スイス・フラン=113.21円)で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【貸借対照表】

ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ

貸借対照表

2019年12月31日現在

(単位:スイス・フラン)

	注記	2019年		2018年	
		(スイス・フラン)	(千円)	(スイス・フラン)	(千円)
資産					
A. 未払込資本金					
・発行済未請求資本金		0.00	0	0.00	0
・請求済未払込資本金		0.00	0	0.00	0
B. 創業費					
		0.00	0	0.00	0
C. 固定資産					
・無形資産					
1 開発費		0.00	0	0.00	0
2 認許権、パテント、ライセンス、商標権ならびに類似の権利および資産、以下に該当する場合： 有価約因として取得し、かつ、C.1.3により表示が不要な場合		0.00	0	0.00	0
企業自体により組成される場合		0.00	0	0.00	0
3 有価約因として取得された範囲ののれん		0.00	0	0.00	0
4 分割払いで取得した資産および無形資産仮勘定		0.00	0	0.00	0
・有形資産	3.2.1,4				
1 土地および建物		0.00	0	0.00	0
2 プラントおよび機械		0.00	0	0.00	0
3 その他付属品、ツールおよび機器		343,414.20	38,878	0.00	0
4 分割払いで取得した資産および有形資産仮勘定		0.00	0	0.00	0
・金融資産					
1 関係会社持分		0.00	0	0.00	0
2 関係会社に対する債権		0.00	0	0.00	0
3 参加持分		0.00	0	0.00	0
4 参加持分に連動する企業に対する債権		0.00	0	0.00	0
5 固定資産として保有する投資有価証券		0.00	0	0.00	0
6 その他の債権		280,356.10	31,739	0.00	0
		<u>623,770.30</u>	<u>70,617</u>	<u>0.00</u>	<u>0</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

注記	2019年		2018年	
	(スイス・フラン)	(千円)	(スイス・フラン)	(千円)
D. 流動資産				
・ 棚卸資産				
1 原材料および消耗品	0.00	0	0.00	0
2 仕掛品	0.00	0	0.00	0
3 完成品および販売用商品	0.00	0	0.00	0
4 分割払いで取得した資産	0.00	0	0.00	0
・ 債権	3.2.4,5			
1 売掛金:				
1年以内期限到来	102,689,038.07	11,625,426	91,080,769.45	10,311,254
1年を超えて期限到来	0.00	0	0.00	0
2 関係会社への債権:				
1年以内期限到来	129,941,420.12	14,710,668	6,884,096.89	779,349
1年を超えて期限到来	0.00	0	0.00	0
3 参加持分に連動する関係会社に対する債権:				
1年以内期限到来	0.00	0	0.00	0
1年を超えて期限到来	0.00	0	0.00	0
4 その他の債権:				
1年以内期限到来	3,342,506.55	378,405	324,282.49	36,712
1年を超えて期限到来	0.00	0	0.00	0
・ 投資有価証券				
1 関係会社持分	0.00	0	0.00	0
2 自己株式	0.00	0	0.00	0
3 その他の投資有価証券	0.00	0	0.00	0
・ 現金預金および手元現金	298,664,289.93	33,811,784	233,435,776.76	26,427,264
	<u>534,637,254.67</u>	<u>60,526,284</u>	<u>331,724,925.59</u>	<u>37,554,579</u>
E. 前払金	725,562.80	82,141	0.00	0
資産合計	<u>535,986,587.77</u>	<u>60,679,042</u>	<u>331,724,925.59</u>	<u>37,554,579</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

	注記	2019年		2018年	
		(スイス・フラン)	(千円)	(スイス・フラン)	(千円)
負債					
A. 資本金および準備金					
・ 払込資本金	7,11	11,332,000.00	1,282,896	8,750,000.00	990,588
・ 資本剰余金	8,11	30,119,868.00	3,409,870	0.00	0
・ 再評価積立金		0.00	0	0.00	0
・ 準備金					
1 法定準備金	9,11	875,000.00	99,059	875,000.00	99,059
2 自己株式に対する準備金		0.00	0	0.00	0
3 定款に規定された準備金		0.00	0	0.00	0
4 その他の準備金	10,11				
a) その他の利用可能な準備金		0.00	0	0.00	0
b) その他の利用不可能な準備金		29,232,700.00	3,309,434	22,729,800.00	2,573,241
・ 繰越損益	11	3,328,440.00	376,813	112,149.63	12,696
・ 当期損益	11	95,859,950.95	10,852,305	82,125,890.21	9,297,472
・ 中間配当金		0.00	0	0.00	0
・ 資本投資補助金		0.00	0	0.00	0
		<u>170,747,958.95</u>	<u>19,330,376</u>	<u>114,592,839.84</u>	<u>12,973,055</u>
B. 引当金					
	3.2.5				
1 年金および類似の債務に対する引当金		0.00	0	0.00	0
2 納税引当金		55,503,297.89	6,283,528	45,512,417.52	5,152,461
3 その他の引当金	12	31,952,095.39	3,617,297	972,309.18	110,075
		<u>87,455,393.28</u>	<u>9,900,825</u>	<u>46,484,726.70</u>	<u>5,262,536</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

	注記	2019年		2018年	
		(スイス・フラン)	(千円)	(スイス・フラン)	(千円)
C. 債務	3.2.6				
1 社債					
a) 転換社債:					
1年以内期限到来		0.00	0	0.00	0
1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
b) 非転換社債:					
1年以内期限到来		0.00	0	0.00	0
1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
2 金融機関に対する債務:					
1年以内期限到来		0.00	0	0.00	0
1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
3 棚卸資産から個別に控除されない範囲における注文前受金:					
1年以内期限到来		0.00	0	0.00	0
1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
4 買掛金:					
1年以内期限到来	13	86,402,374.25	9,781,613	10,441,684.62	1,182,103
1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
5 未払為替手形:					
1年以内期限到来		0.00	0	0.00	0
1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
6 関係会社に対する債務:					
1年以内期限到来	13	189,028,099.57	21,399,871	159,853,317.67	18,096,994
1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
7 参加持分に連動する関係会社に対する債務:					
1年以内期限到来		0.00	0	0.00	0
1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
8 その他の債務:					
a) 税務当局		1,591,047.43	180,122	100,086.09	11,331
b) 社会保障当局		761,714.29	86,234	252,270.67	28,560
c) その他の債務					
1年以内期限到来		0.00	0	0.00	0
1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
		<u>277,783,235.54</u>	<u>31,447,840</u>	<u>170,647,359.05</u>	<u>19,318,988</u>
D. 繰延収益		0.00	0	0.00	0
負債合計		<u>535,986,587.77</u>	<u>60,679,042</u>	<u>331,724,925.59</u>	<u>37,554,579</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

(2)【損益計算書】

ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ

損益計算書

2019年12月31日終了年度

(単位:スイス・フラン)

	注記	2019年		2018年		
		(スイス・フラン)	(千円)	(スイス・フラン)	(千円)	
1	純売上	3.2.7,14	1,501,417,215.81	169,975,443	1,129,719,753.23	127,895,573
2	棚卸資産(完成品および仕掛品)の評価額		0.00	0	0.00	0
3	自らのために関連会社によって実施され資本計上された業務		0.00	0	0.00	0
4	その他の営業利益		0.00	0	0.00	0
5	原材料および消耗品ならびにその他の外部費用					
a)	原材料および消耗品		0.00	0	0.00	0
b)	その他の外部費用	15,16	(1,327,271,400.31)	(150,260,395)	(1,020,878,359.18)	(115,573,639)
6	人件費	17				
a)	給料および賃金		(24,515,353.57)	(2,775,383)	(3,688,680.36)	(417,596)
b)	社会保障費					
	年金にかかる社会保障費		(1,682,206.72)	(190,443)	(149,855.67)	(16,965)
	その他の社会保障費		(4,527,211.10)	(512,526)	(334,269.05)	(37,843)
c)	その他の人件費		0.00	0	0.00	0
			(30,724,771.39)	(3,478,351)	(4,172,805.08)	(472,403)
7	評価調整					
	創業費ならびに有形および無形資産にかかる評価調整		(170,348.80)	(19,285)	0.00	0
	流動資産にかかる評価調整		0.00	0	0.00	0
8	その他の営業費用		(11,943,690.00)	(1,352,145)	0.00	0
9	参加持分からの利益					
a)	関係会社に起因する利益		0.00	0	0.00	0
b)	参加持分からのその他の利益		0.00	0	0.00	0

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

注記	2019年		2018年	
	(スイス・フラン)	(千円)	(スイス・フラン)	(千円)
10 固定資産の一部を形成するその他の投資有価証券および債権からの利益				
a) 関係会社に起因する利益	0.00	0	0.00	0
b) 上記a)に含まれないその他の利益	0.00	0	0.00	0
11 その他の受取利息および類似収益				
a) 関係会社に起因する利益	0.00	0	0.00	0
b) その他の利息および類似収益	1,555.90	176	0.00	0
	<u>1,555.90</u>	<u>176</u>	<u>0.00</u>	<u>0</u>
12 持分法により計上された関係会社の損益割当額	0.00	0	0.00	0
13 流動資産として保有する金融資産および投資有価証券に関する評価調整	0.00	0	0.00	0
14 支払利息および類似費用				
関係会社に関する費用	(1,380.78)	(156)	(20,260.22)	(2,294)
その他の利息および類似費用	(4,652,476.50)	(526,707)	(1,921,258.88)	(217,506)
	<u>(4,653,857.28)</u>	<u>(526,863)</u>	<u>(1,941,519.10)</u>	<u>(219,799)</u>
15 損益に対する課税	18 (30,794,752.98)	(3,486,274)	(20,601,179.66)	(2,332,260)
16 税引後損益	95,859,950.95	10,852,305	82,125,890.21	9,297,472
17 1 - 16の項目で表示されないその他の税金	0.00	0	0.00	0
18 当期損益	95,859,950.95	10,852,305	82,125,890.21	9,297,472

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

[次へ](#)

ピクテ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2019年12月31日

注1 - 一般情報

ピクテ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ（以下「当社」という。）は、ピクテ・パランスド・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの名称で1995年6月14日に設立され、無期限の存続期間を持つルクセンブルグ法により規制される株式会社として、ルクセンブルグ法に基づき組織されている。

2005年12月8日に開催された臨時株主総会において、当社の名称がピクテ・ファンズ（ヨーロッパ）エス・エイに変更され、かつ、当社の目的が2002年12月20日の法律（修正済）に準拠するよう修正されたため、定款が修正された。

2011年12月28日に開催された臨時株主総会において、当社の目的が2010年12月17日の法律の第15章（修正済）に準拠するよう修正されたため、定款が修正された。

2015年5月29日に開催された臨時株主総会において、当社の名称がピクテ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイに変更されたため、定款が修正された。

当社の登録事務所はルクセンブルグに設立されている。

当社の会計年度は、各年、1月1日に始まり12月31日に終了する。

当社の目的は、（投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（改訂済）の第101(2)条の意義の範囲内において）09/65/CEの通達に基づき一または複数の投資信託の運用を行うこと、ならびに、場合によっては、09/65/CEの通達の対象でない一または複数の投資信託の運用を行うことである。そのような運用活動には、投資ファンドの運用、管理事務およびマーケティングが含まれる。2018年以降、当社は、以下のサービスに対する管理会社のライセンスを拡大する目的で、CS SFの承認を得た。（投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（改訂済）の第101(3)条の意義の範囲内における）一任のポートフォリオ運用、投資顧問業務ならびに注文の受理および伝達。当社は、2010年12月17日の法律の第15章の制限の範囲内ではあるが、その目的を遂行するために有益であると思われるいかなる活動も実施することができる。当社はまた、2013年7月12日付の法律の第2章第5条の意義の範囲内におけるオルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」という。）として承認されている。

当社は、当社を間接子会社としてその一部を形成する、かつて最大であった最小の組織であるピクテ・アンド・シー・グループ・エスシーエーの連結財務書類に含まれている。当該組織は、Route des Acacias 60, 1211 Genève 73, Switzerlandに登記上の事務所を有する。

2019年1月1日、当社は、現物出資を通じて、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッドのヨーロッパ支店の事業を買収した。これらの事業の目的は、ヨーロッパの異なる市場において当社が運用する投資信託を販売することである。かかる業務の一環として、当社は、買収した事業を行い維持するために、2018年に6社の支店を設立した。これらの支店は、オランダ、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリアおよびスペインに所在する。

注2 - 比較財務データの表示

2018年12月31日に終了した年度の純売上に関する数値は、2019年12月31日に終了した年度の数値との比較可能性を確保するために分割され、一部はその他の外部費用に再分類されている。

さらに、収益が発生した地域を特定するために、地域別市場毎の分割が見直されている。

注3 - 重要な会計方針の概要

3.1 作成の基礎

本年次財務書類は、ルクセンブルグにおける法律および規制の要件に従い、取得原価ベースで作成されている。

会計方針および評価規則は、2002年12月19日付の法律により規定される他、取締役会により決定され適用される。

本年次財務書類の作成には、特定の重要な会計上の見積りの使用が要求される。また、会計方針を適用する過程において、取締役会が判断を行使することも要求される。仮定の変更は、当該仮定が変更された期間の本年次財務書類に重大な影響を及ぼす可能性がある。取締役会は、基礎を成す仮定が適切であり、かつ、本年次財務書類が財政状態および経営成績を公正に表示しているものと確信する。

当社は、次会計年度の資産および負債において報告される金額に影響を与える見積りおよび仮定を実施する。見積りおよび判断は、常に評価され、かつ、状況に応じて合理的と思われる将来の事象に関する予測を含む過去の経験およびその他の要因に基づく。

3.2 重要な会計方針

当社により適用される主な評価規則は、以下の通りである。

3.2.1 有形資産

有形資産は、それに付随する費用を含む購入価格または生産原価で評価される。有形固定資産は、経済的耐用年数にわたって減価償却される。

適用される減価償却率および減価償却法は、以下のとおりである。

	減価償却率	減価償却法
その他付属品、ツールおよび機器	33.33%	リニア法

有形資産の評価額が恒久的に下落していると当社が判断した場合には、当該損失を反映させるために追加的な評価減が計上される。評価調整を適用する理由がなくなった場合には、当該評価調整は継続されない。

3.2.2 外貨換算

ルクセンブルグの本店は、勘定記録をスイス・フランで維持しており、本年次財務書類は同通貨で表示されている。

スイス・フラン以外の通貨建てで表示される取引は、取引時点の実効為替レートでスイス・フランに換算される。

すべての支店は、勘定記録をユーロで維持しており、ユーロ以外の通貨建てで表示される取引は、取引時点の実効為替レートでユーロに換算される。年次会計の設定については、支店のすべての貸借対照表項目は年度末時点の実効為替レートでスイス・フランに換算され、すべての損益項目は当期の平均レートでスイス・フランに換算される。

現金預金は、貸借対照表日現在の実効為替レートで換算される。為替差損益は、当年度の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算される評価額または貸借対照表日現在の実効為替レートに基づき決定される評価額の低い額か高い額でそれぞれ個別に評価される。未実現為替差損は、損益計算書に計上される。為替差益は、実現時に損益計算書に計上される。

3.2.3 デリバティブ金融商品

当社は、為替先渡契約等のデリバティブ金融商品契約を締結することができる。当社は、当初、デリバティブ金融商品を取得原価で計上する。

各貸借対照表日において、未実現損失は損益計算書で認識される一方で、利益は実現時にのみ計上される。

公正価値で計上されない資産または負債のヘッジのケースにおいて、未実現損益は、ヘッジ対象にかかる実現損益が認識されるまで繰延べられる。

3.2.4 債権

債権は、額面価格で評価される。その回復額が悪化した場合には評価額調整の対象となる。評価額調整を適用する理由がなくなった場合、これらの計上は継続されない。

3.2.5 引当金

引当金は、その性質が明確に定義され、かつ、貸借対照表日現在において発生する可能性がある、または発生することが確実に見込まれるがその額もしくは発生日については不確実な場合において、損失または債務を補填するものである。

また、引当金は、その性質が明確に定義され、かつ、貸借対照表日現在において発生する可能性がある、または発生することが確実に見込まれるがその額もしくは発生日については不確実な場合において、当会計年度または前会計年度において発生した費用を補填するために設定されることもある。

当会計年度において当社が見積もった税金負債に相当する納税引当金は、「引当金」の項目で計上される。前払金は、「1年以内期限到来の売掛金」の項目で貸借対照表の資産に計上される。

3.2.6 債務

債務は、返済額で計上される。

3.2.7 純売上

純売上は、当社の通常の活動の範囲内に収まるサービスに対する引当金により生じた金額により構成される。

注4 - 有形固定資産

当期の変動は以下のとおりである。

	その他付属品、 ツールおよび機器 スイス・フラン
簿価総額 - 期初	0.00
現物出資	2,730,439.96
当期追加	108,260.67
当期処分	(50,596.29)
当期譲渡	0.00
外国為替差異	(96,781.48)
簿価総額 - 期末	2,691,322.86
累計評価額調整 - 期初	0.00
現物出資	(2,314,056.87)
当期割当	(170,348.80)
当期戻入れ	50,596.29
当期譲渡	0.00
外国為替差異	85,900.72
累計評価額調整 - 期末	(2,347,908.66)
簿価純額 - 期末	343,414.20

注5 - 債権

関係会社への1年以内支払期限到来債権は主に、販売報酬により構成される。

1年以内期限到来の未収金は主に、運用報酬および当社の運用に基づくファンドからの中央管理事務報酬を含むサービス報酬により構成される。

注6 - デリバティブ金融商品

2019年12月31日付で、当社は以下に詳述される為替先渡契約を締結した。

通貨	購入額	通貨	売却額	満期日	公正価値 スイス・フラン	公正価値評価 スイス・フラン
スイス・フラン	870,000	日本円	95,379,049	2020/01/15	849,740	20,260
スイス・フラン	8,170,000	米ドル	8,206,313	2020/01/15	7,942,181	227,819
ユーロ	40,293,074	スイス・フラン	43,720,000	2020/01/15	43,805,509	85,509
英ポンド	5,583,525	スイス・フラン	7,120,000	2020/01/15	7,161,196	41,196
香港ドル	7,823,843	スイス・フラン	970,000	2020/01/15	971,633	1,633
スイス・フラン	4,420,000	日本円	496,855,311	2020/01/15	4,426,528	(6,528)
スイス・フラン	34,520,000	米ドル	35,773,133	2020/01/15	34,621,767	(101,767)
スイス・フラン	760,000	日本円	85,475,372	2020/02/14	761,151	(1,151)
スイス・フラン	9,210,000	米ドル	9,564,707	2020/02/14	9,237,520	(27,520)
合計					109,777,225	239,451

注7 - 払込資本金

2018年12月28日、当社の臨時株主総会において、各1,000.00スイス・フランの新株を2,582株発行することが決議された。当該新株発行は、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッドによる事業および資産の出資から成る当社への現物出資の形で支払われ、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッドのドイツ、フランス、オランダ、イタリア、ベルギーおよびスペインの6社の欧州支店の債務を承継するものである。

前述の臨時株主総会で決定された当社の株式増資以降の発行済および授権済株式資本は、11,332,000.00スイス・フランであり、一株当たり額面1,000.00スイス・フランの全額払込済株式11,332株により表章される。

注8 - 資本剰余金

2018年12月28日、当社の臨時株主総会において、30,119,868.00スイス・フランの株式プレミアムを発行することが決議された。当該株式プレミアムは、注7に記載される当社への現物出資の形で支払われた。

注9 - 法定準備金

当社は、年次純利益の5%を最低額とする法定準備金を、当該準備金が発行済株式資本金の10%相当に達するまで積み立てなければならない。当該準備金は分配されない。

注10 - その他の準備金

2019年12月31日現在、当社は、ルクセンブルグの純資産税法の第8a項に準拠して、純資産税債務を控除した。当社は、純資産税控除額の5倍に相当する金額を、配当不能準備金に割当てた。

かかる準備金は、純資産税が控除された年に続く5年間は配当に利用することはできない。

注11 - 準備金および損益項目の当期変動

当期の変動は、以下の通りである。

	株式資本金	資本剰余金	法定準備金	その他の準備金	繰越利益	当期利益
	スイス・フラン	スイス・フラン	スイス・フラン	スイス・フラン	スイス・フラン	スイス・フラン
2018年12月31日残高	8,750,000.00	0.00	875,000.00	22,729,800.00	112,149.63	82,125,890.21
当期変動：						
前期利益の割当	0.00	0.00	0.00	6,790,300.00	75,335,590.21	(82,125,890.21)
配当金	0.00	0.00	0.00	0.00	(75,731,756.00)	0.00
当期利益	0.00	0.00	0.00			95,859,950.95
準備金の取崩し	0.00	0.00	0.00	(287,400.00)	287,400.00	
支店の取得	2,582,000.00	30,119,868.00	0.00	0.00	4,166,891.51	0.00
為替差異	0.00	0.00	0.00	0.00	(841,835.35)	0.00
2019年12月31日残高	11,332,000.00	30,119,868.00	875,000.00	29,232,700.00	3,328,440.00	95,859,950.95

注12 - 引当金

その他の引当金は主に、賞与引当金およびビジネス・リスクに対する引当金により構成される。

注13 - 債務

関係会社への債務額は主に、販売支援報酬、中央管理事務報酬ならびに投資運用報酬および投資顧問報酬を含む。

買掛金は主に、運用報酬および販売支援報酬により構成される。

注14 - 純売上

純売上は、以下の通り、通常の活動のカテゴリおよび地域別市場に分類される。

	2019年	2018年
	スイス・フラン	スイス・フラン
業務別分類		
投資運用報酬	939,409,231.94	941,221,340.86
サービスおよび中央管理事務報酬	180,583,096.83	188,315,690.37
内部サービス報酬	455,298.00	182,722.00
マーケティングおよび販売報酬	380,969,589.04	0.00
合計	<u>1,501,417,215.81</u>	<u>1,129,719,753.23</u>
地域別市場		
ルクセンブルグ	1,116,871,485.20	1,129,719,753.23
イタリア	263,336,120.54	0.00
フランス	29,595,524.23	0.00
ドイツ	44,472,129.88	0.00
スペイン	39,409,208.62	0.00
ベルギー	6,552,709.60	0.00
オランダ	1,180,037.74	0.00
合計	<u>1,501,417,215.81</u>	<u>1,129,719,753.23</u>

当社は、サブ・ファンドの毎月または四半期の平均純資産額に基づき、毎月または四半期毎に支払われる運用報酬をファンドから受領する。

当社は、登録・名義書換事務代行会社および所在地事務代行会社ならびに当社により提供されたまたは委託された管理事務サービスに対して報酬を支払う目的で、サブ・ファンドの毎月または四半期の平均純資産額に基づく中央管理事務報酬を含むサービス報酬をファンドから受領する。

また、当社は、様々な欧州市場において当社が運用する投資信託の販売報酬を受領する。

注15 - その他の外部費用

その他の外部費用は、以下の通り、通常の活動のカテゴリに分類される。

	2019年	2018年
	スイス・フラン	スイス・フラン
業務別分類		
販売支援報酬	838,781,296.79	550,102,673.07
一般管理費用および監査費用	23,210,988.65	3,051,991.97
保管報酬	3,273,984.92	3,097,570.72
中央管理事務報酬	109,246,074.00	109,438,304.00
投資運用報酬および投資顧問報酬	352,759,055.95	355,187,819.42
合計	<u>1,327,271,400.31</u>	<u>1,020,878,359.18</u>

注16 - 監査費用

「一般管理費用および監査費用」には、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブが提供したサービスに関連する費用が含まれる。

当社により発生し、監査法人に支払われた費用合計は、以下に表示される。

	2019年	2018年
	スイス・フラン	スイス・フラン
監査費用	166,162.96	123,282.69
その他の報酬	132,810.79	96,797.30
合計	298,973.75	220,079.99

注17 - 従業員

当会計年度中、当社は、前年度の20名と比較して、平均88名の正規職員を雇用していたが、その内訳は以下のとおりである。

シニア・マネージャー：11名

その他の従業員：77名

注18 - 税金

法人所得税、市の事業所税および富裕税に関して、ルクセンブルグの本店はルクセンブルグにおいて完全に課税対象である。各支店は、各国において完全に課税対象である。

注19 - 経営陣および監督機関のメンバーに対する報酬ならびに当該機関の元メンバーに対する退職年金に関するコミットメント

当該機関の特定のメンバーの地位を特定することが可能となることを踏まえ、当該情報を省略する。

注20 - 経営陣および監督機関のメンバーに対する貸付金

2019年に終了した会計年度中、当該機関のメンバーに付与された貸付金はなかった。

注21 - 後発事象

本年次財務書類において調整または開示を要する後発事象はない。

[次へ](#)

Pictet Asset Management (Europe) S.A.
BALANCE SHEET
as at December 31, 2019
(expressed in Swiss francs)

ASSETS	Note(s)	2019 (CHF)	2018 (CHF)
A. SUBSCRIBED CAPITAL UNPAID			
I. Subscribed capital not called		0,00	0,00
II. Subscribed capital called but unpaid		0,00	0,00
B. FORMATION EXPENSES			
		0,00	0,00
C. FIXED ASSETS			
I. Intangible assets			
1. Costs of development		0,00	0,00
2. Concessions, patents, licences, trademarks and similar rights and assets, if they were:			
- acquired for valuable consideration and need not to be shown under C.I.3		0,00	0,00
- created by the undertaking itself		0,00	0,00
3. Goodwill to the extent that it was acquired for valuable consideration		0,00	0,00
4. Payments on account and intangible fixed assets under development		0,00	0,00
II. Tangible assets			
	3.2.1, 4		
1. Land and buildings		0,00	0,00
2. Plant and machinery		0,00	0,00
3. Other fixtures and fittings, tools and equipment		343.414,20	0,00
4. Payments on account and tangible assets in the course of construction		0,00	0,00
III. Financial assets			
1. Shares in affiliated undertakings		0,00	0,00
2. Loans to affiliated undertakings		0,00	0,00
3. Participating interests		0,00	0,00
4. Loans to undertakings with which the undertakings is linked by virtue of participating interests		0,00	0,00
5. Investments held as fixed assets		0,00	0,00
6. Other loans		280.356,10	0,00
		<u>623.770,30</u>	<u>0,00</u>

The accompanying notes form an integral part of these accounts.

Pictet Asset Management (Europe) S.A.
BALANCE SHEET
as at December 31, 2019
(expressed in Swiss francs)

	Note(s)	2019 (CHF)	2018 (CHF)
D. CURRENT ASSETS			
I. Stocks			
1. Raw materials and consumables		0,00	0,00
2. Work in progress		0,00	0,00
3. Finished goods and goods for resale		0,00	0,00
4. Payments on account		0,00	0,00
II. Debtors			
	3.2.4, 5		
1. Trade debtors:			
- becoming due and payable within one year		102.689.038,07	91.080.769,45
- becoming due and payable after more than one year		0,00	0,00
2. Amounts owed by affiliated undertakings:			
- becoming due and payable within one year		129.941.420,12	6.884.096,89
- becoming due and payable after more than one year		0,00	0,00
3. Amounts owed by undertakings with which the company is linked by virtue of participating interests:			
- becoming due and payable within one year		0,00	0,00
- becoming due and payable after more than one year		0,00	0,00
4. Other debtors:			
- becoming due and payable within one year		3.342.506,55	324.282,49
- becoming due and payable after more than one year		0,00	0,00
III. Investments			
1. Shares in affiliated		0,00	0,00
2. Own shares		0,00	0,00
3. Other investments		0,00	0,00
IV. Cash at bank and in hand			
		<u>298.664.289,93</u>	<u>233.435.776,76</u>
		534.637.254,67	331.724.925,59
E. PREPAYMENTS			
		725.562,80	0,00
TOTAL ASSETS		<u>535.986.587,77</u>	<u>331.724.925,59</u>

The accompanying notes form an integral part of these accounts.

Pictet Asset Management (Europe) S.A.
BALANCE SHEET
as at December 31, 2019
(expressed in Swiss francs)

LIABILITIES	Note(s)	2019 (CHF)	2018 (CHF)
A. CAPITAL AND RESERVES			
I. Subscribed capital	7, 11	11.332.000,00	8.750.000,00
II. Share premium account	8, 11	30.119.868,00	0,00
III. Revaluation reserve		0,00	0,00
IV. Reserves			
1. Legal reserve	9, 11	875.000,00	875.000,00
2. Reserve for own shares		0,00	0,00
3. Reserves provided for by the articles of association		0,00	0,00
4. Other reserves:	10, 11		
a) other available reserves		0,00	0,00
b) other non-available reserves		29.232.700,00	22.729.800,00
V. Profit or loss brought forward	11	3.328.440,00	112.149,63
VI. Profit or loss for the financial year	11	95.859.950,95	82.125.890,21
VII. Interim dividends		0,00	0,00
VIII. Capital investment subsidies		0,00	0,00
		<u>170.747.958,95</u>	<u>114.592.839,84</u>
B. PROVISIONS			
1. Provisions for pensions and similar obligations	3.2.5	0,00	0,00
2. Provisions for taxation		55.503.297,89	45.512.417,52
3. Other provisions	12	31.952.095,39	972.309,18
		<u>87.455.393,28</u>	<u>46.484.726,70</u>

The accompanying notes form an integral part of these accounts.

Pictet Asset Management (Europe) S.A.
BALANCE SHEET
as at December 31, 2019
(expressed in Swiss francs)

	Note(s)	2019 (CHF)	2018 (CHF)
C. CREDITORS	3.2.6		
1. Debenture loans			
a) Convertible loans:			
- becoming due and payable within one year		0,00	0,00
- becoming due and payable after more than one year		0,00	0,00
b) Non-convertible loans:			
- becoming due and payable within one year		0,00	0,00
- becoming due and payable after more than one year		0,00	0,00
2. Amounts owed to credit institutions:			
- becoming due and payable within one year		0,00	0,00
- becoming due and payable after more than one year		0,00	0,00
3. Payments received on account of orders in so far as they are shown separately as deductions from stocks:			
- becoming due and payable within one year		0,00	0,00
- becoming due and payable after more than one year		0,00	0,00
4. Trade creditors:			
- becoming due and payable within one year	13	86.402.374,25	10.441.684,62
- becoming due and payable after more than one year		0,00	0,00
5. Bills of exchange payable:			
- becoming due and payable within one year		0,00	0,00
- becoming due and payable after more than one year		0,00	0,00
6. Amounts owed to affiliated undertakings:			
- becoming due and payable within one year	13	189.028.099,57	159.853.317,67
- becoming due and payable after more than one year		0,00	0,00
7. Amounts owed to undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests:			
- becoming due and payable within one year		0,00	0,00
- becoming due and payable after more than one year		0,00	0,00
8. Other creditors:			
a) Tax authorities		1.591.047,43	100.086,09
b) Social security authorities		761.714,29	252.270,67
c) Other creditors:			
- becoming due and payable within one year		0,00	0,00
- becoming due and payable after more than one year		0,00	0,00
		<u>277.783.235,54</u>	<u>170.647.359,05</u>
D. DEFERRED INCOME		<u>0,00</u>	<u>0,00</u>
TOTAL LIABILITIES		<u><u>535.986.587,77</u></u>	<u><u>331.724.925,59</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these accounts.

Pictet Asset Management (Europe) S.A.
PROFIT AND LOSS ACCOUNT
 for the year ended December 31, 2019
 (expressed in Swiss francs)

	Note(s)	2019 (CHF)	2018 (CHF)
1. Net turnover	3.2.7, 14	1.501.417.215,81	1.129.719.753,23
2. Variation in stocks of finished goods and in work in progress		0,00	0,00
3. Work performed by the undertaking for its own purposes and capitalised		0,00	0,00
4. Other operating income		0,00	0,00
5. Raw materials and consumables and other external expenses:			
a) Raw materials and consumables		0,00	0,00
b) Other external expenses	15, 16	(1.327.271.400,31)	(1.020.878.359,18)
6. Staff costs	17		
a) Wages and salaries		(24.515.353,57)	(3.688.680,36)
b) Social security costs			
i. Relating to pensions		(1.682.206,72)	(149.855,67)
ii. Other social security costs		(4.527.211,10)	(334.269,05)
c) Other staff costs		0,00	0,00
		<u>(30.724.771,39)</u>	<u>(4.172.805,08)</u>
7. Value adjustments:			
- in respect of formation expenses and of tangible and intangible assets		(170.348,80)	0,00
- in respect of current assets		0,00	0,00
8. Other operating expenses		(11.943.690,00)	0,00
9. Income from participating interests:			
a) Derived from affiliated undertakings		0,00	0,00
b) Other income from participating interests		0,00	0,00
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets			
a) Derived from affiliated undertakings		0,00	0,00
b) Other income not included under a)		0,00	0,00
11. Other interest receivable and similar income			
a) Derived from affiliated undertakings		0,00	0,00
b) Other interest and similar income		1.555,90	0,00
		<u>1.555,90</u>	<u>0,00</u>
12. Shares of profit or loss of undertakings accounted for under the equity method		0,00	0,00
13. Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets		0,00	0,00

The accompanying notes form an integral part of these accounts.

Pictet Asset Management (Europe) S.A.
PROFIT AND LOSS ACCOUNT
for the year ended December 31, 2019
(expressed in Swiss francs)

	Note(s)	2019 (CHF)	2018 (CHF)
14. Interests payable and similar expenses:			
- concerning affiliated undertakings		(1.380,78)	(20.260,22)
- other interest and similar expenses		(4.652.476,50)	(1.921.258,88)
		(4.653.857,28)	(1.941.519,10)
15. Tax on profit or loss	18	(30.794.752,98)	(20.601.179,66)
16. Profit or loss after taxation		95.859.950,95	82.125.890,21
17. Other taxes not shown under items 1 to 16		0,00	0,00
18. Profit or loss for the financial year		95.859.950,95	82.125.890,21

The accompanying notes form an integral part of these accounts.

Pictet Asset Management (Europe) S.A.
NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS
December 31, 2019

NOTE 1 - GENERAL INFORMATION

Pictet Asset Management (Europe) S.A. (hereafter the “Company”) was incorporated on June 14, 1995 under the name Pictet Balanced Fund Management (Luxembourg) S.A. and is organised under the laws of Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg law for an unlimited period.

The Extraordinary General Meeting of Shareholders held on December 8, 2005 modified the Articles of Incorporation so that the name of the Company was changed to Pictet Funds (Europe) S.A. and the object of the Company was modified to comply with the modified Law of December 20, 2002.

The Extraordinary General Meeting of Shareholders held on December 28, 2011 modified the Articles of Incorporation, so the object of the Company was modified to comply with Chapter 15 of the modified Law of December 17, 2010.

The Extraordinary General Meeting of Shareholders held on May 29, 2015 modified the Articles of Incorporation so that the name of the Company was changed to Pictet Asset Management (Europe) S.A..

The registered office of the Company is established in Luxembourg.

The Company’s financial year starts on January 1 and ends on December 31 of each year.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of Article 101 (2) of the Luxembourg Law of December 17, 2010 relating to undertakings for collective investment, as amended), of one or several undertakings for collective investment under Directive 09/65/CE, as well as, as the case may be, of one or more undertakings for collective investment not subject to such directive. Such management activity includes the management, administration and marketing of investment funds. Since 2018, the Company has received the approval of the CSSF in order to extend the licenses of the Management Company to the following services: Discretionary Portfolio Management, Investment Advice, and Reception & Transmission Orders (within the meaning of Article 101 (3) of the Luxembourg Law of December 17, 2010 relating to undertakings for collective investment, as amended). The Company may carry out any activities deemed useful to the accomplishment of its object remaining, however, within the limitations of Chapter 15 of the December 17, 2010 Law. The Company is also an authorised alternative investment fund manager (“AIFM”) within the meaning of Articles 5 of Chapter 2 of the Law of July 12, 2013.

The Company is included in the consolidated accounts of Pictet & Cie Group SCA forming at once the largest and the smallest body of undertakings of which the Company forms a part as an indirect subsidiary undertaking. The registered office of that company is located Route des Acacias 60, 1211 Genève 73, Switzerland.

On January 1, 2019 the Company acquired the businesses of the European branches of Pictet Asset Management Ltd through a contribution in kind. The purpose of these businesses is mainly the distribution of the undertakings for collective investment managed by the Company in different European markets. As part of this transaction, the Company has established, in 2018, six branches to conduct and hold the acquired businesses. These branches are located in the Netherlands, Belgium, France, Germany, Italy and Spain.

Pictet Asset Management (Europe) S.A.
NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS
December 31, 2019
- continued -

NOTE 2 - PRESENTATION OF THE COMPARATIVE FINANCIAL DATA

The figures for the year ended December 31, 2018 relating to Net Turnover have been splitted and a portion has been reclassified to Other External Expenses to ensure comparability with the figures for the year ended December 31, 2019.

In addition, the split by geographical markets has been reviewed to identify the site where the revenue arose.

NOTE 3 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

3.1 Basis of preparation

The annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements under the historical cost convention.

Accounting policies and valuation rules are, besides the ones laid down by the Law of December 19, 2002 as amended, determined and applied by the Board of Directors.

The preparation of annual accounts requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the Board of Directors to exercise its judgement in the process of applying the accounting policies. Changes in assumptions may have a significant impact on the annual accounts in the period in which the assumptions changed. Board of Directors believes that the underlying assumptions are appropriate and that the annual accounts therefore present the financial position and results fairly.

The Company makes estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities in the next financial year. Estimates and judgements are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances.

Pictet Asset Management (Europe) S.A.
NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS
 December 31, 2019
 - continued -

3.2 Significant accounting policies

The main valuation rules applied by the Company are the following:

3.2.1 Tangible assets

Tangible assets are valued at purchase price including the expenses incidental thereto or at production cost. Tangible fixed assets are depreciated over their estimated useful economic lives.

The depreciation rates and methods applied are as follows:

	Depreciation rate	Depreciation method
Other fixtures and fittings, tools and equipment	33,33%	linear

Where the Company considers that a tangible asset has suffered a durable depreciation in value, an additional write-down is recorded to reflect this loss. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

3.2.2 Foreign currency translation

The Luxembourg head office maintains its accounting records in Swiss francs (CHF) and the annual accounts are expressed in this currency.

Transactions expressed in currencies other than CHF are translated into CHF at the exchange rate effective at the time of the transaction.

All the branches maintain their accounting records in Euro (EUR), and the transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. For the establishment of the annual accounts, all the balance sheet items of the branches are translated into CHF at the rate effective at year-end and all the profit and loss items are translated in CHF at the average rate of the year under review.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at the historical exchange rate or the value determined on the basis on the exchange rate effective at the balance sheet date. The unrealised exchange losses are recorded in the profit and loss account. The exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Pictet Asset Management (Europe) S.A.
NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

3.2.3 *Derivative financial instruments*

The Company may enter into derivative financial instruments such as foreign exchange contracts. The Company records initially derivative financial instruments at cost.

At each balance sheet date, unrealised losses are recognised in profit and loss account whereas gains are accounted for only when they are realised.

In the case of hedging of an asset or a liability which is not recorded at fair value, unrealised gains or losses are deferred until the recognition of the realised gains or losses on the hedged item.

3.2.4 *Debtors*

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

3.2.5 *Provisions*

Provisions are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or the date on which they will arise.

Provisions may also be created to cover charges which originate in the financial year under review or in a previous financial year, the nature of which is clearly defined and which at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or the date on which they will arise.

Provision for taxation corresponding to the tax liability estimated by the Company for the financial years are recorded under the caption "Provision". The advance payments are recorded in the assets of the balance sheet under "Trade debtors becoming due and payable within one year".

3.2.6 *Creditors*

Creditors are recorded at their reimbursement value.

3.2.7 *Net Turnover*

The net turnover comprises the amounts derived from the provision of services falling within the Company's ordinary activities.

Pictet Asset Management (Europe) S.A.
NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS
 December 31, 2019
 - continued -

NOTE 4 - TANGIBLE FIXED ASSETS

The movements for the period are as follows:

	Other fixtures and fittings, tools and equipment
	CHF
Gross book value - opening balance	0,00
Contribution in kind	2.730.439,96
Additions for the period	108.260,67
Disposals for the period	(50.596,29)
Transfers for the period	0,00
Foreign exchange difference	(96.781,48)
Gross book value - closing balance	2.691.322,86
Accumulated value adjustment - opening balance	0,00
Contribution in kind	(2.314.056,87)
Allocations for the period	(170.348,80)
Reversals for the period	50.596,29
Transfers for the period	0,00
Foreign exchange difference	85.900,72
Accumulated value adjustment - closing balance	(2.347.908,66)
Net book value - closing balance	343.414,20

NOTE 5 - DEBTORS

The amounts owned by affiliated undertakings becoming due and payable within one year are mainly composed of distribution fees.

The trade debtors becoming due and payable within one year are mainly composed of management and service fees, including a central administration fees due from the funds under management of the Company.

Pictet Asset Management (Europe) S.A.
NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS
 December 31, 2019
 - continued -

NOTE 6 - DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS

On December 31, 2019, the Company entered into foreign exchange contracts as detailed below:

Currency	Amount purchased	Currency	Amount sold	Maturity date	Fair value (CHF)	Variation (CHF)
CHF	870.000	JPY	95.379.049	15/01/2020	849.740	20.260
CHF	8.170.000	USD	8.206.313	15/01/2020	7.942.181	227.819
EUR	40.293.074	CHF	43.720.000	15/01/2020	43.805.509	85.509
GBP	5.583.525	CHF	7.120.000	15/01/2020	7.161.196	41.196
HKD	7.823.843	CHF	970.000	15/01/2020	971.633	1.633
CHF	4.420.000	JPY	496.855.311	15/01/2020	4.426.528	-6.528
CHF	34.520.000	USD	35.773.133	15/01/2020	34.621.767	-101.767
CHF	760.000	JPY	85.475.372	14/02/2020	761.151	-1.151
CHF	9.210.000	USD	9.564.707	14/02/2020	9.237.520	-27.520
Total					109.777.225	239.451

NOTE 7 - SUBSCRIBED CAPITAL

On December 28, 2018 the Extraordinary General Meeting of the shareholders of the Company resolved to issue 2.582 new shares of CHF 1.000,00 each, which has been paid in the form of a contribution in kind to the Company consisting of the contribution by Pictet Asset Management Ltd of the business and the assets, together with the responsibility of the assumed liabilities, of the six following European branches of Pictet Asset Management Ltd: Germany, France, the Netherlands, Italy, Belgium and Spain.

After the share capital increase of the Company, decided by the same above-mentioned Extraordinary General Meeting of shareholders, the subscribed and authorised capital amounts to CHF 11.332.000,00 and is divided into 11.332 shares fully paid up with a nominal value of CHF 1.000,00.

NOTE 8 - SHARE PREMIUM

On December 28, 2018 the Extraordinary General Meeting of the shareholders of the Company resolved to issue a share premium of CHF 30.119.868,00, which has been paid in the form of a contribution in kind to the Company as mentioned under Note 7.

Pictet Asset Management (Europe) S.A.
NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS
 December 31, 2019
 - continued -

NOTE 9 - LEGAL RESERVE

The Company is required to allocate a minimum of 5% of its annual net income to a legal reserve, until this reserve equals 10% of the subscribed share capital. This reserve should not be distributed.

NOTE 10 - OTHER RESERVES

As at December 31, 2019, the Company reduced its Net Wealth Tax liability in accordance with Paragraph 8a of the Luxembourg Net Wealth Tax law. The Company allocates under non-distributable reserves an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Wealth Tax.

This reserve is non-distributable for a period of five years from the year following that during which the Net Wealth Tax was reduced.

NOTE 11 - MOVEMENTS FOR THE YEAR ON THE RESERVES AND PROFIT AND LOSS ITEMS

The movements for the year are as follows:

	Share capital	Share premium	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward	Profit for the financial year
	(CHF)	(CHF)	(CHF)	(CHF)	(CHF)	(CHF)
As at December 31, 2018	8.750.000,00	0,00	875.000,00	22.729.800,00	112.149,63	82.125.890,21
Movements for the year:						
- Allocation of previous year's profit	0,00	0,00	0,00	6.790.300,00	75.335.590,21	(82.125.890,21)
- Dividend	0,00	0,00	0,00	0,00	(75.731.756,00)	0,00
- Profit for the year	0,00	0,00	0,00			95.859.950,95
- Dissolution of reserves	0,00	0,00	0,00	(287.400,00)	287.400,00	
- Acquisition of branches	2.582.000,00	30.119.868,00	0,00	0,00	4.166.891,51	0,00
- Exchange difference	0,00	0,00	0,00	0,00	(841.835,35)	0,00
As at December 31, 2019	11.332.000,00	30.119.868,00	875.000,00	29.232.700,00	3.328.440,00	95.859.950,95

NOTE 12 - PROVISIONS

Other provisions are mainly composed of the provision for bonuses and provision for business risks.

Pictet Asset Management (Europe) S.A.
NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS
 December 31, 2019
 - continued -

NOTE 13 - CREDITORS

Amounts owed to affiliated undertakings mainly include distribution support fees, central administration fees and investment management and advisory fees.

Trade creditors are mainly composed of management and distribution support fees.

NOTE 14 - NET TURNOVER

Net turnover is broken down by category of activity and into geographical markets as follows:

	2019	2018
	(CHF)	(CHF)
Category of activities		
Investment Management fees	939.409.231,94	941.221.340,86
Service and Central Administration fees	180.583.096,83	188.315.690,37
Intercompany Services fees	455.298,00	182.722,00
Marketing and Distribution fees	380.969.589,04	0,00
	<hr/>	<hr/>
Total	1.501.417.215,81	1.129.719.753,23
Geographical markets		
Luxembourg	1.116.871.485,20	1.129.719.753,23
Italy	263.336.120,54	0,00
France	29.595.524,23	0,00
Germany	44.472.129,88	0,00
Spain	39.409.208,62	0,00
Belgium	6.552.709,60	0,00
Netherlands	1.180.037,74	0,00
	<hr/>	<hr/>
Total	1.501.417.215,81	1.129.719.753,23

The Company receives from the funds a management fee payable monthly or quarterly, and based on the average net assets of the sub-funds for the month or the quarter.

The Company receives from the funds service fees, including central administration fees, based on the monthly or quarterly average net assets of the sub-funds, for the purpose of remunerating the Registrar, Transfer Agency and Domiciliary Agents and other administrative services provided or outsourced by the Company.

The Company also receives fees for the distribution of the undertakings for collective investment managed by the Company in different European markets.

Pictet Asset Management (Europe) S.A.
NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS
 December 31, 2019
 - continued -

NOTE 15 - OTHER EXTERNAL EXPENSES

Other external expenses are broken down by category of activity as follows:

Category of activities	2019 (CHF)	2018 (CHF)
Distribution support fees	838.781.296,79	550.102.673,07
General administration and audit expenses	23.210.988,65	3.051.991,97
Custody fees	3.273.984,92	3.097.570,72
Central administration fees	109.246.074,00	109.438.304,00
Investment Management and Advisory fees	<u>352.759.055,95</u>	<u>355.187.819,42</u>
Total	1.327.271.400,31	1.020.878.359,18

NOTE 16 - AUDITOR'S FEES

The caption "General administration and audit expenses" includes the expenses in connection with services rendered by PricewaterhouseCoopers, Société coopérative.

The total fees accrued by the Company and paid to the audit firm are presented as follows:

	2019 (CHF)	2018 (CHF)
Audit fees	166.162,96	123.282,69
Other fees	<u>132.810,79</u>	<u>96.797,30</u>
Total	298.973,75	220.079,99

NOTE 17 - STAFF

The Company employed an average of 88 full-time equivalent persons during the financial year compared to 20 during the previous year.

Senior Management: 11

Other employees: 77

NOTE 18 - TAXATION

The Luxembourg head office is fully taxable in Luxembourg with respect to corporate income tax, municipal business tax and net wealth tax. Each branch is fully taxable in its respective country of residence.

Pictet Asset Management (Europe) S.A.
NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS
December 31, 2019
- continued -

**NOTE 19 - EMOLUMENTS GRANTED TO THE MEMBERS OF THE MANAGEMENT AND
SUPERVISORY BODIES AND COMMITMENTS IN RESPECT OF RETIREMENT
PENSIONS FOR FORMER MEMBERS OF THOSE BODIES**

The information is omitted because it makes it possible to identify the position of a specific member of such bodies.

**NOTE 20 - LOANS AND ADVANCES GRANTED TO THE MEMBERS OF THE MANAGEMENT
AND SUPERVISORY BODIES**

There are no loans and advances granted during the financial year 2019 to the members of these bodies.

NOTE 21 - SUBSEQUENT EVENTS

There is no subsequent event that requires adjustment to or disclosure in the annual accounts.

4【利害関係人との取引制限】

各ファンドのために行為する管理会社は、本人としてまたは自己の計算において、(a) 管理会社、(b) その関係会社、(c) 管理会社もしくはその関係会社の取締役、または(d) これらの大株主(当該会社の発行済株式総数の10%以上を、自己または他人の名義(およびノミニーの名義)で、自らの勘定に保有する株主をいう。)との間で、ファンド受益証券以外の有価証券の販売、購入または貸付を、当該取引が上記で定める制限の範囲内で、かつ、国際的な公認株式市場または国際的な公認金融市場において、() 直近の公式入手可能相場で決定した価格か、または() その時々において優勢な競争価格もしくは金利においてする場合を除き、行ってはならない。

管理会社はファンドのために、第三者への貸付または第三者のための保証契約をしてはならない。

ファンド、管理会社、ポートフォリオ・マネジャー、投資顧問会社、保管受託銀行ならびに/または登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社および支払事務代行会社(そのそれぞれの取締役/マネジャー、役員および従業員を含む。)が、利益相反を有する状況が発生する可能性がある。特に、ポートフォリオ・マネジャー、投資顧問会社、保管受託銀行ならびに登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社および支払事務代行会社は、そのサービスをファンドのためにのみ遂行することはないが、また、その他の第三者(その利益が、ファンドの受益者の利益と相反する可能性がある。)のために遂行する可能性がある。ポートフォリオ・マネジャーおよび投資顧問会社は、かかる場合において、合理的かつ特に、投資目的、投資戦略、投資制限および各当事者の投資に利用できる資本を公正に考慮していると考えられる方法で、自らが助言を行うか、または管理する様々な当事者に投資機会を配分するものとする。

利益相反は、また、トラストが、法主体に投資を行うか、法主体と投資を行うことができる事実から生じる可能性がある。かかる法主体は、管理会社、ポートフォリオ・マネジャー、投資顧問会社またはそれらの関連会社と関係する会社によって管理され、助言を受け、支配される。かかる場合において、各管理会社、ポートフォリオ・マネジャー、投資顧問会社またはそれらの関連会社は、常に、自らが当事者である契約またはトラストに関して自らが拘束される契約に基づくその義務を考慮する。特に、ただし、利益相反が生じる可能性があるあらゆる取引または投資を行う際に投資家の合理的な最善の利益のために行為する義務に限られないが、各管理会社、ポートフォリオ・マネジャー、投資顧問会社またはそれらの関連会社は、それぞれ、かかる相反が公正かつ対等に解決されることを確保するよう努める。

5【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は年次株主総会において株主より選任され、その任期は次の株主総会で後任が選任されるまでである。ただし、取締役は、理由の有無にかかわらず、株主の決議により解任される。死亡、退職、解雇その他により社内取締役の欠員がある場合には、次回の株主総会まで欠員を補充するため、残余の取締役および監査役の多数決により取締役を選任することができる。

(2) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会の決議が必要である。

(3) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社に重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月末日に終了する1年となる。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ(「投資顧問会社」)

(Pictet Asset Management S.A.)

(1) 資本金の額

2020年3月末日現在、2,100万スイス・フラン(約23億7,741万円)

(2) 事業の内容

ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイは、スイスを拠点とした投資信託販売・投資運用会社であり、主に株式、債券、定量的エクイティおよびトータル・リターン・アセット・クラスに重点を置いた機関投資家向けの資産運用業務を、他のピクテ・アセット・マネジメントのグループ企業のための取引執行業務と共に行っている。ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイは、スイスにおける事業について、スイス金融市場監査局によって規制されている。

2. ピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイ(「保管受託銀行」)

(Pictet & Cie (Europe) S.A.)

(1) 資本金の額

2020年3月末日現在、7,000万スイス・フラン(約79億2,470万円)

(2) 事業の内容

ピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイは、1989年11月3日に、ルクセンブルグの法律に基づき株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事している。

3. ファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイ(「登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社および支払事務代行会社」)

(FundPartner Solutions (Europe) S.A.)

(1) 資本金の額

2020年3月末日現在、625万スイス・フラン(約7億756万円)

(2) 事業の内容

ファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイは、ルクセンブルグ法に基づき設立された有限責任会社であり、ルクセンブルグ投信法第15章の定める管理会社であり、AIFM法において定義されるAIFMである。

ファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイは、ピクテ・グループの完全子会社であり、2008年7月17日に、ルクセンブルグの法律に基づき、存続期間無期限の株式会社として設立された。

4. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「販売会社」「代行協会員」)

(1) 資本金の額

2020年3月末日現在、405億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいる。

2【関係業務の概要】

1. ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ(「投資顧問会社」)

管理会社は、ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイをファンドの投資に関して助言を行う投資顧問会社として任命する。管理会社は、また、その全般的な監督および管理の下、ファンドの日々のポートフォリオ運用を、ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ(ジュネーブ)に委託する。

2. ピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイ(「保管受託銀行」)

管理会社またはその指名された代理人からの指示を受領次第、保管受託銀行は、トラストの資産のあらゆる処分行為に従事する。

保管受託銀行の主要な業務は、以下のとおりである。

- (a) 保管可能なファンドの資産(振替決済証券を含む。)の安全保管および保管不可能な資産の記録保持。かかる場合、保管受託銀行は、当該資産の所有権を確認しなければならない。
- (b) トラストのキャッシュ・フローが適切に監視されていることを確保し、特に、ファンドの受益証券の申込みに際し、投資家によって、または、これを代理して行われたすべての支払いが受領されていることおよびトラストのすべての現金が、保管受託銀行が監視し、調整することができる現金勘定に計上されていることを確保すること。
- (c) ファンドの受益証券の発行、償還および転換が、ルクセンブルグの適用法および約款に従って行われることを確保すること。
- (d) ファンドの受益証券の価額が、ルクセンブルグの適用法、約款および評価手続きに従って計算されることを確保すること。
- (e) 管理会社の指示を実行すること。ただし、かかる指示がルクセンブルグの適用法または約款に抵触する場合を除く。
- (f) ファンドの資産にかかわる取引において、対価が通常の期限内にファンドに送金されることを確保すること。
- (g) ファンドの収益が、ルクセンブルグの適用法および約款に従って適用されることを確保すること。

上記(a)で言及される保管受託銀行の業務に関連して、保管可能な金融商品に関して、(保管受託銀行がAIFM法に従ってその責任を代理人に契約上移転した場合を除き)保管受託銀行は、ファンドまたは受益者に対し、保管受託銀行または代理人が保有する当該金融商品の損失に関して責任を負う。本書の日付現在、保管受託銀行は、その責任を代理人に契約上移転する取決めを締結していない。

上記(b)号から(g)号で言及される一切のその他の保管受託銀行の業務に関して、保管受託銀行は、ファンドまたは受益者に対し、保管受託銀行の過失または保管受託銀行が意図的に義務を適切に履行することを怠ることによってファンドまたは受益者が被った一切のその他の損失に関して責任を負う。

保管受託銀行は、特定の機能を専門のサービス提供者に委託することができる。かかる委託および生じうる一切の利益相反の詳細については、管理会社の登記上の事務所で入手することができる。

3. ファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイ(「登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社および支払事務代行会社」)

(FundPartner Solutions (Europe) S.A.)

登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社および支払事務代行会社であるファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイは、受益証券の発行および買戻しならびにファンドの運営に必要なあらゆる管理業務および会計業務のため、ファンドの受益証券の純資産価額の計算および公表に対し責任を負う。

4. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「販売会社」「代行協会員」)

ファンド証券の募集および販売に関し、代行協会員業務および販売会社としての役割を果たす。

3【資本関係】

管理会社、保管受託銀行および投資顧問会社はピクテ・グループの一員である。ピクテ・グループは7人のパートナーに所有および管理されている。

第3【投資信託制度の概要】

(2019年5月1日付)

・定義	
1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法(改正済)(2010年法が継承)
2004年法	リスク資本に投資する投資法人(以下「SICAR」という。)に関する2004年6月15日法
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(改正済)
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する随時改正される2016年7月23日法
A I F	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
A I F M	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
A I F M D	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則(EC)No.1060/2009および規則(EU)No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU
A I F M R	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則(EU)No.231/2013
B M Rまたは ベンチマーク規則	指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則(EU)No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2016/1011
C E S R 第16章管理会社	欧州証券市場監督局によって代替された欧州証券規制委員会(ESMA)
C S S F	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
E C	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
E E C	欧州共同体
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合(E E Cの継承機関であるE Cを吸収)
F C P	契約型投資信託
K I Dまたは P R I I P s K I D	規則1286/2014において言及される主要情報文書
K I I Dまたは U C I T S K I I D	指令2009/65/EC第78条および2010年法第159条において言及される主要投資家情報文書
加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州連合加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版

メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日から R E S A に切り替えられた
MMF	MMF 規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド
MMF 規則	マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則(E U) 2017 / 1131
非個人向け パート ファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券/投資証券を販売することが認められていないパート ファンド
パート ファンド	(特に U C I T S 指令をルクセンブルグ法において導入する) 2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「 U C I T S 」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
P R I I P	P R I I P s 規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品
P R I I P s 規則または 規則1286 / 2014	パッケージ型個人向け投資金融商品(P R I I P s) の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則(E U) 1286 / 2014
R A I F	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法第1条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
登録 A I F M	運用資産が2013年法第3条および A I F M D に規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向け パート ファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券/投資証券を販売することが認められているパート ファンド
R E S A	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
S I C A R	2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
S F T 規則	規則(E U) No . 648 / 2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則(E U) 2015 / 2365
S I F	2007年法に基づく専門投資信託
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
U C I T S 指令または 指令2009 / 65 / E C	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(U C I T S) に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009 / 65 / E C
U C I T S 指令または 指令2014 / 91 / E U	預託業務、報酬方針および制裁に関して譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(U C I T S) に関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009 / 65 / E C を改正する2014年7月23日付欧州議会および欧州理事会指令2014 / 91 / E U
U C I T S 法	2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へ U C I T S 指令を法制化する2016年5月10日法
U C I T S 規則または E U 規則2016 / 438	預託機関の義務に関して欧州議会および欧州理事会指令2009 / 65 / E C を補足する随時改正される2015年12月17日付委員会委任規則(E U) 2016 / 438
U C I T S 所在加盟国	U C I T S 指令第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国

UCITS受入加盟国 契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国

UCITS管理会社または2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社
第15章管理会社

重要情報

本概要は、SICAVまたはFCPの最も一般的な形態を採用するUCITSおよびパート ファンドに着目している。

他の法律に関する言及は、適切と判断される場合に行われる。

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

・投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。1983年8月25日法は、指令85/611/EEC(以下「UCITS 指令」という。)の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法によって代替された。

2002年法は、UCITS 指令を改正する指令2001/107/ECおよび指令2001/108/EC(以下「UCITS 指令」という。)をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法を代替した。

2010年法は、UCITS 指令をルクセンブルグ法に導入し、2002年法を代替した。

専門投資信託に関する2007年法は、機関投資信託に関する1991年法を代替した。専門投資信託(以下「SIF」という。)は、当該ピークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、利用可能な会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、CSSFによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日に、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法が公布され、同日発効した。AIFMDは、主にEU(および一定の条件の下では外国)におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される指令ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ピークル(すなわちAIF)にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

その結果、2013年法は、別の新しい法律としてAIFMDをルクセンブルグ法に法制化しただけでなく、同時に、2010年法、2007年法、1915年法、1993年法および2004年法等の現行のルクセンブルグ法を改正した。SICARについては、本概要において簡潔に記載するにとどめる。

2013年法によって導入された現行の投資信託に関する法律の変更は、()完全に適用対象となる投資ピークル(すなわち、AIFMDの「商品」に関する要件が適用される投資ピークル)と、()AIF(いかなる場合もAIFとしての適格性を有しているすべてのパート ファンド)ではないか、または、AIFではあるが運用会社による運用資産が2013年法第3条およびAIFMDにより規定された最低限度額を下回る投資ピークルとを区別することを主に目的としている。

2010年法第16章の改正を通じて、2013年法により、非UCITSの管理会社および非AIFMDの管理会社に関する新しい制度が導入された。

AIFMDについては2013年法は、AIF(当該AIFがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらず。)を運用するルクセンブルグで設立されたAIFMDに適用されることに留意することが重要である。また、EU加盟国以外の国で設立されたAIFMDが、

ルクセンブルグ内で設立されたAIFを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してAIF(その投資信託の所在地を問わない。)の販売を行う場合、2013年法は、かかるAIFMに適用される。

2016年5月12日に、2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS指令を法制化する2016年5月10日ルクセンブルグ法が公布され、2016年6月1日に発効した。

2018年3月の2010年法および2013年法の改正により、認可されたAIFMによって運用され、その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資家へその投資証券を販売することが認められていないパートファンドに関して、UCITS保管受託制度ではなく、AIFMD保管受託制度が適用される旨規定される。

2010年法はまた、パートファンドが()登録AIFMまたはEU域外のAIFMにより運用され、かつ()その募集文書において、ルクセンブルグ領域内でその投資証券を個人投資家へ販売することが禁じられている場合において、そのパートファンドは、非AIF投資構造に対して適用されるより緩やかな保管受託制度(すなわち非UCITSおよび非AIFMD保管受託制度)の対象となる旨を規定している。

2016年10月11日に、2010年法パート に服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS(場合に応じて)に適用される規定に関するCSSF告示16/644が発行された。

CSSF告示16/644は、2018年8月23日に発行された、2010年法パート に服さないファンドの預託機関およびその支店(該当する場合)に適用される組織的な取決めにに関するCSSF告示18/697により改正された。

さらに、MMF規則は2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになった。

・ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

1. 一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパート のUCITSおよびパート のUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

パート	UCITS(以下「パート 」という。)
パート	その他のUCI(以下「パート 」という。)
パート	外国のUCI
パート	管理会社
パート	UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2007年法

2007年法はSIFのみを取り扱い、2つのパートに分けられる。

パート	専門投資信託に適用される一般規定
パート	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法第2章またはAIFMD第2章に基づき認可されるAIFMにより運用される専門投資信託に適用される固有規定

1.3 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パート およびパート に従う投資信託および2007年法に従うSIFの主な法的形態は以下のとおりである。

1) 契約型投資信託(fonds commun de placement)(以下「FCP」という。)

2) 投資法人 (investment companies)

- 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)
- 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法(パート ファンドおよびパート ファンド)、2004年法(SIF)、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託(FCP)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社(以下「管理会社」という。)およびその保管受託銀行(以下「保管受託銀行」という。)の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法およびUCITSおよびパート ファンドについては2010年法またはSIFについては2007年法のいずれかに従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)を保有する。

3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定されることが求められる。)に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート ファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買い戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買い戻しが停止される。この買い戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買い戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パート ファンドについて、CSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買い戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付IML告示91/75(改訂済)は、パート ファンドがその受益証券の発行価格および買い戻価格を十分に短い固定された間隔で(原則として月に一度以上)決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。

SIFに関連して、受益証券の発行ならびに、適用ある場合は、受益証券の買い戻しに適用される条件および手続は約款に規定され、より詳細な規定は課されない。従ってSIFは、買付けおよび買い戻しの両方についてオープン・エンド型またはクローズド・エンド型ファンドとして機能することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

パート ファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、CSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注) 2016年10月現在において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、U C I T Sまたはパートファンドとして資格を有するF C Pとしての認可が得られてから6か月以内およびS I Fとして資格を有するF C Pとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパート ファンドについては少なくとも1か月に1度(例外がある)は計算されなければならない。S I Fは約款に従い発行価格および買戻価格を決定し、ファンドの純資産価額に基づかない場合がある。S I Fの純資産価額は少なくとも1年に1度は決定されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注) 緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年法に基づくF C Pの保管受託銀行

- A. 管理会社は、運用しているF C Pそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、C S S Fにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、F C Pの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない。また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するF C Pに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたF C Pのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

- B. パート F C Pおよび個人向けパート F C Pについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C Pの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- F C Pの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C Pの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にFCPの受益証券の申込みにおいてFCPの受益者によりまたはFCPの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、FCPのすべての現金がa) FCP名義、FCPを代理する管理会社名義またはFCPを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

FCPを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. FCPの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、

¹ 「指令2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会指令2006/73/ECをいう。

-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、FCPを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってFCPに属するものであることが明確に確認できるようにする。
 - b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
 -) FCPを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてFCPの所有権を確かめることによってかかる資産のFCPによる所有を確認し、
 -) FCPが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。
- D. 保管受託銀行は、定期的に、FCPのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。
保管受託銀行が保管するFCPの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。
保管受託銀行により保管されるFCPの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。
- a) FCPの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
 - b) 保管受託銀行がFCPを代理する管理会社の指示を実行する場合、
 - c) FCPの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
 - d) 権原譲渡契約に基づいてFCPが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合
- 担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。
- 保管受託銀行および/またはFCPの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。
- E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。
保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。
- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
 - b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
 - c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合
- 上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。
- a) 委託されたFCPの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
 - b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 -) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 -) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
 - c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
 - d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるFCPの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
 - e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)の)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)の)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するFCPに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) FCPを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

- F. 保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、FCPを代理する管理会社に返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

FCPの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

- G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、FCPおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、FCPまたはFCPを代理する管理会社に関して、FCP、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびFCPの受益者に開示される場合を除く。

- H. 以下の場合、FCPに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合(2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、受益者の利益を良好に保護するために必要ならすべての措置を講じなければならない。)
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

FCPは2010年法または2007年法に従うか否かにかかわらず、管理会社によって運用される。

FCPに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。

c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。

d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009/65/ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。また、UCITS管理会社およびAIFMは、2018年8月23日に発行されたCSSF告示18/698に従う。

(さらなる詳細については、以下 . 3 を参照のこと。)

3.1.5 関係法人

() 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パート ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パート ファンドおよびSIFについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグの投資信託は、2010年法および2007年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人(SICAV)

3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法に従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

3.2.1.2 2007年法に基づくSICAV

公開有限責任会社(société anonyme)の形態に加えて、2007年法はSICAVが株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)、特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)、普通リミテッド・パートナーシップ(société en commandite simple)、非公開有限責任会社(société à responsabilité limitée)または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合(société coopérative organisée sous forme de société anonyme)の形態の採用を許可している。2007年法に基づくSICAVの唯一の目的は、

投資リスク分散を目的としてファンドを資産に投資し、投資家（十分に情報を提供された投資家でなければならない）に資産運用の結果の恩恵を提供することである。規約は、資本金が常に会社の純資産の金額と同額である旨規定している。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、S I Fについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.3 2010年法および2007年法に従うS I C A Vの要件

S I C A Vに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パート の対象となっているS I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含め、2010年法パート に従うすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- パート S I C A Vは、株式資本を維持しなければならなく、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、S I C A Vの認可後6か月以内に達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本は、250万ユーロに引き上げることができる。
- S I Fについては、株式プレミアムまたは組合持分を構成する金額を加えたS I C A Vの払込済資本は、125万ユーロを下回ってはならない。かかる最低資本金は、S I C A Vの認可後12か月以内に達しなければならない。大公国規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロまで引き上げることができる。

（注）現在はかかる規則は存在しない。

- 取締役の任命および取締役の変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資証券を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資証券を買い戻す。
- U C I T Sおよびパート ファンドに関して、通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資証券を発行しない。
- U C I T Sおよびパート ファンドの規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート ファンドについては最低1か月に1回とし、S I Fについては最低1年に1回とする。）。
- 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。
- S I C A Vの投資証券は無額面とする。

3.2.2 2010年法に基づくS I C A Vの保管受託銀行

A . S I C A Vは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。保管受託銀行は、保管受託契約に従い、S I C A Vの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない。また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するS I C A Vに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S

Fに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の関連法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたS I C A Vのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. パート S I C A Vおよび個人向けパート S I C A Vについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- S I C A Vの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの規約に従って執行されるようにすること。
- S I C A Vの投資証券の価格が法律およびS I C A Vの規約に従い計算されるようにすること。
- 法律またはS I C A Vの規約に抵触しない限り、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を執行すること。
- S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- S I C A Vの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にS I C A Vの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、S I C A Vのすべての現金がa) S I C A V名義またはS I C A Vを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC第18条第1項a)、b)またはc)に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

S I C A Vを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. S I C A Vの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、S I C A Vを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってS I C A Vに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

-) S I C A Vから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてS I C A Vの所有権を確かめることによってかかる資産のS I C A Vによる所有を確認し、
-) S I C A Vが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、S I C A Vのすべての資産をまとめた一覧をS I C A Vに提出する。

保管受託銀行が保管するS I C A Vの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるS I C A Vの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) S I C A Vの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がS I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) S I C A Vの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてS I C A Vが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および/またはS I C A Vの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたS I C A Vの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 -) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 -) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるS I C A Vの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 前記A、C、前記Dの第2段落ないし第4段落および後記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するS I C A Vに投資する投資主が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) S I C A Vが、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、後記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F. 保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、S I C A Vに返還しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりS I C A Vおよび投資主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

以上の保管受託銀行の責任は、前記Eに言及された委任に影響されることはない。

前記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

投資主は、救済が重複したり投資主間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的にS I C A Vを通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、S I C A Vと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、S I C A V、S I C A Vを代理する管理会社および保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社に関して、S I C A V、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびS I C A Vの投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、S I C A Vに関して保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはS I C A Vに解任される場合(2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。)
- b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりS I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章(U C I T S)または第16章(パートファンドおよびS I F)に従い管理会社によって運営される。

S I C A Vが管理会社を指定した場合のS I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、またはS I C A Vにより解任された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 指定管理会社がS I C A Vにより退任され、S I C A Vが自己運用S I C A Vたる適格性の採用を決定した場合。
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- d) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

また、U C I T S管理会社および第16章管理会社は、下記 3.4に詳述されるC S S F告示18/698に従う。

3.2.4 関係法人

前記 3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、少なくともS I C A Vの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。

- S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代表するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。

- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

- (2) 以下の .3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と解釈される。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグの投資信託に関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010年法および2007年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法および2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI(いわゆる「アンブレラ・ファンド」)を設立することができる旨を規定している。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または配分方針について異なる特徴を持つことがある。CSFは、2010年法および2007年法に従う投資信託(以下「UCI」という。)の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12/540を発行した。当該告示に従い、CSFによる運用されていないコンパートメント(即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント)に対する認可は、最長18か月間有効である。

4.1.2 2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資証券は全額払い込まれなければならない。無額面でなければならぬ。投資証券は、SICAVの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSF規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3 2007年法に基づく受益証券の発行および買戻し

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資証券/受益証券を発行することができる。投資証券は、発行時に1口当たり最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく(買戻しおよび/または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年法の下で、SIFは、(例えば、SIFが発行したワラントの行使時に)所定の確定した価格で投資証券を発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため)純資産価格を下回る価格で投資証券を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは、一部払込済み投資証券を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、約定した申込みにより当初申込時に確認された新規投資証券の継続取得によってのみならず、一部払込済み投資証券(当初発行された投資証券の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。)によって行うこともできる。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)は、(2010年法または2007年法により明示的に適用除外されていない限り)FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件(1915年法第420条の1)

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項(1915年法第420条の15)

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- () 設立企画人の身元
- () 法人の形態および名称
- () 登録事務所
- () 法人の目的
- () 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額

- () 発行時に払込済の額
- () 発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類の記事
- () 投資証券の様式(記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式)
- () 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
 - (注) 1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、C S S Fは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。
- () 設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (x) 資本の一部を構成しない投資証券(もしあれば)に関する記載
- (x) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (x) 法人の存続期間
- (x) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積り

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第420条の17)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- () 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをR E S Aに公告すること
- () 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 設立企画人および取締役の責任(1915年法第420条の19および第420条の23)

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

. 2010年法に基づくルクセンブルグのU C I T S

1 . ルクセンブルグのU C I T Sに関する序論

2010年法パート に基づきU C I T Sとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のE U加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる(簡単な通知手続に服する。)。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、U C I T Sを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのU C I T Sの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。)。

2 . ルクセンブルグのU C I T Sの投資制限

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、F C Pおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

U C I T Sが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のU C I T Sとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、指令2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同指令第1条第2項第1号および第2号、a)およびb)に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に(設立国が加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- 当該その他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - 当該その他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が指令2009/65/ECの要件と同等であること。
 - 当該UCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - (合計で)取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の原資産となるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11/512を制定している。同告示は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品

- C S S F が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4次指令78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) U C I T S は、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

(7) 投資法人として組成されているU C I T S は、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

(8) U C I T S は、流動資産を保有することもできる。

(9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社(各運用U C I T S に関するもの)は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロフィール全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。U C I T S はまた、O T C デリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。U C I T S は、C S S F が規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、C S S F に定期的に報告しなければならない。

(b) U C I T S は、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をC S S F が定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。いかなる場合も、これらの運用によりU C I T S はその設立文書に記載された投資目的から逸脱しないものとする。

(c) U C I T S は、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

U C I T S は、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。U C I T S が指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

(10) (a) U C I T S は、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

U C I T S は、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。U C I T S の取引の相手方に対するO T C デリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

(b) U C I T S がその資産の5%を超えて投資する各発行体について、U C I T S が保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのO T C デリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、U C I T S は、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われたO T C デリバティブ取引から生じるエクスポージャー

(c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国が参加している公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

指令83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSEの承認する株価指数または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたく限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、同一発行体のみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSSEは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSEは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証人となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていないなければならない。

- (b) UCI T S以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCI T Sの資産の30%を超えてはならない。

UCI T SがUCI T Sおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCI T Sまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCI T Sおよび/または他のUCIの受益証券に、UCI T Sが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCI T Sおよび/またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCI T Sおよび/または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCI T Sは、目論見書において、当該UCI T Sならびに投資を予定している投資先UCI T Sおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCI T Sならびに投資先UCI T Sおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCI T Sが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

- (b) UCI T Sが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の前記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株価指数または債券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (c) UCI T Sの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCI T Sの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCI T Sのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。

- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートまたは指令2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。

- (b) さらに、UCI T Sは、以下を超えるものを取得してはならない。

- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
- () 同一発行体の債務証券の10%
- () (2010年法第2条第2項の意味における) 同一UCI T Sまたはその他のUCIの受益証券の25%
- () 一発行体の短期金融商品の10%

上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。

- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
- 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
- 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品

- 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
- 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書 2. の制限に適合する必要はない。
リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの制御の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%まで、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%まで借入れをすることができる。
- 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- (20) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。
- 2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08/339(以下「告示08/339」という。)を出した。告示08/339は、2002年法の関連規定(2010年法の対応する規定により代替される。)の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された告示08/380により改正された。
- 2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF告示08/356(以下「告示08/356」という。)を出した。

告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

CSSF告示14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。

2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったMMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求される。MMF規則の範囲内に該当しないUCIは、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。

MMF規則は、3種類のMMFについて規定しており、() 公的債務固定純資産価額のファンド、() 低ボラティリティ純資産価額のファンド、および() 変動純資産価額のファンド(VNAV)(短期VNAVおよび標準VNAVの形を取り得る。)である。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するUCITSに追加的な投資制限が適用される。

指令2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター/フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

- A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS(またはそのコンパートメント)の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。
- B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS(以下「マスター」という。)に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。
- 補助的な流動資産(2010年法第41条第2項に定義される。)
 - 金融デリバティブ商品(ヘッジ目的でのみ利用できる。)
 - 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社/第15章の管理会社

パート ファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)、または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定は第15章の管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管

理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。

(注) 当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。
- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用(年金基金が保有するものも含む。)
- (b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務
- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

- (5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてC S S Fによる事前の授權も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表 に記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

(注) 別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集成的管理において追加的に遂行する「その他の業務」(管理、販売およびAIFの資産に関連する行為等)から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

- (7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。

- (8) C S S Fは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

() 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

() 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

() 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、指令2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはC S S FがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (12) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
- (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- 管理会社が、(2010年法第116条に従い)集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。
CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人(réviseurs d'entreprises agréés)に委ねることが条件とされる。
承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009 / 65 / E Cに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、U C I T Sに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T Sの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反により害されるU C I T Sまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 上記3.1(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身で運用するU C I T Sの受益証券に投資してはならない。
 - (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償制度に関する指令97 / 9 / E Cを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (注) 上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、C S S Fに適切に報告しなければならない。C S S Fは、U C I T S所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T Sが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) U C I T Sの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。

- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。
- 報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィールに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員に適用される。
- (7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
 - (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
 - (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
 - (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
 - (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
 - (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。
 - (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
 - (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITS

の投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。

- (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。

- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。

本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック(回収)を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

- (q) 役員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を

含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に合うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009/65/EC第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会(該当する場合は)、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステークホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37-8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表に定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。

- (2) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4 UCITS管理会社に適用される規則

CSSF規則No. 10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、CSSFは、以前適用されていたCSSF告示12/546に代替する告示18/698を発行した。

ルクセンブルグのUCITS管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたCSSF告示12/546とは異なり、CSSF告示18/698は、あらゆる投資ファンド運用会社(すなわち、UCITS管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、AIFMおよび2013年法第4条第1項b)の意味における内部運用されるAIF)および登録事務代行会社の機能行使する事業体を対象としている。

当該告示により、C S S Fは、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、C S S Fが投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、C S S F告示18/698は、()投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに()取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、UCITS、AIFおよびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、C S S F告示18/698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してC S S Fが期待することを明確にしている。

C S S Fは、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびC S S Fのために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、C S S Fは、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、MIFIDファームに適用される要件により厳密に一致させている。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

4.1.1 UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- () 次の投資信託はルクセンブルグのC S S Fから正式な認可を受けることを要する。
 - ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
 - EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- () 認可を受けたUCIは、C S S Fによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。
- () ルクセンブルグ法、規則およびC S S Fの告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定およびC S S Fの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

C S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書(以下「UCITS KIID」という。)を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券/投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。
主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。
さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。
- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

PRIIPs規則に従い、いわゆる「PRIIP」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286/2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がPRIIPに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書(以下「PRIIP KIID」という。)を交付する必要がある。「PRIIP」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品という。

PRIIPs規則は、2018年1月1日から適用される。UCITS管理会社、自己運用UCITS投資法人およびUCITSについて助言または販売を行う者に関して、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。

PRIIPs規則の目的は、()PRIIPs KIID(最大A4 3頁)を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに()PRIIP市場の参加者全員(PRIIPの設定者、助言者および販売者)に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

PRIIPのコンセプトには、(クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、UCITSを含む)あらゆる種類の投資ファンド、(その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む)仕組商品および(変額年金商品および配当付商品を含む)保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

UCITSの受益証券/投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書(および該当ある場合はUCITS KIID/PRIIPs KIID)が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマナー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049(改正済)およびMMF規則(マナー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2017/1131)
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/43/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10-4
- ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/44/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10-5(改正済)

- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF告示11/509
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF告示12/540
- 2010年法パート に服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS(場合に応じて)に適用される規定に関するCSSF告示16/644
- SFT規則(規則(EU)No.648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2015/2365)
- ベンチマーク規則(指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則(EU)No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2016/1011)

4.2 ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

() 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

() 2010年法パート に従うUCITSは、上記()に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。

b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが指令2009/65/ECに従う管理会社により運用され、指令2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合

c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人(該当する場合は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受け取るものとする。

() 販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようになるための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、UCITS の規則により、パート ファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパート の範囲内に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF告示02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02/81により、

承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用(その中央管理事務および保管者を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、UCIまたはUCIの管理会社の取締役会およびCSSFによる使用のためだけに発行される。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136(CSSF告示08/348により改正)およびCSSF告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託(fonds d'investissement)の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ(または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%)以下の罰金刑に処される。

2010年法の下、CSSFは、制裁およびその他の行政措置に関して以下の権限を有する。

(1) 下記a)ないしg)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート およびパート に従うUCI、その管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業
 - 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を行う者
 - (UCIが任意清算される場合) 清算人
- a) 2010年法を適用する目的においてCSSFが必要とする財務書類またはその他要求された情報の提供を拒絶した場合
- b) 不完全、不正確または虚偽であることが判明した書類またはその他の情報を提供した場合
- c) CSSFの検査権ならびに監査権および調査権の行使が妨げられた場合
- d) 貸借対照表および財務状況の公表について規定する規則を遵守しなかった場合
- e) 下記(4) b) を理由としてCSSFにより宣言されたCSSFの差止命令を遵守しなかった場合
- f) 関係機関の健全かつ思慮分別のある運営をリスクにさらす可能性が高い行動を取った場合
- g) 2010年法第132条の規定を遵守しなかった場合

(2) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記a)ないしp)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート に従うUCI、その管理会社、保管受託銀行
- 前項に記載の団体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該団体の業務を効率的に行う者

- a) 議決権割合もしくは保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%以上となるよう、または取得者の子会社となるよう、UCITS管理会社における適格保有持分が直接もしくは間接的に取得された場合または管理会社におけるそのような適格保有持分が増加された場合(以下「提案された取得」という。)であって、取得者が適格保有持分を取得または増加しようとしている当該管理会社につきCSSFに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- b) 議決権割合または保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%未満となるよう、または取得者の子会社でなくなるよう、UCITS管理会社の適格保有持分が直接もしくは間接的に処分され、または減少した場合であって、CSSFに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- c) UCITS管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第102条第(5)項第b)号に違反した場合
- d) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第27条第(1)項に違反した場合
- e) 指令2014/65/EUの第11条第(1)項に記載される割合のうちいずれか一つを上回るまたは下回る事となる、その資本の保有持分の取得または処分を認識した直後に、UCITS管理会社が、当該取得または処分をCSSFに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- f) UCITS管理会社が、少なくとも年1回の割合で、適格保有持分を所有する株主および社員の氏名ならびに当該保有高をCSSFに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- g) UCITS管理会社が、2010年法第109条第(1)条第a)項の規定に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
- h) UCITS管理会社が、2010年法第109条第(1)条第b)項の規定に従って課せられる組織・設立要件を遵守しなかった場合
- i) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第27条第(3)項に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
- j) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第110条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- k) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲の投資会社が、2010年法第111条の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
- l) 保管受託銀行が、2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項に従い、その職務を遂行しなかった場合
- m) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVまたは(自己が運用している各FCPについて)UCITS管理会社が、2010年法第5章の規定に定める投資方針に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合、
- n) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第42条第(1)項の規定に定めるリスク管理プロセスまたはOTCデリバティブの価値を正確にかつ独立して評価するプロセスを利用しなかった場合
- o) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVまたは(自己が運用している各FCPについて)UCITS管理会社が、2010年法第47条および第150条ないし第163条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を遵守しなかった場合
- p) 別の加盟国において自己が運用しているUCITSの受益証券を販売するUCITS管理会社、または別の加盟国において自己の受益証券を販売する2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第54条第(1)項に定める通知要件を遵守しなかった場合
- q) SFT規則第13条および第14条の規定を遵守しなかった場合

(3) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記 a) ないし n) のいずれかに該当する場合、C S S F は、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート に従う U C I、その管理会社、保管受託銀行
- 前項に記載の団体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該団体の業務を効率的に行う者
- a) 2010年法第16章に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第125 - 1 条第(5)項第 b) 号に違反した場合
- b) 2010年法第16章に従う管理会社が、2010年法第125 - 1 条の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- c) 2010年法第12章に従う S I C A V が、2010年法第95条第(2)項および第(3)項の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- d) F C P の法的形態を有さない U C I T S または2010年法第13章に従う S I C A V が、2010年法第99条第(6 b) 項および第(6 c) 項の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- e) U C I またはその管理会社がそれぞれ、2010年法第150条ないし第158条に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
- f) 保管受託銀行が2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項の規定に従い、自己の職務を遂行しなかった場合
- g) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により A I F の A I F M としての認可を得て、2013年法第10条第(1)項第 b) 項に違反した場合
- h) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2013年法第16条および第17条に従って課せられる設立要件を遵守しなかった場合
- i) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2013年法第13条の規定に従って課せられる、利益相反の防止に関する手続および措置を遵守しなかった場合
- j) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2010年法第11条(1)および2013年法の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
- k) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2013年法第14条の規定に従って課せられるリスク管理の手続および体制を遵守しなかった場合
- l) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2013年法第18条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- m) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、自己が運用している各 A I F につき、2013年法第20条および第21条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
- n) 別の加盟国において自己が運用している A I F の受益証券を販売する、2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2013年法第30条に定める通知要件を遵守しなかった場合

(4) 上記(1)ないし(3)に記載される場合において、C S S F は、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。

- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
- b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
- c) (U C I または管理会社の場合) U C I または管理会社の認可の停止または取消し
- d) 管理会社もしくは U C I の経営陣の構成員、または管理会社もしくは U C I により雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または(度重なる重大な法令違反の場合) 永久禁止令
- e) (法人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額(法人が親会社である場合または指令2013 / 34 / E U に従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会

社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。)

f) (自然人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金

g) 上記e) およびf) の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、(上記e) およびf) の上限金額を上回る場合であっても) 当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金

(5) 本法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定(不服申立てが存在しないものに限られる。)について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、CS SFは、不当な遅滞なく、CS SFのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。

ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとCS SFが判断した場合、または、公表することで市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、CS SFは、以下のいずれかを行うものとする。

a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。

b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること(当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。)

c) (上記a) およびb) に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合) 制裁または措置を課する決定を公表しないこと。

) 市場の安定性が危険にさらされないこと。

) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

CS SFが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

(6) また、CS SFは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、CS SFの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。

(7) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、CS SFのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。

(8) 指令2009/65/ECの第99e条第(2)項に従い、CS SFがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、CS SFは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。

さらに、CS SFは、上記(1)c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰(当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。)をESMAに報告するものとする。

(9) CS SFが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、CS SFは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下(該当する方)を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。

a) 違反の重大性および期間

b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度

- c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
 - d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および(該当する場合)市場または広範な経済の機能性に対する損害(それらが決定される範囲に限られる。)
 - e) 違反につき責任を負うべき者によるC S S Fに対する協力の程度
 - f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
 - g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置
- (10) C S S Fは、本法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム(かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。)を確立する。
- (11) 上記(10)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
- a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続
 - b) U C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること
 - c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること
 - d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則
- (12) 第1項に言及されたU C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくはは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。
- (13) U C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

4.3 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 F C Pの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b. 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資証券を保有する投資主によって決定される。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行う清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

・2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、A I F Mをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

() 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のA I Fを運用することである法人は、(当該A I F Mが2013年法の適用外である場合を除き) 2013年法を遵守しなければならない。A I Fとは、以下の投資信託(そのコンパートメントを含む。)をいうと定義される。

a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

b) U C I T S 指令に基づき認可を必要としない投資信託。

() 2013年法は、以下のA I F Mには適用されない。

a) A I F M、A I F Mの親会社もしくは子会社またはその他A I F Mの親会社の子会社のみが投資家であるA I Fを運用する、ルクセンブルグで設立されたA I F M(ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がA I Fではないことを条件とする。)

b) ルクセンブルグで設立されたA I F Mであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該A I F Mと関連する会社を通じて、以下のいずれかのA I Fのポートフォリオを直接的または間接的に運用するA I F M

() その運用資産(レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。)の総額が100百万ユーロの限度額を超えないA I F、もしくは

() レバレッジされておらず、各A I Fへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないA I Fによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないA I F

(それぞれを「最低限度額」という。)

AIFMは、上記b)()に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない(以下「登録AIFM」という。)。登録AIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。登録AIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に(少なくとも年に一度)提供しなければならない。登録AIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。当該AIFMは、AIFMDパスポート(下記 .1.6を参照のこと。)の恩恵を受けることはなく、このためパート ファンドまたはSIFの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

1. 2013年法に従うAIFMおよび保管受託体制

1.1 AIFM

1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

- a) AIFMが、AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合。
- b) AIFMが、AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体（かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。）である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表に記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 指令2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
 -) 投資顧問業務
 -) 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務
 -) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび/またはAIFの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するAIFMの株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) AIFMが2013年法第2章（AIFMの認可）、第3章（AIFMの運営条件）および第4章（透明性要件）および、適用ある場合、第5章（特定タイプのAIFを運用するAIFM）、第6章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）、第7章（第三国に関する具体的規則）および第8章（個人投資家に対する販売）を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めに関する情報

さらに、認可申請はAIFMが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するAIFに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、AIFMは履行前に、とりわけCSSFが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するCSSF告示18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能を実行する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定（.3.4に詳述される。）は、AIFMの認可の取得および維持のための条件を定めている。

1.2 A I F Mとしても認可された管理会社

以下の団体はA I F Mとしての資格を有する可能性がある。

- (a) U C I T S / 2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法(第125 - 1条および第125 - 2条)第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パート に従い内部運用されるU C I
- (d) 2007年法に従い内部運用されるS I F
- (e) 2004年法に従い内部運用されるS I C A R
- (f) 2013年法に従い規制されるA I F Mたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体
 - 1 . 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体
 - 2 . 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1 第15章記載の管理会社

U C I T S / 2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、U C I T S 指令に従い認可されたU C I T Sの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いC S S Fにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくA I F Mとして行為するため追加許可をC S S Fから得ることを条件とし、A I F M Dが規定するA I FのA I F Mとして任命される場合もある。

A I F Mとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、 . 3を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社 - 第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、A I Fの管理会社およびA I F Mとして行為することができる。2010年法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはC S S Fの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限責任会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)または株有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えらる修正は、C S S Fによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年法第125 - 2条の適用を害することなく、2010年法第125 - 1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- () A I F M Dに規定される範囲内のA I F以外の投資ピークルの運用を行うこと。
- () A I F M Dに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはA I F M Dに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い外部A I F Mを選任しなければならない。
- () その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のA I Fの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。

- C S S F に対して当該管理会社が運用する A I F を特定すること。
- 当該管理会社が運用する A I F の投資戦略に関する情報を C S S F に提供すること。
- C S S F に対し、C S S F が効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用する A I F の最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88 - 2 条第 2 項 a) に規定する範囲の外部 A I F M を選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第 2 章に規定される手続に従い、30 暦日以内に C S S F に対し認可の申請を行わなければならない。

A I F M D に規定する範囲の A I F 以外の投資ピークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b) または c) に記載される業務をあわせて行うことなく a) に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第 125 - 1 条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125 - 1 条第 4 項 a) または c) に記載される活動を行う2010年法第125 - 1 条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S F は、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C I が運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体のみ付与される。
当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S F と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c) の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S F の事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記() の活動を行う2010年法第125 - 1 条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部 A I F M が当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S F は、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88 - 2 条第 2 項 a) に規定される範囲内の外部 A I F M を任命せずに、選任を受けた管理会社として A I F M D に規定する範囲の一または複数の A I F を運用する2010年法第125 - 2 条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第 3 条第 2 項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第 2 章に基づき、A I F の A I F M としての認可を C S S F から事前に取得しなければならない。

2010年法第125 - 2条に記載される管理会社は、2013年法別表 に記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125 - 2条に基づき運用するA I Fに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

- (2) C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。
- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。
(注) 現在はかかる規則は存在しない。
 - b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
 - c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。
 - d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。
 - e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全に、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) C S S Fは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することができる。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
 - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
 - e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するU C Iの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人(réviseurs d'entreprises agréés)に委任することが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S Fから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。
また、第16章管理会社は、.3.4に詳述されるC S S F告示18 / 698に従う。

1.3 委託

2013年法に従い、A I F Mは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にC S S Fに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) A I F Mは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。

- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならない、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、C S S Fの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、C S S Fの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、C S S Fおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e) 委託はA I F Mの監督の有効性を阻害してはならず、特にA I F Mが投資家の最善の利益のために行われ、または運用されることを妨げてはならない。
- f) A I F Mは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上で選択され、A I F Mは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

A I F Mは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

(注) A I F Mは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、A I F Mによって、継続的に遂行されるものとする。

A I F Mは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはA I F MもしくはA I Fの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

A I Fに対するA I F Mの責務は、A I F Mが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

A I F Mは、A I F Mの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がA I F Mから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するA I F Mの事前承認
- A I F Mは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にC S S Fに通知すること。
- A I F Mからの委託先(第三者)に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

(注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのA I F Mによって非E U運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのA I F Mからの委託により、非E U運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのA I Fは、E Uパスポートに基づき、E Uでプロの投資家に対して販売することができる。

また、委託に関するC S S F告示18/698の規定を遵守しなければならない。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

A I F Mは、A I F Mが運用する各E U A I FおよびA I F MがE U内で販売する各A I Fについて、A I Fの規約(またはF C Pの場合は約款)に基づき投資家がA I Fに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- A I Fの投資戦略および投資目的の記載ならびにA I Fが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- A I F M、A I Fの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- A I F Mの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載

- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- A I F の評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- A I F の流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- A I F M が投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、A I F またはA I F M との法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるA I F の直近純資産価額またはA I F の受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- 入手可能な場合、A I F の過去の実績
- プライム・ブローカーの身元ならびに、A I F およびA I F のプライム・ブローカー間の重要な取り決めに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、A I F 資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- レバレッジ利用、リスク特性およびA I F のポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

A I F がその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、A I F M は管理する各E U A I F およびE U において販売する各A I F について、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

A I F M は、さらにA I F のレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、A I F が許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該A I F が用いるレバレッジの総額について、定期的の開示するものとする。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたA I F M は、管理する各E U A I F およびE U において販売する各A I F について、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、C S S F および適用ある場合、A I F の所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたA I F は、指令2004/109/E C に基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更(前記1.4.1参照のこと。)ならびにA I F M が役員に支払った会計年度中の報酬総額およびA I F が支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

1.4.3 C S S F への報告義務

2013年法第22条に従い、A I F はC S S F に定期的に報告しなければならない。

当該報告は、A I F M が管理するA I F のためにA I F M が取引する主な商品、A I F M が取引する主要な市場、A I F M が取引する主な商品、A I F M が加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにA I F M が管理する各A I F の主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

A I F Mは、管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、C S S Fに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うA I Fの資産の割合
- A I Fの流動性を管理するための新たな取り決め
- A I Fの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためA I F Mが用いるリスク管理システム
- A I Fが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

A I F Mの報告期間の頻度は、A I Fの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がA I F M Dの第3(2)条(a)項および(b)項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のA I Fのポートフォリオを運用するA I F Mの場合、運用する各E U A I FおよびE U内で販売する各A I Fについて半年毎
- 上記の要件に従うA I F Mの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各A I Fについて5億ユーロを超える場合、当該A I Fについて四半期毎
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるA I Fのポートフォリオを運用するA I F Mの場合、運用する各E U A I FおよびE U内で販売する各A I Fについて四半期毎
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、A I F Mの運用下にあるレバレッジされていない各A I Fについては、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、A I F Mは、請求に応じてC S S Fに、運用するすべてのA I Fに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるA I Fを運用するA I F Mは、運用する各A I Fが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借り入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにA I Fの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をC S S Fに提供するものとする。

かかる情報は、A I F Mが運用する各A I Fのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各A I Fのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

C S S Fが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、A I F Mに対し、定期的かつ逐次ベースで、1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパート ファンドを含む完全にA I F M Dの範囲内に該当するA I Fに関する新保管受託制度を導入した。若干の調整に従い、2013年法は、2013年法の範囲内に完全には該当しないS I Fに関しては従前の保管受託制度を維持する。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、()当初の投資から5年間において行使することができる買戻権がなく、かつ、()主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社(例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド)に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するS I F、2004年法に規定するS I C A RおよびA I F M Dに規定するA I Fに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および/または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、（従前の保管受託制度と同じく）通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表 の第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、C S S Fによって明確にされるとおり、A I F M D第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

A I Fの保管受託銀行は、C S S Fによる要求に応じて、C S S FがA I Fによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非U C I T Sの保管受託銀行（すなわち、U C I T Sとしての資格を有しないU C Iの保管受託銀行）は、C S S Fによる保管受託銀行の任命および承認に関するC S S F告示18 / 697の規定に従う。

C S S F告示18 / 697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するC S S Fの要件を詳述することにより、2013年法および / またはA I F M Rの一定の事項、また一定の範囲では2007年法および / または2004年法について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- A I F Mにより運用されるA I F
- 非個人向けパート ファンド
- 該当する場合、A I Fとしての資格を有しないS I FおよびS I C A R、ならびにA I Fとしての資格を有し、登録A I F Mにより運用されるS I FおよびS I C A R

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびA I F M Rに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- A I Fの資産の保護預かり義務
- A I Fのキャッシュ・フローを監視する義務
- 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類金融商品またはその対当額を、A I FまたはA I Fを代理して行為するA I F Mに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、A I F M Dの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、A I Fまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 A I Fの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章（E U A I F MのE UにおけるE U A I Fの販売および運用権限）および第7章（第3国に関する具体的規則）に規定される通り、A I FはA I F Mに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みA I F Mによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販

売される。これらの規定はさらに、認可済AIFMが、これらのAIFを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、AIFの販売または運用を行うためAIFMが受入加盟国からの認可を取得するか、AIFMが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

2. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

2.1 2010年法に従うパート ファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパート ファンドは、2013年法の規定するAIFとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUCITS規定に該当するが、2010年法パート に該当するUCITSの適格性を取得するものではなく、パート に準拠するものとする。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2 ルクセンブルグ・パート ファンドの投資制限

パート ファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

(注) 当該規則は未だ発せられていない。

IML告示91/75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。
- b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。
- c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にCSSFとともに協議することができる。

上記2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するパート ファンドに追加的な投資制限が課される。

2.1.3 管理会社およびAIFM

各パート ファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、指令2011/61/EUの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パート ファンドは、2013年法に従い、()パート ファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または()ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用さ

れる。後者の場合、パート ファンドは、それ自体がA I F Mとしてみなされ、() A I F Mに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および() 2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびA I F M

これらの管理会社がパート ファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびA I F M

前記の記載事項は、原則として、パート ファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パート ファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パート ファンドは、その機能を遂行するため事前にC S S Fの認可を受けなければならない。パート ファンドは、C S S Fがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パート ファンドは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従って選任されたその外部A I F Mが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパート ファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、A I F M自体として認可されなければならない。

パート ファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をC S S Fに通達しなければならない。

認可済みパート ファンドは、C S S Fによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- 投資会社および管理会社は、自己が運用する各F C Pにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
- 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、A I F Mの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたA I F Mによって運用されるか、または内部運用されるA I F M(後記参照のこと。)としての資格を有するパート ファンドに対し要求されている。

.4.1.2に詳述されるとおり、2018年1月1日(または以下に記載する経過期間の末日)以降、E Uの個人投資家に対して、いわゆる「P R I I P」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がP R I I P投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、P R I I P s K I Dを交付する必要がある。

P R I I P s 規則は2018年1月1日から適用される。U C I T S 管理会社、自己運用U C I T S 投資会社およびU C I T S について助言または販売を行う者については、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。2018年1月1日より前にU C I T S K I I Dを発行したパート ファンドもまた、この経過期間の便益を受ける権利を有する。

パート ファンドの受益証券/投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書(および該当する場合、U C I T S K I I D / P R I I P K I D)が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的な規制

- () 募集または販売の承認
2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCIが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。
- () 設立文書の事前承認
2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。
- () 販売資料
2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。
これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。
- () 目論見書の更新義務
2010年法第153条は、目論見書(全体版)の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。
- () 財務状況の報告および監査
1915年法第461条の6第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。
1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。
2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。
2004年1月1日から有効なCSSF告示02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用(その中央管理事務および保管者を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと記載している。
- () 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L 告示97 / 136（C S S F 告示08 / 348により改正）およびC S S F 告示15 / 627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

（ ）違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。（さらなる詳細については、前記 .4.2（ ）項を参照のこと。）

2.1.5 保管受託銀行

パート ファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパート ファンドの発行文書において、その受益証券/投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パート ファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパート ファンドに関しては、.3に記載するU C I T S 保管受託制度が適用される。

非個人向けパート ファンドに関しては、.1.5に基づくA I F M D 保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記 .4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパート ファンドの清算にも適用される。

2.2 2007年法に従うS I F

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年法の下で設定されたピークルと2010年法に従うU C Iをさらに区別するため、2007年法は、前者を「専門投資信託」（以下「S I F」という。）と称している。

前記 .に記載するとおり、2007年法は、A I F M Dをルクセンブルグ法に国内法化する2013年法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年法は、現在、2つのS I F制度、すなわち、

（ ）2007年法パート に従い、A I F M Dの対象となるA I Fとしての資格を有しないS I F、および、（ ）2007年法パート に従い、認可されたA I F Mによる運用が必要なS I Fを区別する。

2.2.1 総則および範囲

S I F制度は、（ ）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるU C Iおよび（ ）その設立文書によりS I F制度に服するU C Iに適用される。

S I Fは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりU C Iとしての適格性も有している。かかる地位は、特に指令2003 / 71 / E C等の各種欧州指令（いわゆる「目論見書指令」）の適用可能性の有無について重要性を有する。同指令は、2012年7月3日法によって国内法化された指令2010 / 73 / E Uによって改正されている。

S I Fは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法第2条では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはS I Fへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、指令2006 / 48 / E Cに定める金融機関、指令2004 / 39 /

ECに定める投資会社もしくは指令2009/65/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ビークルの設立文書(規約または約款)または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ビークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2.2.2 ルクセンブルグのSIFの投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パート と同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。そのためCSSFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認めることができる。したがって、個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される。

CSSFは、SIFに関するリスク分散について告示07/309(以下に詳述する。)によって規制ガイドラインを発行した。SIFがアンブレラ・ファンドとして設立されている場合、SIFへの言及は、そのコンパートメントの一部に関する言及として理解されなければならない。

(1) SIFは、その資産または約定した申込みの30%を超えて同一発行体が発行する同種の有価証券に投資しない。

(1)の制限は、以下の証券に適用されない。

() OECD加盟国または超国家的組織に対して発行された有価証券

() 少なくともSIFに適用されるものと同等のリスク分散規制に服するターゲットUCI

(2) 同一の発行体が発行する同一の性質の有価証券の空売りは、SIFの資産の30%を超えない。

(3) 金融デリバティブ商品を使用する場合、SIFは当該金融デリバティブ商品の裏付け資産の適切な分散により、上記に匹敵する水準のリスク分散を確保しなければならない。同様に、OTC取引の取引相手リスクは、適用ある場合、取引相手の性質および資格に応じて制限されなければならない。

CSSFは、個別事例毎に例外を認める。

CSSFは、SIFが上記分散規則を逸脱できる「猶予期間」を認める。この猶予期間は、SIFの目論見書に開示されるものとし、運用資産の種類に応じて変更する。

上記 .2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するSIFに追加的な投資制限が課される。

2.2.3 管理会社およびAIFM

ルクセンブルグの管理会社は、2010年法第15章および第16章に従い、SIFを運用する。SIFが2013年法の条項に従うAIFとしての資格を有する場合、後者は、2013年法第2章の条項に従う認可済みAIFM(AIFMの運用資産が最低限度額を超えない場合)または登録済みAIFM(当該AIFMが最低限度額免除の恩恵を受けることができる場合)によって運用されるものとする。第15章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。これらの管理会社がAIFMとして資格を有するための条件は、上記の通りである。

第16章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に従い存続する管理会社が満たさなければならない要件を規定している。これらの要件は上記の通りである。

2.2.4 SIFの認可、登録および監督

2.2.4.1 認可および登録

S I Fは、C S S Fによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、S I Fは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うU C Iの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うU C Iについて、C S S Fは、S I Fの設立文書、S I Fの取締役/運用会社、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。S I Fの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、C S S Fの承認を必要とする。

2.2.4.2 投資家に提供すべき情報

募集文書および直前に公表された年次報告書は、購入者からの請求に応じて、無料で購入者に提供されるものとする。しかしながら、2007年法は、かかる文書の最小記載内容について具体的な内容を課していない。

募集文書は、投資家が投資家に提案された投資および特に、投資に付随するリスクについて、情報に基づく判断を下すことができるよう必要な情報を記載しなければならない。

募集文書の継続的更新は要求されないが、新規証券または組合持分が新たな投資家に対して発行される際には重要部分の更新をしなければならない。募集文書の修正は、C S S Fの承認を条件とする。2018年1月1日以降、個人投資家に対し助言、募集、販売が行われているS I Fは、個人投資家が関連するS I Fに投資する前に、かかる個人投資家に対してP R I I P K I Dを交付しなければならない。ただし、2018年1月1日より前にU C I T S K I I Dを発行し、したがって、前記 4.1.2で記載する経過期間の便益を受けるS I Fはこの限りではない。個人投資家に対する助言、募集、販売が行われていないS I Fは、P R I I P規則の対象外である。

2.2.5 ルクセンブルグのS I Fの追加的な規制

() 規制上の側面

2007年法上、S I Fは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付C S S F規則12-01は、これらの要件に関する措置を講じている。

() 財務報告書の監査

S I Fの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人(réviser d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない。

U C I T Sおよびパート ファンドについては、1915年法第461条の6第(2)項とは別に、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を、年次総会の招集通知と同時に、登録受益者に送付することを要しない。招集通知は、これらの文書を受益者に提供する場所および実務上の取り決めを記載するものとし、各受益者は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を送付するよう請求することができる旨明記するものとする。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

() 財務報告書の提出

2007年法第56条は、S I Fが募集文書およびその修正ならびに年次報告書をC S S Fに送付しなければならない旨規定している。

2.2.6 保管受託銀行

S I Fは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年法のパート に服し、認可済みA I F Mによる運用を要するS I Fおよび2007年法のパート に服し、A I F M Dの範囲内のA I Fとしての資格を有しないS I Fは、異なる保管受託制度に服す。A I F M Dによる制度は、上記 1.5に記載される。

次の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、上記に詳述される、2013年法の第19条第3項で言及される条件(例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み)を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項a)に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または、2013年法第24条に従い発行者または非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者または非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないS I Fに関しては、1993年法第26 - 1条に規定する範囲の金融機関の地位以外に資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

2.2.7 清算

.4.3「清算」の記載事項は、2007年法に従うS I Fの清算にも適用される。

2.3 2004年法の下でのS I C A R

2004年6月15日に、ルクセンブルグ議会は、リスク資本へ投資する投資法人(以下「S I C A R」という。)に関する2004年6月15日法(以下「2004年法」という。)を採択した。リスク資本への投資は、証券取引所への参入、進展または上場を目指す事業体に資産を直接または間接に投資することを意味する。このタイプのピークルは、情報を十分に提供された投資家(S I Fに関する2007年法と同様に2004年法によって定義される。)にのみ利用可能である。

2.4 2016年法の下でのR A I F

2016年7月28日、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法が公表された。

これにより、「リザーブド・オルタナティブ投資ファンド」(以下「R A I F」という。)という新たな種類のルクセンブルグの投資ピークルが導入された。

R A I Fは実質上、A I Fとして区分されるS I F(またはS I C A R)と同一の特徴(および柔軟性)を有しており、主な違いは、R A I Fは、C S S Fの認可および監督に服さず、それゆえ、R A I Fを設定し、運用を開始することができる期間が市場に出るまでの時間の観点から考えるとより魅力的であるということである。S I FおよびS I C A R同様、R A I Fは、情報を十分に提供された投資家にのみ利用可能である。R A I Fは、認可されたA I F Mによって管理されなければならない、A I F M Dに基づいて規制される。その他のA I Fについて、R A I Fの認可されたA I F Mは、2013年法、A I F M Dおよび第三国の規則の規定に従うことを条件として、究極的には、国境を越えた方式によりE Uの特定投資家に対して自らが管理するR A I Fを販売することができる。

2.5 規制を受けないピークル

A I Fとしての資格を有するルクセンブルグの投資ピークルは、規制を受けないA I Fとして設立することもでき、これらはルクセンブルグの商品法に準拠しないため、本書において詳述されない。

第4【その他】

- (1) 交付目論見書の表紙ならびに請求目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社、販売会社、販売取扱会社および/またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
 - ・ 購入にあたっては交付目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書に、投資リスクとして以下の事項を記載する。
 - ・ ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨
 - ・ ファンドの運用および為替相場の変動による損益は全て投資者に帰属する旨
 - ・ 投資者の投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがある旨
 - ・ 投資信託が預貯金と異なる旨
- (4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (5) ファンド証券の券面は発行されない。

公認の監査人の報告書

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド

(複数のサブ・ファンドを有するアンブレラ型のFCP(契約型共同投資信託))の受益者各位

ルクセンブルグ L - 1855 ジェイ・エフ・ケネディ通り15番

年次財務書類に対する監査報告書

監査意見

我々は、ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド(以下「ファンド」という。)および各サブ・ファンドの2018年12月31日現在の純資産計算書、投資有価証券およびその他の純資産明細表、ならびに同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記で構成される本財務書類を監査した。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ファンドおよび各サブ・ファンドの2018年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルクの金融監督委員会(以下「CSSF」という。)が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)および国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびISAの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。

我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」という。)に従ってファンドから独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

ファンドの管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報(財務書類およびそれに対する我々の公認の監査人の報告書は含まれない。)に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対するファンドの管理会社の取締役会の責任

ファンドの管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であるとファンドの管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、ファンドの管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、ファンドの管理会社の取締役会がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「公認の監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人の報告書を発

行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびにファンドの管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ファンドの管理会社の取締役会が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認の監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認の監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

デロイト・オーディットの公認の監査人を代表して

ニコラス・エンヌベール、公認の監査人
パートナー

2019年3月20日

ルクセンブルグ L - 2220

ノイドルフ通り560番

[次へ](#)

Report of the Réviseur d'Entreprises Agréé / Auditor 's report

To the Unitholders of
Pictet Global Selection Fund
Luxembourg Mutual Investment Umbrella Fund FCP (Fonds Commun de Placement) with multiple sub-funds
15, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg

Report on the Audit of the Financial Statements

Opinion

We have audited the financial statements of Pictet Global Selection Fund (the "Fund") and of each of its sub-funds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at December 31, 2018 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its sub-funds as at December 31, 2018 and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of July 23, 2016 on the audit profession ("Law of July 23, 2016") and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of July 23, 2016 and ISAs are further described in the "Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises Agréé for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

Report of the Réviseur d'Entreprises Agréé / Auditor's report (continued)

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund's Management Company for the Financial Statements

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund's Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund's Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises Agréé for the Audit of the Financial Statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the Réviseur d'Entreprises Agréé that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law dated July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

Report of the Réviseur d'Entreprises Agréé / Auditor's report (continued)

As part of an audit in accordance with the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund's Management Company;
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Nicolas Hennebert, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

March 20, 2019
560, rue de Neudorf
L-2220 Luxembourg

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

公認の監査人の報告書

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド

（複数のサブ・ファンドを有するアンブレラ型のF C P（契約型共同投資信託））の受益者各位

ルクセンブルグ L - 1855 ジェイ・エフ・ケネディ通り15番

監査意見

我々は、ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド（以下「ファンド」という。）および各サブ・ファンドの2019年12月31日現在の純資産計算書、投資有価証券およびその他の純資産明細表、ならびに同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記で構成される本財務書類を監査した。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ファンドおよび各サブ・ファンドの2019年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルクの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびI S Aの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。

我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「I E S B A規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

ファンドの管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の公認の監査人の報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対するファンドの管理会社の取締役会の責任

ファンドの管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であるとファンドの管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、ファンドの管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、ファンドの管理会社の取締役会がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「公認の監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証

するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSsFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびにファンドの管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ファンドの管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認の監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認の監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

デロイト・オーディットの公認の監査人を代表して

ニコラス・エンヌベール、公認の監査人
パートナー

2020年4月8日
ルクセンブルグ L - 1821
コッケルシュエール大通り20番

[次へ](#)

Report of the Réviseur d'Entreprises Agréé

To the Unitholders of
Pictet Global Selection Fund
Luxembourg Mutual Investment Umbrella Fund FCP (Fonds Commun de Placement) with multiple sub-funds
15, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg

Opinion

We have audited the financial statements of Pictet Global Selection Fund (the "Fund") and of each of its sub-funds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at December 31, 2019 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its sub-funds as at December 31, 2019 and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of July 23, 2016 on the audit profession ("Law of July 23, 2016") and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of July 23, 2016 and ISAs are further described in the "Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises Agréé for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

Report of the Réviseur d'Entreprises Agréé (continued)

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund's Management Company for the Financial Statements

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund's Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund's Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises Agréé for the Audit of the Financial Statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the Réviseur d'Entreprises Agréé that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law dated July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

Report of the Réviseur d'Entreprises Agréé (continued)

As part of an audit in accordance with the Law dated July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund's Management Company;
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's Management Company use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

For Deloitte Audit, Cabinet de Révision Agréé

Nicolas Hennebert, Réviseur d'Entreprises Agréé
Partner

April 8, 2020
20, boulevard de Kockelscheuer
L-1821 Luxembourg

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

監査報告書

ピクテ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ株主各位

年次財務書類に対する監査報告書

我々の監査意見

我々は、添付の本年次財務書類は、年次財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要求に従って、ピクテ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ（以下「当社」という。）の2019年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の経営成績を、真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

当社の年次財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2019年12月31日現在の貸借対照表
- ・ 同日に終了した年度の損益計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む年次財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「年次財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、年次財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「I E S B A規程」という。）に従って当社から独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、当該運用報告書に含まれる情報により構成されるが、かかる情報には本年次財務書類およびそれに対する我々の公認の監査人の報告書は含まれない。

本年次財務書類に関する我々の意見は、その他の情報を対象としていないため、我々は当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の本年次財務書類の監査に関連し、我々の責任は、その他の情報を読み、その過程で、当該その他の情報が本年次財務書類または我々が監査を行う上で入手した知識と著しく矛盾しているため重要な虚偽記載であると疑われるようなものがないかを検討することである。実施した手続きに基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、我々はかかる事実を報告しなければならない。かかる点において、我々が報告すべきことはない。

年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、本年次財務書類の作成および適正表示についての責任、ならびに欺罔の行為または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制についての責任を負う。

年次財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

年次財務書類の監査に関する「公認の監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、年次財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該年次財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、年次財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、年次財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、年次財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法律または規制の要件に関する報告書

当該運用報告書は、本年次財務書類との整合性が取れており、適用ある法律要件に従って作成されている。

ルクセンブルグ、 2020年3月20日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブを代表して
ロクサーヌ・ハース

（当財務書類については、英語版のみが監査人によって精査されている。したがって、本監査報告書が言及しているのは、英語版のみであり、誠実に翻訳された他の言語のものは、取締役会の責任において作成されたものである。英語版と翻訳版との間に相違があった場合には、英語版を正式書類とする。）

[次へ](#)

Audit report

To the Shareholders of
Pictet Asset Management (Europe) S.A.

Report on the audit of the annual accounts

Our opinion

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of Pictet Asset Management (Europe) S.A. (the "Company") as at 31 December 2019, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

What we have audited

The Company's annual accounts comprise:

- the balance sheet as at 31 December 2019;
- the profit and loss account for the year then ended; and
- the notes to the annual accounts, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts" section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the management report but does not include the annual accounts and our audit report thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;

- conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative

Luxembourg, 20 March 2020

Represented by

Roxane Haas

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

“Only the English version of the present Annual Report has been reviewed by the Auditor. Consequently, the Auditor's Report only refers to the English version of the report; other versions result from a conscientious translation made under the responsibility of the Board. In case of differences between the English version and the translation, the English version shall be the authentic text.”